

豊島区震災復興マニュアル

本 編

平成25年3月

豊島区

| | | |
|-----|----------|-----------------------|
| 第1編 | 総則・体制編 | ：平成23年7月策定（平成25年3月改定） |
| 第2編 | 都市・住宅復興編 | ：平成23年7月策定（平成25年3月改定） |
| 第3編 | 生活・産業復興編 | ：平成25年3月策定 |

本編 目次

第1編 総則・体制編

| | | |
|-----------------------|-------|----|
| 総則 | ----- | 1 |
| 第1節 震災復興マニュアルの目的等 | ----- | 2 |
| 1 マニュアルの目的と背景、位置づけ、構成 | ----- | 2 |
| 第2節 震災復興の基本的な考え方 | ----- | 4 |
| 1 本マニュアルの前提となる被害想定 | ----- | 4 |
| 2 災害対策本部と震災復興本部の関係 | ----- | 6 |
| 第3節 震災復興本部の設置 | ----- | 8 |
| 1 震災復興本部の設置 | ----- | 8 |
| 2 震災復興本部会議の開催 | ----- | 10 |
| 3 職員配置 | ----- | 12 |
| 第4節 震災復興マニュアルの更新等 | ----- | 14 |
| 1 震災復興マニュアルの更新及び職員訓練 | ----- | 14 |
| 第1章 復興体制の整備 | ----- | 17 |
| 第1節 被害状況と復興需要の把握 | ----- | 19 |
| 1 住家の公的被害認定調査 | ----- | 20 |
| 2 区有施設の被害状況の把握 | ----- | 22 |
| 3 暮らしの復旧に向けた社会調査 | ----- | 24 |
| 4 被災統計データベースの構築 | ----- | 26 |
| 5 生活再建状況の継続的把握 | ----- | 28 |
| 6 市街地の復興状況の継続的把握 | ----- | 30 |
| 第2節 生活再建支援体制の整備 | ----- | 33 |
| 1 り災証明書の発行 | ----- | 34 |
| 2 生活再建相談 | ----- | 36 |
| 第3節 震災復興基本計画の策定 | ----- | 39 |
| 1 震災復興基本方針の策定 | ----- | 40 |
| 2 震災復興基本計画の策定 | ----- | 42 |
| 第4節 財源確保・復興基金 | ----- | 45 |
| 1 震災復興のための財政需要の推定 | ----- | 46 |

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 2 | 復興基金 | 48 |
| 第5節 | 復旧復興の用地確保と利用調整 | 51 |
| 1 | 用地の確保と利用調整 | 52 |
| 第6節 | がれき処理 | 55 |
| 1 | がれき処理 | 56 |
| 第7節 | ボランティア | 59 |
| 1 | 一般ボランティアの受け入れ | 60 |
| 2 | 長期及び専門的ボランティアへの支援 | 62 |
| 第8節 | 広報活動 | 65 |
| 1 | 広報活動 | 66 |
| 2 | 区外避難者や多言語での情報提供 | 68 |

第2編 都市・住宅復興編

| | | |
|-----|------------------|-----|
| 第2章 | 都市の復興 | 71 |
| 第1節 | 被害概況の把握 | 73 |
| 1 | 家屋被害概況の把握 | 74 |
| 第2節 | 都市復興基本方針の策定と展開 | 77 |
| 1 | 都市復興基本方針の策定 | 78 |
| 2 | 第1次建築制限の実施 | 80 |
| 3 | 家屋被害状況調査 | 82 |
| 4 | 時限的市街地の方針案策定 | 84 |
| 5 | 復興地区区分 | 86 |
| 6 | 建築行為の届出・許可 | 88 |
| 第3節 | 都市復興基本計画の策定と展開 | 91 |
| 1 | 都市復興基本計画（骨子案）の策定 | 92 |
| 2 | 第2次建築制限の実施 | 94 |
| 3 | 復興まちづくり計画の策定 | 96 |
| 4 | 都市復興基本計画の策定 | 98 |
| 第4節 | 復興事業の推進 | 101 |
| 1 | 復興事業計画の策定 | 102 |
| 2 | 区民の復興まちづくり活動支援 | 104 |

| | | | |
|-----|-----------------------|-------|-----|
| 第3章 | 地域協働復興 | ----- | 107 |
| 第1節 | 被害の把握と復興への準備 | ----- | 109 |
| 1 | 被害の概況を集約し報告 | ----- | 110 |
| 2 | 復興準備会の立ち上げ | ----- | 112 |
| 3 | 復興準備会の発足と事前協議 | ----- | 114 |
| 第2節 | 復興まちづくり協議会の結成 | ----- | 117 |
| 1 | 復興まちづくり協議会の発足と認定 | ----- | 118 |
| 2 | 復興まちづくり協議会の活動方針づくり | ----- | 120 |
| 第3節 | 地域協働復興による時限的市街地の展開 | ----- | 123 |
| 1 | 時限的市街地の用地さがしと建設 | ----- | 124 |
| 2 | 時限的市街地の運営体制づくり | ----- | 126 |
| 第4節 | 復興まちづくりへの支援 | ----- | 129 |
| 1 | 復興まちづくり広報の展開 | ----- | 130 |
| 2 | 復興まちづくり事務所の開設 | ----- | 132 |
| 3 | 支援専門家の派遣 | ----- | 134 |
| 第5節 | 復興まちづくり計画案の検討 | ----- | 137 |
| 1 | 復興まちづくり方針説明会の開催 | ----- | 138 |
| 2 | 復興まちづくり提案の検討と提出 | ----- | 140 |
| 3 | テーマ別・事業別の検討 | ----- | 142 |
| 4 | 地域協働による復興まちづくり計画の策定 | ----- | 144 |
| 第6節 | くらしとコミュニティの復興 | ----- | 147 |
| 1 | 地域におけるがれき撤去と住まい再建の支援 | ----- | 148 |
| 2 | 地域におけるくらしと健康の回復 | ----- | 150 |
| 3 | 商店街等の生活拠点の確保、コミュニティ再建 | ----- | 152 |
| 第7節 | 復興まちづくり事業の展開 | ----- | 155 |
| 1 | 復興まちづくり事業の推進 | ----- | 156 |
| 2 | 復興まちづくり活動の継続 | ----- | 158 |
| 第8節 | 事前まちづくりと復興への準備 | ----- | 161 |
| 1 | 事前復興まちづくりの展開 | ----- | 162 |
| 2 | 地域コミュニティの活性化 | ----- | 164 |
| 3 | 復興への意識啓発と復興まちづくり訓練 | ----- | 166 |

| | | | |
|-----|-------------------|-------|-----|
| 第4章 | 住宅の復興 | ----- | 169 |
| 第1節 | 被害状況の把握 | ----- | 171 |
| 1 | 住宅の被害状況の把握 | ----- | 172 |
| 2 | 区営住宅等の被災度区分判定の実施 | ----- | 174 |
| 3 | 応急危険度判定の実施 | ----- | 176 |
| 第2節 | 応急的な住宅の確保 | ----- | 179 |
| 1 | 被災住宅の応急修理 | ----- | 180 |
| 2 | 一時提供住宅の確保 | ----- | 182 |
| 3 | 応急仮設住宅の確保 | ----- | 184 |
| 4 | 応急仮設住宅の建設・撤去 | ----- | 186 |
| 5 | 入居者の募集・選定 | ----- | 188 |
| 6 | 応急的な住宅の管理 | ----- | 190 |
| 第3節 | 住宅復興計画の策定 | ----- | 193 |
| 1 | 住宅復興計画の検討体制 | ----- | 194 |
| 2 | 住宅復興計画の策定と公表 | ----- | 196 |
| 第4節 | 自力再建への支援 | ----- | 199 |
| 1 | 民間住宅に対する修繕及び再建支援 | ----- | 200 |
| 2 | 賃貸住宅入居者に対する生活再建支援 | ----- | 202 |
| 第5節 | 集合住宅再建への支援 | ----- | 205 |
| 1 | 分譲マンションの再建 | ----- | 206 |
| 第6節 | 区営住宅 | ----- | 209 |
| 1 | 区営住宅の補修・建替え | ----- | 210 |
| 2 | 民間住宅の買取り・借上げ | ----- | 212 |

第3編 生活・産業復興編

| | | |
|-----|--------------------------|-----|
| 第5章 | くらしの復興 ----- | 219 |
| 第1節 | 医療と福祉の確保 ----- | 221 |
| 1 | 地域医療サービスの確保 ----- | 222 |
| 2 | 福祉施設の被害調査と復旧再建支援 ----- | 224 |
| 3 | 地域福祉需要調査と一時入所 ----- | 226 |
| 4 | 福祉サービス体制の整備 ----- | 228 |
| 5 | 震災福祉復興計画の策定 ----- | 230 |
| 第2節 | 保健・衛生の維持 ----- | 233 |
| 1 | 被災者の健康管理 ----- | 234 |
| 2 | 水、食品の安全確保 ----- | 236 |
| 3 | ペット等の一時保護 ----- | 238 |
| 4 | 防疫（感染症の防止） ----- | 240 |
| 5 | 公衆浴場の状況把握と再開支援 ----- | 242 |
| 6 | 生活衛生施設の状況把握と再開支援 ----- | 244 |
| 7 | ごみ処理等 ----- | 246 |
| 第3節 | 生活支援対策 ----- | 249 |
| 1 | 生活資金等の支援 ----- | 250 |
| 2 | 生活保護 ----- | 252 |
| 3 | 税等の減免 ----- | 254 |
| 第6章 | 教育・地域・文化の復興 ----- | 257 |
| 第1節 | 教育の復興と子どものケア ----- | 259 |
| 1 | 区立の学校施設の復旧・再建 ----- | 260 |
| 2 | 区立の学校等の教育の再開 ----- | 262 |
| 3 | 子どもに対するケア ----- | 264 |
| 第2節 | 文化と都市活力の復興 ----- | 267 |
| 1 | 文化・生涯学習施設等の再建、活動再開 ----- | 268 |
| 2 | 文化財等の復旧・復興支援 ----- | 270 |
| 3 | 文化・芸術、都市イメージの回復 ----- | 272 |

| | |
|-------------------|-----|
| 第3節 コミュニティの復興 | 275 |
| 1 地域コミュニティ活動への支援 | 276 |
| 2 復興市民活動の支援 | 278 |
| 3 大学との連携 | 280 |
| 4 外国人への支援 | 282 |
| | |
| 第7章 仕事と産業の復興 | 285 |
| 第1節 産業の復興 | 287 |
| 1 被害の把握と産業復興計画の策定 | 288 |
| 2 中小企業の再開・復興支援 | 290 |
| | |
| 第2節 雇用・就業の確保 | 293 |
| 1 雇用・就業の確保 | 294 |
| | |
| 第3節 消費者の保護 | 297 |
| 1 消費者相談等の実施 | 298 |

第1編 総則・体制編

総則

総則 第1節

震災復興マニュアルの目的等

1 マニュアルの目的と背景

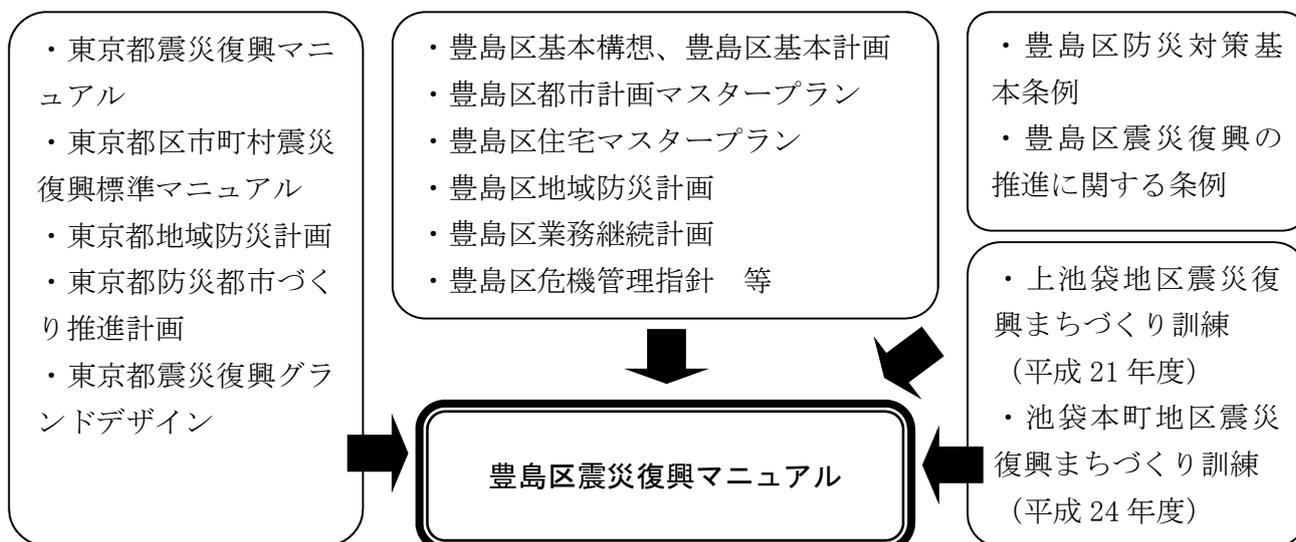
阪神・淡路大震災では、都市直下での甚大な被害から、復興活動が長期にわたるとともに、事業も広範囲に及ぶことなどが明らかになった。その後も、新潟県中越地震、中越沖地震など各地で大きな地震が発生し、被災地では復興に向けた取り組みが続けられている。そして未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災地においては、まさに復興の長い道のりに入ったとも言える状況にある。

政府は、マグニチュード7クラスの首都直下地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生すると発表しており、豊島区もいつ被災してもおかしくない状況の中、震災に備えて被災直後の応急・復旧対策と同時に、大災害を教訓としつつ復興に向けた事前対策を講じることが一層重要になってきている。

震災復興の一連のプロセスを迅速かつ適切に遂行するため、事前に区民との合意形成のあり方や復興のための業務に携わる職員の行動指針や手順等をまとめた「豊島区震災復興マニュアル」を策定することとした。

2 マニュアルの位置づけ

本マニュアルは「豊島区基本構想」、「豊島区基本計画」、「東京都震災復興マニュアル」、「豊島区都市計画マスタープラン」、「東京都防災都市づくり推進計画」、「豊島区地域防災計画」等の諸計画と整合性を図りつつ、諸計画を具体化又は補完する計画の一つとする。また、模擬訓練等の経験を踏まえ、区の震災復興のための総合的なマニュアルとする。



3 マニュアルの構成

第1編
総則・体制編

総則

- ・震災復興マニュアルの目的等
- ・震災復興の基本的な考え方
- ・震災復興本部の設置
- ・震災復興マニュアルの更新等

第1章 復興体制の整備

- ・被害状況と復興需要の把握
- ・生活再建支援体制の整備
- ・震災復興基本計画の策定
- ・財源確保・復興基金
- ・復旧復興の用地確保と利用調整
- ・がれき処理
- ・ボランティア
- ・広報活動

第2編
都市・住宅復興編

第2章 都市の復興

- ・被害概況の把握
- ・都市復興基本方針の策定と展開
- ・都市復興基本計画の策定と展開
- ・復興事業の推進

第3章 地域協働復興

- ・被害の把握と復興への準備
- ・復興まちづくり協議会の結成
- ・地域協働復興による時限的市街地の展開
- ・復興まちづくりへの支援
- ・復興まちづくり計画案の検討
- ・くらしとコミュニティの復興
- ・復興まちづくり事業の展開
- ・事前まちづくりと復興への準備

第4章 住宅の復興

- ・被害状況の把握
- ・応急的な住宅の確保
- ・住宅復興計画の策定
- ・自力再建への支援
- ・集合住宅再建への支援
- ・区営住宅

第3編
生活・産業復興編

第5章 くらしの復興

- ・医療と福祉の確保
- ・保健・衛生の維持
- ・生活支援対策

第6章 教育・文化・地域の復興

- ・教育の復興と子どものケア
- ・文化と都市活力の復興
- ・コミュニティの復興

第7章 仕事と産業の復興

- ・産業の復興
- ・雇用・就業の確保
- ・消費者の保護

総則 第2節

震災復興の基本的な考え方

1 本マニュアルの前提となる被害想定

地震による被害は、「豊島区地域防災計画」で想定するものとする。

◆ 前提条件

（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成24年4月東京都防災会議）より）

1. 想定地震

| 項目 | 内容 | | | |
|-------|------------------------|------------------------|---------|---------|
| 種類 | 東京湾北部地震 | 多摩直下地震 (プレート境界多摩地震) | 元禄型関東地震 | 立川断層帯地震 |
| 震源 | 東京湾北部 | 東京都多摩地域 | 神奈川県西部 | 東京都多摩地域 |
| 規模 | マグニチュード(以下「M」と表記する)7.3 | | M8.2 | M7.4 |
| 震源の深さ | 約20~35km | | 約0~30km | 約2~20km |

2. 気象条件等

| 季節・時刻・風速 | 内容 |
|-------------------------------|---|
| 冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒 | ○兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。 |
| 冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒 | ○オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は他の時間帯と比較して少ない。 |
| 冬の夕方18時 風速 4m/秒 8m/秒 | ○火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ○ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。 |

◆ 豊島区に係る被害想定

被害想定については、前述の「◆前提条件」のうち、豊島区において特に大きな被害が想定されている東京湾北部を震源とする地震とする。

| 豊 島 区 | | | |
|------------------|--------------------------------------|----------------------|---------------------|
| 条 件 | 種類及び規模 | | 東京湾北部地震 M7.3 |
| | 予想震度階（区内における面積比率） | | 6弱（88.4%）～6強（11.6%） |
| | 時期及び時刻 | | 冬の夕方18時 |
| | 風速 | | 8m/秒 |
| 物的 被害 | 建 物 全 壊 数 原 因 別 | ゆれ | 1,672棟 |
| | | 液状化 | 3棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 4棟 |
| | | 計 | 1,679棟 |
| | 火 災 | 出火件数 | 8件 |
| | | 焼失棟数(倒壊建物を含む) | 1,355棟 |
| | | 焼失棟数(倒壊建物を含まず) | 1,315棟 |
| | ラ イ フ ラ イ ン | 電力(停電率) | 10.0% |
| | | 通信(固定電話不通率) | 2.4% |
| | | ガス(低圧供給支障率・ブロック内全域) | 0.2% |
| | | ガス(低圧供給支障率・ブロック内1/3) | 88.0% |
| | | 上水道(断水率) | 23.9% |
| | | 下水道(下水道管きよ被害率) | 24.7% |
| | 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 183台 |
| | 震災廃棄物 | | 65万t |
| 人 的 被 害 | 死者（うち災害時要援護者死者数） | | 121人（48人） |
| | 負傷者（うち重傷者） | | 2,778人（279人） |
| | 避難人口 | | 52,485人 |
| | （うち避難生活者数） | | 34,115人 |
| | （うち疎開者人口） | | 18,370人 |
| | 滞留者数（うち屋外被災者） | | 374,171人（45,507人） |
| | 徒歩帰宅困難者数 | | 140,005人 |
| | 自力脱出困難者 | | 770人 |

総則 第2節

震災復興の基本的な考え方

2 災害対策本部と震災復興本部の関係

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、区、防災関係機関及び住民は一致協力して、応急対策等に努め、被害の発生を最小限に留める必要がある。

このため、区及び防災関係機関は、相互に密接な協力態勢をしき、「災害対策本部」を設置するなど、災害の拡大防止又は救護救援活動が的確かつ迅速に実施できるよう努めることとしている。

区長は、豊島区が大規模な地震等により被害を受けた場合において、復興対策を迅速かつ円滑に推進するため、災害対策本部とは別組織となる「震災復興本部」を設置する。

災害対策本部が所掌する応急的な事業で、震災復興に関係するものについては、両本部が緊密に連携し、処理する。

1 目的及び根拠

| | 災害対策本部 (被災直後～概ね2か月) | 震災復興本部 (被災後1週間～数年) |
|----|---|---|
| 目的 | 震災発生直後からの応急・復旧対策を臨時的、かつ、機動的に実施することを主な設置目的とする。 | 被災直後から応急・復旧対策が一段落した段階で、復興対策を計画的に実施することを主な設置目的とする。 |
| 根拠 | 災害対策基本法 | 豊島区震災復興の推進に関する条例 |

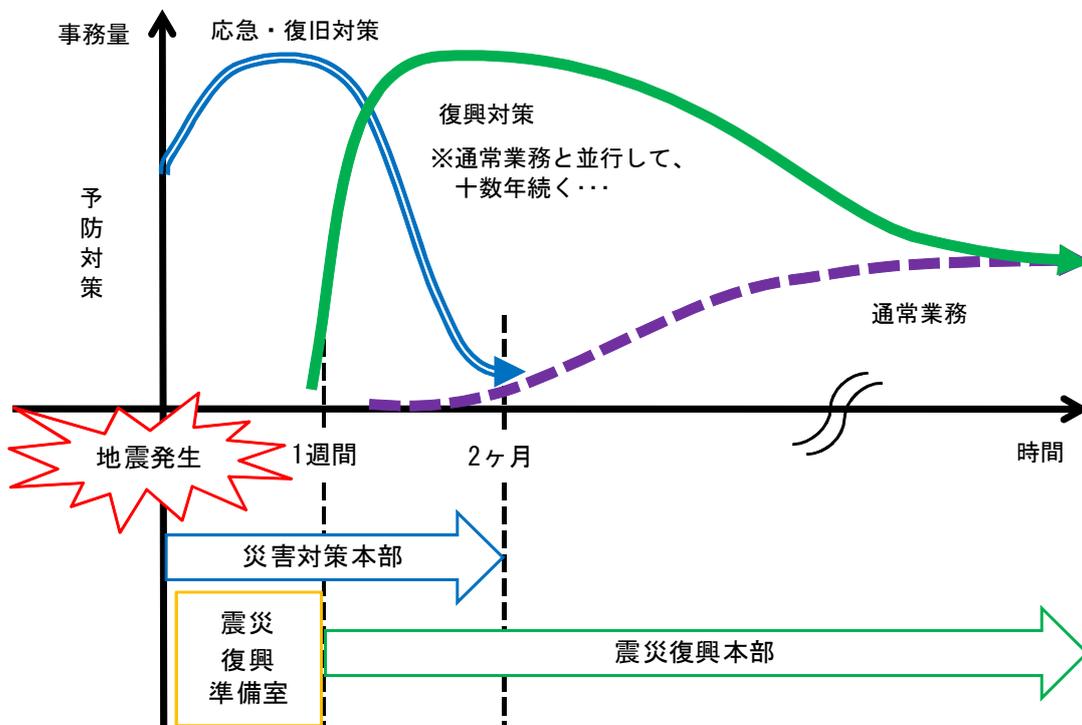
2 震災復興本部の主な業務内容

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・震災復興本部の設置・運営・震災復興基本計画の策定・震災復興関係の予算措置、財政運営・人的資源、用地、情報管理、広報、相談、区民活動等・がれき処理・区有施設、家屋等の被害の把握・都市復興基本計画・住宅復興計画の策定と展開・時限的市街地の建設・運営・応急的な住宅の確保・区営住宅等の供給・管理・民間住宅に対する再建支援 | <ul style="list-style-type: none">・医療機関の復旧状況把握・復旧支援・被災者の健康管理、メンタルヘルスケア・被災者生活実態調査・被災者の生活再建支援・学校施設等の再建・被災児童生徒への支援、メンタルヘルスケア・区内産業の被害の把握・産業再建に対する支援・雇用の維持拡充等 |
|--|--|

3 取り組まなければいけない代表的な対応事項についての比較

| 対応事項 | 災害対策本部 (被災直後～概ね2か月) | 震災復興本部 (被災後1週間～数年) |
|---------|--------------------------------|---|
| 情報の収集 | 公共施設の被害把握 被害概況調査 応急危険度判定 | 被害状況調査 家屋被害データベースの作成 被災者生活実態調査（地域福祉需要調査） 商店街・事務所の被害調査 区民生活の復興支援のための各種調査 |
| がれき処理 | 道路、公共施設のがれき処理 | 民間施設のがれき処理の支援 |
| 応急住宅の提供 | 応急仮設住宅用地確保から入居まで | 復興住宅の建設、仮設住宅入居者に対する生活支援 |
| 施設の復旧 | 応急復旧 | 恒久的な復旧、再建 |
| 用地の調整 | 応急的な用地の調整 | 時間的な需要の変化を考えた用地の調整 |
| り災証明 | | り災証明書発行 |

《復旧と復興の関係》



※ 二重線は応急・復旧対策（災害対策本部）、実線は復興対策（震災復興本部）、点線は通常業務。

1 震災復興本部の設置

| | |
|------------|---------------|
| 実施責任担当課 | 企画課、防災課、都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 企画課、都市計画課 |

活動のあらまし

災害救助法施行令第1条に定める程度以上の災害が発生した場合には、地域防災計画に基づき「災害対策本部」を設置し、災害の拡大の防止又は救護救援活動を的確かつ迅速に実施する。

同時に、災害対策本部の中に、「震災復興準備室」を設置し、総合的な震災復興の必要性を検討し、「震災復興本部」の立ち上げ準備を行う。被災後1週間以内に、震災復興を統括する組織として「震災復興本部」を設置する。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|------------|
| 発災から 3日以内 | 震災復興準備室の設置 |
| 1週間以内 | 震災復興本部の設置 |
| 終了時 | 震災復興本部の解散 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：震災復興本部の設置状況

過去の震災では、当日に災害対策本部を設置し、被害が甚大な場合、少し経ってから復興本部が設置されている。

◆（兵庫県）平成7年1月阪神・淡路大震災では、兵庫県は1月17日7時に災害対策本部を設置した。本庁舎に出勤できたのは数人であった。1月30日災害対策本部内に「兵庫県南部震災復興本部」を設置し、住宅再生、ガレキ処理など復興に向けての準備に入った。3月15日に組織改正を行い「阪神・淡路大震災復興本部」に組織替えし、復興計画策定、事業推進を図った。震災10年を経過した平成17年3月31日に両本部は解散した。（兵庫県①建築学会①）

◆（神戸市）市長が6時半頃に市役所に出務し、7時に1号館1階に災害対策本部を設置した。しかし千人以上の避難者の流入があり、1時間後に8階に移動した。9日後の1月26日に市長を長とする

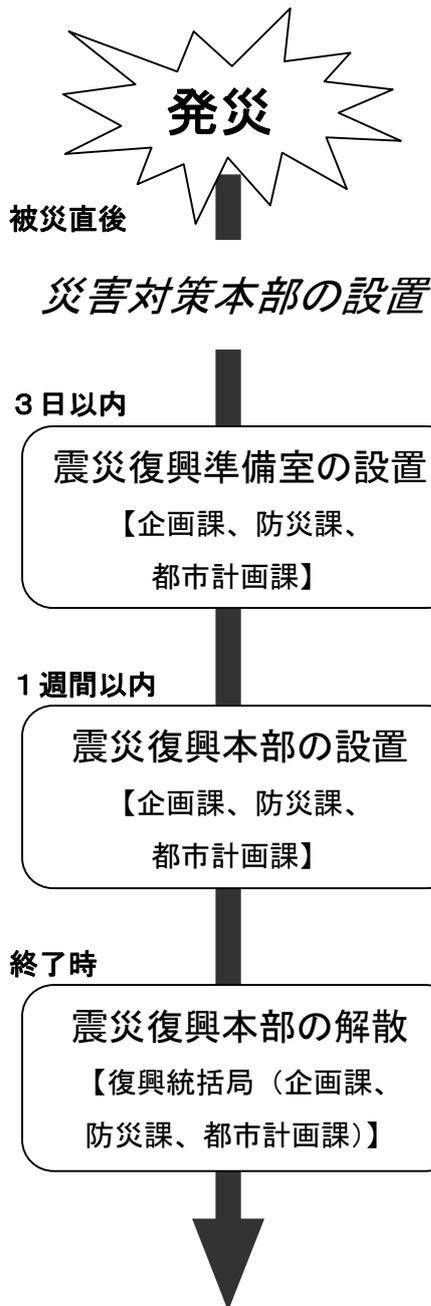
「神戸市震災復興本部」を設置したが、組織を規定する条例は2月15日に議決された。庁舎2号館が中間層破壊したため、水道局・都市計画局等の資料が使用不能となり、迅速な復旧復興を妨げた。（神戸市①）

◆（西宮市）2月1日に震災復興本部を設置した。事務局は企画調整部長を長に市長室、企画、都市計画、人事、財政等であった。都市復興には2月6日から3月末まで27人の職員による「市街地復興室」を立ち上げ、計画策定や用地確保等の執行にあたった。（西宮市①）

◆（新潟県）平成16年10月新潟県中越地震では、2週間後、県災害対策本部の中に復旧・復興本部が設置された。3班で発足、翌年8月に復興計画が成案になったので知事を本部長とする「新潟県中越大震災復興本部」が設置された。（中越①）

※出典文献等は資料編P資166参照。（以下同じ）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 震災復興準備室の設置

- ① 災害対策本部の設置に伴い、本部内に震災復興準備室を設置する。
- ② 震災復興準備室は、企画課、防災課、危機管理担当課、治安対策担当課、都市計画課を中心に組織する。

(2) 震災復興本部の設置

- ① 区長は、震災被害が甚大であり、震災復興の迅速かつ計画的な遂行を図る必要があると判断したときは、震災復興本部を設置する。
- ② 震災復興本部を設置した場合、東京都及び関係防災機関に連絡するとともに、区民に周知を図る。

(3) 組織

- ① 本部員
 - ・ 本部長 区長
 - ・ 副本部長 副区長、教育長
 - ・ 本部員 災害対策本部各部長
 - ・ その他 本部長が指名する者（広報課長、危機管理担当課長、治安対策担当課長他）
- ② 事務局
企画課、防災課、都市計画課

(4) 震災復興本部の解散

- ① 区長は、復興対策が進捗し、復興本部設置の目的が達成されたと認めるときは、震災復興本部の審議を経て、本部を解散する。
- ② 震災復興本部を解散したときは、東京都及び関係防災機関に連絡するとともに、区民に周知を図る。

留意事項

- 必要に応じて、震災復興本部内の部の他に「復興プロジェクトチーム（担当局）」を別途組織する。
- 震災復興準備室は、復興本部設置後、事務局の機能を有する形で「復興統括局」として活動する。

今後の課題

- 組織改正等が生じた場合は、震災復興本部の組織及び分掌事務、担当課等を修正し、適宜職員に周知する。

必要な物品

- ・ 地域防災計画
- ・ 震災復興マニュアル
- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 地域地区図
- ・ 都市計画道路現況図
- ・ 都市計画施設図
- ・ 建物用途現況図
- ・ 土地利用現況図

※資料編 P 資 2～14 参照

2 震災復興本部会議の開催

| | |
|------------|----------------------|
| 実施責任担当課 | 復興統括局（企画課、防災課、都市計画課） |
| マニュアル更新担当課 | 企画課、都市計画課 |

活動のあらまし

復興に関する意思決定機関として、区長（本部長）は、震災復興本部会議を招集する。

震災復興本部会議は、震災復興基本方針、震災復興計画の策定、事業計画、財政計画、人事計画等、重要事項を審議し決定する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------------|
| 発災から 1週間以内 | 震災復興本部会議の招集 |
| 随時 | 震災復興本部会議の開催 |
| 随時 | 震災復興本部の復興方針、計画の広報活動 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：震災復興本部の組織方針

過去の例をみると、復興本部の構成は、最初から定まったものではなく、統括担当のもとで組織が増強されている例が多い。

◆（兵庫県）復興計画策定と復興事業推進を担った「阪神・淡路大震災復興本部」は、3月15日の組織改正で、協議・調整機関である本部のもとに執行機動的な12部を置いた。これは、総括部、国際部、地域部、渉外部、防災部、福祉部、保健環境部、商工部、労働部、農林水産部、土木部、都市住宅部と震災復興総合相談センターである。しかし、「総括部」を新設した以外は、部長は既存の部長が兼務し通常の組織の大半が移行した。（内閣府①）

◆（神戸市）1月26日に発足した神戸市の震災復興本部は、復興計画策定と全庁的な調整を図る「総括局」を置き、本部員（ほぼ全庁部局）を統括した。総括局は、当初は調査・計画の2課でスタートしたが、翌年、企画調整局と統合し企画調整部・復興計画推進部・国際部・東京事務所の3部6課に拡大、

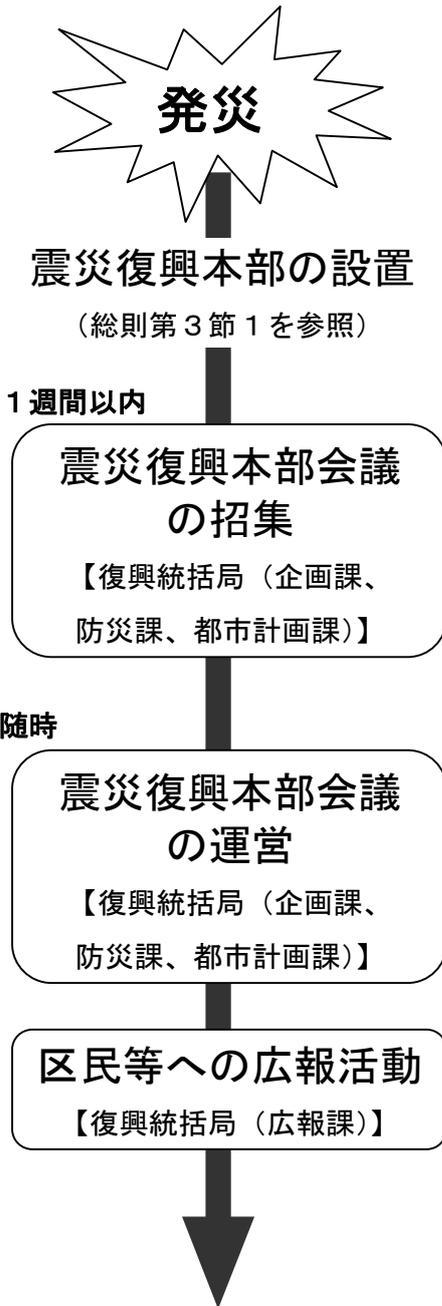
その翌年には情報企画部も加わった。（神戸市①）

◆（西宮市）震災復興本部の最初の本部会議は、2月1日に開かれ、2月中に大枠を整理し、6月を目途に震災復興計画を策定することが決定された。

（西宮市①）最初の本部会議では行政の基本的な方針とともに、議会や学識者を交えた復興計画検討の体制やスケジュール等を方向付けている。（内閣府①）

◆（新潟県）平成16年10月の中越地震では、新潟県の「県中越大震災復興本部」設置は、復興計画の確定した8月9日と同時であった。復興施策の確実な実施と総合調整を図るための組織で、知事の他、副知事～局長、出先局長25名で組織し、必要に応じて「震災復興アドバイザーグループ」から助言してもらうことにした。3月の「復興ビジョン策定」にあたった懇話会の学識経験者によるものであった。第1回本部会議は10月であった。（新潟県①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 震災復興本部会議の招集

- ① 震災復興本部が設置された場合は、区長（本部長）は、速やかに震災復興本部を招集する。
- ② 組織
 - ・本部長 区長
 - ・副本部長 副区長、教育長
 - ・本部員 災害対策本部各部長
 - ・その他 本部長が指名する者（広報課長、危機管理担当課長、治安対策担当課長他）
 - ・事務局 企画課、防災課、都市計画課

(2) 震災復興本部会議の運営

- ① 本部長が必要と認めた場合、または要請を受けた場合には、会議を開催する。
- ② 本部会議は、震災復興基本方針、震災復興計画の策定、事業計画、財政計画、人事計画等、重要事項を審議し、決定する。
- ③ 本部会議は、震災復興施策の進行を管理する。
- ④ 震災復興本部会議での決定された事項で、東京都または関係機関に連絡が必要な事項は、速やかに連絡する。

(3) 区民等への広報活動

- ① 震災復興本部会議で決定された事項について、区民への周知が必要なものは、多様な広報媒体を活用して速やかに周知する。

留意事項

- 震災復興本部で審議する内容は、平時の政策経営会議と同等の扱いとする。
- 復興本部会議後の記者会見の開催基準を決めておくこと。

今後の課題

- 議事録、決定事項記録のアーカイブ化。（復興誌の一部となる。）
- 「本部会議」での決定を必要とする事項のリスト化。

必要な物品

- ・ 地域防災計画
- ・ 震災復興マニュアル
- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 地域地区図
- ・ 都市計画道路現況図
- ・ 都市計画施設図
- ・ 建物用途現況図
- ・ 土地利用現況図

3 職員配置

| | |
|------------|---------|
| 実施責任担当課 | 総務課、人事課 |
| マニュアル更新担当課 | 人事課 |

活動のあらまし

確保できる職員を速やかに把握する。震災復興では一定の期間に集中的に人材を確保すべき業務と通常業務が併存することから、効率的・弾力的に職員を配置する。また、職員だけでは対処しきれない場合には、他自治体に対し職員の派遣を要請する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|----------------------|
| 発災から 1週間以内 | 確保可能な職員の調査を開始する |
| 2週間以内 | 過不足と必要人数を把握し、職員配置を行う |
| 2週間以内 | 他自治体等への応援要請、受け入れを行う |

留意事項：長期間の対応を前提とするので、一部職員の負担が過重にならないように配慮する。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：災害対策本部や震災復興本部と職員

◆（芦屋市）阪神・淡路大震災の前から地域防災計画で各部署の役割が定められていたが、当初は、登庁職員が少なく、地域防災計画で定めた組織の体になりえなかった。3日目に、地域防災計画をベースに必要な部署に重点配置した組織に修正した。その後も、1月24日、2月8日、13日、3月1日、4月1日と、活動内容や他市町の応援職員やボランティアなどの状況に従って組織の充実を図っていった。こうした変更は、寄り合い所帯で指揮系統が分かりにくく、人事担当は班編成の調整に大変苦慮し、職員の負担も大きかった。（内閣府①）

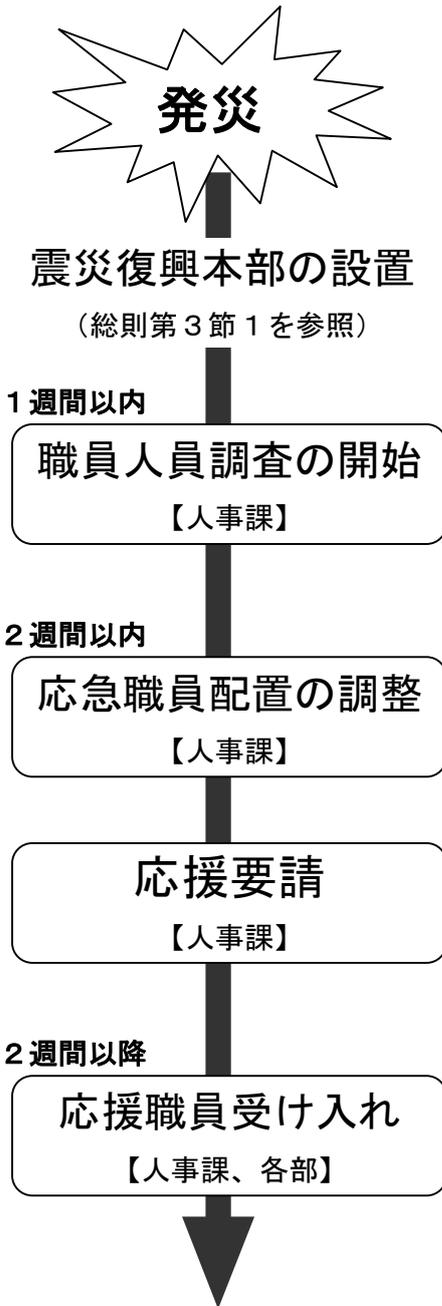
◆（西宮市）西宮市の場合でも、人事異動は頻繁に行われた。2月6日付10人（倒壊家屋対策室設置）、7日6人（応急仮設住宅対策室）、4月1日314人（復興に向けての大変更）、7月10日57人（復興対策の強化）、10月1日140人（復興の本格化）の異動が発令された。

4月になると全国に技術系職員の派遣を呼びかけ、18団体から22人（土木10 建築12）の派遣職員を長期に受け入れた。7月には技監ポストを新設、国から専門官を迎えた。（西宮市①）

◆（望ましい人物像）阪神・淡路大震災の対応経験者が感じた理想の人材像として、

（ア）体力的・精神的に強靱である人／（イ）個人的事情よりも仕事を優先できる人／（ウ）その場で自分に何ができるかを考える人／（エ）全体像を把握した上で仕事ができる人／（オ）自分の判断で迅速に事態に対応できる人／（カ）声の大きい人／（キ）誰とでも対等に渡り合える人／（ク）コミュニケーション能力が高い人／（ケ）周りの人の動きがちゃんと理解できる、読める人／（コ）調和が取れている人／（サ）いろいろなタレントを組み合わせようまく使える人、という指摘が残されている。（兵庫県②）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|---------------|--|
| (1) 職員人員調査の開始 | ① 震災復興本部内の各部が人材の投入を必要とする場合には、投入する職員の職種、人数、期間を申請する。 ② 従事可能な職員の職種、人数の調査を開始する。 |
| (2) 応急職員配置の調整 | ① 職員投入の申請をとりまとめ、可能な範囲での職員の配置調整を行う。 ② 変動する状況に応じた職員需要を継続的に把握し、過不足があれば再配置を行う。 |
| (3) 応援要請 | ① 対応する職員が不足する場合には、他の自治体等に、職種、人数、期間を明記して職員の派遣を要請する。 ② 宿泊等の生活環境の確保を開始する。 |
| (4) 応援職員受け入れ | ① 宿泊等の生活環境が整っていることを確認する。 ② 到着した職員を各部に配属する。 |

| 留意事項 |
|---|
| ○ 応援職員の要請から受け入れまでの手順を確認しておく。 |
| ○ 他自治体からの応援要請について、別途検討する。 |
| 今後の課題 |
| ○ 災害の規模と初動期において活動可能な職員数に応じた職員配置案を作成しておく。 |
| ○ 特定分野、職種での人員不足のおそれがあるので、事前に検討を行い、確保策を検討しておく。 |

| 必要な物品 | |
|-------------------|--------------------------|
| ・ 職員名簿 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 職員配置申請書 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 応援職員要請書 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 応援職員受け入れ候補施設リスト | <input type="checkbox"/> |
| ・ 災害時応援協定（地域防災計画） | <input type="checkbox"/> |

※資料編 P 資 15～20 参照

1 震災復興マニュアルの更新及び職員訓練

| | |
|------------|----------------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課、防災課、関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課、防災課、関係各課 |

活動のあらまし

予想される震災に備えて、震災復興マニュアルを定期的に更新する。継続的な見直しを行うことで、マニュアルの維持管理のみならず、震災復興の予行演習の機会とする。

また、震災復興マニュアルの実効性を高めるとともに、平素より迅速かつ円滑に復興施策を推進する体制を整えるため、職員向けの模擬訓練を実施する。

更新したマニュアルは、ホームページ等で公開する。

プロセスのポイント

| | |
|-----|-----------------|
| 発災前 | 震災復興マニュアルの更新 |
| | 職員向け模擬訓練の実施 |
| | 更新したマニュアルの周知・公開 |

留意事項：本節では、職員によるマニュアルの更新、訓練について記載する。

区民と区による地域協働復興訓練については、第3章第8節3（P166,167）を参照。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：防災計画や復興訓練の強化

防災計画や行動要領がいったん定めた後忘れられて、いざというとき役立たないという事例は多い。

◆（神戸市）昭和38年に「神戸市防災会議条例」を制定し、神戸市地域防災計画を策定し、以後、毎年見直していた。しかし阪神・淡路大震災の前までは、水害対策が重点であり、地震対策編の想定地震は最大震度5強で、被害は最大で建物全壊3千棟、火災110件、人的被害なしとされていた。水害対策に係る土木系職員を除くと多くの職員は地域防災計画書を開いたことはなかった。一方、戦災復興区画整理事業は昭和40年ごろに全国的にほぼ終わったが、神戸市では完了直前であった。その経験が復興に持ち込まれた。

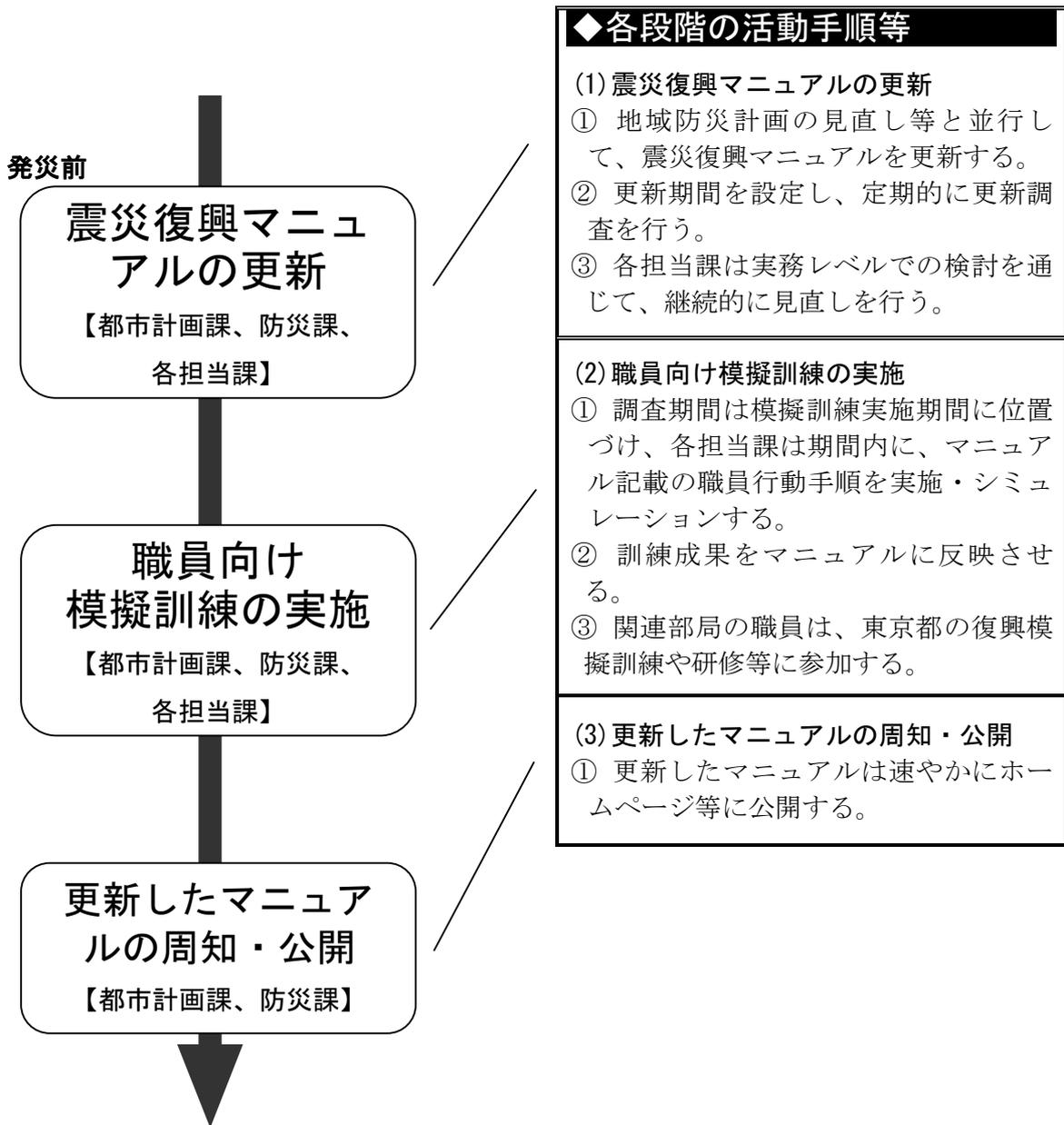
阪神・淡路大震災を教訓にして、神戸市では地震対策編を抜本的に改定した。その後、地域防災計画では、地震対策編の強化（平成16年東南海・南海地震対策等）、風水害編の強化（昭和13年梅雨前線

豪雨以上にも対処）、その他、サリン事件やSARSなど危機管理対策、職員や地域での訓練、安全福祉コミュニティづくりが進められている。

◆（東京都）東京都では昭和38年の新潟地震の後、震災対策を重点に進めており、都区ともに毎年地域防災計画を修正し総合防災訓練を実施するなどしていた。しかし、復興についての検討は、平成7年阪神・淡路大震災を受けてようやく始まった。

平成9年5月「東京都都市復興マニュアル」策定に始まり、翌平成10年1月「生活復興マニュアル」、平成13年5月「震災復興グランドデザイン」平成15年3月東京都「震災復興マニュアル（プロセス編・行政施策編）」、平成16年4月東京都震災対策条例改訂、平成16年「東京都復興市民組織育成事業」平成21年3月「区市町村震災復興標準マニュアル」等強化がなされ、この間、都や区市町の職員による震災復興訓練も実施されている。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

- 更新にあたっては、地域防災計画の見直し及び社会・経済情勢の変化に考慮すること。

今後の課題

- 鮮度の高いマニュアルとするため、更新期間の単位（1年毎等）を設定する。
- 更新の手続き方法の検討。（検討委員会形式、個別対応）
- 更新後の区民への公開・周知方法の検討。（ホームページの更新、区広報への掲載）
- 模擬訓練の内容・実施場所等を検討しておく。
- 災害対策本部・復興本部設置訓練の実施について、検討しておく。

必要な物品

- ・ 震災復興マニュアル更新用データ
- ・ 追録加除整理一覧表

第1編 総則・体制編

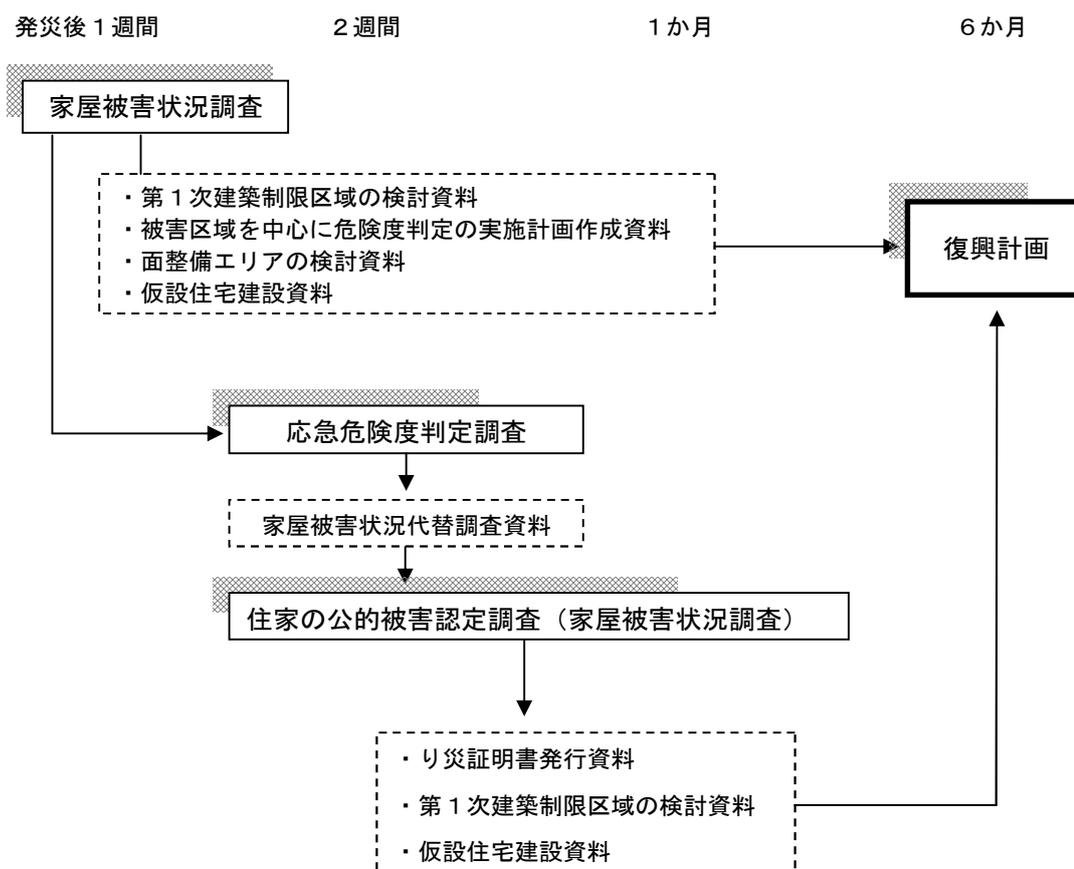
第1章 復興体制の整備

第1章 第1節

被害状況と復興需要の把握

被災後には、復興施策を展開するために被災後1か月程度までに実施しなければならない代表的調査について概要を示す。住家の公的被害認定調査（家屋被害状況調査）は、被災証明発行の根拠となるため、慎重を期す必要がある。

これらの調査は、データを集約し共有化することにより、復興需要を的確に把握することができる。また、目的が違う調査であっても他の調査の参考になるものがある。収集したデータを電子化し、データベースを構築する。



※調査に用いる地図は共通のものを用いる

※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 住家の公的被害認定調査（家屋被害状況調査）

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 都市整備部各課、税務課 |
| マニュアル更新担当課 | 建築審査課 |

活動のあらまし

被災地の全住家建物を対象に、被災状況の現地調査を行う。現地調査後、復興本部担当で査定し、全壊／半壊といった被害区分の仮判定を行う。調査は行政職員が実施する。

住家被害を公的に認定し、り災証明の根拠となる調査であり、公平性と合理性が求められる。調査結果は、都市復興計画を立てていくための最重要資料となる。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|----------------------|
| 発災から 1週間以内 | 被害概況の把握。調査の準備を整える |
| 1か月以内 | 現地調査、判定案作成、台帳及び図集を作成 |
| 1か月以内 | 調査票を集計し、東京都に報告する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の公的被害認定調査

◆ 甚大な被害を前に、阪神・淡路大震災での被害認定調査は大きく混乱した。り災証明書の判定を不服とする再調査の申請が相次ぎ、長期間にわたった。

西宮市では、災害対策本部調査班が1月23日から2月6日まで2人1組で住宅地図を持参して被災地を回って被害認定をした。住宅地図上に全壊全焼は×、半壊半焼は△、一部破損は○、被害なしはレを付けた。調査結果は情報システム課の協力でコンピュータによる被災者台帳に入力し集計した。

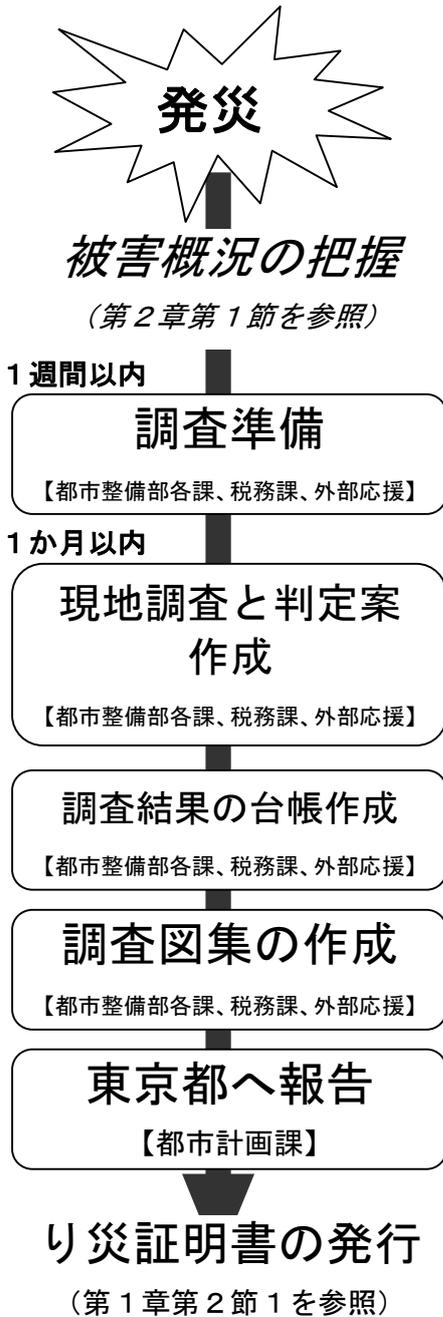
被災証明書の交付が2月13日から始まったが、その会場で被災者から不満が噴出し、再調査の申し出が殺到した。2月18、19日に一斉調査を行った他、職員・ボランティアによる「即時調査班」を待機させ再調査にあたったが、未処理が相次いだ。再調査期限を4月21日としたが、それ以後も変更申し出が頻発した。（西宮市①）

神戸市では再調査の受付は4月7日で打ち切ったが、6万件以上となった。（神戸市①）

芦屋市では「り災証明書」の発行が進む中で、被害調査結果を不服とする再調査依頼が多数殺到し、消防職員・ボランティア建築士による再調査が実施された。さらに、それでも結果を不服とする市民に対しては、建築専門家による被害調査も行われた。（芦屋市①）

◆（調査に従事した職員）再調査では一軒の家に、最高10数回調査に訪れたというのがあったという。しかし、いったん一部破損に判定したものは、何回行っても変わらないし、変えられない。10回目でも一部破損から半壊に変われば、今までの9回はいったい何だったんだということになってしまう。（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|-------------------|---|
| (1) 活動組織編成（1週間以内） | ① 建築審査課が主体となり、都市整備部が所管する。調査地の順位づけを行う。 ② 1チーム2人、70棟/日を目安に調査計画を構築する。 ③ 人員不足の場合は庁内及び東京都に応援を要請する。 |
| (2) 現地調査と判定案作成 | ① 調査のあらまし（1か月以内） 2人以上で調査班を構成し、調査票に基づいて建物の被災状況を評価する。建物全景や損壊個所を撮影する。調査票をもとに判定マニュアルに従い、判定案を作成する。 ② 留意事項 非木造建物については、技術職員が実施する。 |
| (3) 調査結果の台帳作成 | ① 権利関係や建物情報を固定資産台帳で確認し、画像と共にデータベースに入力する。 |
| (4) 調査図集の作成 | ① 都市復興の基礎資料として、家屋別被害状況図、街区別被害度分布図等の図集を作成する。 |
| (5) 東京都へ報告 | ① 家屋被害台帳（電子データ）に町丁目単位の被害状況を入力し、東京都 DIS 端末により東京都都市整備局に送信する。 |

留意事項

- 作業が大幅に遅れ、復興計画策定作業に影響を生じると見込まれるときは、応急危険度判定の調査票をもとに被災市街地の建築物の被害状況を分析し、実働調査に代える。

今後の課題

- 調査計画立案、調査実施、判定案作成、台帳作成、調査図集作成といった一連の工程についてのマニュアルづくり。
- 固定資産税台帳のデータ入手について、事前に都と調整が必要である。
- 判定マニュアルの整備。

| 必要な物品 | |
|------------------|--------------------------|
| ・ 自転車 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 現地用住宅地図 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 整理用住宅地図 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 調査票 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 筆記具／腕章／画板 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 家屋被害台帳（電子データ） | <input type="checkbox"/> |
| ・ デジカメ（電源含む）、その他 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 判定マニュアル | <input type="checkbox"/> |

※資料編 P 資 21～37 参照

2 区有施設の被害状況の把握

| | |
|------------|---------------|
| 実施責任担当課 | 災対総務部、区有施設所管課 |
| マニュアル更新担当課 | 施設課 |

活動のあらまし

災害時の対応拠点として機能する区有施設に対して、応急危険度判定を実施し、使用可否を判断するとともに、余震による二次災害防止策を実施する。その後、被災度区分判定を実施し、施設の復旧計画を立てる。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------|
| 発災から 3日以内 | 区有施設の被害状況を把握する |
| 1週間以内 | 機能復旧に向けた調査等を実施する |
| できるだけ早い 時期 | 区有施設の応急復旧を行う |

留意事項：公設・民営型の施設（特別養護老人ホーム等）については、事業者との連絡調整が必要となる。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の公共施設被害と対応

平成7年阪神・淡路大震災で神戸市では、市役所2号館の6階崩壊を始め、各区総合庁舎、出張所に大きい被害が生じ、円滑な応急対策活動を難しくした。また学校校舎や体育館は、施設の安全性を確認する前に避難者が集中した。

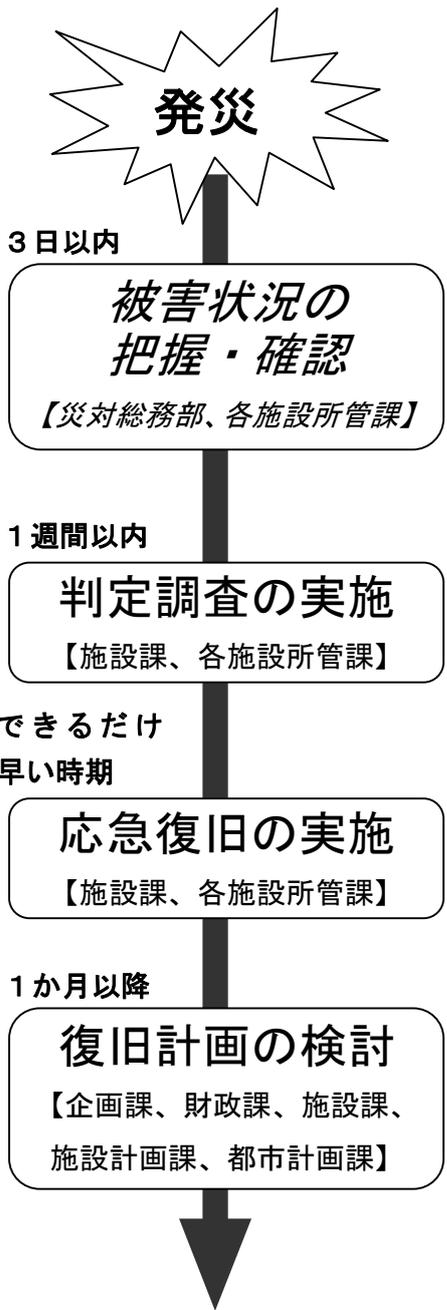
住宅局では市有施設について、まず、第1次調査として被災施設の危険度判定と応急措置を行うことにした。職員が直接調査に行き、その場で使用可否を即決した。対象施設が多かったため、神戸市建築協会の会や兵庫県建築士事務所協会に協力を求めた。設備については神戸市設備協会及び神戸市電気協会に協力を求め、設備課職員も立ち会って実施した。

引き続いて第2次調査として統一的客観的なデータ収集を行うため、「被災度判定調査」を行うことにした。2月早々に耐震、構造、RC、設備等の学

識経験者、建築学会、官庁営繕関係、設計事務所や建設業による「神戸市公共建築物震災調査会」を設置し、2月7日から3月9日の1か月間に「調査シート」を用いて212施設649棟を調査した。その後、目視できない部分や復旧設計のための詳細調査を行ったが、並行して応急措置、見積もり、災害復旧費国庫補助申請資料作成、現地調査、設計発注工事に追われることになった。8月に災害補助査定が完了したが、職員の気力体力が大変であった。

1,382棟40,783戸を有していた市営住宅は、被災翌日、神戸市建築協会に依頼し第1次調査を行ってもらった。20日から第2次調査（危険となった住宅等）、1月28日からは第3次調査（構造躯体への被害建物）を行った。その結果は市営住宅の再建、復旧工事設計に活用された。（神戸市①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|----------------|---|
| (1) 被害状況の把握・確認 | ① 各施設所管課の施設管理者は、管理している施設の被害状況を調査し、災害対策本部に報告する。 ② 施設使用が明らかに危険であると判断されるときは、立入禁止の措置を講ずる。 ③ 施設使用が危険と思われる場合は、施設課が確認する。 |
| (2) 判定調査の実施 | ① 応急危険度判定を実施し、被災建築物の危険性等を把握する。当面の使用の可否を判断し、二次的災害を防止する。 ② 施設の応急危険度判定の実施について、必要人員が満たされないと思われる場合は、災害対策本部を通じて都に応援要請を行う。 |
| (3) 応急復旧の実施 | ① 引き続き、被災度区分判定を実施し、被災度に基づく応急復旧を実施する。 |
| (4) 復旧計画の検討 | ① 被災度に基づき、施設の復旧、再建方法の検討を行う。 ② 区有施設の被害状況を集約し、再建方法や優先順位を決定する。 ③ 区有施設の再建計画を策定し、都市復興基本計画に反映する。 |

| 留意事項 |
|--|
| ○ 被害状況調査は各施設管理者が発災時、チェックリスト等で調査を実施する。 |
| ○ 応急危険度判定／被災度区分判定は、専門技術者を派遣して行う。 |
| ○ 避難施設等に使う施設については、優先して調査、判定、応急復旧を行う。 |
| 今後の課題 |
| ○ 応急危険度判定／被災度区分判定についての専門技術者の確保及び配置。(実施体制の整備) |
| ○ 区有施設の優先度の順位付け。 |

| 必要な物品 | |
|-----------|--------------------------|
| ・各施設位置図 | <input type="checkbox"/> |
| ・各施設設計図 | <input type="checkbox"/> |
| ・デジカメ | <input type="checkbox"/> |
| ・調査器具、調査票 | <input type="checkbox"/> |
| ・筆記具 | <input type="checkbox"/> |
| ・ヘルメット、軍手 | <input type="checkbox"/> |
| ・車両または自転車 | <input type="checkbox"/> |

※資料編 P 資 38～43 参照

3 くらしの復旧に向けた社会調査

| | |
|------------|-----------|
| 実施責任担当課 | 関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 防災課、都市計画課 |

活動のあらまし

東京都震災復興マニュアルには、生活・住宅・産業再建のため「被災者生活実態調査」や「雇用状況調査」といった被災者の意向を把握するための調査の実施が、案として示されている。

震災後のくらしの復旧に向けた対策を展開するため、自記方式等の社会調査を実施する。有効な対策を実施するため、早めの調査実施を図る。

なお、生活の復旧状況と対策を修正するため、継続的に社会調査を実施する。

プロセスのポイント

| | |
|-----------------|----------------------|
| 発災から 1週間～1か月 | 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査） |
| 1か月以内 | 商店や事業者の被害把握 |
| 1か月以内 | 児童生徒の状況把握 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：くらしの復旧に向けての調査事例

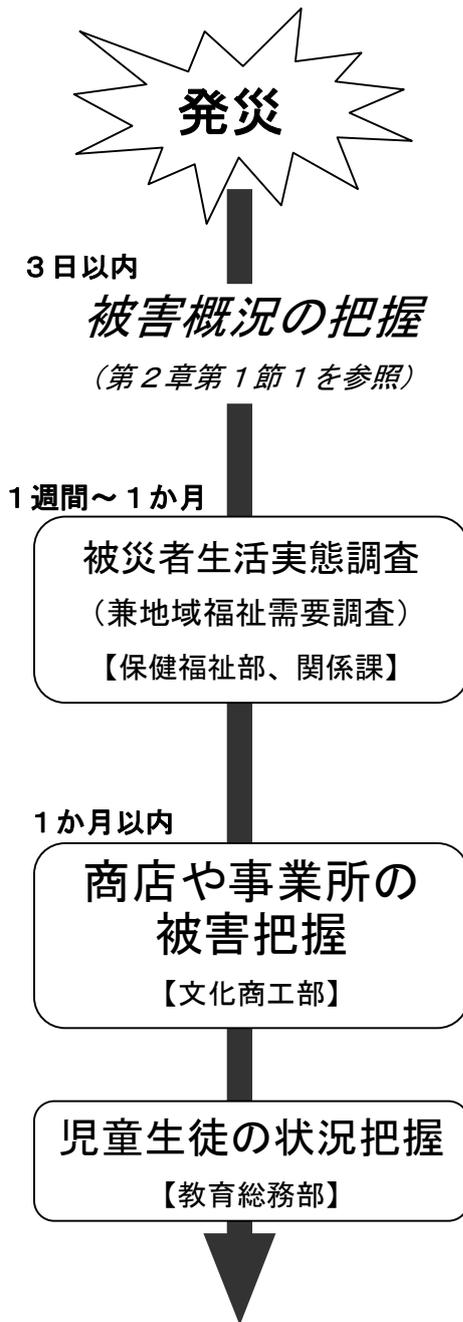
◆（兵庫県）震災後3日目の平成7年1月20日に緊急救援活動部（生活文化部）のもとで県職員と警察官の合同チーム「避難所緊急パトロール隊」を編成した。この隊で1か月間に「福祉施設等の緊急一時入所希望調査」「ボランティアニーズの把握調査」「避難所における健康医療関係調査」「避難所の生活実態調査」を実施した。また、3月までにボランティア・炊き出し状況調査、避難所状況調査を実施し、4～7月には避難所における世帯数等の把握調査・ボランティア活動状況調査等を実施した。なお市外・県外避難者の生活実態は十分でなかったとされている。（内閣府②）

◆（神戸市）神戸市では、3月「避難されている市民の方に関する調査」を実施した。避難所で3万2千枚を配布し、2万枚強を回収。結果は避難所改善、仮設住宅確保等に役立てた。5月には「避難所個別

面談調査」が1万4千世帯を対象に実施され、7月に避難所で避難者個別面談指導がなされ、仮設住宅への移転が進んだ。8月20日には避難所は閉鎖され、12の待機所にまとめられた。（内閣府②）

◆（新潟県）平成16年中越地震では、被災10日後の11月3日県災害対策本部は全避難所一斉調査を行った。342の避難所で126人の職員が聞き取り調査を実施、結果は5日の本部員会議に出され、食事、トイレ等避難環境の改善が指示され、仮設住宅要望になった。特に大規模な避難所には11月17日に第二次調査が実施され、冬到来に備え暖房の確保、間仕切り強化等が指示された。年内の12月21日には避難所は解消された。（中越①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）
- ① 避難所滞在者・応急的住宅入居者・住宅等残留者・区外避難者などを対象に実施する。
 - ② 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）を実施し、被災前後の状況、今後の住宅や生活再建意向を把握する。復興基本計画、住宅復興基本計画等の基礎データとなる。
 - ③ 必要に応じ、都及び他の自治体の応援を受ける。応援を受ける場合は、応援職員に対し、調査の手順を周知徹底する。
 - ④ 調査結果については、都の福祉保健局に報告する。
- (2) 商店や事業所の被害把握
- ① 店主・事業者を対象に実施する。
 - ② 被害の実態、再建のための支援ニーズ等を把握する。
 - ③ 産業復興基本計画等の基礎データとする。
- (3) 児童生徒の状況把握
- ① 各教育相談窓口等に寄せられた相談内容や、各校からの報告等を通じて、児童生徒の不安等に対するケアニーズを把握する。

留意事項

- 被災生活実態調査（兼地域福祉需要調査）は、各種相談業務等に活用するため、「被災世帯データベース」を構築する。
- 商店、事業所を対象とした調査は、調査結果の活用方法を検討しておく必要がある。
- 調査対象が分散するため、効率的に進める必要がある。

今後の課題

- 事前に調査体制を検討しておく。
- 調査員が不足する場合は、都の福祉保健局に応援を要請する。
- データベース構造を検討しておく。
- 区外避難者の対応方法を検討しておく。

必要な物品

- ・ 調査票
- ・ 筆記具
- ・ 腕章
- ・ 被災者生活実態調査票
- ・ 被災者生活実態調査報告書

※資料編 P 資 44～46 参照

4 被災統計データベースの構築

| | |
|------------|------|
| 実施責任担当課 | 関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 防災課 |

活動のあらまし

住棟単位で実施する住家の公的被害認定調査等をGIS等で統合し、り災証明書の発行、復興基本計画策定、復興における相談業務等に役立てる。

また、災害対策本部が集めた情報については、復興本部と情報を共有するとともに、区民への情報提供が円滑にできるように整理する。

プロセスのポイント

| | |
|------------|-----------------|
| 発災から 随時 | 家屋被害状況等をデータベース化 |
| 1か月以降 | データベース利用を開始 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：被害調査のデータベース開発の経過

従来の災害においては、被害や被災者の情報は紙の台帳であったが、平成7年阪神・淡路大震災をきっかけにIT化が始まっている。

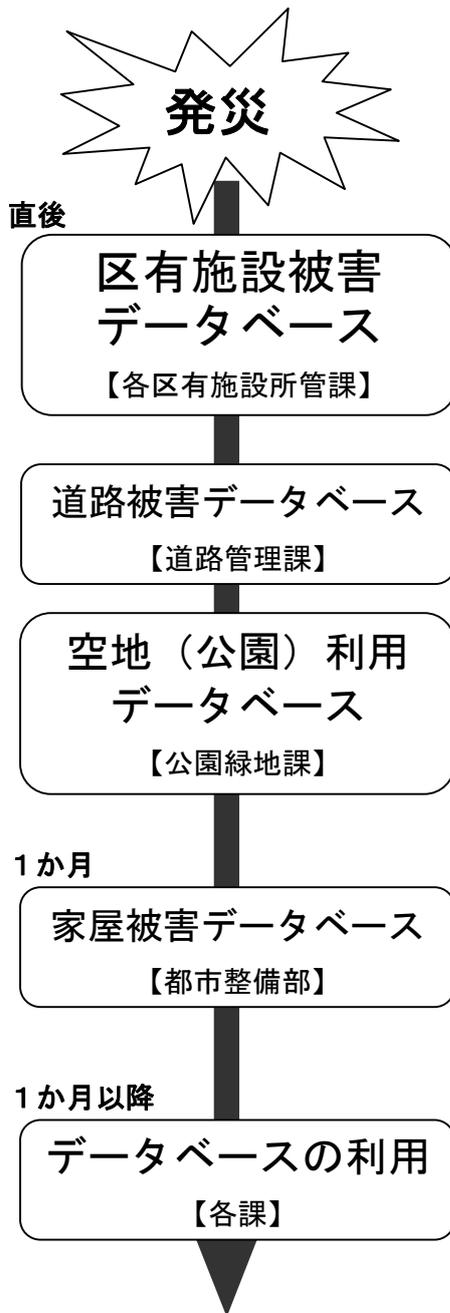
◆（西宮市）1995年阪神・淡路大震災では、直後から情報システム担当職員が「被災者支援システム」を短期間に開発した。ベースは「被災者台帳」、「被災家屋台帳」の2システムで構成される「被災者支援システム」で、「り災証明書」、「被災家屋証明書」発行や義援金の給付や生活支援金の貸付管理など被災者支援制度の管理も行った。サブに「避難所関連システム」、「緊急物資管理システム」、「仮設住宅管理システム」、「犠牲者遺族管理システム」、「復旧・復興関連システム（GISを利用）」、「倒壊家屋管理システム」が付随している。これは汎用Webで総務省から全国に提供されている。

◆（小千谷市）平成16年新潟県中越地震の小千谷市では、被災後2日目から富士常葉大・京大防災研

により、建物被害認定調査～り災証明発行、被災者台帳構築にいたる支援システム開発が行われた。地理情報システム（GIS）を使った「建物被害データベース」に建物被害や世帯の状況の調査票と外観被害写真が入力された。これは約10日間で完成し、これを用いて「り災証明書発行」を行い、窓口業務が効率化された。（消防防災博物館HP）

◆（柏崎市）平成19年中越沖地震の柏崎市では、相談業務と支援金配分業務に焦点を当てた「被災者生活再建支援台帳システム」が構築された。被災者台帳に、住民基本台帳・市民税台帳・固定資産税台帳を取り込み、統合した。各所の相談窓口でPC端末を設置し、要件に従い様々な支援策に該当する対象者を同定・抽出することで、「相談所に訪れていない被災者世帯」や「支援金が未支給の被災者世帯」を洗い出し、能動的なサービスを実現した。（地域安全学会①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|--------------------|--|
| (1) 区有施設被害データベース | ① 区有施設の被害、利用状況、復旧状況などをGIS上に統合する。 |
| (2) 道路被害データベース | ① 道路の被害、通行状況、復旧状況などをGIS上に統合する。 |
| (3) 空地（公園）利用データベース | ① 道路の被害、通行状況、復旧状況などをGIS上に統合する。 ② 民間空地で暫定利用できるものについて利用状況を記録していく。 |
| (4) 家屋被害データベース | ① 住家の公的被害認定調査の結果をGIS上に統合する。 ② 家屋被害認定は住棟単位だが、り災証明は世帯単位であることに注意する。（建物IDで統合） ③ 家屋被害データベースは、被害概況調査、応急危険度判定調査、住家の公的被害認定調査、その他被害状況を重ね合わせて構築する。 ④ 各々の現場調査用地図は同一のものを利用する。 |
| (5) データベースの利用 | ① り災証明書発行や各種区民相談窓口で利用する。 ② 利用にあたっては、データベースに利用記録（発行記録、相談記録）を残す。 |

| 留意事項 |
|--|
| ○ データベースに載せきれない写真や図面などの情報は、各所管部課で整理し、区民の問合せ等に活用する。 |
| ○ データ入力のための人員を確保する。 |
| 今後の課題 |
| ○ 個人情報保護に関して、事前に個人情報保護審議会に諮り、承認を取り付けておくこと。 |
| ○ 都と連携し、データベースの構築を図る。 |
| ○ データベースの使用方法については、平時から研修等をしておくこと。 |

| 必要な物品 | |
|-----------------|--------------------------|
| ・ データベースシステム一式 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 入力用データ（被害調査等） | <input type="checkbox"/> |
| ・ データベース入力マニュアル | <input type="checkbox"/> |

5 生活再建状況の継続的把握

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 震災復興本部、関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 防災課、都市計画課 |

活動のあらまし

区民生活の再建状況に関する継続的な社会調査を実施し、復興計画や復興施策に反映する。
また、必要に応じて被災者生活実態調査のフォロー調査を実施するなど、区民生活の再建状況等及び問題点についての情報収集を行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|----------------------|
| 発災から 1か月後 | 各種支援施策の適用状況の把握 |
| 3週間～6か月 程度 | 被災者生活実態調査（フォロー調査）の実施 |
| 随時 | 区民生活の再建状況の把握及び公表 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の生活再建状況把握

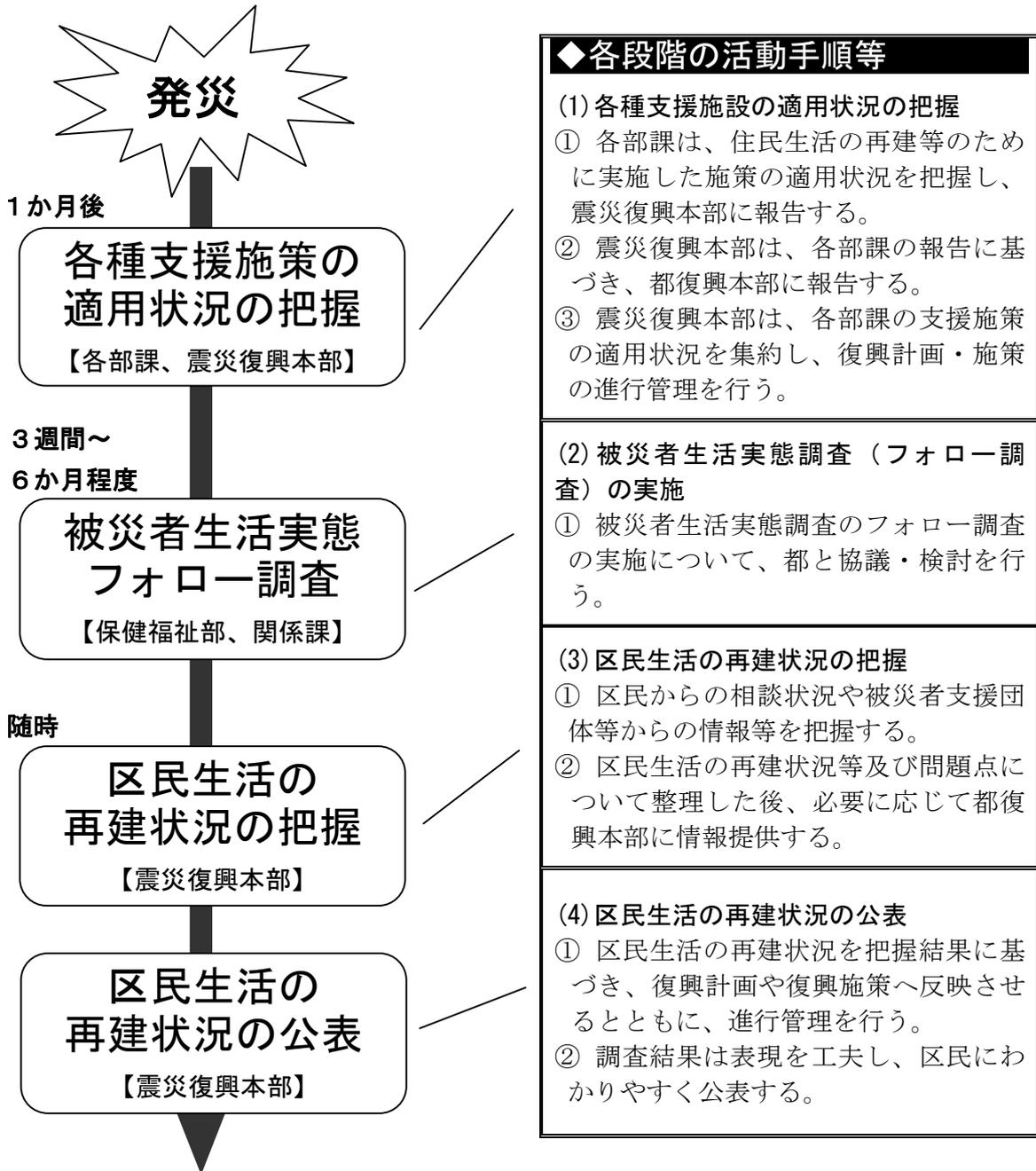
◆（兵庫県）阪神・淡路大震災から半年が経過した平成7年7月17日、県の呼びかけによって、12人の有識者で構成する「被災者復興支援会議」が発足し、平成17年3月まで活動した。復興の一方で、将来の生活再建への展望が見い出せず明日の暮らしに不安を抱く被災者が少なくないため、この会議は、被災者と行政の間に立って生活再建に向けた課題等を検討し、「被災者」の復興に向けた提案等を行政、被災者双方に向けて行っていくとされた。

この会議では、「現地意見交換会」（メンバーが現地に赴き、被災者や被災者支援団体との意見交換会）「土曜いどばた会議」（被災者と会議メンバーが寄り合い、毎週土曜日開催、251回）「常時窓口の開設」、その他復興かわらばん発行や情報コーナー開設、提案活動など、被災者・支援団体・行政などを「つなぐ」諸活動が行われた。「仮設住宅自治会づ

くりフォーラム」を皮切りとする様々な集会や、全国に募金を呼びかけた『年末「愛のもちより」活動』も展開された。

提案をみると第1期（～平成11年3月）では応急仮設住宅団地の自治会づくり、被災者の心のケア対策の充実、第2期（～平成13年3月）では復興住宅における被災高齢者安否確認や見守り、第3期（～平成17年3月）では被災地内の空き地有効活用、被災住宅の再建支援制度等でテーマが推移している。この活動は、平成17年度より県の「復興フォローアップ」（復興フォローアップ委員会、高齢者自立支援専門委員会、まちなにぎわいづくり専門委員会、復興タウンミーティング）に引き継がれている。（兵庫県HP）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 各種支援施設の適用状況の把握
- ① 各部課は、住民生活の再建等のために実施した施策の適用状況を把握し、震災復興本部に報告する。
 - ② 震災復興本部は、各部課の報告に基づき、都復興本部に報告する。
 - ③ 震災復興本部は、各部課の支援施策の適用状況を集約し、復興計画・施策の進行管理を行う。
- (2) 被災者生活実態調査（フォロー調査）の実施
- ① 被災者生活実態調査のフォロー調査の実施について、都と協議・検討を行う。
- (3) 区民生活の再建状況の把握
- ① 区民からの相談状況や被災者支援団体等からの情報等を把握する。
 - ② 区民生活の再建状況等及び問題点について整理した後、必要に応じて都復興本部に情報提供する。
- (4) 区民生活の再建状況の公表
- ① 区民生活の再建状況を把握結果に基づき、復興計画や復興施策へ反映させるとともに、進行管理を行う。
 - ② 調査結果は表現を工夫し、区民にわかりやすく公表する。

留意事項

- フォロー調査を実施する場合は、第1章第1節3（P24, 25）を参照し、手順等を確認する。
- 復興本部は、問題がある場合は、適切な改善処置が講じられるよう全体調整を行う。

今後の課題

- 区民生活の再建状況を把握するための調査期間の単位を検討しておく。（数か月、数年毎等）
- 調査方法、調査票案を検討しておく。

必要な物品

- ・ 被災者生活実態フォロー調査票
- ・ 被災者生活実態フォロー調査報告書
- ・ 区民生活再建状況調査票
- ・ 区民生活再建状況報告書

6 市街地の復興状況の継続的把握

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

建物新築動向や復興都市計画事業の進捗状況を適宜把握し、被災区民の視点に立った、復興計画の適切な進行管理を行う。

プロセスのポイント

| | |
|------------|-------------------|
| 発災から 直後 | 建築確認申請状況の把握集約 |
| 1か月以降 | 都市復興状況の把握 |
| 1か月以降 | 生活関連施設の復旧・復興状況の把握 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：復興検証事業の展開

震災復興は、数多くのプロジェクトを5年、10年と長い年月をかけて実現していく事業である。大正12年関東大震災は昭和5年の「帝都復興祭」で一段落したが、阪神・淡路大震災では10年以上かかっている。

◆（兵庫県）震災から5年後、兵庫県は新聞社との共催により「震災対策国際検証事業」を実施した。マスコミ、各種シンポジウム等においてトップテーマとして取り上げられた項目、国会の論戦や県議会の質問等で取り上げられた項目など、約400項目をリストアップし、20テーマを決定し、国内検証委員と、その推薦により国外検証委員を選任した。各委員は自ら大部の報告書を執筆し教訓を残し、兵庫県「阪神・淡路震災復興計画後期5カ年推進プログラム」に反映された。

10年目は「阪神・淡路震災復興計画」最終年度であるため、兵庫県では「復興10年委員会」を設

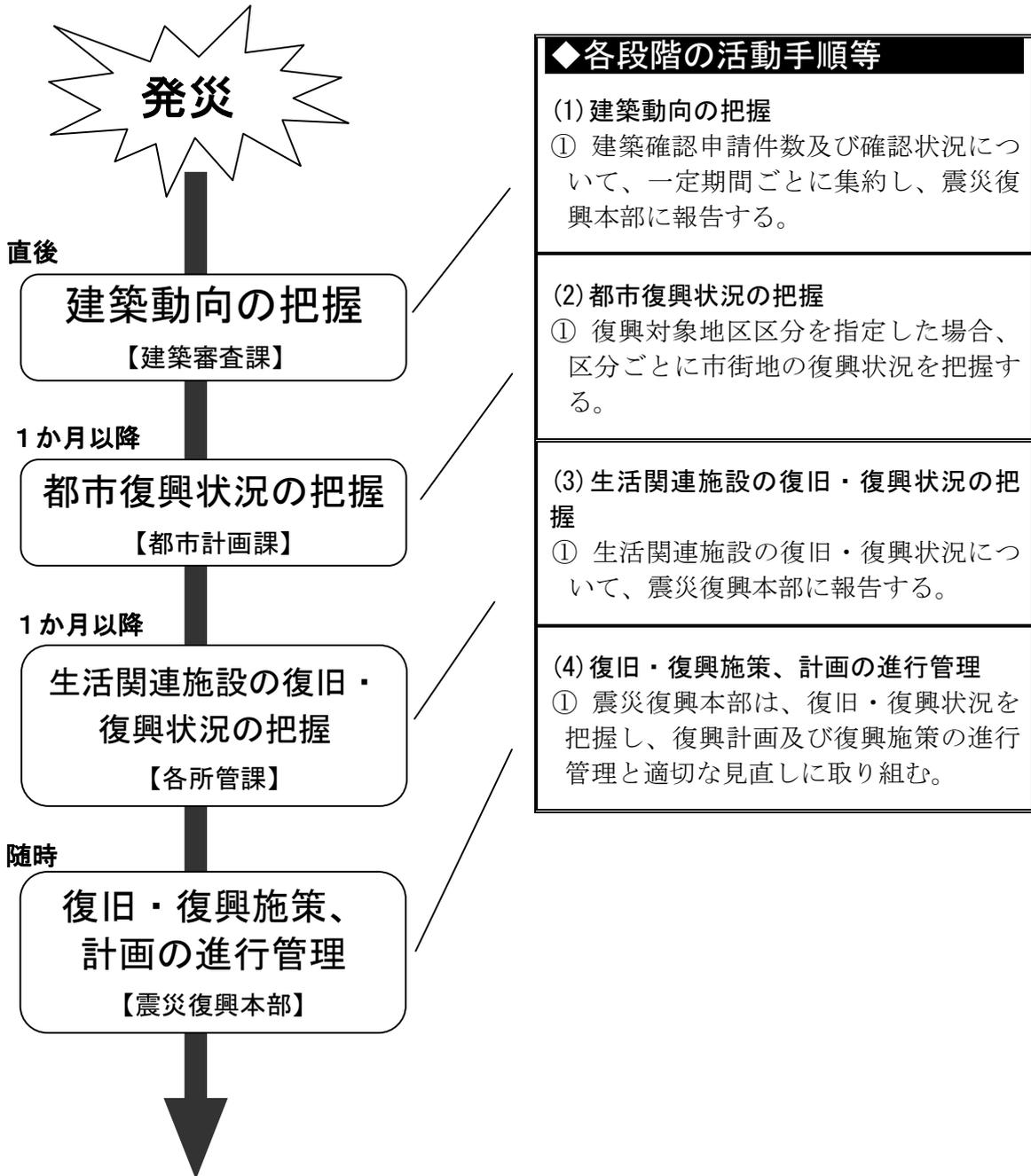
置し、復興事業の総括・検証作業を実施した。

◆（神戸市等）震災3年後の平成10年6月「神戸市復興・活性化推進懇話会」を設置し、「生活再建」「安全都市」「住宅・都市再建」「経済・港湾・文化」の4分野について、復興状況の検証を実施した。

神戸市の場合、学識者による評価だけでなく、幅広く市民各層に対して復興に関するヒアリング・アンケートなどを実施して様々な意見を聞き、市民との協働によって総括・検証を進めた。これらの検証結果は、「神戸市復興計画推進プログラム」（神戸市）の策定に反映された。

また、「神戸市復興計画」は平成16年度に完了予定であった。総仕上げを行うために、平成15年度から「神戸市復興・活性化推進懇話会」が主体となって、復興の総括・検証を行った。芦屋市でも、震災から10年間の復興事業の総括・検証作業を、市民を交えて実施している。（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

- 被災者の生活状況などもあわせ、適切な復興状況の管理を適宜行うこと。
- 問題が生じた場合は、適切な措置が講じられるよう全体調整を行う。
- 復興計画等は調査内容に合わせ、適宜見直すこと。

今後の課題

- 調査内容と調査方法の検討をしておく。
- 調査結果は、ホームページ等で公表する。

必要な物品

- ・ 建築確認データ
- ・ 都市復興データ

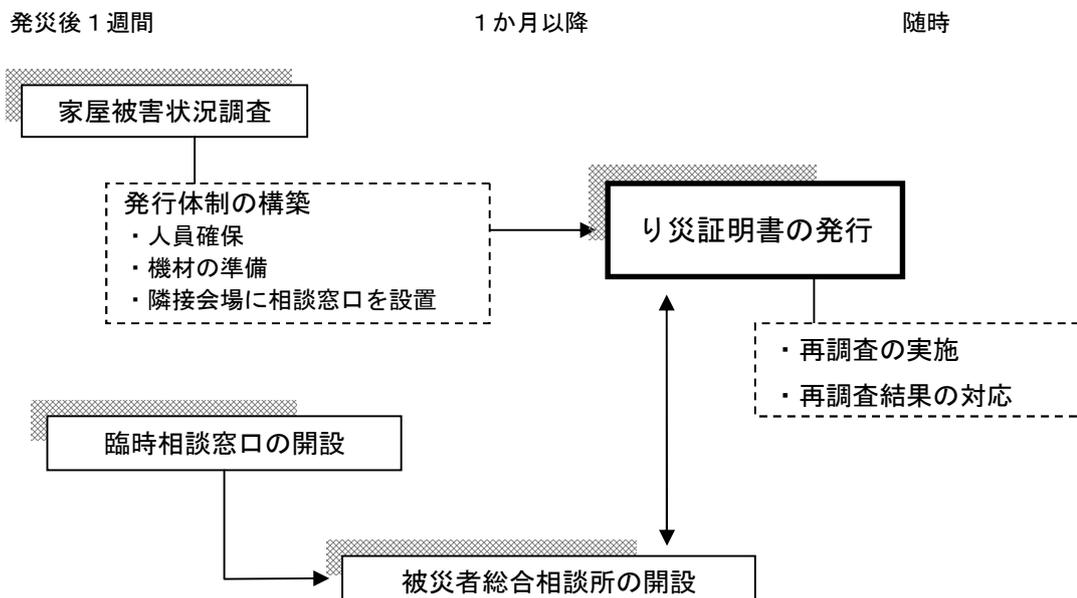
第1章 第2節

生活再建支援体制の整備

住家の公的被害認定調査（東京都マニュアルで言う家屋被害状況調査、内閣府マニュアルで言う二次判定調査に相当）に基づいて、り災証明書を発行する。

り災証明書は個人の財産権に大きく影響するので、各種の調査情報をデータベース化し、収集した被災情報を活用するなど、被災者の納得を得るように努める必要がある。また、調査内容に不服がある被災者には、立ち会い内観調査である追加調査（内閣府マニュアルで言う三次判定調査に相当）を速やかに実施することにより、被害を確定し、り災証明書を発行する。

り災証明発行会場に被災者相談窓口を開設することによって、被災者の生活再建等の支援を行う。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 り災証明書の発行

| | |
|------------|----------|
| 実施責任担当課 | 区民部、関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 防災課 |

活動のあらまし

り災証明書の発行に必要な要員を確保する。り災証明発行会場を確保し、発行に必要な資機材を準備する。

被災者からの申請をうけて、住家の公的被害認定結果をもとに、り災証明書を発行する。

被災者から再調査の申請が出された時は、被災者等の立会いを要請し、家屋・住家被害状況の再調査を実施する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------|
| 発災から 1か月以内 | り災証明書の発行体制の構築 |
| 1か月以降 | り災証明書の発行 |
| 1か月以降 | 家屋・住家被害状況の再調査 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災のり災証明の発行状況

通常の災害でも、被災者は自治体が発行する「り災証明書」を得て、税金等の減免、損害保険の請求、見舞金受領などを行う。通例は、被災者からの申し出を「被災届出証明書」として被災地の自治体長が発行する仕組みである。

◆（神戸市）震災後間もない時期から区役所窓口へ、数多くの市民がり災証明書を取りに来た。しかし被害程度を確認できない。市災害対策本部で協議が重ねられ、結果、市内の全建物を調査し、住宅地図にり災の程度を表示した「り災台帳」を作成し、台帳に基づいて「り災証明書」を発行する仕組みとした。

2月6日から9か所のみ区役所でり災証明の発行と義援金の交付を開始した。被災者が殺到し、即日での処理が困難となった。整理券を発行し、後日予約制にせざるを得なかった。（内閣府①）

◆（尼崎市）災害の全容がつかめないまま、証

明書の発行が急がれた。その手続きは早急な対応を優先して、従来の小災害と同様、1) 発行は支所で 2) 被害を自己申告（社会福祉協議会会長や民生児童委員が被害の確認）3) 被害程度は全半壊の判定をせず記述式とした。このように迅速に証明書を発行したが、後日に大きな課題を残すこととなった。（内閣府①）

◆自治体へのアンケートによると、調査を締め切った後でも被害申告しなかった方が、一部損壊の被害届を次々と出してきたという。震災から3年を経過すると、判断できないケースが出た。り災証明書の有無では税金面での扱いが異なるため、後からの被害報告が多くあった。また、商工関係の被害把握にも必要だった。政府系中小企業金融機関が行う災害特別貸付も、市町村長の発行する被害証明書または特別被害証明書が必要になった。（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

- 火災による焼失に関するり災証明書の発行窓口について、消防署と協議すること。
- 証明内容について不服があるときの処理については、再調査の実施主体である建築審査課と調整しておく。

今後の課題

- り災証明の発行までのフロー（データベースの活用方法等）について、平時から研修等をしておくこと。

必要な物品

- ・ パソコン
- ・ プリンター
- ・ り災台帳
- ・ 住家の公的被害認定調査データベース
- ・ り災証明申請書書式
- ・ り災証明書書式
- ・ 再調査実施要領

※資料編 P 資 47～50 参照

2 生活再建相談

| | |
|------------|----------|
| 実施責任担当課 | 広報課、関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 広報課 |

活動のあらまし

被災者の生活再建のために各種相談窓口を開設し、必要な情報を総合的かつ一元的に提供する。

法律、不動産、医療、介護など専門的分野の相談にあたっては専門家団体と連携する。

プロセスのポイント

| | |
|------------|-----------------|
| 発災から 直後 | 避難拠点等での被災者相談の展開 |
| 1週間以内 | 臨時相談窓口の開設 |
| 1か月程度 | 総合相談所の開設 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の相談状況

◆（芦屋市）震災直後、災対本部の電話対応班では当初1週間はベルが止むことはなかった。その後、県・他市町村職員・ボランティアの応援や夜間当直を得て8月末まで対応した。英、仏、中、ハンガルの対応や英語版情報誌の発行も行った。

翌18日早朝「総合相談窓口」を設置。当初は市役所に安否確認に来る市民が多く、受付件数は30分間に100人を超えた。職員4人は6日目まで泊まり込み、翌週から交代要員もきた。

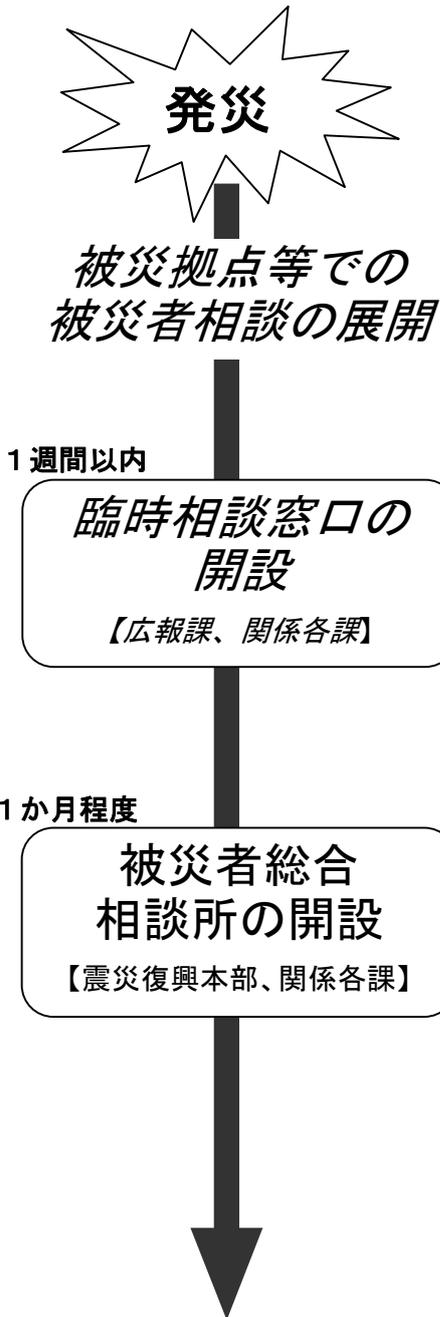
借家借地の相談問い合わせが増え、神戸市弁護士会に派遣を要請、1月30日～2月28日に商工会館集会室で開催した。派遣経費は無料にもらった。毎日弁護士3人が対応した。2月には松浜公園で県による日曜法律相談がなされた。3月からは震災相談（毎週火曜日）、定例法律相談（毎週木曜日）の他、弁護士会の日曜一斉相談（7, 11, 1月）、総務庁「震災特別相談所」（6月）、「震災何でも相談所」（6月に2日間）等が開設された。（芦屋市①）

◆（兵庫県）1月24日、災対本部に総合的窓口「情報センター」を確保、1週目は1日平均770件も電話が殺到した。救援物資、義援金、ホームステイ、ボランティアの申し出とともに住宅診断、仮設住宅、仮設トイレ、風呂、交通、ライフライン等の問い合わせが多かった。3月15日にはすべての相談が1ヶ所で対応できる総合相談窓口「震災復興総合相談センター」に切り替わった。

兵庫県警は、翌18日に行方不明者相談所を開き24時間体制で全国からの問い合わせに対応した。翌19日には、外国人相談コーナーも開設した。

県福祉事務所のベテラン職員による「被災者福祉なんでも相談」、県立女性センターによる心や生活上の悩みに関する「女性相談」、兵庫県国際交流協会「緊急外国人県民特別相談窓口」、兵庫県住宅建築総合センターなどによる「緊急の総合住宅相談所」「兵庫県総合住宅相談所」など関連団体や民間にも多くの相談窓口が生まれた。（兵庫県②）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



- ◆各段階の活動手順等**
- (1) 臨時相談窓口の開設（り災証明発行体制構築前）
- ① 本庁舎（必要に応じて東・西区民事務所等）に臨時相談窓口を開設し、被災情報の提供、応急的な支援の相談等に対応する。
 - ② 関係各課は臨時相談窓口への情報提供及び要員派遣等の支援を行う。
- (2) 被災者総合相談所の開設（り災証明発行体制構築後）
- ① り災証明発行会場等に総合相談所を開設し、生活再建に向けた各種相談に横断的に対応する。
 - ② 総合相談窓口、各種相談窓口、各種申請窓口をワンフロアに設置し、相談に来た人が相談しながら、その場で手続きがとれるようにする。
 - ③ 「災害時における特別法律相談に関する協定書」に基づき豊島法曹会に派遣を要請する。また、必要に応じて、各専門家団体に専門家の派遣を要請する。

- 留意事項**
- 障害のある人、外国人等の対応に留意。
 - 相談窓口のレイアウトは、個人情報保護に配慮したものとする。
- 今後の課題**
- 想定される相談内容を考慮し、事前に各専門家団体と協定を結んでおく。
 - 各専門家団体のリストを作成しておく。
 - 電話相談のあり方について、事前に検討しておく。

- 必要な物品**
- ・ 被災者相談シート
 - ・ 被災者相談受付簿
 - ・ 受付番号札

※資料編 P 資 51～52 参照

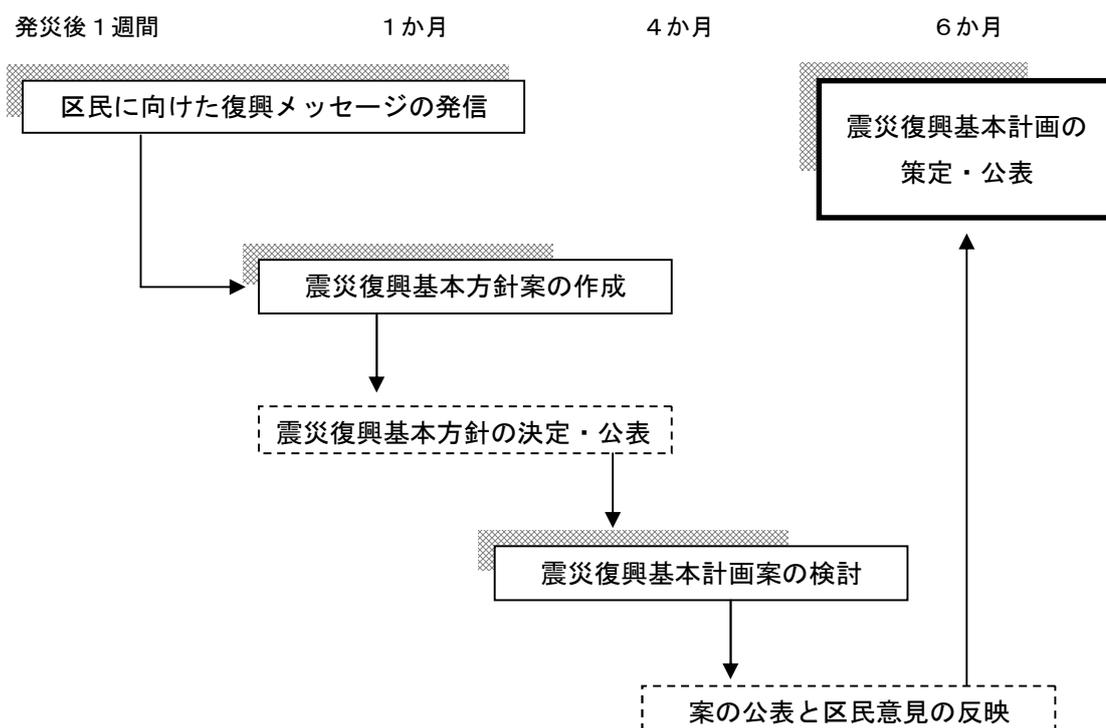
第1章 第3節

震災復興基本計画の策定

被災後の速やかな復興を図るため、被災後すぐに復興の枠組みを震災復興基本方針として区民等に示す。

続いて、この方針の下に復興に関する実施計画となる震災復興基本計画を策定し、より具体的な復興への道筋を示していく。

この震災復興基本計画に基づいて、復興施策を実施していくこととなるため、区民等からの意見を聴取し、震災復興基本計画に反映させる。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 震災復興基本方針の策定

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 企画課 |
| マニュアル更新担当課 | 企画課 |

活動のあらまし

震災からの速やかな復興を遂げるために、震災復興の目標、復興後の区民生活や市街地形成などの基本的な枠組みを、震災後速やかに震災復興基本方針として明らかにする。

また、震災復興基本方針の中で、震災復興基本計画の策定の手順や構成なども提示しておく。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|-------------------|
| 発災から 3日以内 | 区民に向けた復興へのメッセージ発信 |
| 2週間以内 | 震災復興基本方針案の検討 |
| 1か月以内 | 震災復興基本方針の決定・公表 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の復興方針づくり（初期段階）

阪神・淡路大震災では都市復興が先行したが、どのような復興を行うかのビジョン等は被災者にはほとんど伝わらなかった。県市のトップによる復興への決意表明は3月議会で行われ、都市復興より遅れた感がある。

◆（兵庫県）都市復興は、まず先例を学習することから始まった。兵庫県では、被災当日、都市住宅部計画課長が、戦後復興史や関係の資料及び酒田大火復興の資料を手配した。1月20日に建設省都市局の区画整理課長らが、大混乱の神戸市役所を訪れ、数時間にわたる会議がもたれ、その結果、重点地区を定めて事業化する方針が定まったという。建設省も前日までに酒田大火の資料を取り寄せて参考にしていった。（兵庫県①）

◆（神戸市）1月26日、神戸市は、「震災復興計画に関する基本的な考え方」を示した。都市復興に関する方針を示したもので、

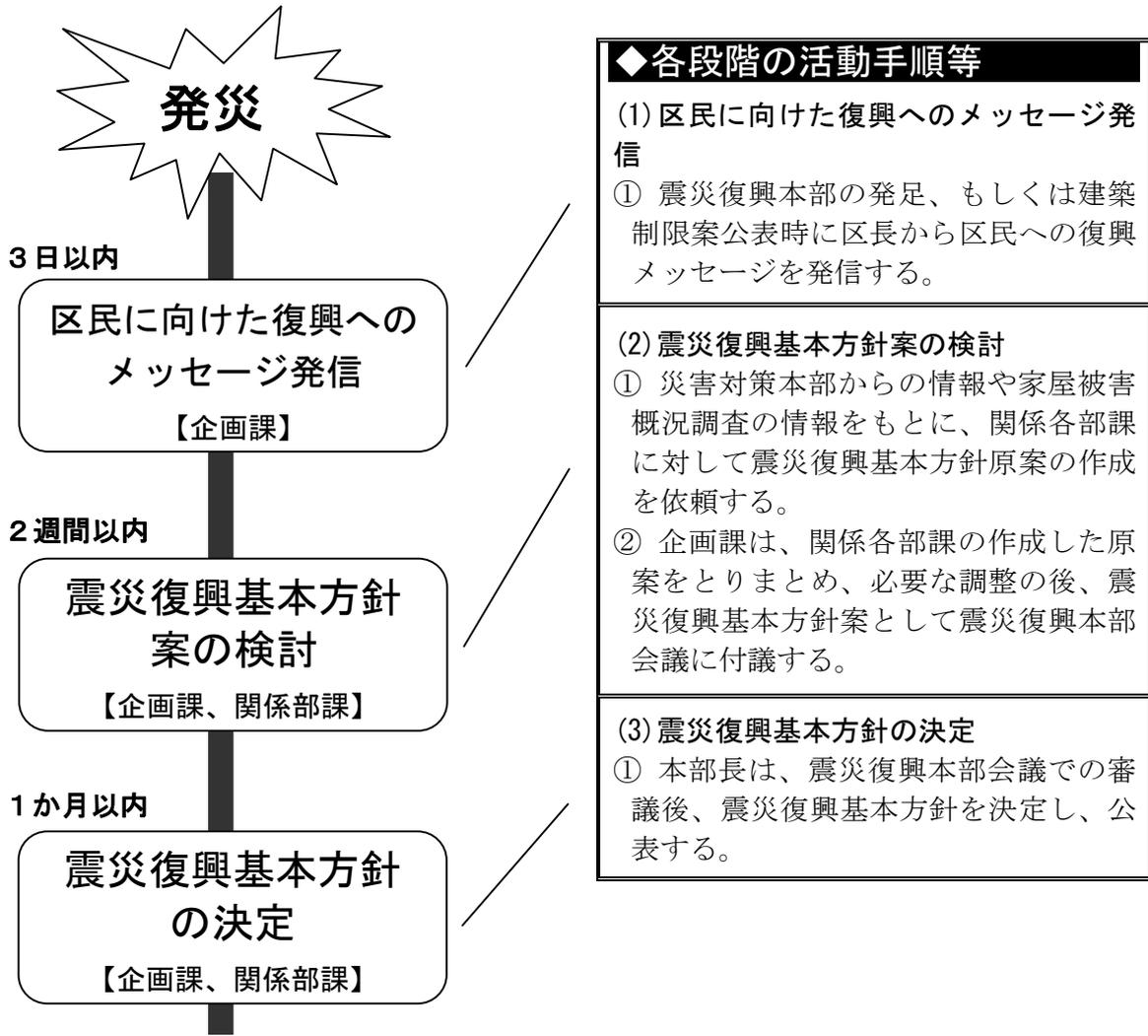
①面的に建築物が倒壊・焼失した被災市街地で主要な区画道路が不足する地区は、土地区画整理事業を適用する

②被災市街地で特に都市基盤施設整備と一体的に建築物の整備を図る必要がある地区は、再開発事業を適用する

③被災市街地における防災機能の向上及び道路ネットワークの形成を図るため、街路事業及び道路事業を適用するという内容であった。（神戸市①）

◆（芦屋市）1月末から各市において「復興基本方針」と「震災復興緊急整備条例」が制定されはじめた。2月7日の「芦屋市震災復興基本方針（案）」をみるとB4一枚に、復興の基本方針（早期復旧、総合的な復興、都市計画事業導入、みどり豊かな国際文化都市芦屋を再生等）、被災者への住宅供給と公共用地取得、被害集中地区での事業実施を表現された。（芦屋市①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



都市復興基本方針の策定（第2章第2節1を参照）

震災復興計画の策定（第1章第3節2を参照）

| | |
|---|---|
| <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">留意事項</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災復興基本方針は、東京都の震災復興基本方針と整合を保つよう調整すること。 <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">今後の課題</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民への公表・発信方法をあらかじめ検討しておく。 | <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">必要な物品</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都の基本方針案 <input type="checkbox"/> |
|---|---|

※資料編 P 資 53～55 参照

2 震災復興基本計画の策定

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 企画課 |
| マニュアル更新担当課 | 企画課 |

活動のあらまし

震災復興基本方針に基づき、復興に関する基本計画となる震災復興基本計画を策定する。
パブリックコメント等により区民意見を反映させるとともに、震災復興本部会議の審議の後、震災後6か月以内に策定する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------|
| 発災から 3か月以内 | 震災復興基本計画案の検討 |
| 4か月以内 | 案の公表と区民意見等の反映 |
| 6か月以内 | 震災復興基本計画の策定 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：震災復興計画の策定過程

阪神・淡路大震災では、自治体の復興は国の復興予算の概算要求時期との関係もあり、わずか6か月で進められることとなった。

◆（兵庫県）1月27日、災害対策本部内に「新都市再生戦略ビジョンワーキンググループ」を設置し、防災都市づくりを、人間都市、ネットワーク都市、未来都市、新産業都市づくりを目指すことを骨子とした「新都市再生戦略ビジョン作成方針（案）」をまとめた。2月11日学識者を長とする「都市再生戦略策定懇話会」が組織された。委員19名、うち10名は東京の委員であった。続いて、産業、住宅、外国人など分野別に「復興県民会議」を設置した。懇話会は3月30日「阪神・淡路大震災復興戦略ビジョン」を県に提言した。

4月12日、提言を踏まえ、たたき台として「阪神・淡路震災復興計画－基本構想案－」を公表した。直後に記者発表するとともに、ポスターやリーフレ

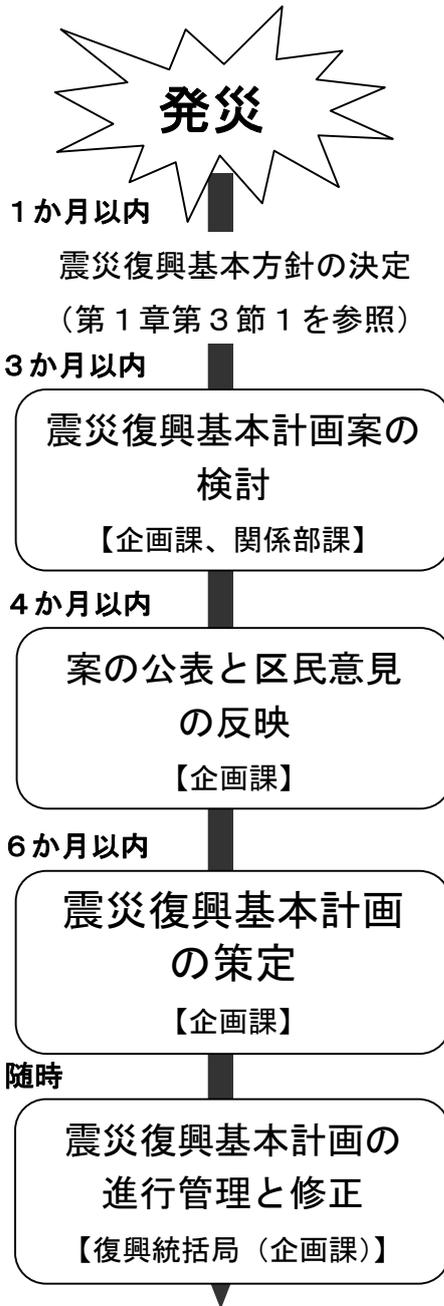
ット、新聞などにより意見募集を行った。

4月24日県「阪神・淡路都市復興基本計画」、5月11日「阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会発足」、6月29日に提言を提出。7月30日「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」を策定した。

◆（神戸市）平成7年1月26日「神戸市震災復興本部」設置後、総括局では審議会を設置、3月までの基本方針、6月末計画発表の目標を設定した。

2月7日に28名の第1回「神戸市復興計画検討委員会」が開催され、延べ14回の委員会等が開かれた。3月27日に「神戸市復興計画ガイドライン」を策定した。4月22日には100人の委員からなる「復興計画審議会」が開かれ、3小委員会も含む12回の会議を経て、6月29日に答申が出された。それをもとに6月30日「神戸市復興計画」が策定された。（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 震災復興基本計画案の検討

- ① 本部長は、震災復興基本方針決定後、震災復興基本計画の策定方針を関係部課に示し、基本計画案の作成を依頼する。
- ② 企画課は、震災復興基本計画を策定するための体制を確立し、円滑な事務執行に努めるとともに、計画策定に係る総合調整を行う。
- ③ 関係部課は、策定方針を受け、計画内容について企画課と調整し、案を作成する。
- ④ 企画課は、基本計画案をとりまとめる。
- ⑤ 財政課は、財政計画を作成する。

(2) 案の公表と区民意見の反映

- ① 震災復興基本計画案を公表し、パブリックコメント等により区民意見を反映する。

(3) 震災復興基本計画の策定

- ① 本部長は、震災復興本部会議での審議後、震災復興基本計画を策定し、公表する。

(4) 震災復興基本計画の進行管理と修正

- ① 国や都の施策状況、まちの復旧復興状況、区民生活の再建状況、震災復興基本計画の進捗状況等をもとに、進行管理し、必要に応じて、都と連携し、震災復興計画を修正する。

留意事項

- 東京都の震災復興計画との整合を図ること。
- 先行して進む可能性が高い、都市計画等に係る都市復興基本計画（骨子案）との整合を図ること。

今後の課題

- 検討組織に区議会議員、学識経験者等を加える場合は、基本構想・基本計画審議会等の平時のつながりに留意すること。

必要な物品

- ・ 豊島区基本計画
- ・ 豊島区都市計画マスタープラン

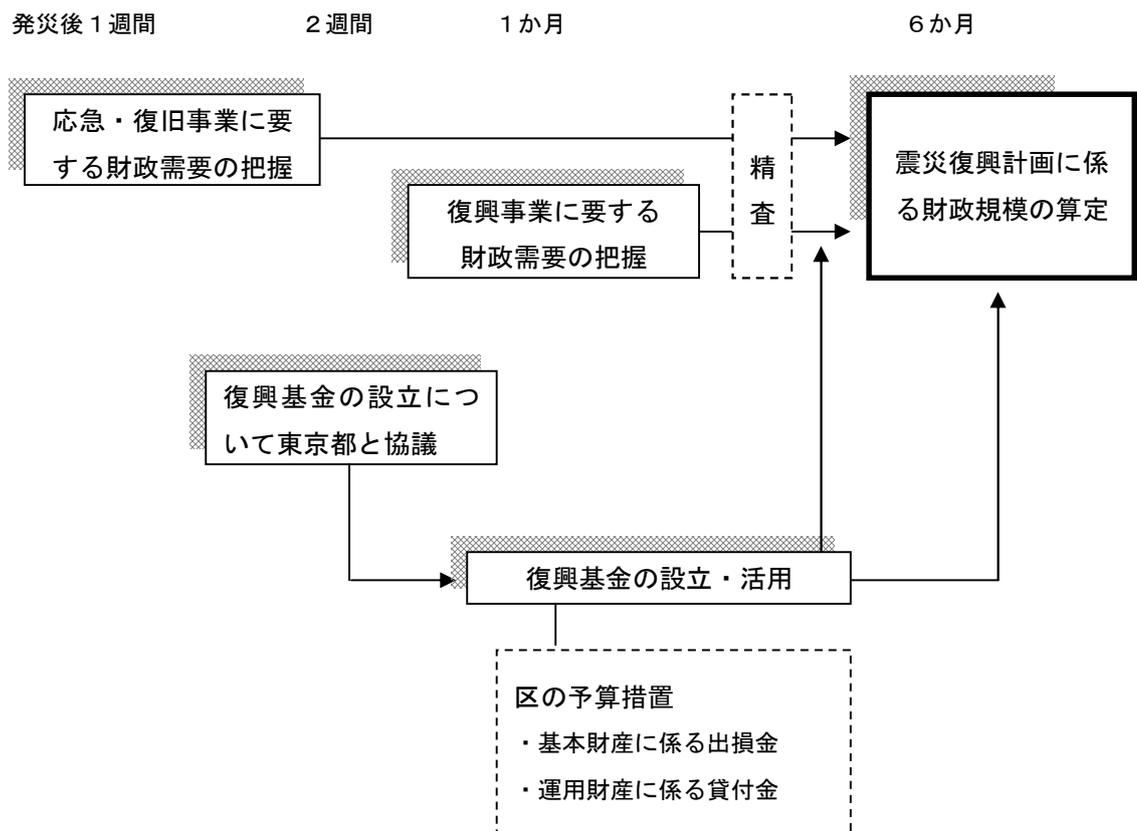
※資料編 P 資 56 参照

第1章 第4節

財源確保・復興基金

震災が発生した場合には、復興施策の推進に巨額の財政需要が見込まれる一方で、大幅な税収減が想定されることから、財源対策は極めて重要である。そのため、被災直後の早い段階から財政需要の規模の把握に努めるとともに、国や東京都に対して必要な財源措置を求めていく。

また、東京都において復興基金が創設された場合には、これに協力し、復興基金を使った復興支援策を検討する。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 震災復興のための財政需要の推定

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 財政課 |
| マニュアル更新担当課 | 財政課 |

活動のあらまし

財政需要は、予算措置、財源対策や特例措置に係る国や東京都への要望、復興計画の策定等を行うときの基礎資料になる。そのため、速やかな把握とともに、高い精度も求められる。したがって、財政需要は数次にわたって見込み、順次その精度を高めていく。

ただし、特に緊急度が高い対策は、第一次の財政需要見込みの報告に含めるよう努めることとする。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------------|
| 発災から 1週間以内 | 応急復旧事業に要する財政需要を算定する |
| 1か月以内 | 復興事業に要する財政需要を算定する |
| 6か月以内 | 震災復興計画に係る財政規模を算定する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の復興に係る財政負担

阪神・淡路大震災復興では、94年度から96年度当初及び補正予算を合わせ、総額3兆9,600億円が投じられた。94年度から99年度までの6年間で、国・兵庫県・大阪府・被災自治体と阪神・淡路大震災復興基金の予算から「震災復興関連事業」を集計した結果、兵庫県の公称被害額（約9兆9,268億円）とほぼ同じ規模の累計総額（9兆7,000億円）が算出されたという。

国の復興財源は歳出の振り替え、増税、復興国債発行など様々な議論があったが、最終的には「赤字国債」の発行によることとなった。

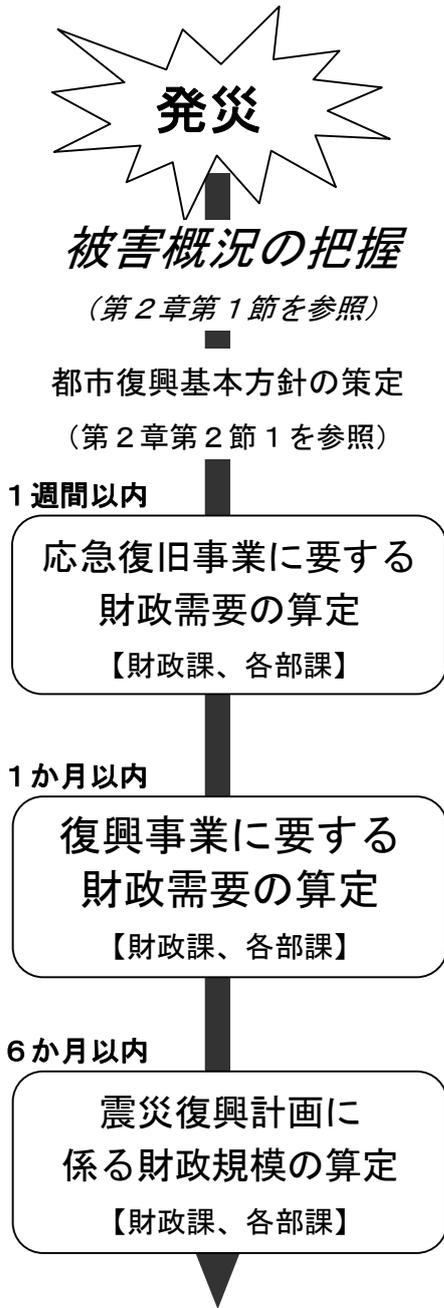
被災自治体では、復興財源の確保が課題となり、「交付税の増額」「地方債に関する措置」「復興基金の創設」などが提案された。当時は景気対策に公共主導型の需要創出を図るという時代で、予算面は非常にしやすかったという。新たに「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に關す

る法律」が3月1日から施行されて、激甚災害の補助率アップ、公営企業等も含めた補助対象の拡大が図られた。

それでも自治体の財政に大きい悪影響を及ぼしている。神戸市では、震災による市税の大幅な減収と膨大な復興財源の捻出という二律背反の状況にあって、行政運営は困難を極めた。そこで、「神戸市行財政改善緊急3ヶ年計画（平成8～10年度）」を策定し、組織再編、職員総定数の削減、事務事業の全面的見直し、震災前に計画された事業の再検討、外郭団体の統廃合などに取り組んだ。

西宮市では、平成6年度から15年度までの震災関連事業の執行額の合計は、約4,301億円に上り、この財源は、国庫支出金が1,717億円、県支出金が94億円の合計1,811億円で、42.1%を占め、その次に借入金である市債が1,668億円、38.8%にもなっている。（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 応急復旧事業に要する財政需要算定

- ① 各部課
緊急を要する応急復旧事業や被災者の生活支援に関する財政需要を算定し、財政課に報告する。
- ② 財政課
応急復旧事業に要する財政需要を集約し、震災復興本部に報告する。
緊急度の高い対策には、予算の流用、予備費充当、補正予算の編成等で必要額を確保し、速やかに予算を執行する。

(2) 復興事業に要する財政需要の算定

- ① 各部課
復興事業に要する財政需要を算定し、財政課に報告する。
- ② 財政課
復興事業に要する財政需要を集約し、震災復興本部に報告する。
財源確保を図るため、起債申請等所要の手続きを行うとともに、特別措置について国及び都に要望する。

(3) 震災復興計画に係る財政規模の算定

- ① 各部課
震災復興計画に盛り込まれる各事業の実施に必要な予算額を算定し、財政課に報告する。
- ② 財政課
総予算額（財政規模）及び各年度に必要な予算額を算定し、震災復興本部に報告する。

留意事項

- 国の激甚災害に指定されると、公共施設の復旧に要する事業費の補助率のかさ上げ措置が講じられる。
- 東京都において復興基金が創設された場合、これを最大限活用した復興支援策を検討する。
- 財政課への財政需要の報告は、「財政需要見込シート」により行う。

今後の課題

- システムダウン時の予算執行方法の検討。

必要な物品

- ・ 財政需要見込シート

※資料編 P 資 57 参照

2 復興基金

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 財政課 |
| マニュアル更新担当課 | 財政課 |

活動のあらまし

東京都では、震災からの早期復興を図るため、行政による被災者の救済と自立支援及び被災地域に係る総合的な復興対策の取り組みを補完し、被災者の生活の安定を図るための財源として、発災後、国や関係区市町村と協議のうえ、復興基金を創設する予定である。

区も復興基金に応分の協力をすることによって、被災者の復興を支援することとする。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------------|
| 発災から 2週間以内 | 復興基金の設立について国、東京都等と協議する |
| 2週間前後 | 復興基金の設立に係る予算措置を行う |
| 1か月前後 | 復興事業の財源に復興基金を活用する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：復興基金の活躍

◆平成7年阪神・淡路大震災では、雲仙・普賢岳噴火で設けられた災害対策基金を参考に、「(財) 阪神・淡路大震災復興基金」が設立された。2月、県・市と国が検討をはじめ、4月に設立。基本財産200億円と県・神戸市が拠出した資産9,000億円の運用益を使って、10年間で延べ113事業に取り組んできた。

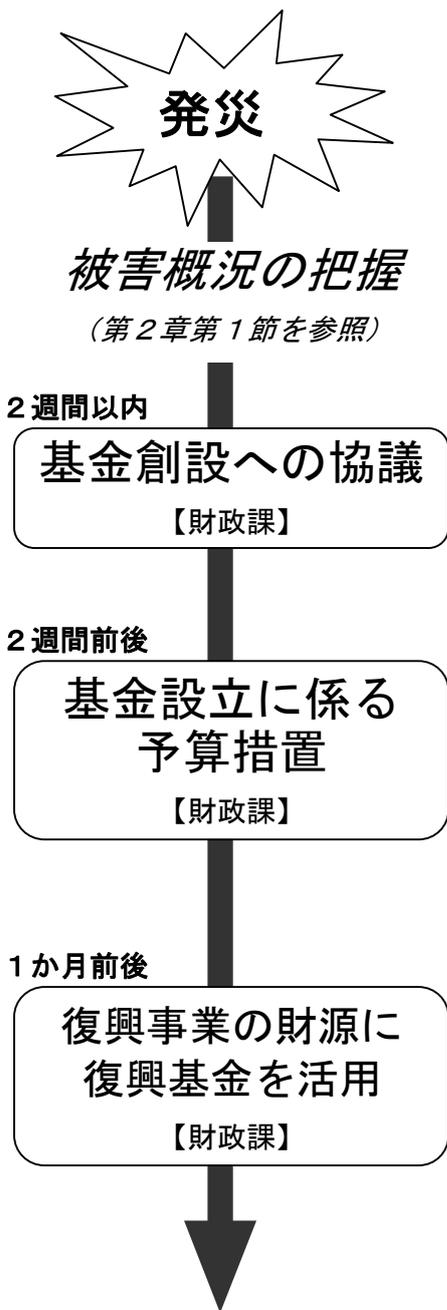
10年間の運用益は約3,600億円に上り、主な事業は「住宅対策」32% (1,140億円)、「産業対策」が15% (541億円)、被災者自立支援金など「生活対策」が51% (1,826億円)を占めた。最高120万円支給の被災者自立支援金には1,415億円が使われ、住宅再建・購入融資への利子補給は約3万4,000人が利用した。2005年2月、運用が終了、運用益の残余分40億円をこれらの課題に充てて取り組むことを決めた。

事業内容では、個人・団体を問わず、被災者が自

ら震災の被害から立ち上がる行為を支援するための事業で、公的な支援制度が存しないか不十分で補完が必要な場合に限定するとされたが、徐々に様々なメニューが充実され、法による支援の不備をカバーしていった。なお前例の「雲仙岳災害対策基金」(総被害額2,300億円、基金規模1,000億円)と比べて総被害額を考えると規模は必ずしも十分ではなかったという意見もある。

◆「新潟県中越大地震復興基金」は、平成20年3月1日に設立された。復興基金の規模は3,000億円とされた。3月から4月にかけて県民等からの提案を募集した。4月から9月の間に6回にわたり7分野(生活支援、雇用対策、住宅支援、産業対策、農林水産業、観光、教育)54のメニューが事業化され、その後も充実されている。なお阪神・淡路大震災に比して被害額は1/6であったが、基金は1/3となった。(中越①)

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 基金創設への協議

- ① 復興基金の設立について、東京都と協議する。
- ② 東京都が設置する設立準備委員会に参加する。

(2) 基金設立に係る予算措置

- ① 復興基金の基本財産に係る出捐及び運用財産に係る貸付けのための予算措置を講ずる。

(3) 復興事業の財源に復興基金を活用

- ① 復興基金の事業内容について、区の意見を反映させる。
- ② 復興事業の財源に復興基金の活用を図る。
- ③ 区に係る復興基金の活用体制を構築する。

留意事項

- 復興基金が使える事業はどのようなものか、都の基金であっても運用は区に委任されるような仕組みなどを東京都と協議しておく。
- 区独自の復興事業に基金が使えるよう、東京都に配慮を求めること。

今後の課題

- 復興基金で対応すべき事業をあらかじめ想定・整理しておく必要がある。

必要な物品

※資料編 P 資 58～65 参照

第1章 第5節

復旧復興の用地確保と利用調整

限られたスペースを有効に活用するために、計画的な利用を検討する。
利用可能なスペースを把握し、確保するとともに利用内容の調整が必要となる。
災害対策本部決定した利用方法は速やかに周知し、決定された方法で有効活用を図る。
利用状況は常に把握し、状況の変化に応じて再検討を行う。

1 用地の確保と利用調整

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 財産運用課 |
| マニュアル更新担当課 | 財産運用課 |

活動のあらまし

限られたスペースを有効に活用するために、計画的な利用を図る。

利用可能なスペースを確保するとともに、利用決定にあたる優先順位などを定めた「用地調整基本方針」を策定する。

基本方針に基づいて、設置された用地調整会議において、調整を行う。

利用状況は常に把握し、状況の変化に応じて再調整を行う。

プロセスのポイント

| | |
|------------|-------------------|
| 発災から 直後 | 緊急利用状況及び用地の把握 |
| 1週間以内 | 用地調整基本方針の策定 |
| 1週間以降 | 用地需要の集約と用地調整会議の開催 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：様々な用地需要の発生

西宮市の記録から関連する出来事をみてみよう。

◆（物資の保管）被災直後、災対本部物資供給班は、直後は市庁舎玄関前、公用駐車場、市民会館等に物資を受け入れし保管したが、その後、5箇所の体育館や海音寺南公園のテント、JR西宮駅南テント等に保管した。これらの作業は9月まで続いた。

◆（遺体の収容）当初、市内体育館5箇所を仮安置所に想定していたが、交通麻痺等から避難所に遺体安置がある事態が生じた。棺やドライアイスも不足し混乱したが、1月30日には火葬に付した。

◆（がれき仮置き場）倒壊家屋の撤去申し込みが1月30日から始まったが、解体による産業廃棄物は1月18日に県甲子園浜下水処理場拡張予定地13haを借りて仮置き場にした。仮置き場では、廃棄物の受け入れ、集積、選別（木材、土砂、コンクリート等）を行い、最終処分に戻すことにした。木材は体積もかさむので直後は野焼き処分を行った。その後、

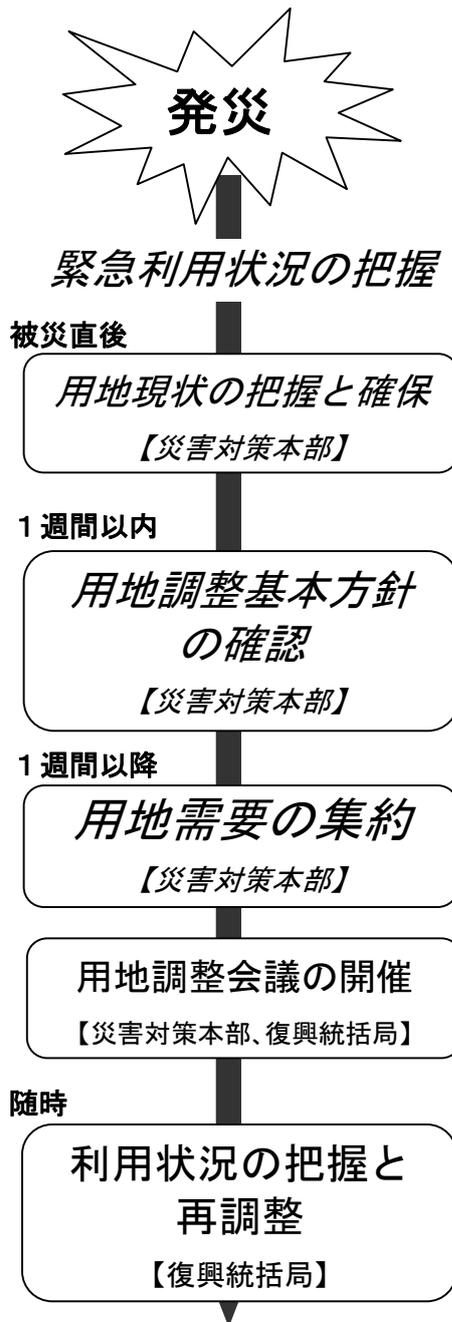
仮設焼却炉で処理した。4月から埠頭用地9haを借りて、仮置き場は計22haになった。選別処理された土砂は、県埋め立て地（泉大津）、その他近くの公園用地、鳴尾浜船溜まり等の埋立に活用した。

◆（応急仮設住宅）応急仮設住宅用地で1haを超えたのは、スポーツセンター3.8ha、鳴尾浜野球場1.9ha、西宮浜1.8ha、中央公園野球場1haであるが、小規模な市営住宅跡360㎡、弁天公園350㎡、私有地500㎡、道路代替地506㎡など様々である。

◆（代替施設）卸売市場が大きい被害を受け、業界から仮設市場の確保要請があり、工場団地の一角に用地を定め2月議会で予算を確保した。その後、6月に契約したが、国の補助対象から外されたため、9月予算で損害賠償を確保し解約した。

他にも、各地から自衛隊、水道電力等復旧の応援やボランティアなどが参集し、テントや宿舎の確保も課題になった。（西宮市①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|-----------------|--|
| (1) 用地現状の把握と確保 | ① 使用可能な用地の状況確認と確保。 ② その他の利用可能なスペースの確認と確保に努める。(民有地等を含む) |
| (2) 用地調整基本方針の策定 | ① 想定される利用用途、優先順位等の考え方を示した基本方針を策定する。従前から基本方針案を作成しておく。 |
| (3) 用地需要の集約 | ① 各課からの土地利用ニーズについて照会、集約する。 ② 地域からのニーズも受け付ける。 |
| (4) 用地調整会議の開催 | ① 「用地調整会議」を開催し、各用地の利用を決定する。 ■ 利用調整会議のメンバー 防災課、財産運用課、施設課、学習・スポーツ課、都市計画課、公園緑地課、教育委員会 |
| (5) 利用状況の把握と再調整 | ① 継続的に利用の見直しを行う。 ② 災害時利用の終了と平常時利用の再開を検討する。 |

| 留意事項 |
|---------------------------------|
| ○ 緊急道路の確保用に、路上障害物の一次仮置き場を決定する。 |
| ○ 一時的な避難者が居座らないように、救援センターに誘導する。 |
| 今後の課題 |
| ○ 災害時オープンスペース利用計画の事前決定。 |
| ○ 決定された利用項目以外に、すでに使用されていた場合の対処。 |
| ○ 民間私有地の借用方法の検討。 |

| 必要な物品 | |
|---------------|--------------------------|
| ・ 現況報告書 | <input type="checkbox"/> |
| ・ 用途立て看板 | <input type="checkbox"/> |
| ・ オープンスペース一覧表 | <input type="checkbox"/> |

※資料編 P66～73 参照

第1章 第6節

がれき処理

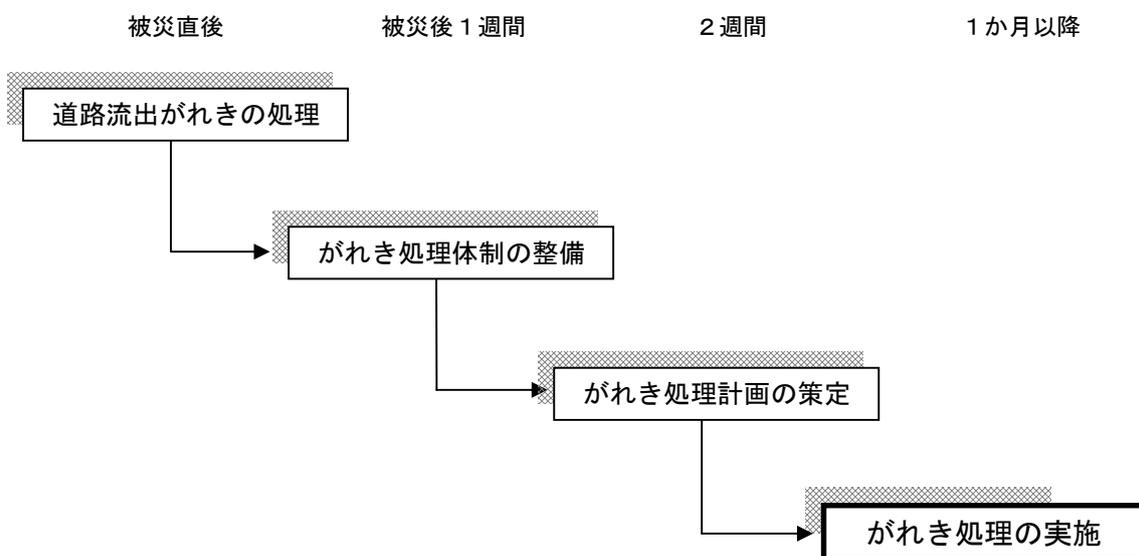
被災した直後に、緊急道路上の障害となるがれきを排除し、緊急道路の導線確保する。

がれきの受入施設を確認するとともに運搬体制を確保し、公共施設がれきや民間がれき、事業者がれき等を含む、がれき処理計画を策定する。

決定された土地利用に基づき確保されたがれき用一時仮置場に、緊急道路確保を最優先に、公共施設がれきから運搬する。

区内外での処理施設の稼働状況を確認し、順次搬入する。

民間住家等のがれきについての処理要望や相談を受け付け、処理業者の紹介等を行う。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 がれき処理

| | |
|------------|-----------|
| 実施責任担当課 | 災害対策本部 |
| マニュアル更新担当課 | 清掃環境部、土木部 |

活動のあらまし

がれき処理とは、被災建物の解体・収集・運搬・処分の一連の対応を指すものである。被災した直後に、緊急道路上の障害となるがれきを排除し、緊急道路の導線を確保する。がれきの受入施設及び運搬業者の確保など、がれき処理推進体制を整備する。被災した公共施設及び民間建物を含む、「がれき処理計画」を策定する。策定した「がれき処理計画」に基づき、がれき処理を実施する。民間住家等のがれきについての処理要望や相談を受け付け、処理業者の紹介等を行う。

プロセスのポイント

| | |
|------------|---------------|
| 発災から 直後 | がれき発生量の把握 |
| 2週間前後 | がれき処理計画の策定・実施 |
| 1か月前後 | 民間がれき処理の調整 |

留意事項：がれき処理に関しては、今後地域防災計画と整合性を図り、随時見直すこととする。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の公費解体の功罪

◆（公費解体）平成7年阪神・淡路大震災では、1月28日に国は、個人や中小企業の損壊建物等の解体について、特例的に所有者の了解のもとで公費負担（国1/2・県市1/2）を決定した。所有者が解体を願い出て区で受付し、市が請負契約業者に発注する仕組みであった。

神戸市は、早い時期に広報等で「これ以上は要注意」との趣旨で標準単価を示したが、実勢より高かったため、全国から解体業者が神戸に押し寄せた。後に見直され妥当な額になった。

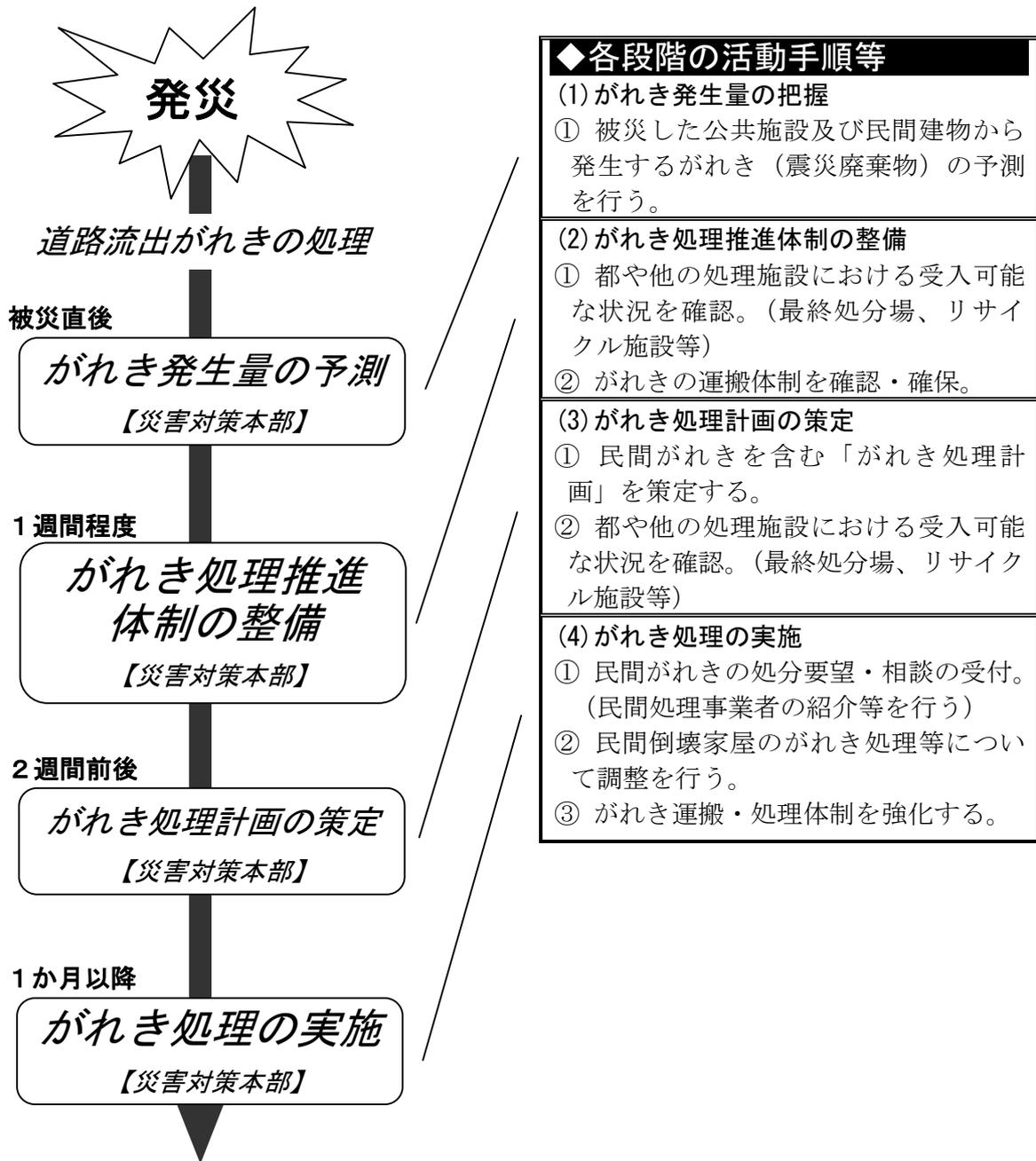
処理量が膨大であるため、単価契約とし、平成6年度分は全市で104業者と契約した。平成7年度になって、町、丁目などで区域をブロック化し、業者を配置する地区割方式を採用し、処理の効率化を図った（363ブロック414業者）。しかし市発注や自衛隊によるものが原則であったが、量が多く処理で

きず、三者契約方式も導入され、半数近くになった。

この契約方式では建物所有者が解体業者を選定でき、工事の日程調整などに所有者がイニシアティブをとれたこと、契約上権利調整に関し所有者が責任を負担したことなど処理に利点もあった。反面、業者の利潤追求から所有者との間にトラブルが生じたり、「にわか解体業者」や全国各地のダンプトラックが溢れ、交通渋滞を悪化させたなどの問題が発生した。公費解体は、一定期間を定めて受け付けたため、市民は急いで依頼し修繕できた建物もがれきにしたという批判が生じた。

◆（柏崎市）中越沖地震では全壊～一部損壊の被災住宅について、解体は自己負担（被災者生活再建支援金を充当）とし、収集運搬は市が負担した。解体にあたって指定登録をした業者のみが解体や運搬ができることにし、混乱を防止した。（柏崎市広報）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| 留意事項 |
|--|
| ○ 極力リサイクル推進に努める。 |
| 今後の課題 |
| ○ 各段階の処理方法、役割、費用負担等について、今後検討が不可欠。 |
| ○ がれきが大量に発生した際の処理施設不足。 |
| ○ がれき置き場については、区内で全て処理できるほどの土地がないため、平時から都や近隣区と協定を結び、広域的な連携の下、適切な処理に努めること。 |
| ○ リサイクル推進に係る分別方法。 |
| ○ 住まいの解体時の宝探し（貴金属等の処理）に関する検討。 |

| 必要な物品 |
|--|
| ・ 用地計画地図 <input type="checkbox"/> |
| ・ 一時仮置場の配置図 <input type="checkbox"/> |
| ・ がれき等の分別リサイクルの要領 <input type="checkbox"/> |

※資料編 P 資 74 参照

第1章 第7節

ボランティア

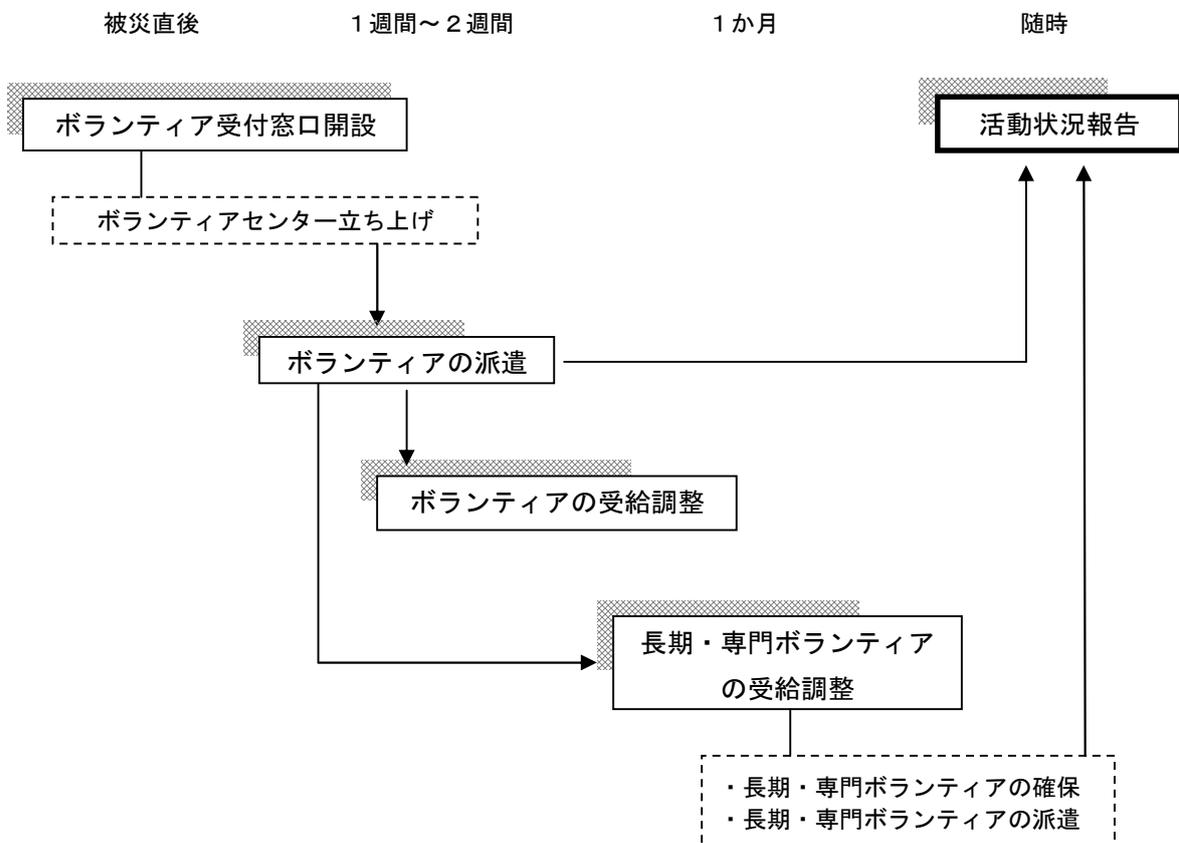
災害発生直後はもちろん復興期においてもボランティアの支援を欠くことはできない。広くボランティアを受け入れることにより、区民ニーズに迅速に応えることが必要である。

必要となるボランティア業務は、以下の3種に分けることができる。

- ① 救援センターの運営補助、物資の仕分け運搬、被災家屋の片づけといった一般的な緊急業務
- ② 生活支援・コミュニティ再生などの長期的な業務
- ③ 医療・介護・教育・心のケア、復興まちづくりに係る技術者など専門的な業務

この節では、以下について記述する。

- ① 一般的な業務に係るボランティアの受け入れから派遣について
- ② 長期及び専門的な業務に係るボランティアへの支援について



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 一般ボランティアの受け入れ

| | |
|------------|---------------------|
| 実施責任担当課 | 地域防災部、社会福祉協議会、保健福祉部 |
| マニュアル更新担当課 | 福祉総務課 |

活動のあらまし

ボランティアの受け入れと、適切な配置を活動の目的とする。

発災直後から2週間程度に集中する一般ボランティアの需要供給の調整が最も大きな業務となる。その後は、長期の活動をにらみ、外部応援ボランティアから区民ボランティアと長期及び専門的ボランティアへの切替が重要なポイントとなる。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|-----------------|
| 発災から 3日以内 | ボランティアセンターの立ち上げ |
| 1週間以内 | 一般ボランティアの派遣 |
| 2週間以内 | 一般ボランティアの需給調整 |

留意事項：応急期のボランティアをそのまま引き継ぐこと。ボランティアに関しては、今後地域防災計画と整合性を図り、随時見直すこととする。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災ボランティア元年

兵庫県の推計では、97年12月末までに延べ180万人が被災地で活動したとされている。

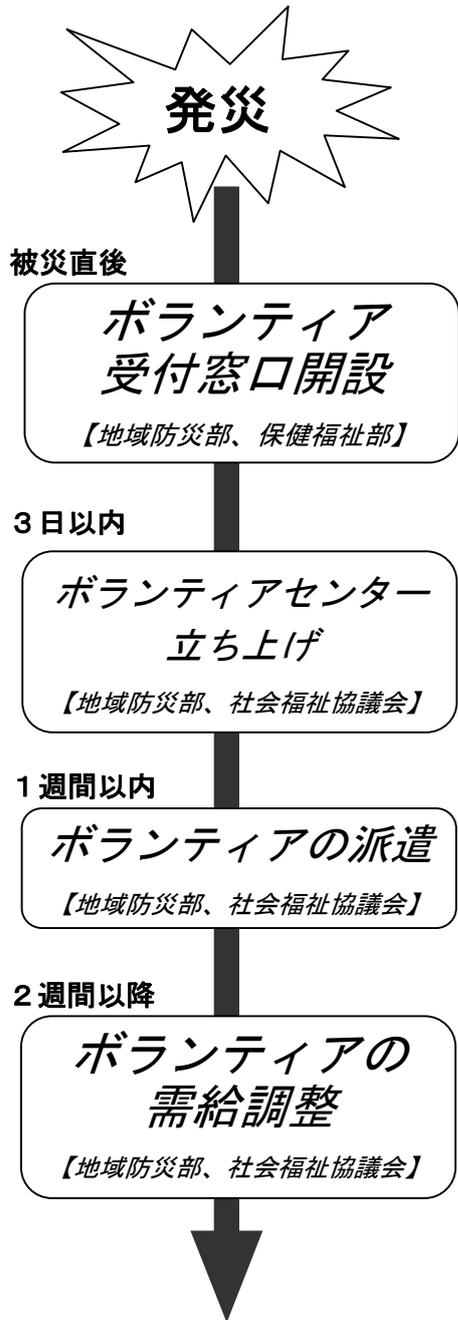
◆（活動内容）最初の1か月間は医療、水・食料配給、障害者・高齢者の安否確認、情報収集、避難所運営等の緊急救助活動が中心であった。4月中旬までの活動は、生活物資の仕分け・配分、家の片づけや修理・引っ越し支援、子供たちの遊びとケア、高齢者・身障者のケアなど、4月中旬以降では仮設住宅のケアなどがあげられる。水道復旧までの1か月は水の運搬が大きい仕事で、水道復旧後は情報連絡、通院介助などの個別の対応が重要になった。

◆（受付）神戸市役所には、当初、募集に対し申し込みが殺到、受付電話はパンク状態になった。11,500人を「登録ボランティア」にしたが仕事の割り振りはできず、破綻した。大阪ボランティア協会が中心の現地組織でも、2日間は登録制によるコーディネートを行ったが、早々に放棄された。

◆（調整）必要に迫られて、徐々にリーダー的なボランティア団体や統括組織が成立していった。西宮市では行政組織の各部門と、ボランティアコーディネート組織内の食料、物資などの各部門がそれぞれに調整を図り、災対本部会議にまでボランティア関係者が参加し、最後まで連携がうまくいった。一方、芦屋市では行政の窓口を一本に絞ったが、調整がうまくいかなかった。神戸市のある区では自然発生的に組織が生まれたが、行政窓口としばしば反目する関係にあったとされている。

◆（日常への移行）新しい組織も生まれたが、組織所属のボランティアは全体の41%にすぎず、個人ボランティアが多かった。時間が経つにつれて、ボランティア活動が被災者の自立、被災地経済の復旧を妨げるのではないかとの問題が指摘された。復興の長期化に伴い、ボランティア活動の主体は、徐々に被災地内の団体などへと移行した。（内閣府）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|---------------------|---|
| (1) ボランティア受付窓口開設 | ① ボランティアセンターが機能開始するまでの緊急対応窓口を設置する。 ② 東京都・他自治体・NPOなどとのボランティア確保連絡調整。 |
| (2) ボランティアセンターの立ち上げ | ① 社会福祉協議会によるボランティアセンター立ち上げ。 ② ボランティアの受付・登録。 |
| (3) ボランティアの派遣 | ① 救援センター・物資集積所などとの連絡調整。 ② 各部課からの派遣要請に対する調整。 ③ ボランティアの派遣調整。 |
| (4) ボランティアの需給調整 | ① ボランティアの需給状況の把握。 ② 他自治体、NPOなどとの需給調整。 |

| 留意事項 |
|--|
| ○ ボランティアセンターの候補地を、あらかじめリストアップしておく。 |
| ○ ボランティア団体、区関係団体（企業・大学・労働組合・市民団体・業者団体など）を把握しておく。 |
| ○ ボランティアの移動手段、救援センター等の地図・交通機関案内を検討する。 |
| ○ 社会福祉協議会と協定を締結しておく。 |
| ○ 外部から区民ボランティアへの切替を意識的に行う。 |
| 今後の課題 |
| ○ 個人ボランティアと団体ボランティアの受付窓口を分ける必要はないのか。 |
| ○ 作業チームの組織をどうするのか。 |
| ○ ボランティアの生活拠点の確保。 |

| 必要な物品 | |
|--------------------|--------------------------|
| ・ ボランティア個人登録簿 | <input type="checkbox"/> |
| ・ ボランティア個人登録申込書 | <input type="checkbox"/> |
| ・ ボランティア団体登録簿 | <input type="checkbox"/> |
| ・ ボランティア団体登録申込書 | <input type="checkbox"/> |
| ・ ボランティア応援要請書（各部課） | <input type="checkbox"/> |

※資料編 P 資 75 参照

2 長期及び専門的ボランティアへの支援

| | |
|------------|---------------------|
| 実施責任担当課 | 社会福祉協議会、保健福祉部、復興統括局 |
| マニュアル更新担当課 | 福祉総務課 |

活動のあらまし

一般ボランティアによる緊急応援の終息後、地域協働型で復興を進めていくためには、長期及び専門的ボランティアと連携した取り組みが不可欠であり、能力の高い専門的ボランティアの確保という意味でも、復興基金等を活用した支援策を積極的に推進していく。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------------|
| 発災から 1か月以内 | 長期及び専門的ボランティアへの支援方針の策定 |
| 1か月以降 | ボランティア実態調査と支援策の実施 |
| 1年以降 | 活動交流及び報告事業の実施 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：専門ボランティア

専門能力を活用したボランティアには、医療関係者、弁護士、建築家などが代表的である。

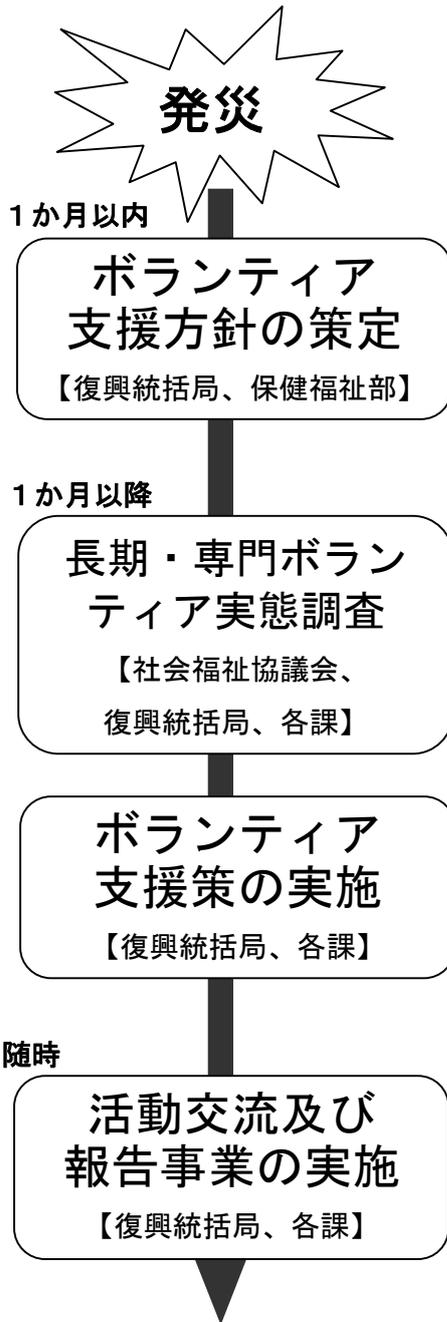
◆（**阪神・淡路大震災の専門ボランティア**）例えば、建築家のいくつかの団体が、震災直後は住宅の被災度の診断などを行い、復興期に至ってまちづくりへの支援活動などを行っている。また、震災直後から、パソコン通信やインターネット上で活動していた仲間が手を組み合った「インターボランティアネットワーク」も誕生、2月4日には神戸市の専門学校内に事務所を置いた。2月末26団体・個人となり、その活躍ぶりは全国また世界の関心を集めた。

◆（**まちづくり支援**）復興にあたって、市民には、法律、登記、税務、不動産評価、設計など様々な知識が必要になる。そのために平成8年9月、関西の弁護士団体を中心に司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士の6職種・9団体による「阪神・淡路まちづくり支援機構」が誕生した。

巡回相談活動、学習会への講師の派遣、被災地の復興支援等の活動を、県市の専門家派遣制度を活用し実施し実績を上げた。その後、首都圏においても平成16年9月に「災害復興まちづくり支援機構」が設立され、15職種19団体が東京都等と協定を結んでいる。

◆（**兵庫県**）震災後に、緊急に救援活動に赴くボランティア登録・派遣制度を創設した。平成7年10月約1,400件の応募があり、研修後の平成8年1月に「ひょうご・フェニックス救援隊」が発足した。職種は、救急・救助（消防警察経験）、医療（医療、歯科、薬剤師、療法士等）、介護（介護福祉士、施設経験）、手話通訳（上級相当）、建物判定（応急危険度判定士）、情報通信（アマチュア無線技士、自動二輪免許保持者）、コーディネーター（団体や青少年団体リーダー等）輸送（トラック、バス、船舶会社）の各ボランティアがある。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|---|--|
| (1) ボランティア支援方針の策定 | |
| ① 各課の長期・専門ボランティアの概要を報告してもらい、支援や連携方針を策定する。 | |
| ② 都、他自治体、NPO等と連絡調整を行う。 | |
| (2) 長期・専門ボランティア実態把握 | |
| ① 避難拠点、仮設住宅、地域復興協議会などで、ボランティアによるどんな支援が続いているか、実態を把握する。 | |
| ② 調査結果から具体的な支援策を検討する。 | |
| (3) ボランティア支援策の実施 | |
| ① 長期・専門ボランティア支援策を実施する。 | |
| (4) 活動交流及び報告事業の実施 | |
| ① 各課は、ボランティアの活動状況を取りまとめ、報告する。 | |

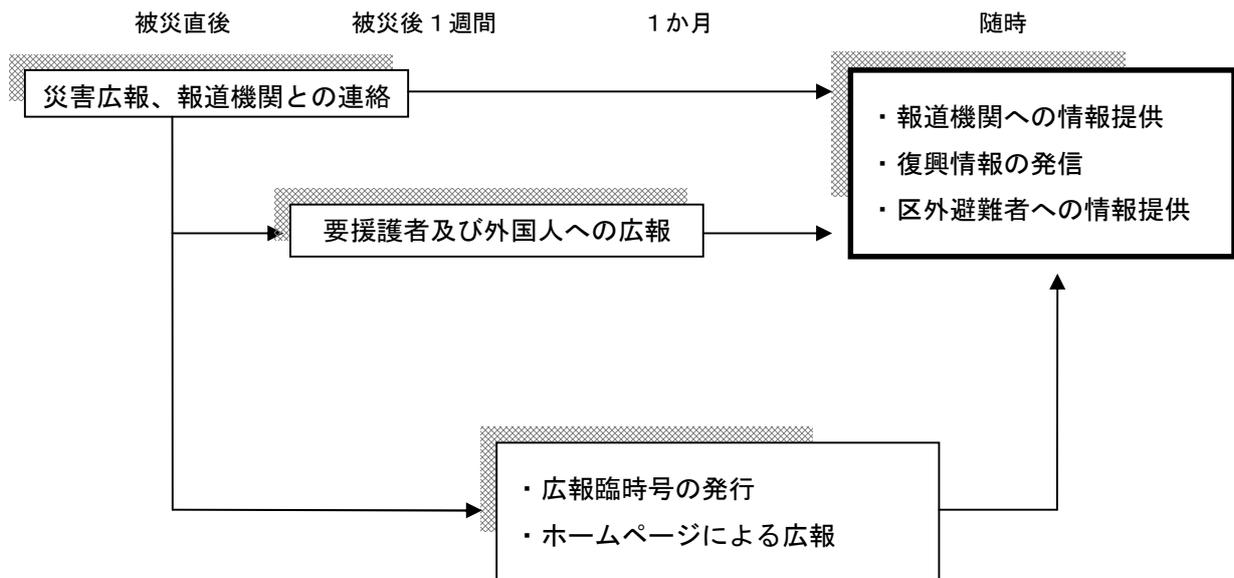
| 留意事項 |
|--------------------------------|
| ○ ボランティア活動が継続しやすい環境づくり。 |
| ○ 大学、専門家団体を把握しておく。 |
| ○ 一般ボランティアからの切替を意識的に行う。 |
| 今後の課題 |
| ○ ボランティアの処遇に統一基準が必要かどうか検討しておく。 |

| 必要な物品 | |
|------------------------|--------------------------|
| ・長期・専門ボランティア個人登録簿 | <input type="checkbox"/> |
| ・長期・専門ボランティア個人登録申込書 | <input type="checkbox"/> |
| ・長期・専門ボランティア団体登録簿 | <input type="checkbox"/> |
| ・長期・専門ボランティア団体登録申込書 | <input type="checkbox"/> |
| ・長期・専門ボランティア応援要請書（各部署） | <input type="checkbox"/> |
| ・ボランティア活動状況報告書 | <input type="checkbox"/> |

第1章 第8節

広報活動

広報紙の発行、インターネットによる情報発信などにより、復興に関する情報を、広く被災者（区外避難者含む）に提供する。
また、要援護者や外国人の方にも手話、音声、通訳等の適切な手段で情報提供を行う。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 広報活動

| | |
|------------|----------|
| 実施責任担当課 | 広報課、関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 広報課 |

活動のあらまし

災害対策情報や復興支援に関する情報を、広報紙、ホームページ、メール等の多様な広報媒体を活用し、広く被災者等に提供する。また、報道機関へも随時情報を提供する。

プロセスのポイント

| | |
|------------|------------|
| 発災から 直後 | 応急期の災害対策広報 |
| 1か月程度 | 復興支援に関する広報 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：被災地の広報活動

阪神・淡路大震災の被災地内では広報紙発行は印刷会社被災などにより数日後から始まった。

◆（西宮市）震災から6日目の1月23日に「地震災害広報1号」が発行され、その後概ね1週間毎に発行し、災害対策本部からの情報を提供した。

1号の発行にあたって18日に検討を行ったが、神戸市内のニュース印刷契約会社は印刷発送が不可であり、市内業者では8万枚まで印刷が可能であることが確認できた。新聞折り込みはできないので、自前の配布とし、20日に原稿をあげ、B4で2頁を編集、21日出稿校正、その時点の可能部数11万部印刷した。以後3月20日まで、9号180万部発行した。

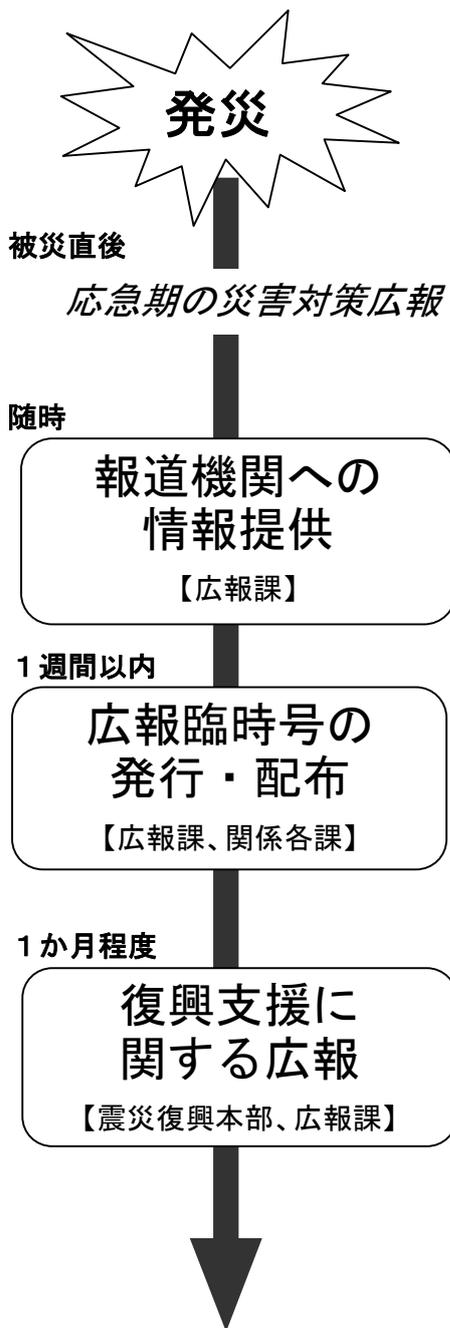
1号の配布先は避難所、給水箇所、市役所、支所等の他広報車、ボランティアで街頭配布を行った。2号からは新聞折り込みも始まった。「市政ニュース」発行が可能になったのは3月25日からで、12月までに月2回「地震災害対策特別号」を発行した。

市外避難者からは広報紙郵送依頼が毎日100件以上寄せられ、11月25日号では5,074件に上っている。

その他の広報では、被災直後、遺体搬送のため広報車が使えず、消防広報車によりマイク放送を行った。CATVでの文字放送は1月18日から開始。23日から生放送も交え災害対策や生活情報を放映した。広報課に仮スタジオを置きVTRで収録し24時間繰り返し放送した。4月まで通算51番組を放送、5月から元に戻った。

電話・ファックスによる災害放送案内を1月21日に4回線で開始した。2月13日に専用電話回線6回線を確保、災害情報を20分吹き込み、ファックスは災害広報紙を送った。3月末までに電話15千件、FAX12千件、9月末までに電話25千件、FAX17千件、市外避難者に役立てた。その他、震災記録の作成（冊子、ビデオ）、（財）西宮市国際交流協会と連携して外国人への情報提供・相談、月1回の地域情報紙復活（6月～）がある。（西宮市①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 応急期の災害対策広報

- ① 被災状況、ライフライン復旧状況、避難所情報等、災害対策本部会議から提供される情報をまとめ、稼働可能な広報媒体により広く情報発信する。

(2) 報道機関への情報提供

- ① 区内の災害情報・復興情報等について、報道機関に向け、随時発表する。
- ② 発表内容は、ホームページ等で公表するほか、救援センター等に掲示し、被災者等に情報提供を図る。

(3) 広報臨時号の発行・配布

- ① 各部課は、復興支援や生活支援等、区民が緊急に必要とする情報を震災復興本部及び広報課に提供する。
- ② 上記情報を取りまとめた広報臨時号を発行し、ホームページ等に掲載するほか、救援センター等に掲示・配布する。

(4) 復興支援に関する広報

- ① 多様な広報媒体を活用し、個別具体的な復興支援に関する情報を随時提供するとともに、復興基本計画や復興事業の進捗状況等については、震災復興本部と調整のうえ、広報特別号を発行し、全戸配布により広く周知する。
- ② 広報紙の郵送等により、区外避難者等へも支援情報の周知を図る。

留意事項

- 情報が錯綜しないよう、マスコミ対応窓口は広報課に一本化する。
- 被災者やマスコミ等に対し、どのような情報を公表するか、予め一定のラインを決めておく。

今後の課題

- 新庁舎に向けて整備する災害情報システムとの連携を図るとともに、SNS等の新たな伝達媒体の活用について検討する。
- 広報臨時号の発行にあたり、契約中の印刷業者が機能しないことを想定し、事前に他区県の業者をリスト化する。

必要な物品

※資料編 P 資 76 参照

2 区外避難者や多言語での情報提供

| | |
|------------|----------|
| 実施責任担当課 | 広報課、関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 広報課 |

活動のあらまし

復興に関する情報や支援の情報を、要援護者や日本語以外の言語の方にも提供する。震災復興本部及び関係課と連携し、区外へ避難した方にも情報提供できるようにする。

プロセスのポイント

| | |
|------------|-------------------|
| 発災から 直後 | 応急期の要援護者及び外国人への広報 |
| 1週間以内 | 復興期の要援護者及び外国人への広報 |
| 1か月前後 | 区外避難者への情報提供 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の域外避難者の把握

当初県外には、約12万人が流出したと推計されたが市外・県外に出た被災者の実態把握は難しかった。

◆（兵庫県）被災後2年弱、平成8年12月に「ふるさとひょうごカムバック・プラン」を発表、「県外被災者用相談フリーダイヤル」を開始した。これと県外居住被災者向け情報紙「ひょうご便り」の発行を主な柱とする支援策をとりまとめたもので、基本的には被災地居住者と同様の行政サービスの提供ができるようにした。全国約3,200の自治体に依頼し「兵庫県から避難された方へ」と題する記事の広報紙への掲載依頼を行ったが、271自治体が延べ291回の掲載となった。情報紙「ひょうご便り」は8年続き、ピーク時には全国約1万世帯に送っていた。情報が住宅関連に絞られてきたため、途中から県営住宅の入居申し込み案内書の発送に切り替えた。

◆（市の調査）西宮市は昨年95年7月、市外に出

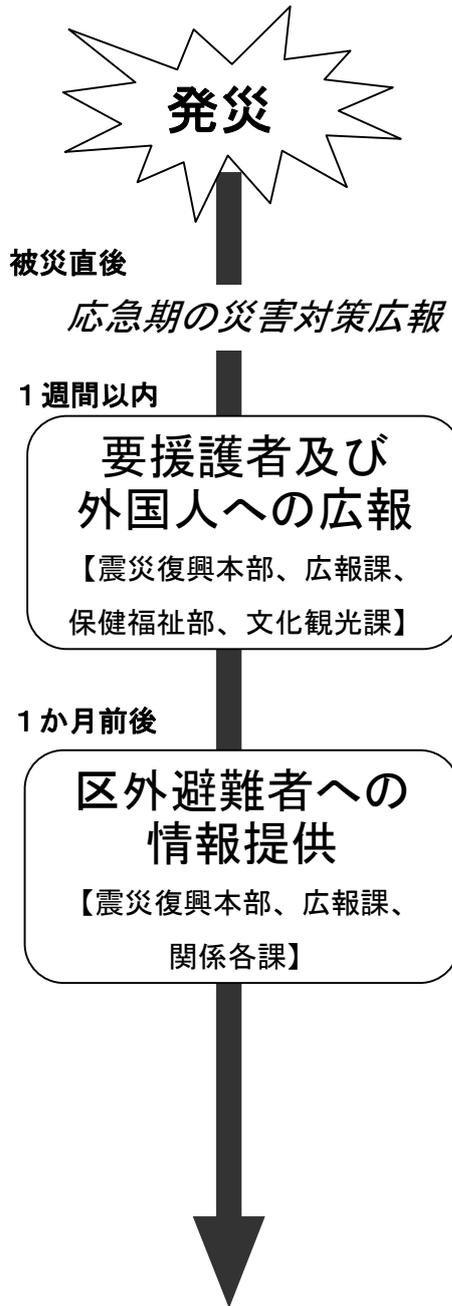
た避難者にアンケート調査している。回答は518人で、うち県外は356人。自治体の実態調査としては最初といえるものだった。

川西市では、市外に避難されている市民の家庭に、部長級の幹部職員が訪問、生活状態、戻ってきたいという思いがあるか、その市では避難者にどのような対策を講じてくれているかなど情報収集した。これは被害が少なかった川西市だからこそできたという。

芦屋市では平成10年4月にホームページを開設したことにより、市外の避難者に対しての新たな情報提供が可能となった。

神戸市は、97年1月17日、市外避難者対象に「悩み事電話相談」窓口を開設した。市外避難者から神戸市の各部局への電話問い合わせには、いったん電話を切って担当部局からかけ直し、長距離電話料金の負担軽減と電話のたらい回しを防止する「コールバック運動」を開始した。（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 要援護者及び外国人への広報

① 各担当課と連携し、ボランティア等を活用しながら、復興施策や生活関連情報等の必要な情報を、手話、音声、通訳等の適切な手段で提供する。

(2) 区外避難者への情報提供

① 区外避難者の把握

救援センターの利用者名簿を作成する際に、区外に避難する予定のある方には、避難先の住所及び連絡の必要の有無を記入してもらう。

② 区外避難者への情報提供の方法

ホームページや区広報紙を活用する。必要に応じて、郵送等により情報発信する。

留意事項

- 東京都防災ボランティア（語学ボランティア）の活用。

今後の課題

- 区独自に手話・語学通訳等を派遣してくれる団体との事前協定の締結。
- 区外避難者の把握方法。（救援センターの事務内容に追加すること。）

必要な物品

※資料編 P 資 77 参照

第2編 都市・住宅復興編

第2章 都市の復興

第2章 第1節

被害概況の把握

どこが、どの程度の被害を受けたのかを把握することは、都市復興のスタンスを決める上で極めて重要である。

発災後、災害対策本部に集約された被害情報に基づいて、家屋の被害概況を把握し、大きな被害を受けたところには、職員の調査チームが現地におもむき、被害概況を捕捉する。

被害概況の調査結果をとりまとめて東京都に報告するほか、第1次建築制限区域の作成等に活用する。

1 家屋被害概況の把握

| | |
|------------|--------|
| 実施責任担当課 | 災害対策本部 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

発災後、災害対策本部に集約された被害情報に基づいて、家屋被害概況を把握する。
大被害地区及び中被害地区については、職員が調査チームを編成して現地調査により被害状況の補足調査を実施する。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|------------------|
| 発災から 3日以内 | 被害概況を把握する |
| 1週間以内 | 被害の大きい地区を現地調査する |
| 1週間以内 | 調査票を整理し、東京都へ報告する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の被害概況の把握

平成7年阪神・淡路大震災では被害の全容がなかなか判明しなかった。

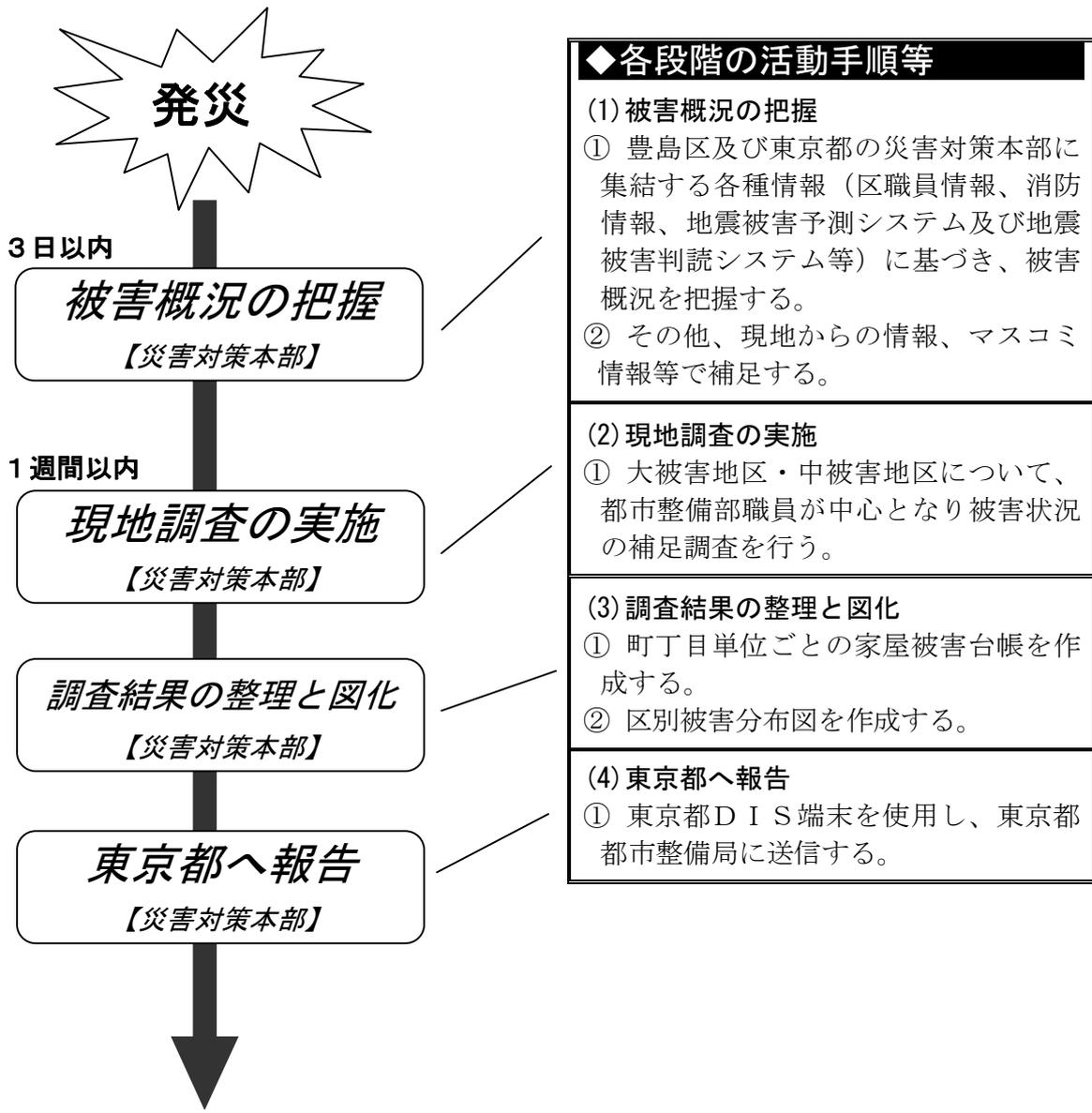
◆（航空写真）国の災害対策本部では、国土地理院が1月17日～1月20日空中写真を撮影し、判読を行い、縮尺1:10,000及び1:25,000の地形図に、倒壊家屋等、火災範囲、液化化範囲などを彩色し、兵庫県南部地震災害現況図を作成した。この図は1月26日に県市に提供された。測量系の会社も航空写真を提供し、大まかには2週間後に分かった。

◆（神戸市職員の緊急調査）神戸市では1月18日から、土木建築担当や地元関係職員が被災地を住宅地図を持って調査し、倒壊家屋の集中箇所、火災の焼け跡を記した被災概要図を作成した。3日間で6,000haをカバーしたという。倒壊3万戸という数字が出たが、これは全壊半壊を判定する被害調査ではなく、実際倒れたと視認したものであった（後日の調査で全壊は10万棟）。この調査をもとにガレキ

撤去戸数や仮設住宅戸数など数字をつくった。ただし、マスコミによって、ガレキの下で人が苦しんでいるときに区画整理や再開発のために調査をしていた、何事やという報道がなされて、この調査結果は公開できなかった。この大まかな調査をもとに仮設住宅戸数や重点復興地区の選定、84条建築制限指定の手続きをせざるを得なかった。

◆（被害の悉皆調査）2月になって、神戸市が建物悉皆調査に着手しようとした時期、既に都市計画学会・建築学会の会員と学生による被災地全体のボランティア調査が始まっていた。学生らは被災地全域に散らばり、昼間に調査した結果を夜間に1:2,500の地図に色塗りする作業を繰り返した。学会調査エリアから漏れた郡部などは県が補完した。この被災状況図は復興計画に有益だっただけでなく、A3版に縮小され、被災地発の資料として全国に配布された。（内閣府①神戸市③）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



- ◆各段階の活動手順等**
- (1) 被害概況の把握
- ① 豊島区及び東京都の災害対策本部に集結する各種情報（区職員情報、消防情報、地震被害予測システム及び地震被害判読システム等）に基づき、被害概況を把握する。
 - ② その他、現地からの情報、マスコミ情報等で補足する。
- (2) 現地調査の実施
- ① 大被害地区・中被害地区について、都市整備部職員が中心となり被害状況の補足調査を行う。
- (3) 調査結果の整理と図化
- ① 町丁目単位ごとの家屋被害台帳を作成する。
 - ② 区別被害分布図を作成する。
- (4) 東京都へ報告
- ① 東京都D I S端末を使用し、東京都都市整備局に送信する。

都市復興基本方針（第2章第2節1を参照）
 第1次建築制限（第2章第2節2を参照）

留意事項

今後の課題

- 現地調査・調査票作成について定期的な研修・訓練を行う。

必要な物品

- ・ 住宅地図
- ・ 調査票
- ・ 筆記用具
- ・ 家屋被害台帳
- ・ デジカメ
- ・ 腕章

※資料編 P 資 78 参照

第2章 第2節

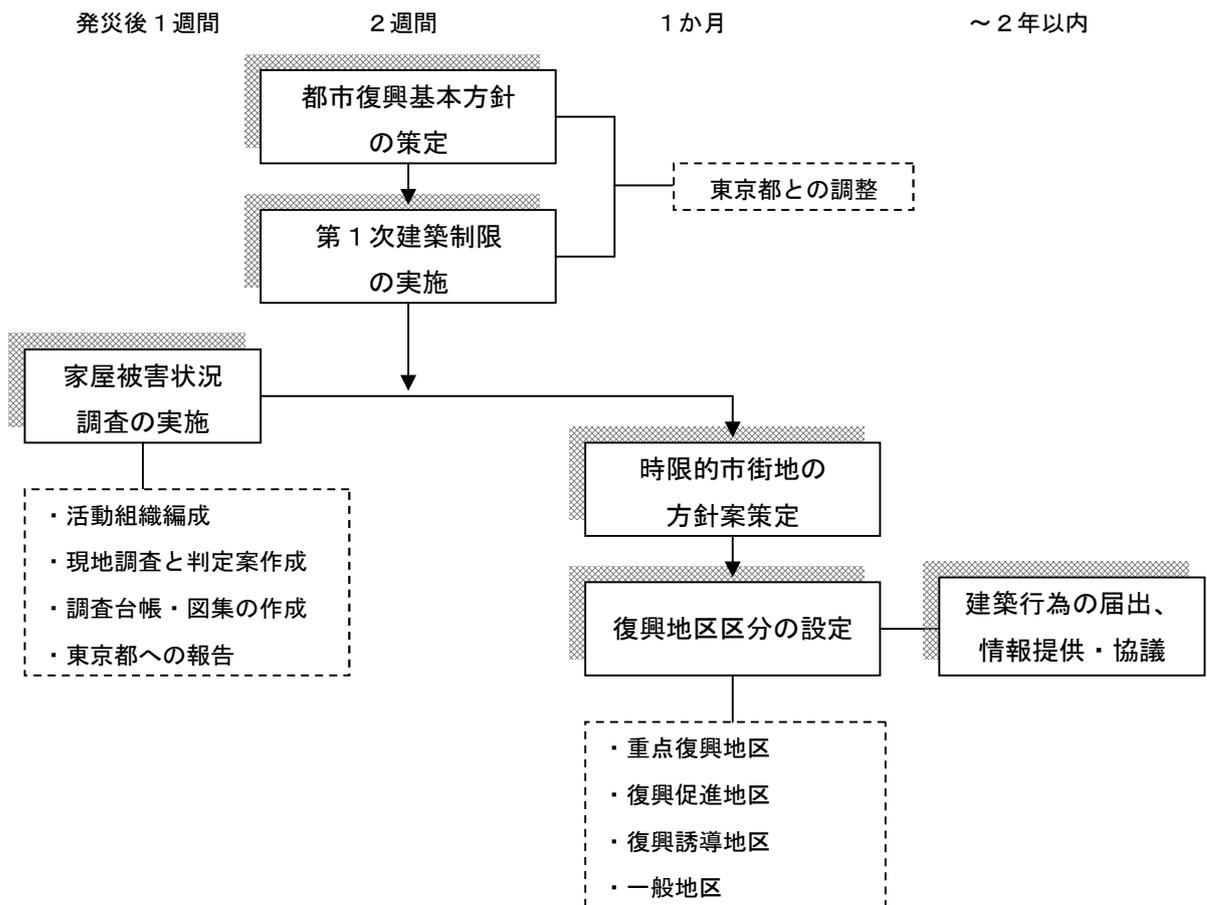
都市復興基本方針の策定と展開

区は、被災後速やかに都市復興の方向を示すため、2週間以内に都市復興基本方針を策定・公表する。

同時に並行して、第1次建築制限の実施、家屋被害状況調査の着手、時限的市街地づくりの方針設定などを行う。

また、都市復興基本方針と家屋被害状況調査の結果を踏まえて、復興地区区分の設定・公表を行う。

条例に基づき、復興対象地区内における建築行為の届出を実施し、災害に強いまちづくりを促進するため、届出した建築主に対し協議等を行う。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 都市復興基本方針の策定

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

被害概況調査及び第1次建築制限の設定方針を踏まえ、東京都都市復興基本方針との整合を図りながら、都市復興の将来像を示すため、発災後2週間以内に都市復興基本方針を策定し、公表する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------|
| 発災から 1週間以内 | 都市復興基本方針案を作成する |
| 2週間以内 | 東京都等と協議する |
| 2週間以内 | 都市復興基本方針を決定・公表する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の都市復興方針の策定過程

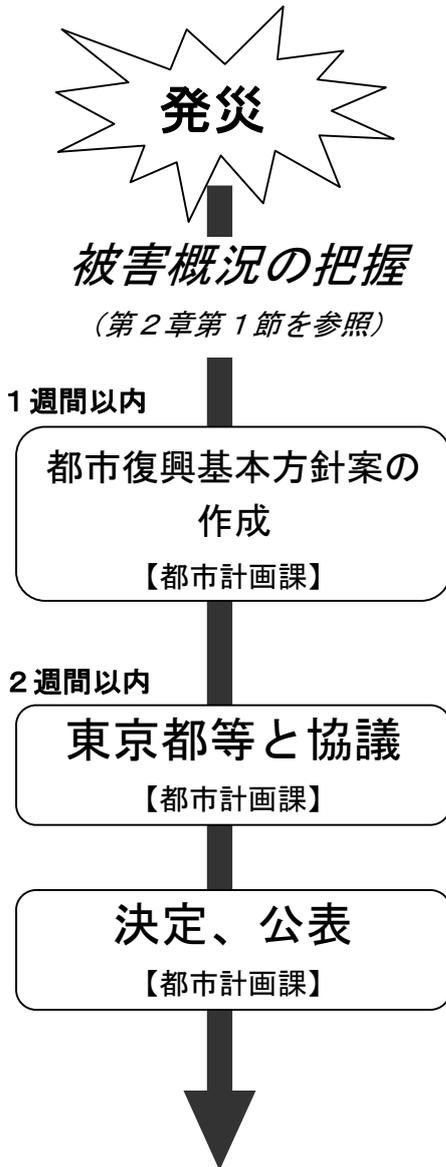
避難者が28万人を超え、さらにピークに向かっていた1月20日、建設省の都市局の区画整理課長らが大混乱中の神戸市役所を訪れた。神戸市都市計画局は、市役所2号館の7階に区画整理部、8階に計画部を置いていたが、6階が崩壊し、立ち入り禁止になり、ごく一部が1号館の片隅に移転していた。市役所の1階～3階は避難者がおり、4階から上を市が使っていた。都市計画局491人の職員の大半は長田区内を中心とした避難所の応援に出ていた。本来の職務に従事していたのは、事業区域の被災調査などを担当した三分の一にも満たない数の職員だった。

建設省と神戸市都市計画局長らと数時間にわたって話し合いを続けた。市の要望は「減歩0の土地区画整理事業が欲しい。また短期間でできる制度をつくって欲しい。」一方、国としては、被害状況が分かるデータが必要という意見であった。

21日に図面が出てきた。区画整理課長はこの図面を東京に持ち帰り、都市局長・建設大臣などに見せ、道路特別会計が使えないので、一般会計を入れないと復興できないと説明した。大蔵省は要望どおりで予算化してくれたという。(内閣府①)

震災直後の1995年1月26日に、神戸市は「震災復興計画に関する基本的な考え方」を配布している。「復興事業適用方針」では、「1. 面的に建築物が倒壊また焼失した被災市街地のうち、主要な区画道路が不足する地区は土地区画整理事業を適用する。2. 被災市街地のうち特に被災建築物の除却が必要かつ新たな住宅建設が相当量必要な地区は広域的に住宅市街地総合整備事業を適用する。3. 被災市街地のうち特に権利関係が輻輳し、かつ狭小宅地率が高い地区は、住宅地区改良事業を適用する。」としている。被災後10日目におよその方針が出されたということになる。(内閣府①)

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



第1次建築制限（第2章第2節2を参照）

復興地区区分（第2章第2節5を参照）

◆各段階の活動手順等

(1) 都市復興基本方針案の作成

- ① 被害概況を踏まえ、都市基盤施設や市街地の復興、生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示するため、都市復興の基本目標、都市基盤施設の復興方針、市街地の復興方針、住宅の復興方針等を示す都市復興基本方針案を作成する。

(2) 東京都等と協議

- ① 東京都及び隣接区と協議し、調整する。
- ② 可能であれば、都計審委員との協議・調整を行う。

(3) 決定、公表

- ① 震災復興本部会議において、震災復興基本方針の一部として決定し、広報手段を通じて区民へ公表する。
- ② 東京都が行う第1次建築制限の指定・告示の前に公表する。

留意事項

- 東京都との協議前に庁内調整が必要。
- 東京都都市復興基本方針との整合性に留意する。

今後の課題

必要な物品

- ・都市計画マスタープラン
- ・住宅マスタープラン
- ・震災復興マニュアル

※資料編 P 資 79～80 参照

2 第1次建築制限の実施

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

家屋被害概況調査をもとに、被害の大きい地区を対象とする。

復興事業を行う地区であるものとする。

建築基準法第84条に基づき、東京都が区域の指定と制限内容を告示するが、原案は区が作成する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------|
| 発災から 1週間以内 | 第1次建築制限区域案を作成する |
| 2週間以内 | 第1次建築制限の指定及び告示を行う |
| 2か月以内 | 建築制限を実施する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：建築基準法84条による建築制限

復興においては、住まい等は被災者の自主的な再建が基本であるが、自力再建が急がれるあまり、再び無秩序な市街地が形成される可能性がある。戦災復興時の混乱を教訓に、昭和25年にできた建築基準法には、発災から2か月間は30㎡以上の延べ面積の建築物を制限することができるという条項が含まれている。災害発生後1か月または2か月の間、各人がばらばらに建物を再築するのを制限し、その間に都市計画を定め、無秩序な市街地ができあがってしまうのを防ぐ趣旨もあった。

2月1日に神戸市・西宮市、2月9日には芦屋市・宝塚市・北淡町の14地区に震災当日に遡って建築基準法の84条による建築制限が指定され、甚大な被害を受けた地区においては、当面の建築活動を抑制することにした。制限期間を最長の3月17日までとする地区指定を行った。

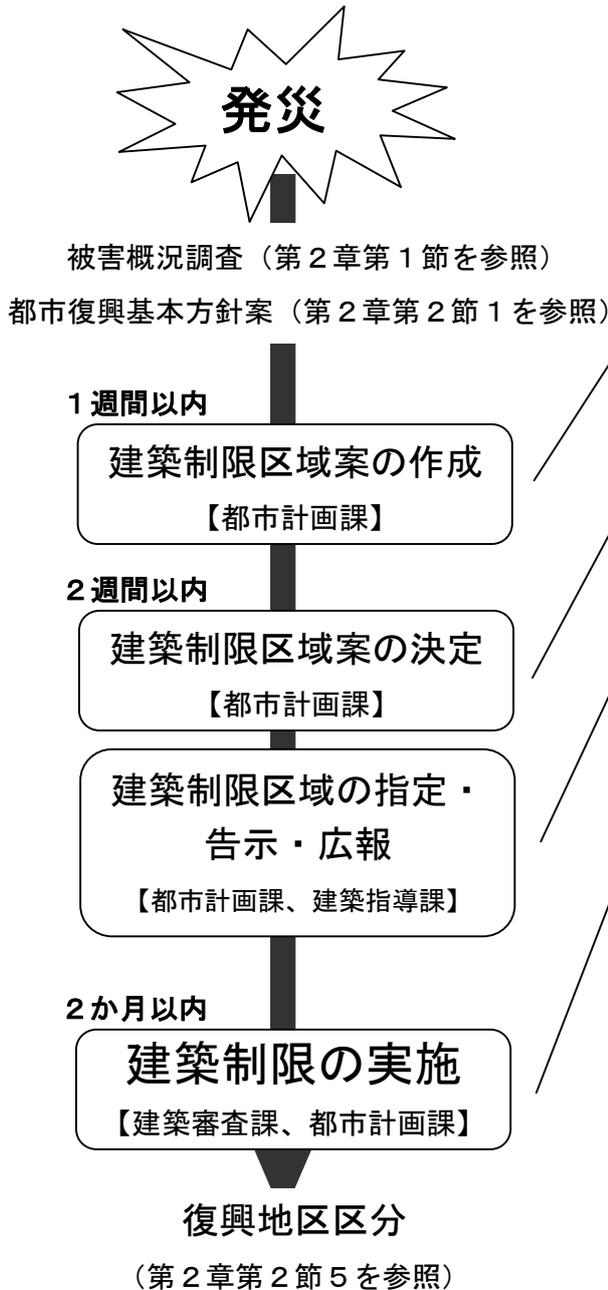
神戸市では、2月5日に「建築が制限される区域が指定されました」として制限区域図を載せた「震

災復興まちづくりニュース」第一号を発行した。この時期、避難者は避難所や近隣に移動しており、まだ建築に目が向いていなかった。一方、マスコミは建築が全くできないようなニュアンスの報道を行い、各地で混乱を引き起こした。

建築基準法第84条第1項による建築制限が切れる3月17日神戸市・芦屋市・西宮市・北淡町の10地区では土地区画整理事業、神戸市・西宮市・宝塚市の6地区では市街地再開発事業等の都市計画を決定した。この決定によって、同日以降は、都市計画法第53条による建築制限が行われることとなった。都市計画決定が急がれた背景には建築制限が最大2か月間で切れるという背景があった。

なお、尼崎市築地地区のみ、液状化により家屋の傾き・沈下などの被害があったものの、継続居住が可能な家屋が多かったこと、地元との調整などから、事業手法の検討を経て、8月8日に都市計画決定した。(内閣府①)

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|---------------------|--|
| (1) 建築制限区域案の作成 | ① 家屋被害概況調査により大被害地区を中心に町丁目単位を基本に区域案を設定する。 ② 復興まちづくりに取り組む地域となるので、事業関連の部局と協議を行う。 |
| (2) 建築制限区域案の決定 | ① 東京都と協議の上、区域案を震災復興本部で決定し、東京都に提出する。 |
| (3) 建築制限区域の指定・告示・広報 | ① 指定及び告示は東京都が行う。 ② 区は、区民の理解が得られるよう広報を行う。 |
| (4) 建築制限の実施 | ① 告示に基づく建築確認の実施。 ② 相談や情報提供の窓口を開設する。 ③ 民間確認審査機関に情報を提供し、協力を依頼する。 |

| 留意事項 |
|---|
| ○ 第1次建築制限は、東京都知事が区域指定と制限内容を告示するので、区域案作成等は東京都と事前協議を行う。 |
| 今後の課題 |
| ○ 建築士の理解・協力が必要であるので、建築士団体との連携を図る。 |
| ○ 広報について、事前に準備する。 |
| ○ 相談・クレーム対応について、事前に準備する。 |

| 必要な物品 |
|-------|
| |

※資料編 P 資 81 参照

3 家屋被害状況調査（第1章第1節1の再掲）

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 都市整備部各課、税務課 |
| マニュアル更新担当課 | 建築審査課 |

活動のあらまし

被災地の全住家建物を対象に、被災状況の現地調査を行う。現地調査後、復興本部担当で査定し、全壊／半壊といった被害区分の仮判定を行う。調査は行政職員が実施する。

住家被害を公的に認定し、り災証明の根拠となる調査であり、公平性と合理性が求められる。調査結果は、都市復興計画を立てていくための最重要資料となる。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|----------------------|
| 発災から 1週間以内 | 被害概況の把握。調査の準備を整える |
| 1か月以内 | 現地調査、判定案作成、台帳及び図集を作成 |
| 1か月以内 | 調査票を集計し、東京都に報告する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の被害調査（第1章第1節1参照）

阪神・淡路大震災の各市では、1月下旬に入って、調査は市職員が中心となり建物被害調査を実施した。政府通達「災害被害統一基準」（全壊：滅失損壊が延べ床で70%以上、又は被害が時価の50%以上等）に従って行われた自治体が多かったが、芦屋市のように独自に判定基準を策定した例もあった。被災市町間に、調査方法等による建物の被害認定の差があった可能性が指摘されている。

初期の被害調査は外観目視による調査が中心で、それぞれ独自の調査票が用いられ、調査員の主観によるところも大きかった。24万棟を越える未曾有の建物被害を前に、時間と人手が足りない、専門的知識が不足しているなど、各市町とも極めて厳しい条件の中で、自らも被災者であった行政職員、非建築系の不慣れた職員が中心になった。

家主と借家人の関係がトラブルのもとになること

もあった。り災証明書の判定を不服とする再調査の申請が相次ぎ、再調査は長期間にわたり続けられた。固定資産税・都市計画税の減免を行うため、家屋及び家財の全戸被害調査を実施した自治体もあった。（内閣府①）

西宮市の場合、1月23日～2月6日に福祉局職員が中心になった調査班が、分担区域に住宅地図を持参して個別調査を行い被害認定した。この時期、道路に倒壊家屋があったり渋滞等で道路事情は最悪であった。この時期に、マンションについては建設省の肝いりでマンションなど応急危険度判定調査が全国からの建築系職員で行われ、建築士会の協力で木造の応急危険度や損保会社の調査もあり、様々な調査のために、後に混乱を招いた。（西宮市①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



※資料編 P 資 21～37 参照

4 時限的市街地の方針案策定

| | |
|------------|------------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課、関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

都市の復興を円滑に進めるために、本格的な復旧までの過渡的な期間に「時限的市街地」を形成し、被災者の緊急避難的な生活の場として提供する。

時限的市街地毎の対応方針を検討し、地域コミュニティに配慮した時限的市街地づくりの方針案を定める。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------|
| 発災から 1か月以内 | 時限的市街地づくりの基本方針の設定 |
| 1か月以内 | 実現可能性の検討 |
| 2か月以内 | 時限的市街地の展開 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の仮設住宅用地／テント村

阪神・淡路大震災では、災害救助法による「応急仮設住宅」、市街地整備で手当てされた「事業用仮設住宅」、駅前や商店街等に建設された「仮設店舗」、公園等での被災者による「テント村」「バラック村」など様々な形で展開された。

◆（用地さがし）神戸市でも、応急仮設住宅建設に大量の用地確保が必要となったが、加えて上下水道が整っていること、管理が長期化を予想して基本的には市街地等の公有地で対応することとした。

当初、用地さがしは、無事な庁舎にあった住宅地図、持ち寄った地図、それと記憶だけを頼りに、他の部局の用地担当者にも声をかけ、さがし回る日々が続いた。「早く、大量に」を念頭に地図上だけで用地の検討していったため、実際には傾斜や崖崩れ、擁壁亀裂、狭かったりと建てられる場所ばかりではなかった。このような土地が出てくると、代わりの

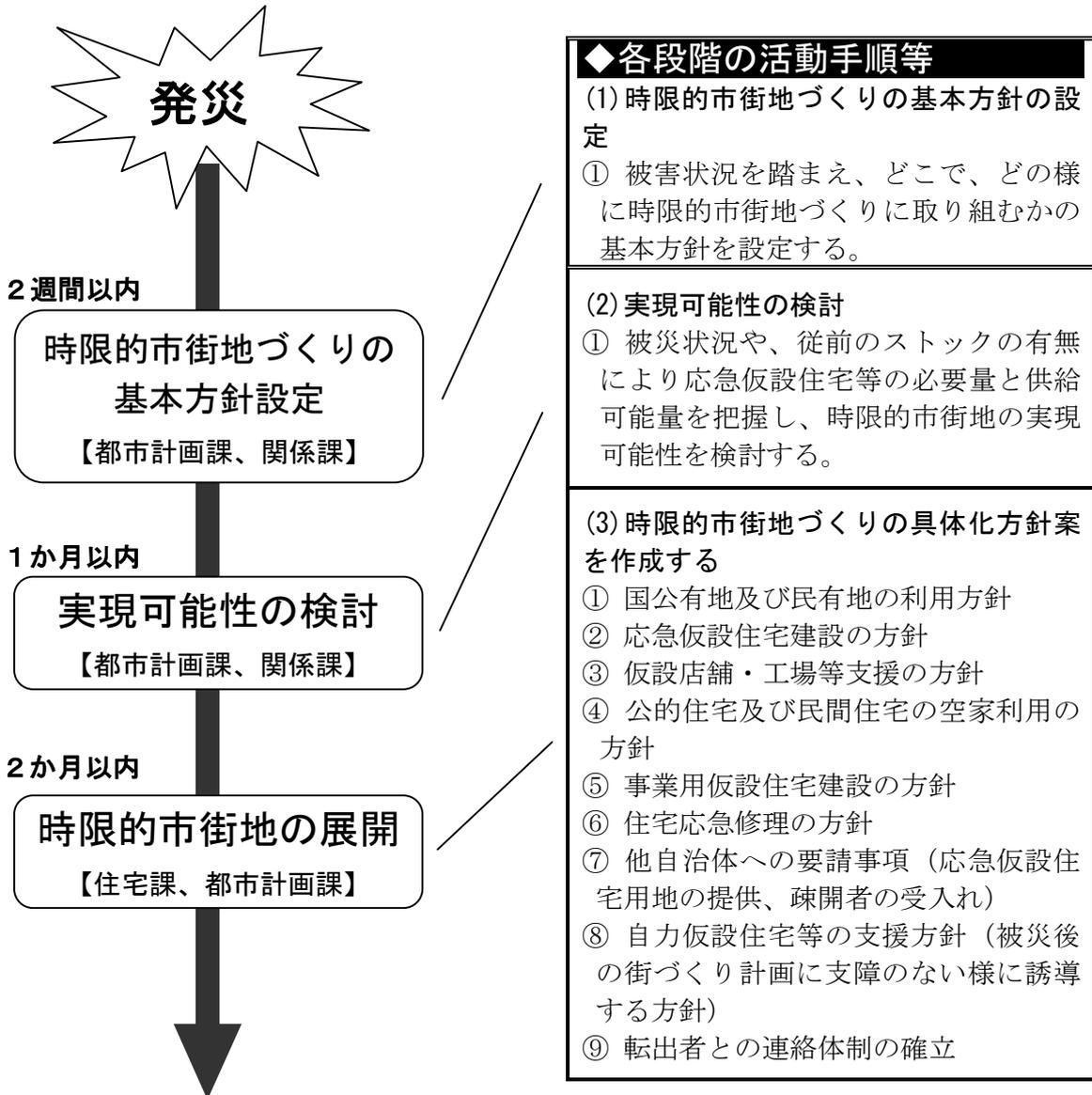
土地さがしにお願いに回り歩く毎日であった。

当然、既成市街地での用地確保を最優先としたが、埋立地や、西北神地域の開発用地が多くなった。戸数の約21%は民間・住都公団・国鉄清算事業団から無償で提供した土地である。（内閣府①神戸市③）

◆（南駒栄公園テント村）長田区にはベトナム人が多く住んでいた。いったん中学校に避難したが、言葉の壁や日本人との確執から居づらくなり、南駒栄公園にテントで暮らすようになり、最大180人にもなった。公園内の日本人・ベトナム人の間にも歩み寄りができた。多くは仮設よりも公園に残ることを選んだ。新しく出会う日本人との摩擦を恐れたり、高齢者は言葉の問題が深刻なためである。公園での避難生活が終了するのに約2年の月日を要した。

（戸田佳子「阪神・淡路大震災の在日ベトナム人の生活再建」国際協力論集1998年1月）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



応急仮設住宅の確保（第4章第2節3を参照）

地域における時限的市街地（第3章第3節を参照）

| | |
|---|---|
| <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災前のコミュニティを維持しながら、本格的な市街地づくりへの円滑な移行を念頭において方針案を作成する。 <p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災時に利用可能なオープンスペースの調査を事前に実施し候補地分布図や台帳を整備する。 ○ 東京都や施設管理者等との利用調整について事前に協議する。 | <p>必要な物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時限的市街地候補地分布図 <input type="checkbox"/> ・ 候補地台帳 <input type="checkbox"/> |
|---|---|

※資料編 P 資 82～87 参照

5 復興地区区分

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

被災市街地の復興を被害の程度や都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるために、第1次建築制限区域及び都市復興基本計画（骨子案）をもとに復興対象地区を設定する。

復興対策基本図1～3を参考として、①重点復興地区（抜本改造型）②復興促進地区（部分改造・自力再建型）、③復興誘導地区（自力再建型）、④一般地区の4地区を設定する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------------|
| 発災から 1か月以内 | 復興対策基本図（被害状況図）を作成する |
| 1か月以内 | 復興地区区分を設定する |
| 2か月以内 | 復興地区区分を決定し告示する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の神戸市の復興地区区分

平成7年阪神・淡路大震災では、被災市街地特別措置法の制定は時間がかかると判断されたため、市条例で重点的な復興を行う地区を定める方法が採られた。

2月16日に「震災復興緊急整備条例」を制定し、六甲山南側の市街地5,887haを「震災復興促進区域」に指定した。翌日には特に重点整備を行う「重点復興地域」が指定された。

震災復興促進区域、重点復興地域には、将来のまちづくりや事業の動きについての情報提供、建築物の防災へのアドバイス、共同化の誘導を目的として、建築行為の届け出が課された。

「重点復興地域」は、従来より都市基盤や住環境に課題を抱えており、個別の自力再建だけでは良好な市街地の形成が困難と考えられる地域や、インナーシティへの住宅の重点供給や都心機能の再生強化が必要と考えられる地域が指定された。そこは震災

復興の面的整備事業（土地区画整理事業や市街地再開発事業）の施行予定地区やこれまでの「まちづくり条例」の協議会が活動しているまちづくり地区であった（当初24地域1,225haを指定）。

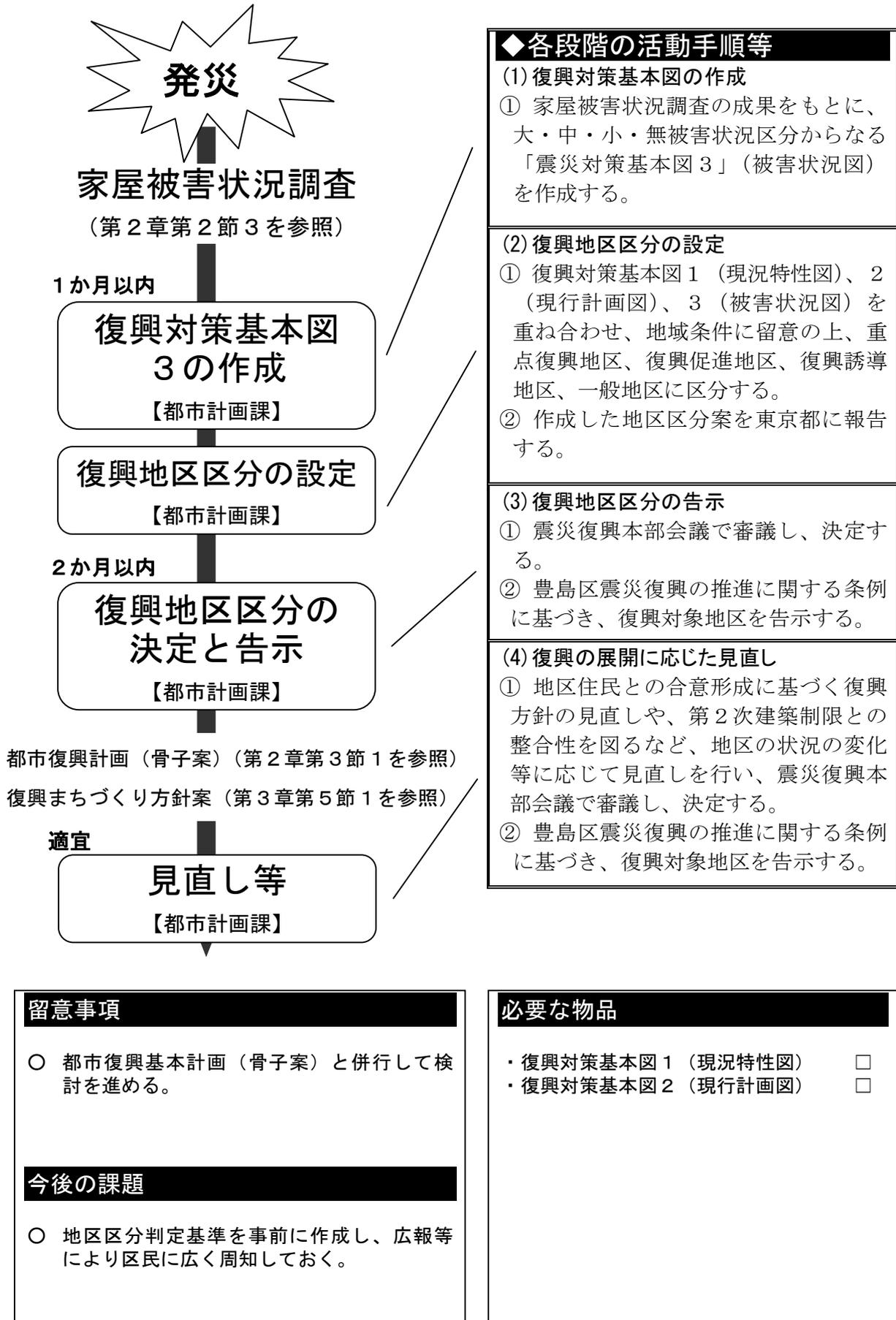
さらに、地元住民のまちづくり気運の高まりのある地域は、積極的に追加指定していく方針により、平成8年度に1地域を追加、2地域を区域拡大した。

この中でも土地区画整理・市街地再開発事業等面整備を進める地域は「黒地地区」と呼ばれ、建築基準法建築制限を先行して指定してあった。市の復興促進地域5,887haのうち7地区2.5%を占めている。

それ以外の地区は「灰色地域」と呼ばれ、数種類の任意事業が展開されることになった。多くは震災前からまちづくり協議会が活動していた。

行政の支援が薄く住民の自主的な取り組みを進める「白地地域」は、震災復興促進区域の79.2%を占めた。（神戸市①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



※資料編 P資 88～90 参照

6 建築行為の届出・許可

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課、建築審査課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課、建築審査課 |

活動のあらまし

復興対象地区内（被災市街地復興推進地域を除く）で建築物を建築しようとする建築主に、条例の規定による届出をさせる。

建築主の届出時期は、原則として建築確認申請日の30日前とする。

届出を行った建築主に対しては、必要に応じて建築物等の耐震性や耐火性を高めるための技術情報の提供とまちづくり協議による建築誘導を実施する。

プロセスのポイント

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 復興対象地区の指定をした日から | 復興対象地区内の建築行為の届出を実施する |
| 被災市街地復興推進地域を定めた日から | 復興推進地域は特措法による許可申請を要する |
| 2年以内 | 必要に応じて情報提供や協議を実施する |

留意事項：被災市街地復興推進地域内で、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする場合は、許可を受けることが必要となる。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：建築行為の届出について

神戸市は、1月26日に「震災復興計画に関する基本的な考え方」を示した。2月16日には「震災復興緊急整備条例」が制定され、「復興促進区域」の指定など、基本的な枠組みが示された。以降、阪神間の各都市でも類似の条例が制定された。

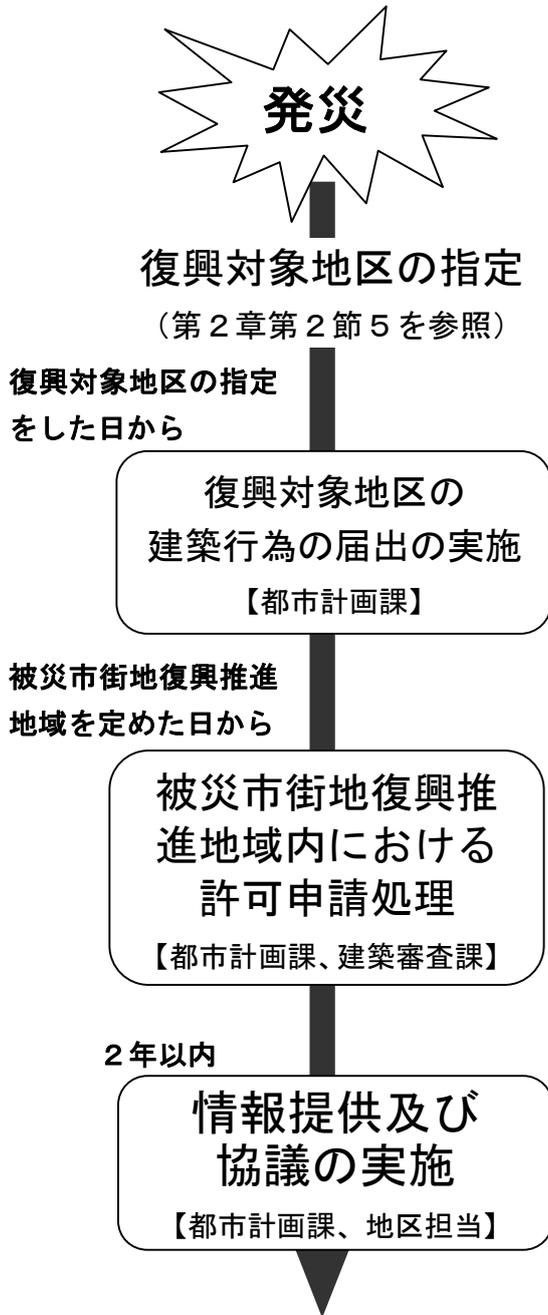
このような地域区分を指定したことについては、1) その後の地域の復興のあり方を規定してしまう、2) 指定区域以外の地域が冷遇される、3) 区分の設定が被災の実態に則していたがどうか疑問、などの指摘もある。

神戸市は2月16日に震災復興緊急整備条例を制定し、六甲山南側市街地5,887haを「震災復興促進区域」に指定。また、2月17日には特に重点的に住宅供給・市街地整備を進める「重点復興地域」が指定された。

震災復興促進区域、重点復興地域には将来のまちづくり・事業の動きについての情報提供、建築物の防災へのアドバイス、共同化の誘導を目的として、建築行為の届け出が課された。

条例では、すまいづくり、まちづくりに緊急に取り組むという（住宅と市街地の緊急整備）宣言、市・市民・事業者が一丸となって協力して取り組むという協働の理念が示されるとともに、災害に強いまちづくりへの誘導の仕組みとして、震災復興促進区域と重点復興地域を指定し、震災復興促進区域における一定規模以上の建築行為については事前の届出を義務付け、協議を要するものとした。（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 建築行為の届出の実施(条例に基づき重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区で第1次建築制限区域の解除と同時に、条例に基づく建築行為の届出を実施する。)

- ① 届出義務期間は、復興対象地区指定の日から2年以内。
- ② 届出者は建築物等を建築しようとする建築主（設計者である代理人の代行可）。
- ③ 届出対象は建築物と準用工作物の新築、改築、増築。
- ④ 届出時期は、建築確認申請日の30日前までに区長に提出。

(2) 被災市街地復興推進地域内における許可申請処理

- ① 第2次建築制限を実施する被災市街地復興推進地域は被災市街地復興特別措置法により知事への許可申請が必要である。（平成24年4月1日より区に移譲）

(3) 情報提供及び協議の実施

- ① 届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供を行う。
- ② 復興まちづくりを検討している地区においては、届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのために、復興事業を円滑に促進し、あるいは復興まちづくり計画に即した建替えを誘導するため協議する。

留意事項

今後の課題

必要な物品

- ・ 建築行為届出書
- ・ 被災市街地復興推進地域内建築行為等許可申請書
- ・ 区長公印

第2章 第3節

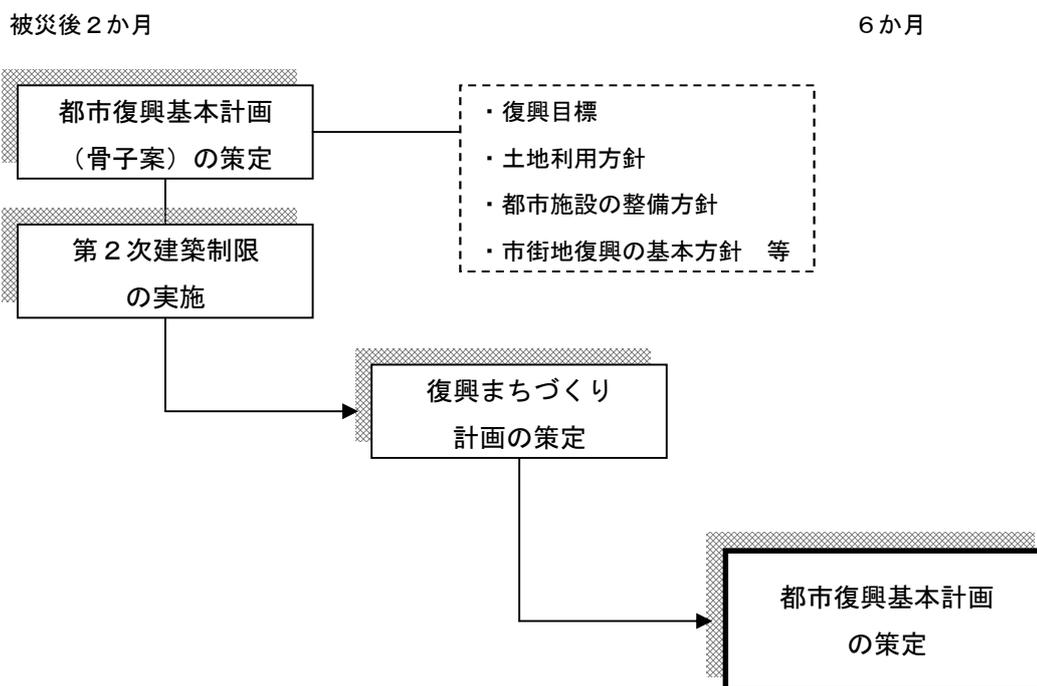
都市復興基本計画の策定と展開

被災後に公表した都市復興基本方針をもとにして、都市づくりの骨格部分の考え方を示すために、被災後2か月以内を目途に都市復興基本計画（骨子案）を作成し、公表・周知する。

また、骨子案を踏まえて復興まちづくりを行う重点地区では、第1次建築制限が最長2か月で期限となるので、必要な場合は「第2次建築制限」に移行する手続きを行う。

さらに、復興まちづくりの重点地区及び地元で復興まちづくりへの意欲の高い地区等を対象にして復興まちづくり計画の策定を進める。

これらを踏まえて、被災後6か月以内に都市復興基本計画を策定する。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

都市復興基本方針の考え方をより具体化して、都市づくりの骨格部分の考え方を示すため、都市復興基本計画（骨子案）を被災後2か月以内に策定・公表する。

骨子案は復興の目標（期間、姿勢など）、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等から構成される。

計画の策定にあたっては、都及び区市町村ごとに策定される計画との整合性に留意する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------------|
| 発災から 1か月以内 | 都市復興基本計画（骨子案）の原案を作成 |
| 2か月以内 | 都市復興基本計画（骨子案）を決定する |
| 2か月以内 | 都市復興基本計画（骨子案）を公表・周知する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の兵庫県の都市復興計画づくり

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、復興全体の基本枠組みなど「復興スケルトン」を早期に提示する必要があり、そのためにも「事前復興」が重要、という考え方が生まれている。（内閣府①）

◆（兵庫県計画課長の話）県計画課では組織の組み替えに続いて復興計画の策定に取り組んだ。限られた情報の組み合わせから市街地の被害状況を概観し都市復興ビジョンづくりを行った。専門の企画班を設置し、震災10日後に復興計画大綱の私案をまとめ2週間後に課の基本方針にした。これが後の都市復興基本計画の骨格になった。早く出したかったが、様々な調整があって計画素案として発表が3月にずれ込んだのがくれぐれも悔やまれる。（兵庫県③）

◆（市街地復興の方針）以下のとおり。

(1) 三宮等の都心商業地区は、道路等の基盤は概ね整備済みであり、地区計画、総合設計等で景観等にも配慮しつつ建物再建を進める。

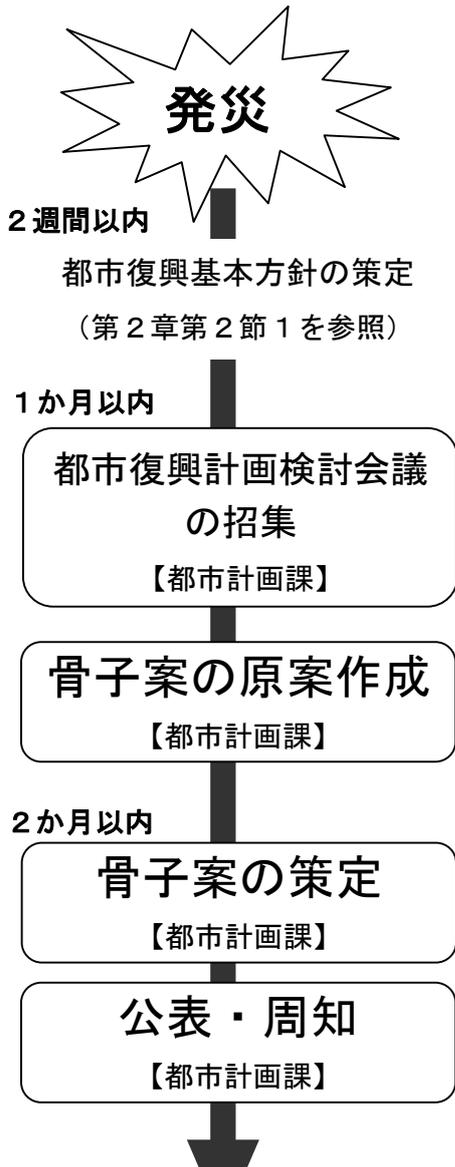
(2) 鉄道駅周辺等では、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地整備総合支援事業等で、ポテンシャルに対応した駅前広場や道路等の都市基盤と建物再建を併せて行う。

(3) 淡路地域など基盤未整備地区では、土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等で、都市基盤整備と建物再建に必要な敷地整備を併せて行う。

(4) 耕地整理で市街地の形態ができていない地区では、土地区画整理事業、住市総事業等で、必要な基盤や住宅の整備を行う。

(5) 戦災復興土地区画整理事業等で都市計画施設が整備済みであるが、区画道路等が不足している市街地で面的に被害を受けた地区では、区画道路を確保する土地区画整理を行う。一方、被災建物が散在している地区では、自力再建困難な敷地の共同化を住市総事業、優良建築物等整備事業等を活用して、再建を支援する。（兵庫県①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|--|--|
| (1) 都市復興計画検討会議の招集 | |
| ① 都計審委員等からなる都市復興検討会議を招集する。 | |
| (2) 骨子案の原案作成 | |
| ① 都市復興基本方針、復興地区区分、東京都都市復興基本計画（骨子案）、基本構想、基本計画、都市計画マスタープラン等の既定計画を踏まえて、原案を作成する。 | |
| ② 庁内検討組織で整備手法について検討する。 | |
| (3) 骨子案の策定 | |
| ① 東京都及び隣接区と協議し、調整する。 | |
| ② 震災復興本部会議において、都市復興基本計画（骨子案）を決定する。 | |
| (4) 公表・周知 | |
| ① 策定後、速やかに広報紙、ホームページ等で区民へ公表・周知する。 | |
| ② 骨子案に対する区民からの意見を広く集める。 | |

第2次建築制限（第2章第3節2を参照）
 復興まちづくり計画（第2章第3節3を参照）
 都市復興基本計画（第2章第3節4を参照）

| 留意事項 |
|---|
| |
| 今後の課題 |
| ○ 事前に庁内関係課、都計審委員、専門家、学識経験者等からなる検討会議を組織しておく。 |

| 必要な物品 | |
|---------------|--------------------------|
| ・復興対策基本図1・2・3 | <input type="checkbox"/> |
| ・復興対象地区区分図 | <input type="checkbox"/> |
| ・都市復興基本方針 | <input type="checkbox"/> |
| ・都市計画マスタープラン | <input type="checkbox"/> |

※資料編 P 資 94～97 参照

2 第2次建築制限の実施

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

第1次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らない場合に指定する。

重点復興地区を基本とし、事業等の導入が可能な地域とする。

被災市街地復興特別措置法第5条に基づき、被災市街地復興推進地域に区が指定し、同法第7条に基づき、地域内の建築行為等を制限する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|--------------------|
| 発災から 2か月以内 | 被災市街地復興推進地域案を作成する |
| 2か月以内 | 推進地域の都市計画決定及び告示を行う |
| 2年以内 | 第2次建築制限を実施する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災と被災市街地復興特別措置法

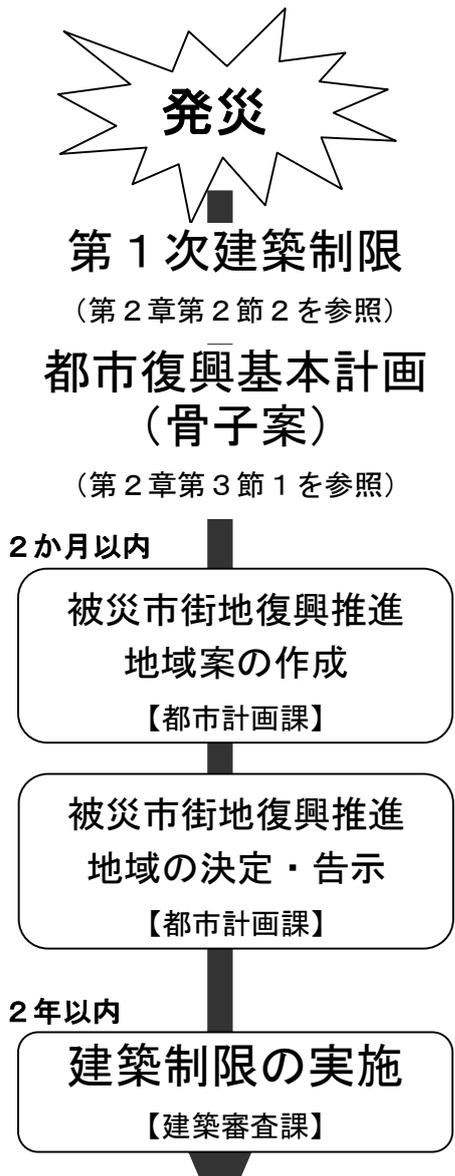
平成7年阪神・淡路大震災の時、「被災市街地復興特別措置法」が2月26日に公布された。この法律においては、区域を条例で指定することによって復興事業に関する特例と、最長2年間の建築制限が可能になった。3月17日に、被災市街地復興推進地域の指定と土地区画整理・第二種市街地再開発事業の施行区域が同時に都市計画決定され、都市計画の事業区域に係る建築制限が指定された。結局、兵庫県・神戸市では、特別措置法の区域指定による復興事業の特例（土地の交換分合、復興共同住宅区等）は活用するものの、建築制限は都市計画事業による規制に移行した。

座談会では、当時の副知事は建築制限について、「土地を物色する動きがあるような噂も聞いておりますし、事業をするのであれば土地を早く市役所の方へ集める必要もあるだろうということで、同時にかける方がよりベターではないかという判断があった」

と発言している。当時の県都市住宅部計画課長も都市計画全国大会などで、「次に災害があったときは都市計画の二段階方式を取るとは限らない。なぜなら、被災市街地復興特別措置法で2年間建築制限が必要と要望してはいたが、とても間に合わないと思っていた。しかし法律ができると国から使ってくれ、との強い要請が来た。課長は「今更始めからやり直すのは無理だ。しかも特別法の建築制限の方が建築基準法制限より厳しい。住民に説明していた内容よりも厳しい制限がかかると、手続き上違法のおそれがある」と考えた。種々検討の結果、事業の都市計画と同時決定ならば厳しい制限は適用されず、メリットだけを活用できると判断し、3月17日の都市計画と復興推進地域の決定になったという。

（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|-----------------------|--|
| (1) 被災市街地復興推進地域案の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ① 重点復興地区を基本に、街区または町丁目を単位として地域を設定する。 ② 被災前の事業の有無、地域の一体性を踏まえ、復興都市計画事業の導入が必要と判断できるところは、復興促進地区を地域に入れることも検討する。 ③ 東京都との調整を行う。 ④ 地域復興協議会が組織された地域への事前説明を行う。 |
| (2) 被災市街地復興推進地域の決定・告示 | <ul style="list-style-type: none"> ① 被災市街地復興推進地域案を震災復興本部に報告する。 ② 東京都知事の同意の上、被災市街地復興推進地域を都市計画決定し、告示する。 |
| (3) 建築制限の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ① 建築確認の審査を行う。 ② 相談や情報提供のため、地域内に復興まちづくり事務所を開設する。 ③ ホームページ等により、広報・周知に努める。 |

復興まちづくり計画（第2章第3節3を参照）

都市復興基本計画（第2章第3節4を参照）

地域協働による復興まちづくり計画（第3章第5節4を参照）

| 留意事項 | 必要な物品 |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次建築制限は、区が条例に基づいて区域指定と制限内容を告示するが、区域案作成等は東京都と事前協議を行う。 | |
| 今後の課題 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画審議会の委員等への周知を含め、都市計画決定の訓練を行う。 ○ 第2次建築制限は、300㎡以上の敷地が対象だが、狭小宅地が多い豊島区の実態を踏まえ、対象面積切下げの措置が必要である。 | |

※資料編 P資 98～102 参照

3 復興まちづくり計画の策定

| | |
|------------|------------|
| 実施責任担当課 | 地区担当、都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図るものである。概ね1か月から3か月で各地区の復興まちづくり計画案及び、個々の事業別に復興都市計画案、修復型事業計画案について地区住民の参画を得ながらとりまとめ公表する。その後、都市計画決定や事業導入の手続きを行い、概ね6か月以内に計画決定する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------|
| 発災から 3か月以内 | 復興まちづくり計画原案等の作成 |
| 6か月以内 | 復興まちづくり計画案等の作成 |
| 6か月以内 | 復興まちづくり計画等の策定 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災3月17日の都市計画決定

神戸市が、まちづくり案を新聞折り込みの広報で全戸に配布したのは、震災から1か月余が過ぎた2月23日である。JR新長田駅など市内6地区を指定し、土地区画整理、市街地再開発事業を実施する、という内容をイメージ図を付して説明したものであった。

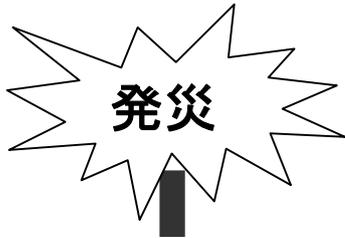
計画では三宮地区地区計画以外の土地区画整理事業と市街地再開発事業の5地区については、3月17日には都市計画決定を目指す、という段取りであった。西宮、芦屋、宝塚の各市と淡路島の北淡町も足並みを揃えた。2月28日、5市町は13ヶ所、約250haに達する復興区画整理、再開発等の計画を定めた復興都市計画案の縦覧を開始したが、急で、周知と縦覧は十分に行うことができなかった。説明会も現地で開催したが告知はポスター程度で知らなかった人が多かった。

被災者が避難中で住民不在のままの都市計画決定

手続きへの反対、広域的施設である近隣公園への反対、住民への説明不足で時期尚早、減歩に反対などが相次ぎ、神戸市では2,400件、西宮市では600件の大量の意見書が提出され、計画の不当性への抗議が表明された。神戸市東灘区森南地区の住民は、6割に及ぶ署名を集めた陳情書を提出、計画案の白紙撤回を求めた。各地の審議会では都市計画決定の当日、多くの住民が押し寄せ、騒然とした雰囲気包まれた。

各市町の都市計画審議会を経て、3月17日に兵庫県都市計画地方審議会では、騒然とした中で、面整備事業の都市計画については、混乱した被災地の中で周知や合意形成は成し得ない状況に配慮し、まず施行区域や幹線道路などの大枠のみを決定し、区画道路や街路道路などの細部の計画は、その後の住民との協議、合意を踏まえて決定するという「2段階方式」都市計画を定めた。（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



都市復興基本計画（骨子案）

（第2章第3節1を参照）

第2次建築制限（第2章第3節2を参照）

3か月以内

復興まちづくり
計画原案等の作成

【都市計画課、地区担当】

6か月以内

復興まちづくり
計画案等の作成

【都市計画課、地区担当】

復興まちづくり
計画等の作成

【都市計画課】

都市復興基本計画（第2章第3節4を参照）

地域協働の復興まちづくり計画

（第3章第5節4を参照）

留意事項

- 概ね6か月を目処に復興まちづくり計画を策定する。地域の協働により計画を進める地区において、概ね6か月の段階で、復興住民組織が結成されないなど大幅に作成が遅れる場合は、行政指導型の進め方に切り替えることも考慮する。

今後の課題

- 道路等の基盤が不足しており、市街地整備が必要な地区では、事業計画の確定に先立って公園・道路用地の先行取得を行うことについて検討しておく。
- 復興まちづくり計画の作成や合意形成にあたって、必要な場合は専門家（コンサルタント等）を活用する。事前に協力可能な専門家を把握し、その選定方法等について定めておく。
- 一時転出者の把握方法を検討しておく。

◆各段階の活動手順等

(1) 復興まちづくり計画原案等の作成

- ① 都市復興基本計画（骨子案）の地区区分別の方針に沿って、合意形成を図りながら地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画原案を作成。また、復興まちづくり計画の実現に向けた個々の事業について、復興都市計画原案、修復型事業計画原案（都市計画決定を伴わない）を作成。
- ② 地域住民には広報等で周知を行うとともに説明会を開催する。また、一時転出者にも伝わるよう配慮する。
- ③ 地域復興協議会の組織化を行う。

(2) 復興まちづくり計画案等の作成

- ① 原案を基に関係機関と調整を行い、計画案を決定する。
- ② 地域復興協議会が組織化された地域 ⇒第3章参照
- ③ 地域復興協議会の組織化が困難な地域
区が主体となり説明会やアンケート等で関係権利者の意向を把握し、意見集約を行う。
- ④ 一時転出者等の意向も把握する。
- ⑤ 広報活動により地域住民に周知しながら進める。

(3) 復興まちづくり計画等の作成

- ① 住民意見の反映等を行って、復興まちづくり計画等を作成する。
- ② 復興都市計画については、都市計画決定手続き（告示縦覧、審議会付議等）、都と調整等を行い計画を確定する。
- ③ 計画内容について、地域住民に周知を図る。

必要な物品

4 都市復興基本計画の策定

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

具体的な復興施策を体系的にとりまとめた都市復興のマスタープランであり、被災後6か月を目途に策定する。都市復興基本計画は、骨子案を基本に復興まちづくり計画等の内容、区民意見を反映させる。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|----------------|
| 発災から 2か月以内 | 都市復興基本計画案の作成 |
| 6か月以内 | 区民意見の反映 |
| 6か月以内 | 都市復興基本計画の策定と公表 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：事前の都市計画マスタープランと復興都市計画

◆（阪神・淡路大震災の事前計画）被災地では淡路を除いて都市計画マスタープラン（整備・開発・保全の方針）が定められていた。その中の都市再開発方針では2号地区（一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区）も早くから定めていた。震災復興土地区画整理事業及び市街地再開発事業地区については概ねこの2号地区の区域に即したものになった。

しかし大きい問題は、これらの計画内容について、国、県、市の行政間では合意が得られていても、問題は市民には十分周知されておらず、それが行政と住民の間の初期の認識の差にあらわれた。

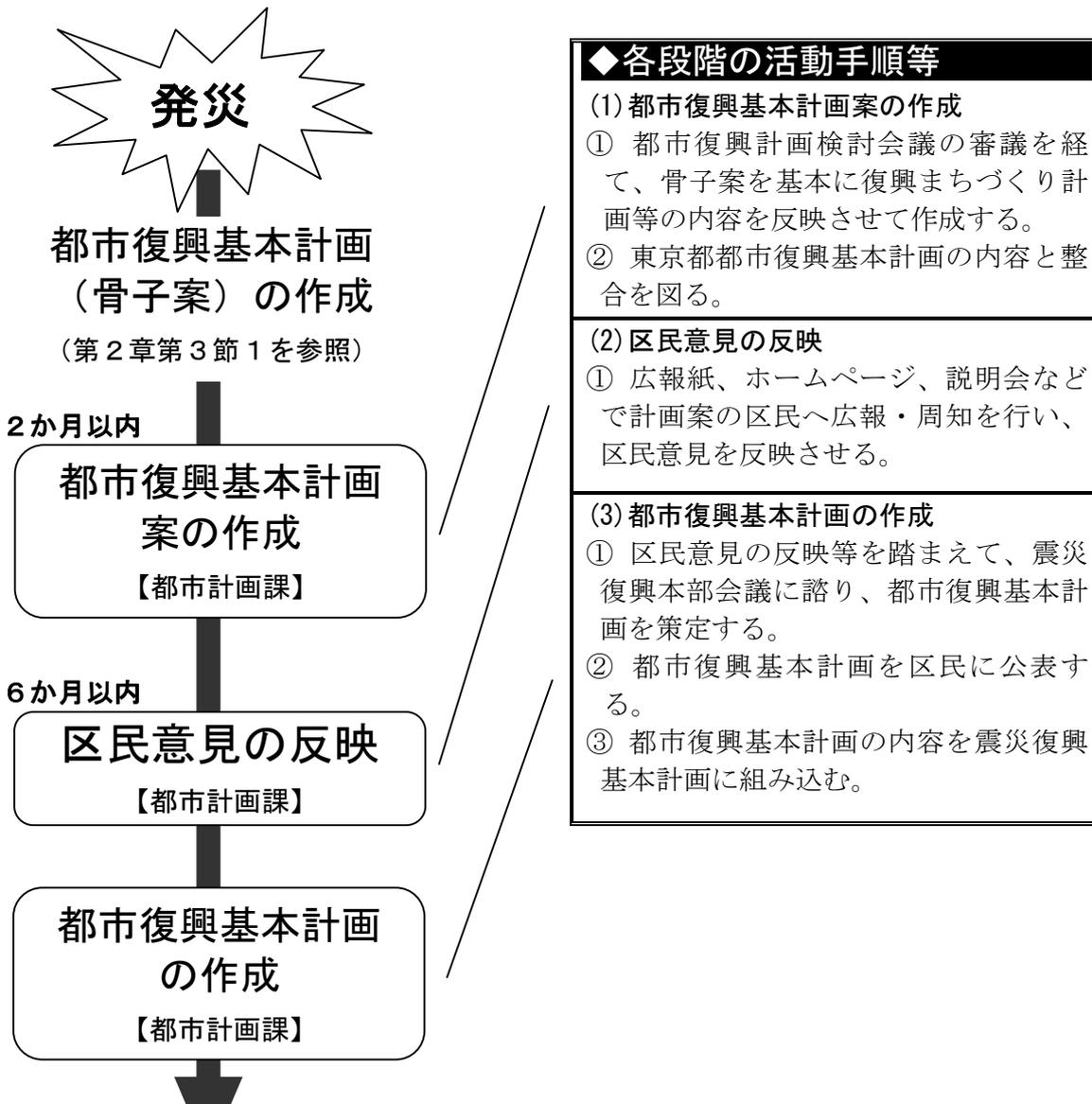
震災後、兵庫県では平成7年8月都市復興基本計画を策定し、神戸東部新都心の建設など「多核・ネットワーク型都市構造の形成」や機能的な防災拠点、広域防災帯の整備など「防災機能の強化」を盛り込み、それを全体計画である「阪神・淡路震災復

興計画（フェニックス計画）」に反映させた。また、都市計画マスタープランである整・開・保方針を平成8年1月変更したことは震災の教訓を生かしたものとして評価できる。しかし進め方は従来通りで、住民への周知が不十分な点で課題を残している。

阪神・淡路大震災の教訓から、震災発生後、早期に都市復興マスタープランを決められるようにすべきとの提言が出されているが、むしろ事前の都市づくりマスタープランを周知しておく方が重要という意見が多い。（内閣府①）

◆（東京都）東京都では平成9年から復興手順を定めたマニュアル作成に取り組んでいたが、平成13年5月に震災後の東京のあり方を提案する「震災復興グランドデザイン」を公表した。この中には、「緑の環状市街地の構築」など7つの戦略プロジェクトが提起されている。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



復興事業計画の策定（第2章第4節1を参照）

震災復興基本計画の策定（第1章第3節2を参照）

| | |
|---|--|
| <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">留意事項</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市復興基本計画等の内容、策定経過について、随時情報提供を行う。 <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold; margin-top: 10px;">今後の課題</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市復興基本計画を示す前の、区的意思決定の仕組みが必要。 ○ 事前に都市復興計画検討会議を組織しておく。 | <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">必要な物品</div> |
|---|--|

※資料編 P 資 109 参照

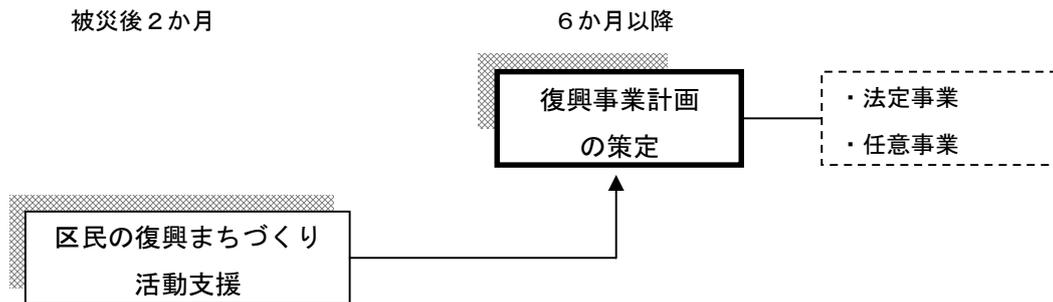
第2章 第4節

復興事業の推進

都市復興基本計画に基づいて、都市施設の整備や市街地整備事業などの復興事業計画を作成し、事業を展開する。

事業計画策定にあたっては、制度的手続や予算措置、関係権利者の理解・協力が必要になる。

事業の進捗に合わせて、施設の計画・設計や街並みルールづくりに地域住民が積極的に参加していけるようにするため、区民のまちづくり活動を支援していく。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 復興事業計画の策定

| | |
|------------|------------|
| 実施責任担当課 | 地区担当、事業関連課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

復興都市計画・復興まちづくり計画等に基づき、新規施設整備箇所や面整備事業や修復型の任意事業を行う地区では、事業推進のための事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、策定する。

事業の推進にあたっては、震災復興のための特別措置の活用を図るとともに、必要な財源の確保などについて、関係機関との調整を図る。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|--------------|
| 発災から 6か月以降 | 復興事業計画案の作成 |
| 1年以内 | 事業化へ向けての合意形成 |
| 1年前後 | 復興事業計画の策定と広報 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災復興で使われた主要な市街地整備事業

◆（土地区画整理事業）阪神・淡路大震災において土地区画整理事業が展開されたが、効果的であったのは以下のような特例であった。

- ・道路特別会計補助（通常費及び臨時交付金）を適用する都市計画道路幅員が12m以上から6m以上に緩和された。

- ・被災市街地復興推進地域での一般会計補助による区画整理事業が創設され、仮設住宅整備も補助対象になった。

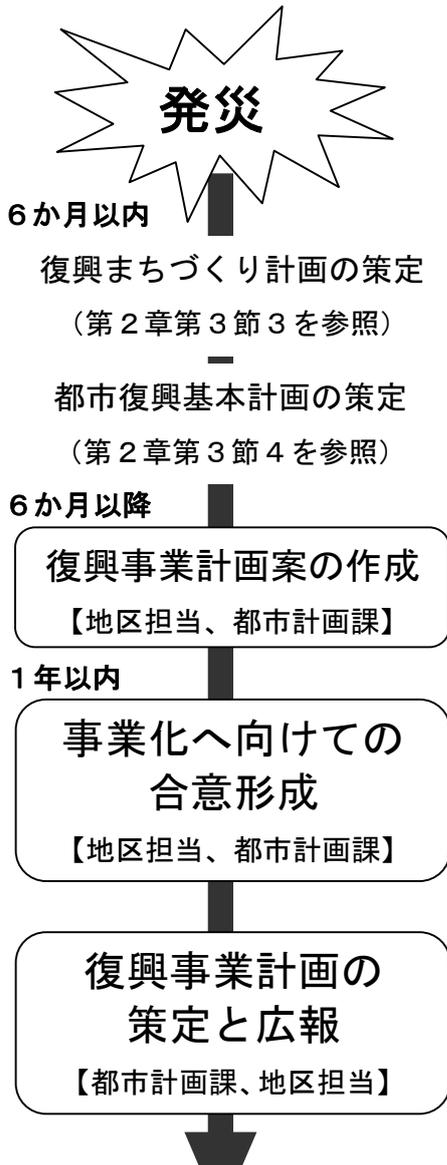
- ・都市計画決定がなされていれば、事業認可前でも用地買収可能で5,000万円の課税控除が適用された。

- ・住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業、住宅地区改良事業、まちづくり総合支援事業、優良建築物等整備事業等が併用され、上物整備に効果があった。

- ・地区計画制度、神戸市インナーシティ長屋街区改善誘導制度（規制誘導）、復興土地区画整理事業等融資利子補給（復興基金）、被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業融資利子補給制度（復興基金）など併用され事業推進に役立った。

◆（震災後の事業展開）阪神・淡路大震災以後、国でも平成9年には、老朽住宅の除去勧告や共同化促進措置を盛り込んだ「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」がつくられた。事業面でも、平成8年度安全市街地形成土地区画整理事業の創設、平成11年度緊急防災空地整備事業の創設（土地区画整理事業の予定される地区内）、平成12年度まちづくり総合支援事業等が創設された。平成16年度からは、市町村のまちづくり計画に対する総合的支援制度として、新たに「まちづくり交付金」制度も始まっている。（内閣府②）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 |
|--|
| (1) 復興事業計画案の作成 ① 都市復興基本計画、復興まちづくり計画、導入する復興事業等に基づき、復興事業計画を作成する。 ② まちづくり関係課と調整。 |
| (2) 事業化へ向けての合意形成 ① 関係権利者を固定資産税台帳や登記簿等で把握する。 ② 事業内容について、説明会、戸別訪問・相談等により関係権利者や地域住民との合意形成を図る。 |
| (3) 復興事業計画の策定と広報 ① 法定事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）の場合は、都市計画決定等の法的手続きを行う。 ② 任意事業（住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業等）の場合でも予算措置や都市計画審議会等への報告などを行う。 ③ 復興事業計画は、区民への広報とともに、事業に応じて関係権利者、地域住民へ周知する。 |

財源確保（第1章第4節を参照）

復興まちづくり事業の推進（第3章第7節1を参照）

| 留意事項 | 必要な物品 |
|-------|--|
| 今後の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市復興基本計画（骨子案） <input type="checkbox"/> ・復興まちづくり計画 <input type="checkbox"/> ・都市復興基本計画 <input type="checkbox"/> ・適用する事業の要綱等 <input type="checkbox"/> |

※資料編 P 資 110 参照

2 区民の復興まちづくり活動支援

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

復興事業の実施に合わせて、街並みルールづくり、施設の計画・設計など、地域住民が参加するソフトなまちづくりを推進する。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|--------------------|
| 発災から 2か月後 | 区民の復興まちづくり活動を支援する |
| 6か月後 | 復興まちづくり事業への参加を促進する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の復興市民活動

◆（まちづくり地区）震災以前からまちづくり組織が活動していた地区（長田区真野地区、野田北部等）では、震災直後から秩序だった復興まちづくり活動が行われた。震災復興で法定事業が導入された黒地地域には、行政主導によりまちづくり協議会が発足した地域も多かったが、活動に対して手厚い支援があった。白地地域のまちづくり協議会に対しても、阪神・淡路復興基金を活用した専門家派遣制度や活動助成制度によって支援が行われた。

◆（復興まちづくり支援）まちづくり支援の窓口として、兵庫県は、平成7年9月に（財）兵庫県都市整備協会内に、「ひょうご都市づくりセンター」を開設した。当初3年の間だけ活動を行う予定であった「復興まちづくり支援事業」は、ニーズが高かったことから、事業期間を平成16年度までの9年間延長し、様々な活動を展開した。神戸市では震災前の平成5年11月に「こうべまちづくり会館」と各

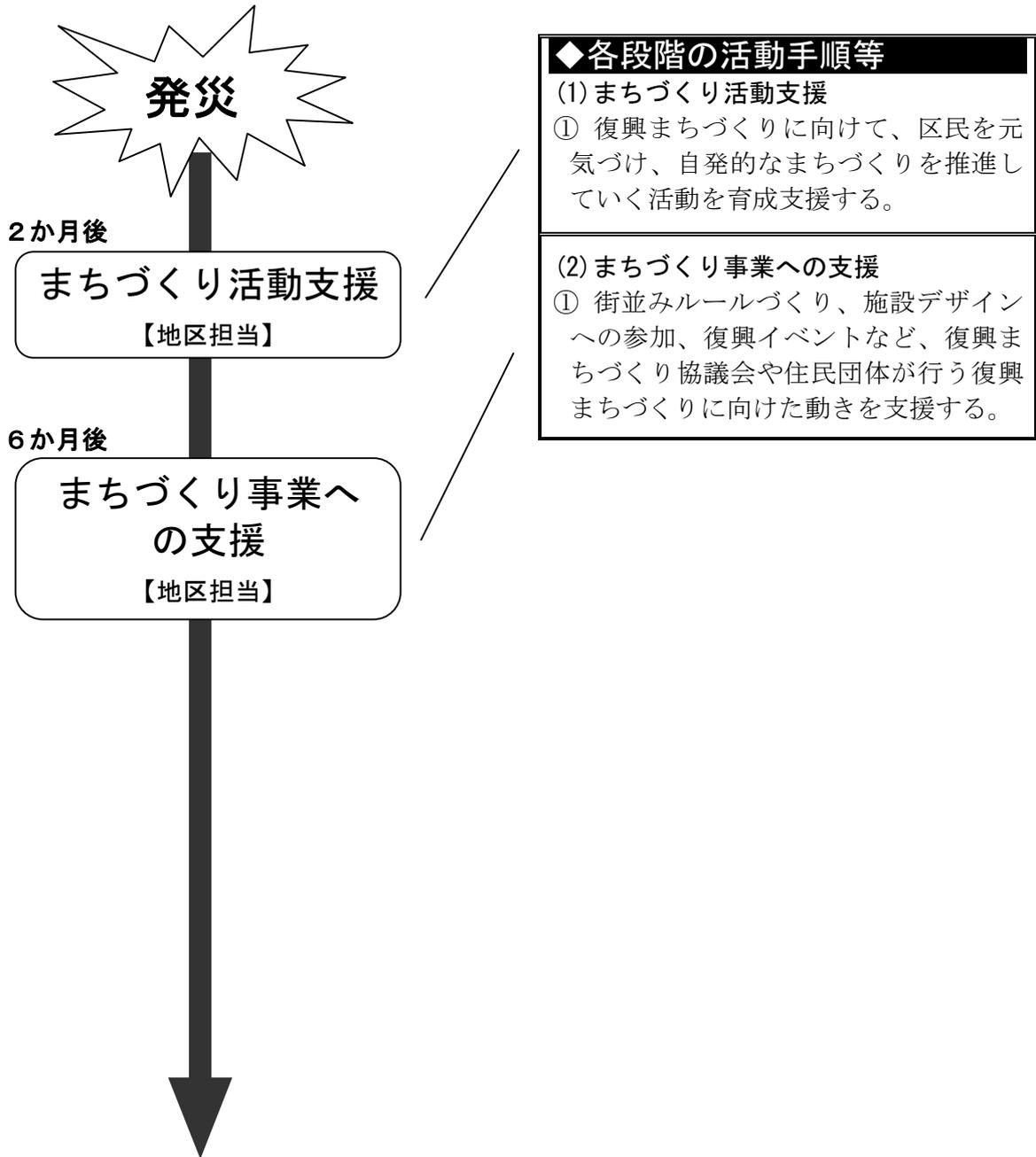
種まちづくり支援事業を実施する「こうべまちづくりセンター」が設立されており、この組織を使って市内のまちづくりを支援した。

復興まちづくり支援の経費は（財）阪神・淡路大震災復興基金が負担した。両センターには、都市計画家、区画整理士、再開発プランナー、一級建築士、不動産鑑定士等の専門職能家が多数登録され、専門家派遣に備えている。

その他、住民の復興まちづくりを支援する民間非営利の基金も誕生した。阪神・淡路ルネッサンスファンド（HAR 基金）、阪神淡路コミュニティ基金（HAC 基金）、公益信託神戸まちづくり六甲アイランド基金などが代表的である。（内閣府①）

◆（防災福祉コミュニティ）震災後、神戸市では小学校区を単位に、様々なコミュニティが合同して防災・福祉・防犯などの地域活動を進める仕組みを構築し、資機材提供、マップづくり等支援している。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

- 復興事業の財源として復興基金の活用を図る。

今後の課題

- 既存のまちづくり活動団体の把握。
- としま未来文化財団と区民への支援についての協定。
- 具体的な育成支援方法。

必要な物品

第2編 都市・住宅復興編

第3章 地域協働復興

阪神・淡路大震災の教訓として、被災者自らが立ち上がる「自助」、地域の「共助」、行政による「公助」の3つの力が連携することが、復興を進めるにあたって重要であることが示された。

地域住民の立場からすると、街並みや施設の復興など「市街地の復興」だけでは不十分であり、住まいや暮らしの継続も含めた総合的な「まちの復興」が必要になる。

このまちの復興にあたっては、住民が主体的に自分たちのまちの課題を解決する「地域力」を活かして、行政と協働・連携してまちの復興を進める「地域協働復興」が重要である。

この章では、地域と行政が協働して進める地域協働復興の標準的な手順を示す。

※資料編 P 資 111 「地域協働復興の進め方フロー」参照

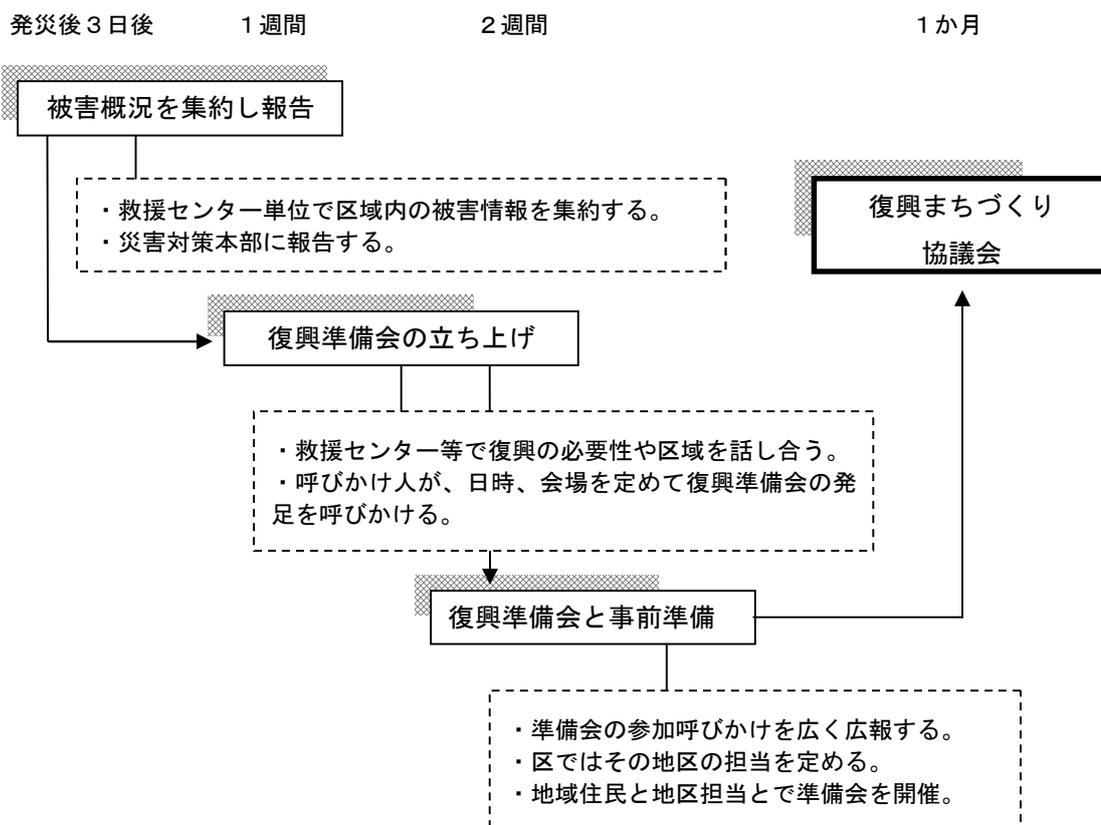
※資料編 P 資 112 「池袋本町地区の復興の手順の流れ（訓練成果）」参照

第3章 第1節

被害の把握と復興への準備

本区では、震災時における防災活動の拠点として、区立の小中学校等を「救援センター」として指定している。「救援センター」では、災害情報の伝達、給食・給水、医療救護などの応急活動を実施し、住居を喪失した被災者に宿泊のための避難所を開設する。この応急対策が一段落する前後から、まちの復興を準備しておかねばならない。

ここでは、地域が一丸となって復興に取り組む組織づくりの前段階として、被害概況の把握、復興準備会の立ち上げ、協議会設立のための準備会開催と事前協議の手順を定める。



※調査に用いる地図は共通のものを用いる

※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 被害の概況を集約し報告

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 各救援センター配備職員 |
| マニュアル更新担当課 | 防災課、都市計画課 |

活動のあらまし

地域住民が自ら被害の概況を把握することを通じ、復興の必要性を理解するきっかけとする。救援センター運営調整会議の情報連絡部を中心に区域内の被害概況をまとめ、全体で共有する。救援センター配備職員（区職員）はこの被害情報の内容を災害対策本部に報告する。

プロセスのポイント

| | |
|----------------------|---------------------------------|
| 発災から 3日前後 (随時) | 救援センター運営調整会議情報連絡部が区域内の被害情報を集約する |
| 随時 | 災害対策本部復興準備室へ報告する |

留意事項：被害概況は、復興準備会のエリア選定に役立つレベルで足りる。（町会区域、または町丁目・街区単位で被害が分かる程度でよい。）

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災と地域による被害把握

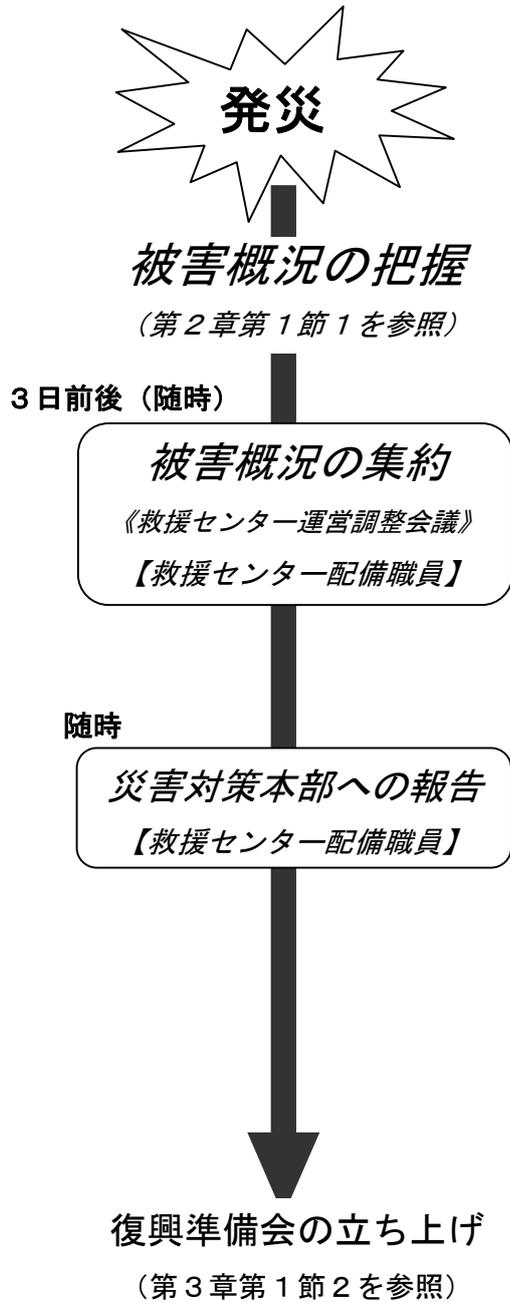
阪神・淡路大震災では、多くの地区で被災直後は地域リーダーは応急対応に奔走しており、被災初期に被害調査を行った地区は少ない。

◆（神戸市長田区真野地区）以前からまちづくりを進めていた真野では、震災対策本部を小学校に設置し、まちづくり推進会や自治会リーダーが集結、地区内16ヶ所の避難所を傘下において様々な救護活動を展開した。2月には関西の建築士と新潟の建築士会ボランティアによって全建物の調査を実施した。週末毎に4回、延べ330人が参加した。地区内で「全壊及び修理不能」606戸22.3%、「応急修理が可能」264戸9.7%、「修理により継続居住可能」1,139戸42%、「健全そうに見える」703戸であった。このデータをもとに3月から建築相談が始まった。（阪神復興支援NPO編「真野まちづくりと震災からの復興」）

◆（神戸市長田区野田北部まちづくり協議会）「震災から5日目ぐらいからまちづくり協議会の対策本部に行き出しました。その時から、震災で住民の方が散らばってしまって連絡が取れずにいたので、焼け跡を回り、どこかに連絡場所が書かれていないか。一軒一軒探して書かれていたものがあつたら台帳に記入し、電話連絡を考えたり、中学校に地区の人々がどこにいるか探しに行きました。口コミでも誰か知っていないか尋ね回ったことがありました。そうした努力の結果、短期間に台帳ができ、尋ね人が多く来られて教えてあげ、喜んで変えられた方が多かったです。」（野田北部の記憶）

◆（被災地市民グループインタビューから）避難所から出て行く人には、必ず行き先を書いてもらった。古い商店街ゆえ、地域の強い絆を保つためであったが、結果的にその後のまちづくりを進めていく上でも連絡先をおさえていて役立った。（内閣府①）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 集約の方法

- ① 避難者等からもたらされる情報を、救援センター運営調整会議情報連絡部が地図などを用い整理する。【区・地域】
- ② 区域内の住宅地図（パネル等）に被害情報（※）を記入し、運営調整会議及び避難住民全体で情報を共有する。【地域】

(2) 報告の手順

- ① 職員は、上記の被害概況（画像等）を地域本部に報告する。（電話等不通時は伝令・使走等による）【区】
- ② 地域本部は管内被害情報を災害対策本部に報告する。なお、必要に応じて、都やマスコミからの情報を補完する。【区】
- ③ 情報の補完等があった場合、救援センター運営調整会議に報告する。【区】

※必要な被害情報例

- ・街区を超える焼失箇所
- ・建物全半壊が集中している街区

留意事項

- 今後、救援センター運営調整会議において、被害概況の把握について意識付けを行っていく。

今後の課題

- 「集約と報告の仕方」に関する資料（地図等）作成と訓練。
- 救援センター運営調整会議及び職員への周知。

必要な物品

- ・ 確認用住宅地図
- ・ 集約・表示用住宅地図
- ・ 家屋被害概況報告書式
- ・ 筆記用具
- ・ デジカメ

※資料編 P資 78, 113 参照

2 復興準備会の立ち上げ

| | |
|------------|-----------------|
| 実施責任担当課 | 地区担当、救援センター配備職員 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

地域協働復興のポイントは、地元に行行政とパートナーシップをもって復興まちづくりを進めていくための地域復興組織（復興まちづくり協議会）が立ち上がることである。ここでは発意の手順を示す。原則として、救援センターにおいて、区と救援センター運営調整会議とで、「復興まちづくり」の必要性及び、地域における「時限的市街地の建設」の必要性を、被害の状況等を踏まえて協議する。どちらかが必要となった場合は、「復興まちづくり協議会」発足の必要性（目的・役割・区域等）を確認し、「準備会」開催の準備を行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|----------------------|
| 発災から 1週間以内 | 被害概況等話合いに必要なデータを準備する |
| 2週間以内 | 復興の必要性・およその区域を話し合う |
| 2週間前後 | 復興準備会の発足を呼びかける |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

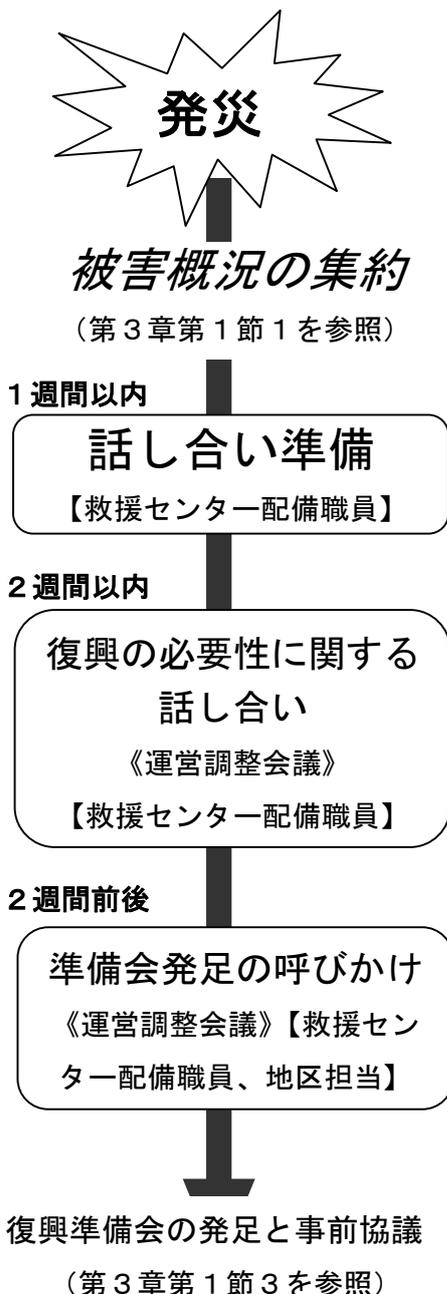
コラム：阪神・淡路大震災にみる協議会の立ち上がり事例

◆（宝塚市川面3丁目地区復興委員会）当地区では未接道の敷地が多く、従前のまま自力再建すると建築基準法違反になってしまうことが分かり始め、行政に相談する人が多くなり、これがきっかけになって、行政による事業推進の提案と組織の立ち上げが呼びかけられた。／そうした人を中心に、地主がかなり復興委員会に入ったことで合意形成が進みやすかった。「市に相談に行き、平成7年4月28日に自治会連合会で話し、5月20日に役員と地主を中心に91名が集まった。6月1日に第1回の復興委員会を行った。その時は連合会の会長が働きかけて100人ぐらい集まった。以後、第2、第4土曜日に活動を行った。復興委員会が立ち上がってからアンケート調査を行った。／自治会の組織がしっかりしており、地元がまとまっていたことが大きい。役員も大体顔見知りであった。（兵庫県②）

◆（西宮市西宮北口地区北口高木まちづくり協議会）「当地区は、土地区画整理事業の都市計画決定が行われたが、地元はまとまっていなかった。被災後8か月経った頃、一緒にならないと行政も対応してくれないという声があがり、市からコンサルタントが紹介されまちづくり協議会の提案がされた。その結果、区画整理推進派も見直し派も一緒に自治会をベースにし、参加は個人とする協議会を発足した。委員は20名で、実質的な活動は半分のものが続けた」（兵庫県②）

◆（伊丹市荒巻地区震災復興推進委員会）「もともと自治会以外に財産区があり、それを管理する地区内整備委員会があって、地区内の水路改修、道路改修を行っていた。その組織が十分に機能しており、地元住民の総意でその会をベースに復興推進委員会にしてまちづくりの窓口になった。」（兵庫県②）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 復興の必要性を資料等準備
- ① 区内の震災被害の状況。【区】
 - ② 救援センター単位及びその周辺区域の被害概況図。【区】
 - ③ 復興まちづくり、時限的市街地の必要性提案資料の作成。(協議用)【区】
 - ④ 救援センター運営調整会議との会合の設定。(原則、救援センター内)【区】
- (2) 復興についての話し合い
- ① 運営調整会議メンバーと区で、「復興まちづくり」、「時限的市街地の建設」の必要性を協議する。【地域・区】
 - ② 震災前からのまちづくりや地域活動のメンバーに協力を求める。【地域】
- (3) 準備会発足の呼びかけ
- ① 復興まちづくりが必要な区域をおよそ定め、話し合いに参加した人が呼びかけ人になって「準備会」発足を呼びかける。【地域】
 - ② 告知は、救援センター内の他、被災地内外に掲示等可能な手段によって行う。【地域・区】
 - ③ 可能であれば、復興本部内の復興まちづくりを担当する部門（都市計画課、地域まちづくり課、拠点まちづくり課等）の職員がこの段階から参加することが望ましい。【区】

留意事項

- 原則として準備会は、救援センター単位で立ち上げる。ただし、特定地区など震災前からのコミュニティが発意する場合、関連する救援センター運営調整会議と調整して話し合いを進めるようにする。この段階で、場合によっては、隣接センター合同の準備会が必要となる。

今後の課題

- 平常時の運営調整会議等において、事前に理解を求め、「救援センター開設マニュアル」に記載しておくことが望ましい。

必要な物品

- ・ 区内の被害状況に係る資料
- ・ 救援センター（周辺服務）被害状況図
※ベース白図は事前作成しておく。
- ・ 「準備会」説明資料（事前準備）
（地域協働復興の進め方、準備会及び復興まちづくり協議会の役割等）
- ・ まちづくり等経験者リスト（事前準備）
（町会自治会、防災組織、商店会、まちづくり協議会、区民ひろば運営協議会、地域協議会、セーフコミュニティ、PTA、その他地元専門家等）

※資料編 P 資 114 参照

3 復興準備会の発足と事前協議

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 震災復興本部、地区担当 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

呼びかけを受けて、復興準備会のメンバーを集め、会議を開催する。メンバーは、準備会呼びかけ人の他、地域組織からの推薦及び関係住民・権利者から募集する。広報は、救援センター内及び被災地への掲示等を中心とする。準備会の日時・会場を定めて広報し、参加者が準備会メンバーとなる。準備会は、計画内容を検討する会ではなく、検討の受け皿となる協議会のフレームを定めることが役割である。目的・復興区域・構成・会の進め方等について話し合っており、規約案・役員選出法を検討する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------------------|
| 発災から 2週間前後 | 日時・会場を定めて準備会の開催案内と参加呼びかけ |
| 2週間以降 | 復興準備会を開催する |
| 2週間以降 | 区と復興まちづくり協議会設立に必要な事前協議を行う |

留意事項：復興区域が複数の救援センターにまたがる場合は、合同復興準備会を検討、実施する。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災復興にみる準備段階の意見交換

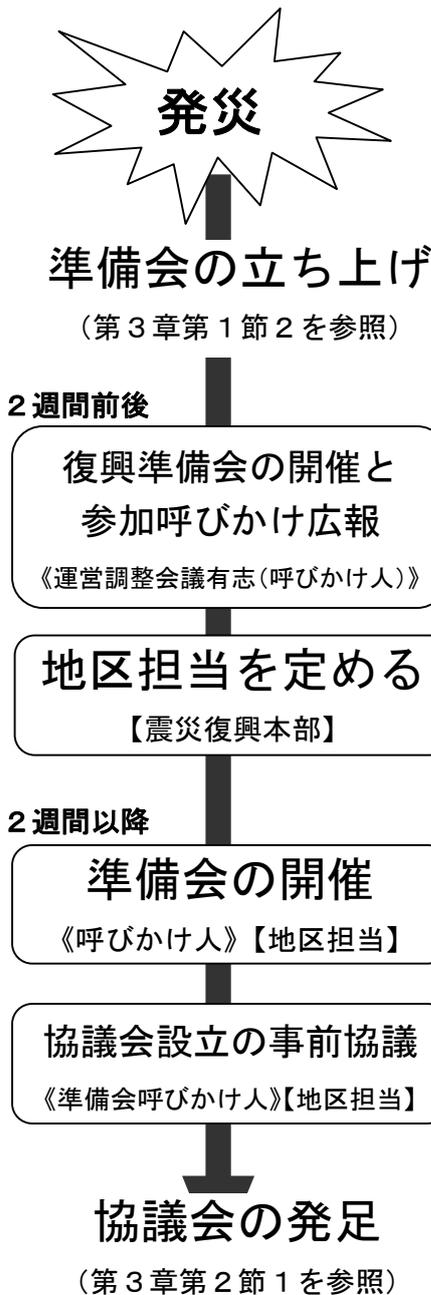
◆（再開発事業への動きがあった地区）弓ノ木町4丁目では、震災前から準備組合の活動が活発であり、迅速な安否確認と再開発参加の意向の確認が同時に行われた。西宮北口駅北北東地区では準備組合はあったが事業化には至っていなかった。緊急アンケート調査を実施し、結果、関係権利者は再開発による早期復興を望んでいることが確認できた。（兵庫県②）

◆（被災地市民インタビュー結果）行政に負けないように勉強をしようと、新しい町を考える会を作り、十数名で毎晩様々な区画整理の勉強をした。勉強が大分進んだ段階で、被災者の意見を聞いて欲しいと行政の方たちにも来てもらって集会を開いて、皆で市に言いたい事を言った。行政不信だったのが、言いたい事を言って少し和んだ時期に、市からまちづくり協議会を作りたいとやってきた。活動にも経費がかかるし、行政から地元の公式窓口にならないと提案が受け入れられないので、ま

ちづくり協議会を立上げることにした。（内閣府①）

◆（尼崎市築地地区）震災翌日1月18日、社協や町会メンバーが中心になって福祉会館の災害対策本部を開発し、被災者救護・広報等に取り組んだ。2月になってぼちぼち築地をどうするかという話がでてきた。10日に「築地の将来を考える会」準備会が動き出した。2月20日第3回準備会に市から他所と同じく「被災市街地復興特別措置法」の推進地区に指定して復興を進めたい、という話があった。メンバーからは「内容が分からん、こんな重要なことはすぐには乗れん」、結論として「市も県も、本当に地域のことを思うのなら、他より2,3か月遅れてもよいのではないかと、我々の願いを踏まえて県と相談してきてもらいたい」と申し入れた。結果として都市計画決定は8月になったが、年内に復興事業計画は定まった。（尼崎都市・自治体問題研究所「尼崎・築地復興まちづくりの一年」）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 準備会の開催案内と参加呼びかけ
- ① 日時と会場を定め準備会の開催と参加を呼びかける。救援センター及び被災地内の掲示等によって行う。【地域】
 - ② 地域組織等に参加を依頼。【地域】
 - ③ 呼びかけ人は予め、準備会の進め方等について事前に相談をしておく。【地域】
- (2) 区の地区担当を定める
- ① 準備会の開催案内を受けて、区ではその地区を担当する地区担当を定める。【区】
 - ② 地区担当は、都市復興基本方針等をもとに、当該地区の復興まちづくり区域案、まちづくりの進め方案などを検討しておく。【区】
- (3) 呼びかけ人を中心に準備会を進める
- ① 地域協働の進め方について説明、共通理解を得る。復興区域案を示す。【区】
 - ② 復興区域、協議会の目的・構成・会の進め方、会員募集方法等を話し合い、規約案・役員選出方法を定める。【地域】
- (4) 復興まちづくり協議会設立の事前協議
- ① 準備会の話し合いによって協議会設立が定められた場合、区に「復興まちづくり協議会設立の事前申請」を行う。【地域】
 - ② 区では事前申請を受け、地区担当を中心に支援方策、専門家派遣の準備を始める。【区】

留意事項

- 準備会に多数参加があり協議が困難な場合は、規約検討委員を定めるなど進め方を工夫する。
- 話し合いの進め方のサポーター（区職員等）が望ましい。特定地区等でコンサルタントが業務についている場合は、この段階で参加を依頼する。
- 委員の追加、変更の承認方法案も決めておく。

今後の課題

- 混乱期における公募広報等の効果的な方法の検討。

必要な物品

- ・復興まちづくり協議会規約（案）
- ・復興まちづくり協議会の設立事前申請様式（関係条例、申請フロー、申請書）
- ・委員募集チラシ（サンプル）
- ・議事録作成グッズ（録音機等）
- ・協議会設立後の作業スケジュール案

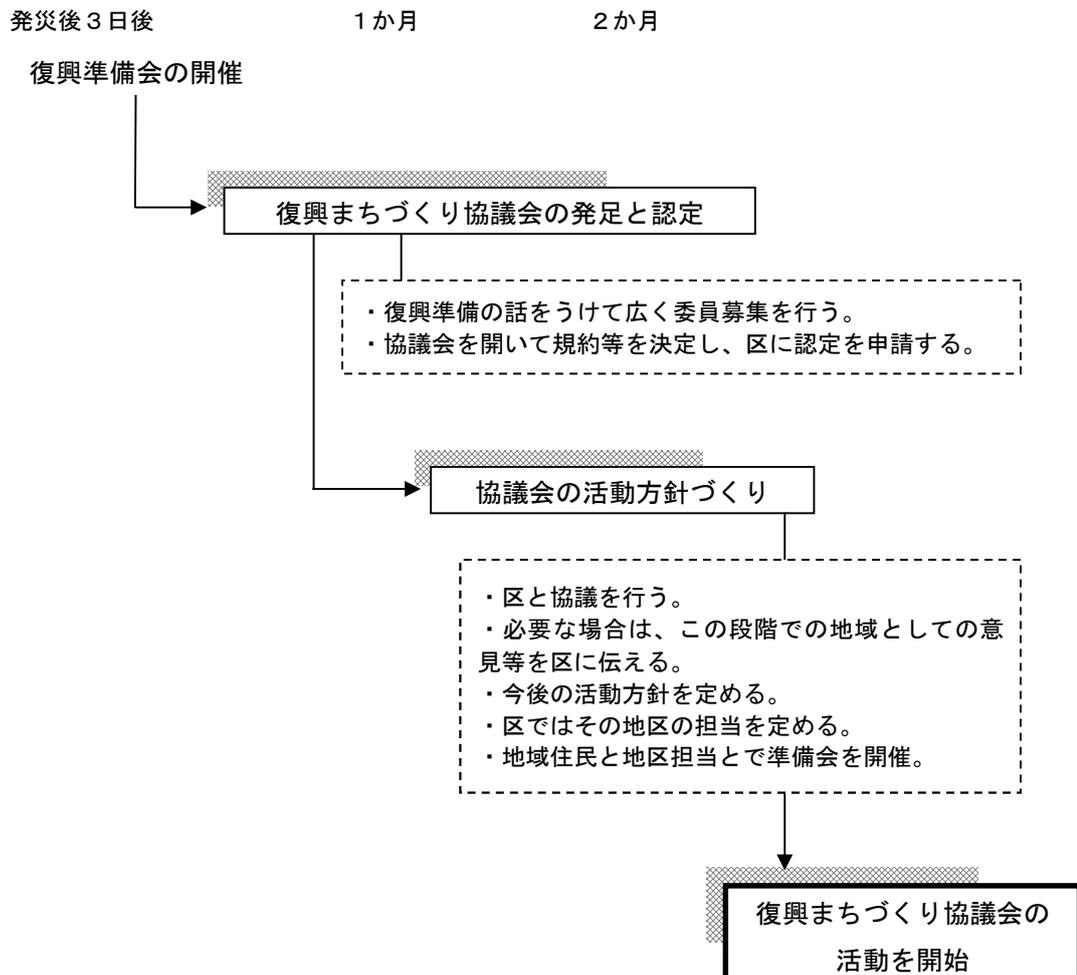
※資料編 P 資 115 参照

第3章 第2節

復興まちづくり協議会の結成

「救援センター」をベースに、復興準備会が被災者や権利者に呼びかけて、復興に関する地域合意の形成と復興まちづくり活動を行う「地域復興組織（復興まちづくり協議会）」を結成する。この組織は、認定を受けることによって、行政が行う活動支援をうけることが可能となる。

組織が結成された場合、速やかに復興本部等との協議を行い、その段階における、復興まちづくり計画の進行状況に関する意見交換や協議会の活動方針づくりを行う。基本的には地域主導で進むことになるが、区職員による地区担当の役割も重要になり、また、早急に専門家の選定を行い、しっかりした活動体制の構築を心がける必要がある。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 復興まちづくり協議会の発足と認定

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 地区担当 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

地区住民の意向を結集する「復興まちづくり協議会」は、区とのパートナーシップで「地域協働の復興まちづくり」を進めるため、条例に基づく「地域復興組織」として発足させる。

発足の手順は、準備会の呼びかけで、協議会発足の周知及び会員募集を行う。

最初の会議で、準備会段階で検討した規約案や役員案をもとに決定し、協議会を発足させる。区長に協議会認定を申請する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------------|
| 発災から 2週間以降 | 準備会が呼びかけて協議会の告知と会員募集を行う |
| 1か月程度 | 協議会を開き、規約等を決める |
| | 協議会の認定申請を行う |

留意事項：協議会会員は、準備会メンバーが移行する他、関係住民・権利者からの公募を行う。募集にあたって救援センターや地区内だけでなく、区外避難者、災害広報、区HPなどできるだけ広く周知する。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災における復興まちづくり協議会の発足

震災前から住民によるまちづくり活動があった地区では、いち早く被災者救援などを組織的に展開し、続けて復興に取り組んでいった。そうでない地区は、様々な苦労が見られた。

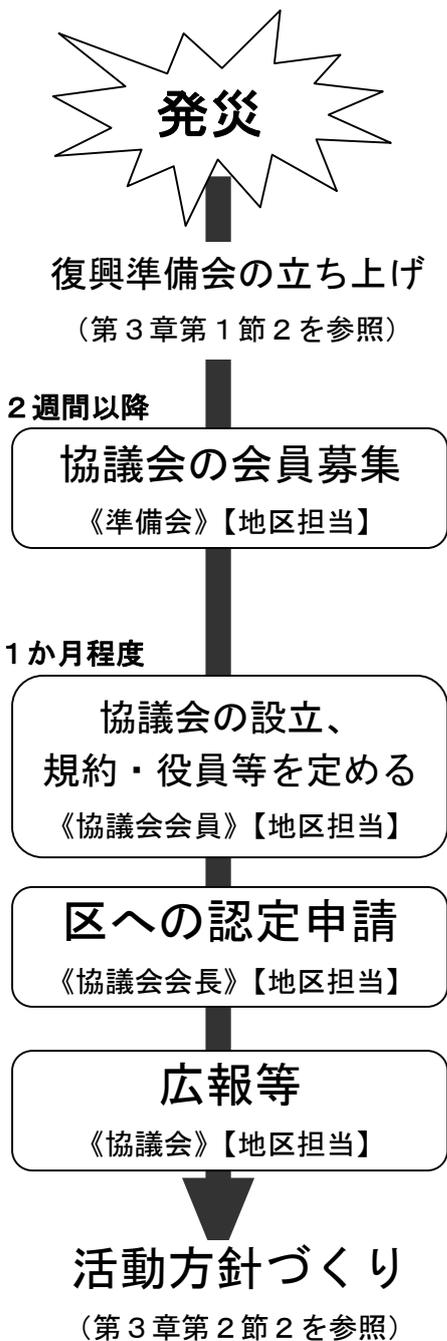
◆（尼崎市築地地区復興委員会）平成7年2月末に町会三役、全体から借家人、商店主などを中心に委員会を立ち上げた。当地区は区域が広いことから、常任委員会、借家など4分科会、道路、町並の2検討部会、町丁毎のブロック委員会で構成した。復興委員会は規約も作成し決定機関として位置づけたが、最終的に1,000戸もあるため、ブロック会議が最終の意志決定の場になった。復興委員会は38名、常任委員会は18名、ブロック会議は140～150名であった。当初は週に1回、夕方7時からブロック会議を開催し、さらに住民集会を月に2回ほど開催した。役員は3回同じ事を議論し説明することになる。（兵庫県②）

当初は、住民に情報が届かず不安や不満が広がり、復興委員会に対抗する「築地のまちづくりを考える会」が生まれた。住民が分裂するのではないかと不安がでたが、双方は緊張関係にありながらも、「考える会」がニュースの全戸配布を行うなどで、補完関係が生まれた。（内閣府①）

◆（神戸市長田区細田・神楽まちづくり協議会）

住宅と作業所・店舗が混在したまちに区画整理が指定され、当初、住民は減歩の意味も分からなかった。借地借家が多く、事業所の協力も不可欠であった。復興には自治会はお年寄りが多くてうまく対応できない。そこで40～50代が集まってまちづくり協議会を組織した。住工混在の特性から工場も重要であったため、最初から企業にも参加してもらった。協議会は4町丁目ごと発足、最終的には3協議会で合同まちづくり提案、4協議会で提案変更・地区計画導入を行った。（神戸市③）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 協議会の告知及び会員を募集する
- ① 準備会で話し合った内容をもとに、第一回協議会の開催準備と会員募集を行う。【地域】
 - ② 会員募集について、チラシ・ポスター作成、HPや災害広報、区外避難者への連絡等の便宜を図る。【区】
 - ③ 協議会会場の確保を行う。【区】
- (2) 規約・役員等を定め協議会を設立する
- ① 協議会設立の会を開催し、準備会のメンバーから規約案を提案し決定する。次いで役員を選出等を行う。【地域】
 - ② オブザーバーとして参加し、地域協働復興の仕組みや協議会の役割等を説明する。【区】
- (3) 区に認定申請を行い、区では認定通知を出す
- ① 協議会の代表者（会長）は、区に認定申請を提出する。合わせて希望する支援内容について提起する。【地域】
 - ② 区では認定申請を受け、通知するとともに、専門家派遣など支援策を展開する準備を行う。【区】
- (4) 協議会設立を広く知らせる
- ① 復興まちづくり広報（地区ニュース）を作成し、協議会発足、追加委員募集、協議会開催予定等を知らせる。【地域】
 - ② 復興まちづくり広報の発行を支援する。【区】

留意事項

- 認定にあたっては、「豊島区震災復興の推進に関する条例・条例施行規則」内の認定要件を確認する。
- 地域内に複数の対立組織ができた場合、条例による地域復興組織としては認定できないため、組織としては一つにまとまるよう努める。
- 協議会が発足しない場合、区主導で復興を進めることになるが、その地区においても途上で地域復興組織が設立できることが望ましい。

今後の課題

- まちづくり推進条例で特定地区協議会としてすでに認定されている協議会がある場合の移行措置について検討する。

必要な物品

- ・復興まちづくり協議会（地域復興組織）認定申請の手引き
- ・地域復興組織認定申請書
- ・地域復興組織（認定・不認定）通知書
- ・地域復興組織認取消通知書
- ・区長公印
- ・豊島区震災復興の推進に関する条例
- ・豊島区震災復興の推進に関する条例施行規則
- ・復興まちづくり協議会規約案

2 復興まちづくり協議会の活動方針づくり

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 地区担当 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

協議会が設立された場合、協議会では震災復興本部都市復興担当者と意見交換を行う。

内容としては、復興計画に係る検討状況の確認、復興まちづくりの方向性、それに即した専門家派遣、説明会開催、復興の進め方等が考えられる。

協議会は、それらをもとに、区による住民説明のセッティング、住民意向の把握、おおよそのスケジュール等復興まちづくりに関する活動方針、を定める。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------------|
| 発災から 1か月前後 | 区と協議会の意見交換の場を作る |
| 1か月以降 | 協議会より区へ意見具申をする（必要な場合） |
| 1か月以降 | 復興まちづくりの活動方針を定める |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災にみる復興初動期の行政と住民の意識

阪神・淡路大震災では復興の初動期に住民と行政の対立がみられた。多くの地区では、地元からの提起を行政側が受け止めそれを計画に生かしたことで、信頼関係がつけられたケースが多い。

◆（西宮市北口・高木まちづくり協議会）市は地元土地地区画整理の都市計画の承認を求めている。手続きが先行し、地元意見は後でという方針であった。地元は、協議会結成後も行政が土地地区画整理事業は強引に推進してくると思い込んでいた。

平成8年3月に市は事業計画決定を迫ってきた。まちづくり協議会総会を開催し、賛否をとったが、賛成4・反対6であり、市に決定延期を求めた。道路や公園の過大な計画が反対理由であった。

住民は、反対しても市は事業計画決定を強行すると予想していた。しかし、市はトップの決断で、地元の意見を汲んで「地元案」ができるのを待つと方針変更をしてきた。協議会には仰天の決定であった。

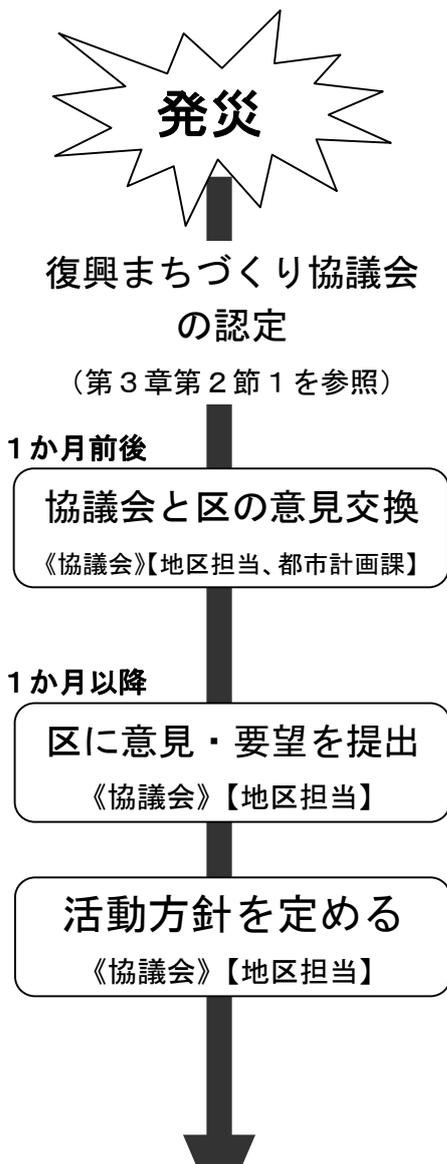
否応なく、地元案づくりを開始した。約2か月間のミニ集会を重ね、計画案のとりまとめを行った。（兵庫県④）

◆（西宮市森香櫛園森具地区まちづくり協議会）

当初は区画整理への強硬な反対意見が多かった。転機は、まちづくり協議会から市に対してループ状道路を提案した後に、反映されないと思っていたその案を市が取り入れた計画案を持ってきた。その時にみんなの目の色が変わり、市との協働が始まったと思う。（兵庫県④）

◆（協議会の役割）震災後の市民の最大の関心は一日も早くらしや住まいの再生であった。一方、行政は、都市や住宅の物的整備を主眼に土地地区画整理事業を導入して、ビジョンを実現しようという意図であり、その間にすれ違いが生じた。協議会はその両面を調整し一つの方向に向かう役割を果たした。（内閣府①をもとに作成）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|--|--|
| (1) 協議会と都市復興担当との意見交換 | |
| ① 復興まちづくり方針案等の策定状況に応じた説明を行う。【区】 | |
| ② 協議会と区が今後の復興まちづくりの進め方等について意見交換を行う。 | |
| (2) 復興計画の進捗状況に応じた意見や要望を提出する | |
| ① (必要に応じて) 協議会より復興まちづくり方針案等への意見提出を行う。【地域】 | |
| ② 意見を受けて、復興まちづくり方針案等に反映させる。【区】 | |
| ③ (必要であれば) 区に復興への取り組み状況等に関する地元説明を要請し、協議会がセッティングして地元説明会を開催する。【地域】 | |
| (3) 協議会の活動方針をつくる | |
| ① 区による復興まちづくり方針案策定状況や協議を受けて、協議会の活動方針や進め方などを定める。【地域】 | |
| ② 地区における時限的市街地の必要性について検討し、必要な場合は区に要望を行う。【地域】 | |
| ③ 地区担当・復興本部は、要望を受けて、実現方法等を検討する。【区】 | |
| ④ 協議会の要請を受けて、広報発行の支援、専門家の派遣、事務所開設等の準備を行う。【区】 | |

時限的市街地の展開（第3章第3節を参照）
 復興まちづくりへの支援（第3章第4節を参照）
 復興まちづくり計画案の検討（第3章第5節を参照）

| 留意事項 |
|--|
| ○ 事前に、区で協議会に対し、支援できるメニューを定めておく。（①周知手段：区広報、公共施設での掲示、ホームページ、報道機関等の利用、②原稿作成：PCやFAXの貸与、印刷会社の手配等） |
| ○ 復興まちづくりの支援メニューは、区独自ものだけでなく、都や復興基金で展開される制度を活用する。 |
| 今後の課題 |
| ○ 復興まちづくり方針案の周知、協議会広報について、地域を離れている人（区外避難者）への対応を検討しておく。 |

| 必要な物品 | |
|----------------|--------------------------|
| (検討段階における) | |
| ・復興まちづくり方針資料 | <input type="checkbox"/> |
| ・復興まちづくり支援メニュー | <input type="checkbox"/> |

第3章 第3節

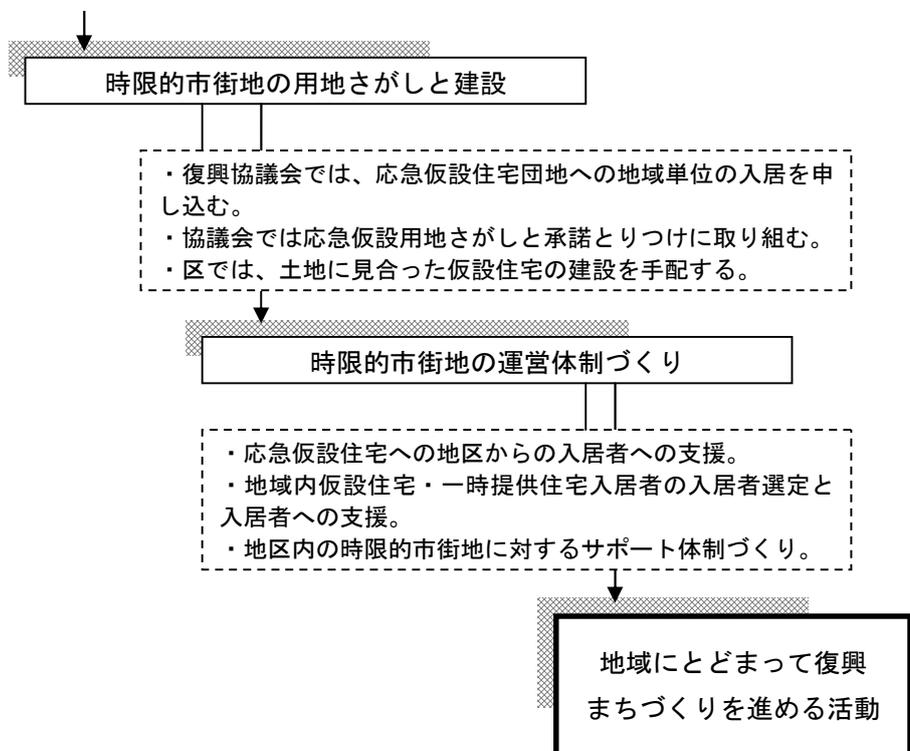
地域協働復興による時限的市街地の展開

被災者の中には、その地を様々な事情で離れることができない人もいます。被災した人々が地域にとどまって生活を続けながら行政と協働して復興を進めることが重要になる。このため、地域内外に一時的な居住や営業の場を確保し、地域の「共助」をベースにして生活していくことを、地域と行政で協働して行う。

地域が中心になって、所有者の協力を得ながら地区内で活用できる用地を確保し、その要請をうけて、区は様々な手法で、一時的な住まい・店舗等の整備を行う。また、地域では、町会自治会等を単位にした入居方法を提案し、サポート体制づくりを始める。

発災後3日後 1か月 2か月以降

復興まちづくり協議会発足



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 時限的市街地の用地さがしと建設

| | |
|------------|----------|
| 実施責任担当課 | 地区担当、住宅課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

地域協働で復興を進める場合、できるだけ多くの住民が地区にとどまって復興まちづくりに取り組むことが重要になる。その方法として、応急仮設住宅団地等への地区単位入居、地区内への応急仮設住宅・事業用仮設建物確保、地域内の空き家活用などがある。

協議会が発意し、土地や建物所有者の同意等建設の条件をつくり、区に時限的市街地建設や確保を提起する。区では復興まちづくり協議会の要請をもとに、実現に努める。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------------|
| 発災から 2週間以降 | 大規模仮設住宅に地域単位の入居を申し込む |
| 1か月前後 | 協議会は時限的市街地の用地さがしを行う |
| 1か月以降 | 区では建設方法や配置等を定め、建設を手配する |

留意事項：応急仮設住宅や空き家活用など一時的な住宅確保方法については、用地確保の手順、費用負担等様々な検討課題があり、震災前の検討や震災直後に取られる措置に注意する。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：民有地の応急仮設

阪神・淡路大震災では自己所有地への仮設住宅・店舗等の建設も検討されたが、公共施設である仮設住宅への土地所有者優先入居の是非、撤去の際の紛争などが問題とされ、実現しなかった。

◆（当時の知事の回想録から）「自分の土地を提供するので、そこに仮設住宅を建ててください」との要望が多くあった。もっともなことではあるが、仮設住宅は全額国費で建てる公共用施設であるから、それは無理な話である。もし建てられたとしても、抽選で入居を決めるので、本人が入居できるとは限らないのである。何とかいい工夫がないかと努力したが、実現できなかった。今もって心残りである。（内閣府①）

◆自己所有地への仮設建設については、次のような点で実現が難しいとされた。

1) 自分の優先入居を条件に用地を提供すれば、土地を持たない被災者との間に不公平感を生む

2) 民有地の賃借は明け渡し、撤去などを巡ってトラブルが生じやすい

3) 災害救助法は公有地・国有地の活用を前提としており、有償の借上げは適切ではない

ただし、次のような方法は考慮される必要がある。

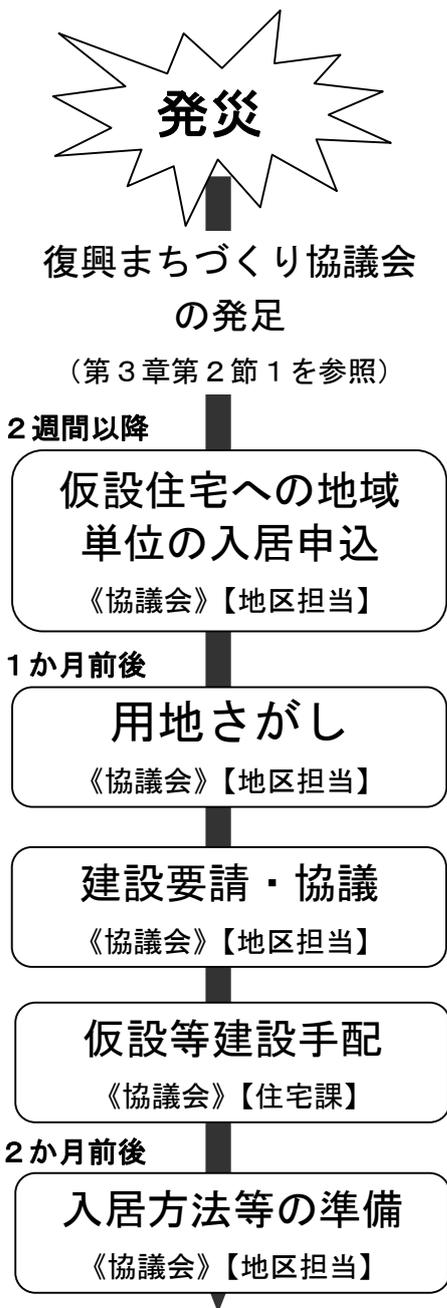
1) 土地所有者がまとまってまちづくり促進に納得し、行政に土地を提供するならば、こうした民有地の賃借方式も推進されるべきであろう

2) 個人が他人の土地を借りて、仮設住宅を造ることのできるような民事の特別立法が必要だったのではないか

（内閣府②）

震災後の国の検討委員会等で民有地利用の方法について提起されているので、次の震災の時点では新しい方法が打ち出される可能性もある。

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

※時限的市街地担当委員を決めておく。
【地域】

(1) 仮設住宅への地域単位の入居申込

- ① 住宅課を中心に応急仮設住宅建設計画を策定、場所によって地域入居枠を確保し、情報を地域に提供する。【区】
- ② 協議会から地域単位入居を要請する。
【地域】

(2) 時限的市街地の用地さがし

- ① 区では概ねの建設地の条件を定め、地域に知らせておく。【区】
- ② 協議会で地区内公有地の活用を検討し、建設候補箇所を設定する。【地域】
- ③ 仮設建設候補地を募集する。民有地で活用できそうな土地をさがし、所有者に意向を打診し了解を得る。地区内の空き家情報を収集する。【地域】

(3) 地域における時限的市街地の協議要請

- ① 協議会は区に時限的市街地確保を要請する。【地域】
- ② 区は応急仮設住宅及び仮設店舗等時限的市街地の配置計画を協議会と話し合って策定する。【地域・区】

(4) 時限的市街地の建設手配

- ① 住宅課は要請を受けて、場所を確認し、応急仮設、事業用仮設等建設方法に応じて工事を発注し、建設する。
【区】

(5) 入居者選定等の準備

- ① 協議会と地区担当は、建設時期に合わせて、入居者選定、運営体制等の事前準備を始める。【地域・区】

留意事項

- 地域における応急仮設住宅のタイプとして、一般型住宅とともに、地域協働型仮設（ふれあい住宅型・グループホーム型等）等いくつかのタイプを検討しておく。
- 民有地提供に伴う新たな制度や手法について、情報に注意する。
- 地域で事前に検討しておくことが望ましい。

今後の課題

- 民有地の提供に係る事前検討（借り上げ費用、土地所有者の入居権等、協定のひな形）を行っておく。

必要な物品

- ・事前の用地リスト、敷地図
- ・民有地の借用に係る協定案

※資料編 P 資 123～127 参照

2 時限的市街地の運営体制づくり

| | |
|------------|----------------|
| 実施責任担当課 | 地区担当、住宅課、保健福祉部 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

地域内に時限的市街地を建設した場合、協議会は区と協議し、入居者選定方針や運営の体制などの大枠を定める。区はそれを受けて実務（入居者選定、入居手続き、契約等）を行う。

協議会の担当委員は、区のくらしや産業の復興部門等と連絡をとって、時限的市街地の運営体制を構築する。地区内にふれあいセンターの設置、ボランティア等による生活支援の強化など運営体制の強化を行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|--------------------|
| 発災から 1か月前後 | 大規模仮設住宅への地域入居者への支援 |
| 2～3か月前後 | 地域内仮設への入居者選定と入居支援 |
| 数か月～2年 | 時限的市街地の運営、自力仮設支援 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災から始まった地域型仮設住宅

阪神・淡路大震災では、高齢者や障害者に配慮した地域型応急仮設住宅も建設された。

◆（芦屋市のケア付き仮設住宅）スウェーデンのグループホーム制度を取り入れた。3棟（1棟に和室と洋室の個室16㎡が14戸）に41人の高齢者、障害者が入居。トイレは各室に完備、風呂は各棟ごとに1つ、各棟の中央に共用スペースがある。1棟あたり4人の職員が1日2交代で24時間体制でケアをした。他に入浴の介助役が1名、それでも充分といえず、地域の主婦らのボランティアの助力を得て負担を軽減している。1か月延べ90人のボランティアという。市福祉公社からの毎夕食の配食、ホームヘルパーの派遣、医師の往診や保健婦の訪問、市のケースワーカーとの緊密なコミュニケーションなど、医療や在宅福祉サービス等を積極的に導入し、デイサービスセンターへ通う人も多かった。小規模であるためコミュニティ形成が容易であり、介助者も入居者の自立を損なわぬよう配慮してケアにあた

ることができた。

平成8年2月に入居者を対象にしたアンケートでは、8割以上が「生活に満足している」との回答であった。公的住宅に当選したにもかかわらず、「ここから動きたくない」と訴えるケースもあるということである。（兵庫県②内閣府①）

◆（神戸市の地域型仮設住宅）芦屋市などに比べて、生活援助員の派遣が24時間対応でないことに批判的な指摘が相次いだ。この点について、神戸市では仮設住宅は「住宅」であることから、全市で提供できる在宅福祉サービスのレベルでの取り組みを行ったとしている。（内閣府①）

◆（平成16年10月中越地震の仮設住宅）この時は、阪神・淡路大震災の教訓から地域別入居等が行われたこともあって、地域型仮設住宅はつくられなかった。しかし、県が設置した団地に集会所等を確保し、市や社会福祉協議会がデイサービスを行った。（新潟県①）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



地域での時限的市街地の建設

（第3章第3節1を参照）

1か月前後

仮設への地域入居者支援、情報発信

《協議会》【地区担当】

2～3か月前後

地域における時限的市街地の入居者選定

《協議会》【住宅課】

数か月～2年

時限的市街地の運営と生活支援

《協議会》【住宅課、保健福祉部】

自力仮設建設に対する支援

《協議会》【住宅課】

◆各段階の活動手順等

(1) 仮設住宅への地域単位の入居の支援

- ① 大規模仮設住宅への地域単入居者の引越しや生活を支援する。【地域】
- ② 他地区の仮設住宅に入居した人や地区外移転者に情報を発信する。【区】

(2) 地域における時限的市街地の入居者選定と入居

- ① 区と協議し地域における時限的市街地への入居方針案を設定する。【地域】
- ② 区では、地域復興組織の方針を受け、入居手続き（募集／選定／入居）を行う。【区】
- ③ 名簿を作成し、都に報告する。【区】
- ④ ボランティアの協力を得て、入居者の引越しや生活開始のための支援を行う。【地域】

(3) 地域における時限的市街地の運営と生活支援

- ① 協議会は、区やボランティア組織などと役割分担して仮設入居者への支援体制をつくる。【地域】
- ② 区と地域は協働して入居者組織育成、共同施設運営、環境整備を行う。【地域・区】
- ③ 区では、入居者調査、巡回相談を行う。地域からの申し入れ等をもとに、福祉・医療・生活支援を展開する。【区】

(4) 自力での仮設住宅確保への支援を強化

- ① 自力仮設住宅確保に関する情報を収集し、工法・価格等情報を提供する。【地域】
- ② 区では、協議会からの申し入れを受けて自力仮設建設の指導や業者確保、技術的支援等を行う。【区】

留意事項

- 災害救助法による応急仮設住宅、復興事業に伴う仮設住宅とで入居資格が異なることに留意する。
- できるだけ入所者が主体になった運営管理ができるよう工夫すること。

今後の課題

- 地域内の時限的市街地については、土地提供者等を優先的に地域仮設住宅へ入居させるか検討しておくこと。
- 自力仮設（個人が任意に作る仮設住宅）の支援のあり方についても検討しておくこと。

必要な物品

- ・ 応急仮設住宅の基準（災害救助法）
- ・ 地域内時限的市街地入居の考え方案

第3章 第4節

復興まちづくりへの支援

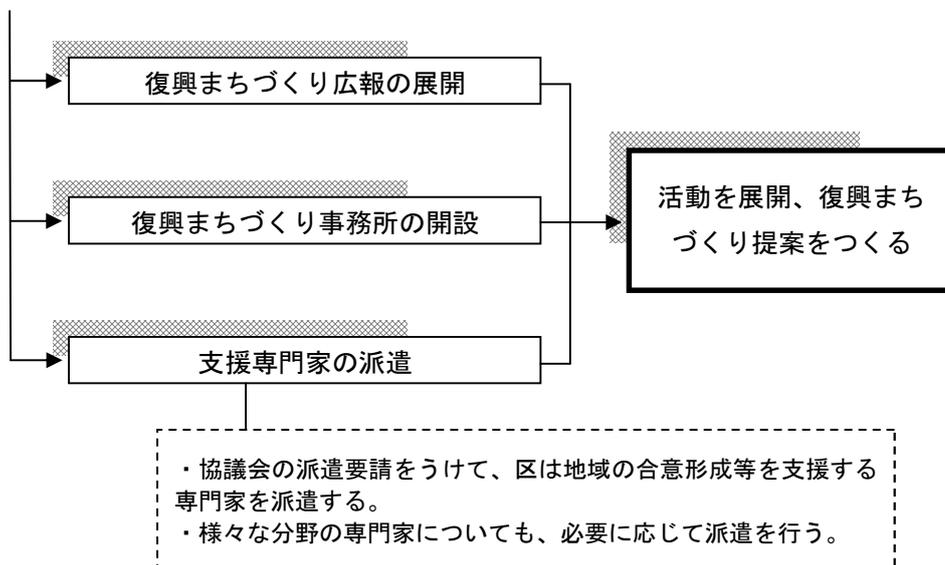
復興まちづくり協議会が、復興まちづくり計画の検討や提案づくりに取り組むためには、専門家を始めとする様々な支援や条件づくりが必要になる。

区から協議会へ行う支援として、ここでは、協議会の活動等を広く知らせるための「復興まちづくり広報」の展開、活動の拠点となる「復興まちづくり事務所」の確保、復興に係る地域の合意形成を促す「専門家」の派遣について定める。その他、復興基金等を活用して活動費の助成など様々な支援を行うことも考えられる。

発災後3日後 1か月

2か月以降

復興まちづくり協議会発足



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 復興まちづくり広報の展開

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 地区担当 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

地区内外の被災者に復興に関する情報をしっかりと伝えることが必要である。復興まちづくり協議会は、広報担当委員を定めるなどして広報発信体制をつくり、行政や専門家の協力を得ながら復興まちづくり広報紙を発行する。

- 地域住民や区外避難者にニュース、ホームページ、郵便、掲示、区広報を活用して復興まちづくりの進行状況等を広報する。
- 救援センターの移動者名簿、HP連絡などから避難被災者を把握し、郵送する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------------|
| 発災から 1か月前後 | 復興まちづくり協議会で広報発行体制をつくる |
| 1か月以降 | 復興まちづくり広報を作成しHPを開設する |
| 数か月～2年 | 近接地区や区外避難者に情報を提供 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の復興まちづくりニュース

震災直後より、きめ細かな被災者支援のため、住民やボランティアの手により多くのミニコミ誌、まちづくりニュースも震災直後から多く発行されてきた。まちづくりに関連する情報紙には、次の3種類がある。

(1) まちづくり協議会や自治会のニュース

住民がまちぐるみで復旧・復興に立ち上がろうとしているまちづくり協議会や自治会のニュース。

記事の主な内容は、総会の記録、アンケート調査のお知らせと結果、まちづくり学習会の内容、まちづくり案など、様々である。

95年2月～97年2月の間に、都市計画事業地区内で62種類（「松本地区まちづくり協議会ニュース」など）、地区外で30種類（「真野っこガンバレ!!」など）が記録されている。

(2) 行政による情報提供のニュース

復興事業の都市計画決定・事業計画決定の情報、区

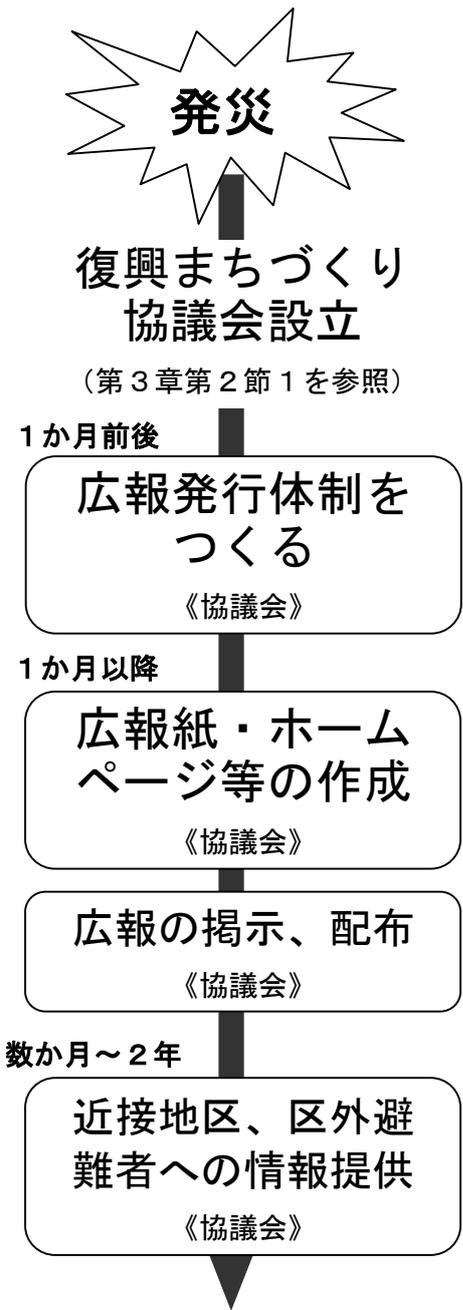
画整理等事業手法の解説など、市街地整備を実施する行政の立場から編集し発行している。

特に区画整理や再開発を行う地区ではほとんどで「〇〇地区まちづくりニュース」が発行されている。西宮市北口北東区画整理の場合、行政から「北口北東プレス」が95.2～98.5の間に48号、協議会から「北口・高木ニュースすまい・まち」が95.11～98.11まで34号の2つが発行された。

(3) 区・市・被災地全体を視野に入れた専門家等のネットワークのニュース

各地のまちづくりを支援している専門家ネットワークでは、メンバー間の情報の共有化や全国の支援者への情報提供を主な目的に情報誌を発行。もっとも有名なのは『きんもくせい』で95.2～97.7まで50号を発行した。（「阪神大震災復興市民まちづくり」学芸出版／「復興まちづくり記録誌」兵庫県）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|----------------------|---|
| (1) 広報発行体制をつくる | ① 事前に広報経験者等を把握しておき、発災後、復興まちづくり協議会で広報部会を設置する。学校 PTA の広報経験者等を把握しておくことよい。 ② 区は必要に応じてパソコン、プリンター、デジカメ、印刷費等を用意する。 |
| (2) 復興まちづくり広報・HPの作成 | ① 地区担当や派遣専門家の支援を受けながら復興まちづくり広報を発行する。 ② HPを開設し、広報等を載せる。 |
| (3) 復興まちづくり広報の掲示、配布 | ① 救援センターや被災地内の掲示版等に掲示する。地区内在留者には手分けをして配布する。 |
| (4) 近接地区、区外避難者への情報提供 | ① 区外の仮設住宅入居者や区外避難者に郵送等で情報を発信する。 ＜注＞移動先の把握 協議会が中心になって以下を行う。 ・救援センターで移動先を記録 ・焼け跡等での移動先表示を記録 ・HPや区広報等で呼びかけ など ② 区広報への掲載。 ③ 隣接の救援センターに掲示、連絡呼びかけ。 |

| 留意事項 |
|--|
| ○ パソコン、プリンター、広報紙の用意を区は支援する。 |
| ○ 区外避難者については救援センターで移動者名簿を作成、HPへの連絡等。 |
| 今後の課題 |
| ○ 復興まちづくり広報のフォーマットをつくっておく。 |
| ○ HPのサーバー確保について検討しておく。各復興まちづくり地区を一括して区HPに確保するか、区HPが使えない場合は、どこに開設するか等を検討しておく。 |
| ○ 区外避難者の把握方法について細部を検討しておく。 |

| 必要な物品 | |
|------------|--------------------------|
| ・パソコン | <input type="checkbox"/> |
| ・プリンター | <input type="checkbox"/> |
| ・広報紙フォーマット | <input type="checkbox"/> |

※資料編 P 資 128～129 参照

2 復興まちづくり事務所の開設

| | |
|------------|----------|
| 実施責任担当課 | 地区担当 |
| マニュアル更新担当課 | 地域まちづくり課 |

活動のあらまし

重点復興地区等において地域協働による復興まちづくりを進める場合、当該地区またはその近傍に、常設のまちづくりの拠点（会議、情報発信等）が確保されていることが望ましい。特に面的整備など地元での合意形成が重要な復興地区では、区が場所を確保し、協議会が運営する「復興まちづくり事務所」を開設する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------------|
| 発災から 1か月以内 | 復興まちづくり事務所となる場所を確保する |
| 2か月以内 | 復興まちづくり事務所の運営体制をつくる |
| 2か月以降 | 復興まちづくり活動を展開（会議、情報発信等） |

留意事項：設置にあたっては、導入する市街地整備事業の事業費や震災復興基金の活用が考えられる。当面は比較的被害が少ない公共施設の一角を確保する。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災復興とまちづくり事務所

阪神・淡路大震災では、協議会方式による復興が展開されたが、現地では、まちづくりについて話し合い・集まる場を確保することにも苦慮したとされる。

神戸市は「まちづくり協議会」の組織化、「現地相談所」の設置、「まちづくり専門家」の派遣の3点を基本に、事業の具体化を進めることとした。

震災直後の混乱を脱して生活再建に向けての立ち上がりを見せ始めると、住民側にも復興に向けて前向きに考えていく状況が生まれてきた。こうした背景には、現地相談所において個別相談、地元説明会を重ね、事業手法の仕組みやそのメリット等について丁寧な説明を繰り返したことがある。（兵庫県②）

◆（神戸市六甲道駅西地区琵琶町復興住民協議会）

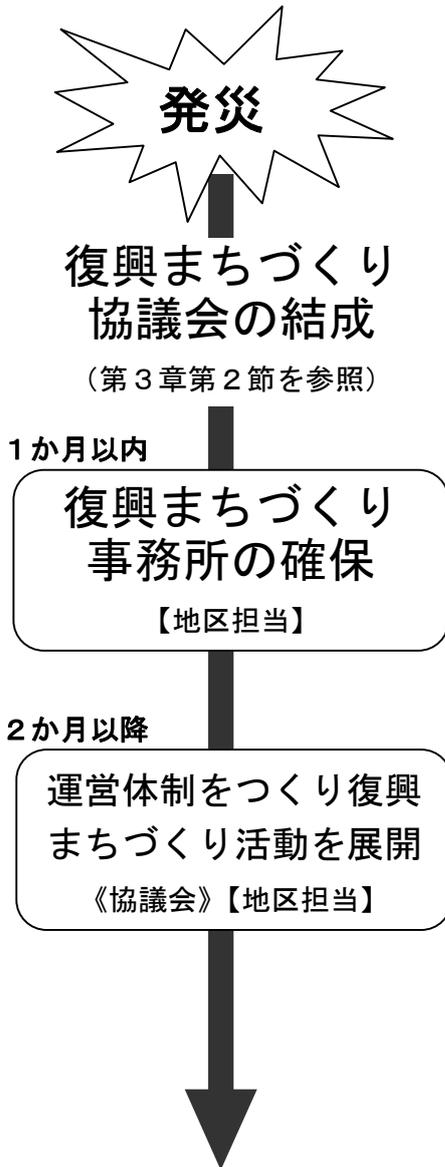
「当初は避難所の隅で話し合っていたがうるさくがられ、近くの会館も貸してはもらったがいつまでも無

料というわけにいかない。そのため「是非、みんなが集まる場所をつくりたい」と強く希望した。御蔵地区の復興まちづくりリーダーの田中さんからコンテナハウスを三つもらって、公園予定地「琵琶ポケット」に集会所を確保した。それ以降は、毎週水曜日に会合を開くことができた。気軽に集まってまちづくりを話せる場所があることは本当に重要だ」（阪神大震災復興まちづくりセミナー2000）」

◆（津名郡一宮町郡家地区まちづくり委員会）

以前は4町内にそれぞれ集会所を持っていたが、震災で全て倒壊してしまった。そこで、1ヶ所に大きい集会所を再建しようと提案され、2階建てにして2つの会議が同時にできる施設を建設してもらった。これによって連絡や話し合いがスムーズにいった。（兵庫県②）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|--|--|
| (1) 復興まちづくり事務所の確保 | |
| ① 被害状況・地元要請に応じ、事務所の規模・設置場所を定める。【区】 | |
| ② 場所を確保し、設備等を整える。【区】 | |
| ＜事務所の役割＞ | |
| ・会議・情報連絡・広報、展示 | |
| ・交流・その他イベント等 | |
| (2) 復興まちづくり事務所の運営体制構築 | |
| ① 集会、相談など事務所施設の運営の要領を定める。【地域】 | |
| ② 情報発信、地域への復興啓発、交流や活性化イベント等を企画し展開する。【地域】 | |
| ③ 事務所運営経費を支援する。【区】 | |
| ④ 復興相談、説明会等復興まちづくりの現地の拠点とする。【区】 | |

くらしとコミュニティの復興（第3章第6節を参照）
 復興まちづくり活動の継続（第3章第7節2を参照）

| 留意事項 |
|-------------------------------------|
| ○ 当初は近隣の区民集会室等を想定する。 |
| ○ 協議会役員、ボランティア等が常駐できる体制ができることが望ましい。 |
| ○ 専門家による現地相談等を行う場合は、専門家派遣制度等を活用する。 |
| 今後の課題 |
| ○ 支援内容については検討しておく。 |

| 必要な物品 | |
|-------------|--------------------------|
| ・情報掲示板 | <input type="checkbox"/> |
| ・電話・FAX | <input type="checkbox"/> |
| ・パソコン・プリンター | <input type="checkbox"/> |
| ・会議用テーブル、椅子 | <input type="checkbox"/> |
| ・文具等 | <input type="checkbox"/> |

3 支援専門家の派遣

| | |
|------------|------------|
| 実施責任担当課 | 地区担当、都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

復興まちづくりを展開する場合、地域における合意形成や行政と地域が協働しての計画策定が重要になる。復興まちづくり協議会が発足した場合、区は、協議会の要請を受けて、協議会活動と復興まちづくり提案を支援する専門家を派遣する。

専門家の選任にあたっては、復興まちづくりの方向性、これまでの経験等を勘案しながら、区で候補者を選定し、協議会等の意見を求めて行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------------|
| 発災から 1～2か月 | 協議会発足と同時に専門家の派遣依頼をする |
| 1～2か月 | 支援専門家を選任する |
| 2か月以降 | まちづくりの展開に即して専門家の強化等を行う |

留意事項：特定地区等で震災前からまちづくりコンサルタントが委託や派遣され信頼を得て活動している場合、地元協議会の意見を聴取した上で、継続してまちづくり支援にあたってもらうよう配慮する。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災復興でのまちづくり専門家派遣

阪神・淡路大震災では、神戸市域では「こうべまちづくりセンター」、他の県内は「ひょうご都市まちづくりセンター」が、情報の収集・提供、まちづくりに関する調査研究等を実施するとともに、様々な分野の専門家を登録し、復興まちづくりに取り組む協議会等派遣を行った。

専門家派遣の対象としては、「地区のまちづくり」、「建築の共同化・協調化」、「コーポラティブ住宅建設」、「被災マンション建替」、「関連する法律問題等の相談学習」などがあり、それぞれに専門家といっても職種や適性が異なっていた。

検討の初動期には「まちづくりアドバイザー派遣」を行い、計画策定作業が始まる段階では「まちづくりコンサルタント派遣」に切り替え実施された。派遣された専門家は、専門的・技術的なまちづくりの支援を行うとともに、住民と行政の間に立って、まとめ役として大きな役割を果たした。

専門家はコンサルタントばかりでなく、弁護士、不動産鑑定士、建築士などがチームになって復興プロジェクトにあたる地区もあった。

また、コンサルタントも2区分があった、「事業コンサルタント」は、行政が土地区画整理事業や市街地再開発事業などを行う地区で、事業の手順に即してビジネスとしての結果を出した。再開発プランナーや区画整理士、公的機関としての都市基盤整備公団などが加わった。

「まちづくりコンサルタント」は、様々な被災状況や事業手法の区域で活躍した。行政と住民との間の相互信頼を築くことから始まり、地元の合意形成と行政とのコーディネートを務めた。行政計画を変更するよう提唱した場合も何度かあった。地元被災地の大学研究者、運動家、建築士や小規模コンサルタント事務所などで、ボランティアからスタートした場合もあった。（内閣府①）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 協議会から区に対し、復興まちづくりを支援する専門家の派遣を依頼する

- ① 協議会は復興まちづくりの方向性を踏まえ、区に専門家派遣を要請する。
【地域】
- ② 復興地区の状況を勘案して候補者をリストアップし、可能性を打診しておく。【区】

(2) 支援専門家の選任と派遣

- ① 区では、適性がある専門家に打診した後、協議会に推薦し、協議会の意見を得て派遣を決定する。【区】
- ② 原則として以下から候補者を選定する。
- a コンサルタント
 - 1) 区内のまちづくり等に経験があり、実績を有するもの
 - 2) 東京都「復興まちづくり支援班」派遣制度等で登録・推薦されたもの
 - b その他専門家
 - 1) 豊島区九士業連絡会に加盟するもの
 - 2) 「災害復興まちづくり支援機構」
- ③ 選任された専門家と期間と業務内容を定めて契約する。【区】

(3) まちづくり経過に応じた強化、修正

- ① 派遣された専門家は、定期的に状況を報告する。【派遣専門家】
- ② 専門家の報告、地区担当や協議会等の意見を踏まえながら専門家の強化、変更等を行う。【区】

留意事項

- 業務委託にあたって入札や企画審査等の方法は、時間的に可能であれば、協議会の了解を得て実施してもよい。

今後の課題

- 認定された復興まちづくり協議会に対する支援として、専門家派遣を行う仕組みを構築する。(東京都「復興まちづくり支援班」派遣制度の活用、区としての登録制度の検討)
- 被害が広範囲であった場合、人材が不足する恐れがある。東京都や専門家団体等による人員調整の仕組みが必要である。

必要な物品

- ・ 専門家派遣制度のご案内
- ・ 専門家派遣申請書式
- ・ 専門家連絡先リスト

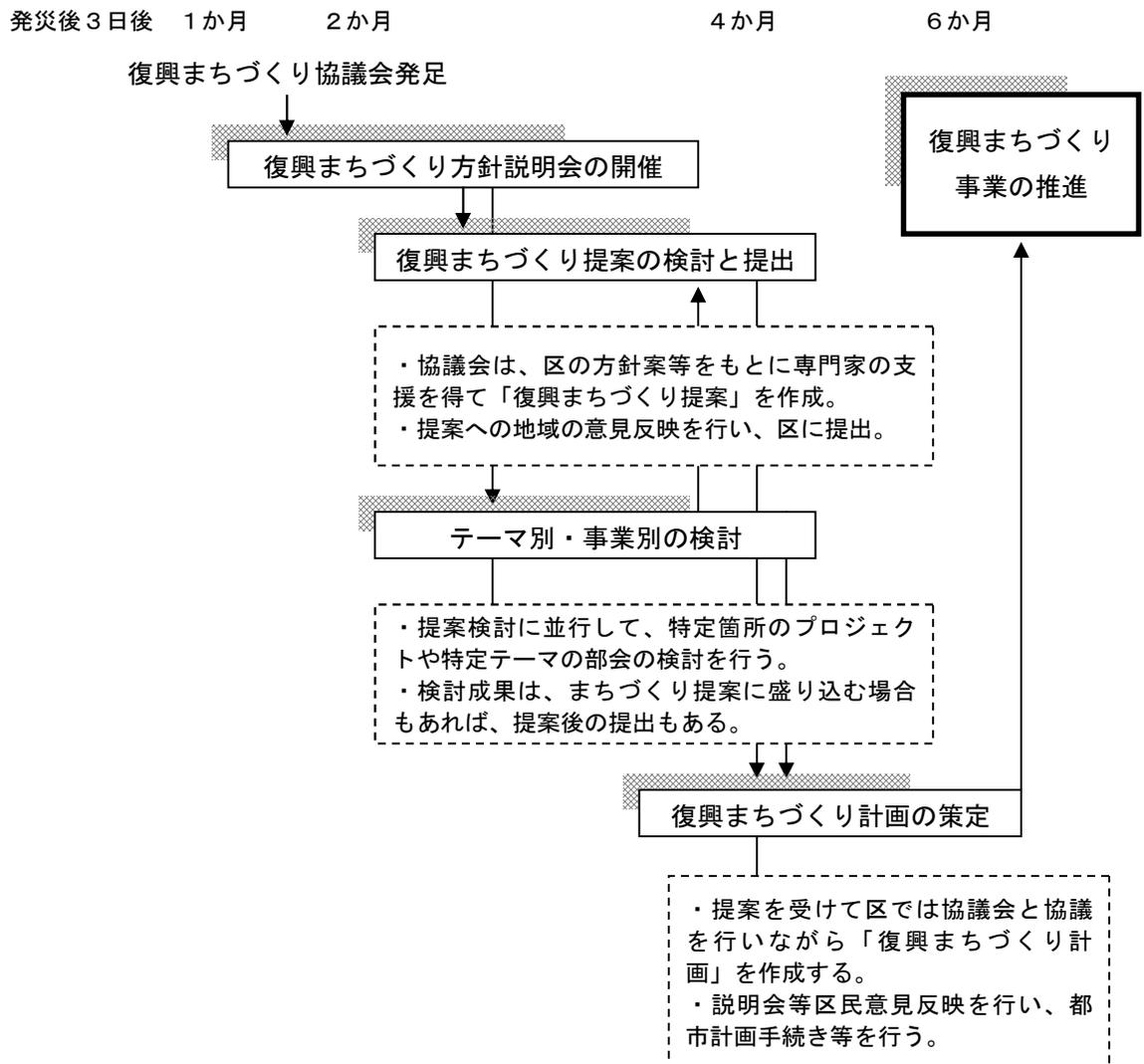
※資料編 P 資 130 参照

第3章 第5節

復興まちづくり計画案の検討

区では震災後、震災復興基本計画や都市復興基本計画の策定作業を開始している。復興まちづくり協議会が結成された場合、その時点で区が検討を進めている復興まちづくりに関する方針や計画案について、区と地域が情報を共有し、協働していくことが必要である。

ここでは、区が「復興まちづくり方針案」を提起し、協議会がそれに対する意見を「提案」としてとりまとめ、区ではその提案を尊重して「まちづくり計画」を策定する手順を示す。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 復興まちづくり方針説明会の開催

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 地区担当 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

復興において、区民と区が連携・協働して計画策定を進めていくことが重要である。計画策定は、時間が切迫する中で展開すべき状況もあり、行政が方針や計画案を提示し、それをたたき台に地域の意見を反映させ、計画を確定させていく方式が考えられる。

協議会が発足した地区においては、区は「復興まちづくり方針」策定にあたって、まず方針案について復興まちづくり協議会に意見を求め、その上で「復興まちづくり方針の地域説明会」を開催する。

地域への説明会開催にあたっては、事前告知を十分に行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------------|
| 発災から 1か月前後 | 「復興まちづくり方針案」を協議会に説明する |
| 1か月前後 | 「復興まちづくり方針案の地域説明会」を開催する |
| 1～2か月 | 「復興まちづくり方針」を広報する |

留意事項：時期的に「復興まちづくり方針案の地域説明会」の後に協議会が発足する場合もある。その場合は、協議会発足時に方針を説明し、次項の「まちづくり提案」で方針及び計画への意見をまとめる。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の都市計画案説明会

阪神・淡路大震災の復興事業では、重点地区に係る都市計画の決定が、被災2か月後になされた。通例では時間をかけて行われる計画案の発表と縦覧は、地震から1か月後、被災者は避難所や疎開して自宅外にいた人が多かった。

神戸市では計画案の縦覧場所は三宮の一ヶ所に限定され、各地区の相談所では計画案を見ることはできなかった。計画案は複写もできず、住民同士で議論をする材料すら入手できない状態だった。都市計画審議会も短期間で審議を終え、委員が住民の意見書に目を通す余裕も、討議を尽くす時間もなかった。

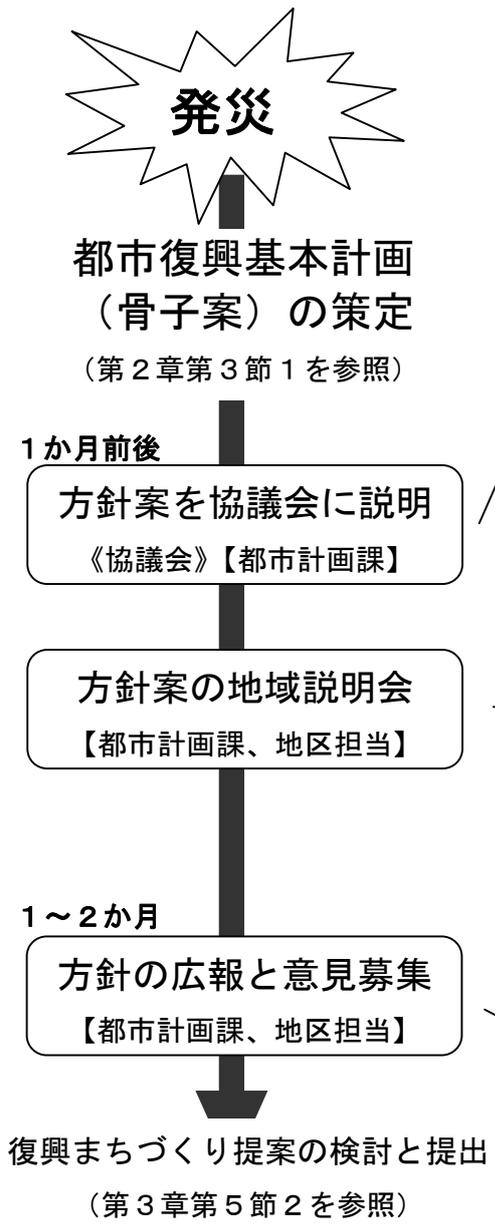
都市計画案の説明会の実施は、広報紙にも書かれておらず、各地区に張り紙がしてあるだけだった。私も見逃しており、人づてに「公園で説明があるそうだ。」と聞いた。あの冬の寒い中に公園であった上に、要領を得ない説明であった。しかもよく聞けば減歩で土地を削る事があるとい

うので、地権者が怒り狂って反対することになった。地域内には戦災復興の土地区画整理事業で20%以上もの減歩を受けた経験のある地区もあったためでもある。

縦覧や相談業務に対応した職員の多くは計画の作成に参加していないし、十分な説明も受けていなかった。そのため、住民の様々な質問に応える知識も不足していた。

計画案をよく見ると従来の区画整理や再開発の手法の枠から、一歩二歩と制度を改善し、住宅市街地整備総合支援事業等複合的な事業の実施なども予定されていた。時間をかけた説明を行い、冷静に考えれば納得してもらえることでも、いきなりの説明では批判を受けて当然であった。ただ3月17日の都市計画決定というスケジュールにはめ込み、法的要件を満たす資料作成の作業であった。(兵庫県②)

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|------------------------|--|
| (1) 復興まちづくり方針案を協議会に説明 | <p>① 概ね1か月を目安に復興まちづくり方針案（都市復興基本計画骨子案の項目）をまとめ、協議会に説明し、意見を求める。時間があれば方針案を修正する。【区】</p> <p>② 協議会への説明と同時期に、会場を確保し、地域説明会開催の事前周知をする。【区】</p> <p>③ 協議会は、区の復興まちづくり方針案の説明を受け、課題や論点を整理し、意見・質問を提出する。【地域】</p> |
| (2) 復興まちづくり方針案の地域説明会 | <p>① 復興まちづくり方針案についての説明会の準備を行う。原則として協議会に説明した案とするが、時間があれば修正した方針案とする。【区】</p> <p>② 区主催による説明会を開催し、意見を求める。【区】</p> |
| (3) 復興まちづくり方針案の広報と意見募集 | <p>① 協議会及び説明会の意見を反映した復興まちづくり方針を地域住民及び内外に周知する。【区】 （広報、公共施設等での情報提供、ホームページ、マスコミ等による。）</p> <p>② 復興まちづくり計画策定に向けての意見を募集する。【区】</p> |

| 留意事項 |
|---|
| ○ 復興まちづくり方針は、区の当該地区に対するまちづくりの方針を示すものであり、都市復興基本計画（骨子案）の策定に先立って作成し、すみやかに協議会及び地域に説明する。 |
| 今後の課題 |
| ○ 区外避難者（関係権利者）への周知の仕方について。 |

| 必要な物品 | |
|---------------|--------------------------|
| ・復興まちづくり方針案資料 | <input type="checkbox"/> |
| ・説明会開催案内 | <input type="checkbox"/> |
| ・説明会会場、資機材 | <input type="checkbox"/> |

※資料編 P 資 131～132 参照

2 復興まちづくり提案の検討と提出

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 地区担当 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

復興まちづくり協議会では、区が提起した「復興まちづくり方針」をもとに、「復興まちづくり提案」を作成し提出する。協議会による提案は、地区全体に係る基本的事項を重点に行うものとし、特定の権利者に係る街区や事業の計画については、部会や検討会を設置して検討を行う。復興まちづくり協議会は、提案にあたり総会や説明会を開くなどして地域住民の意見求め、それを踏まえて区に提出する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------------|
| 発災から 2～4か月 | 協議会で復興まちづくりに関する検討を進める |
| 2～4か月 | 「復興まちづくり提案」への地域の意見を把握する |
| 2～4か月以内 | 「復興まちづくり提案」をまとめ、区に提出する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の協議会の提案づくり

◆阪神・淡路大震災後の復興において、多くの協議会では、行政に提案する前に、復興市街地整備事業の必要性や事業手法、制度の仕組みなどに説明や学習を行う必要があった。

まちづくり提案では、協議会が行政案に対する対案・独自案を作成する方式、施行者が説明会や個別面談等を繰り返して関係権利者の意向を把握しながら計画を組み立てる方式があった。行政とコンサルタントが計画案を作成し、それを協議会で修正するという従来型の手法が採られた地区もあった。

復興まちづくり計画の合意形成のためには、権利者の生活再建の道筋を明らかにすることが重要で、敷地や建物をシミュレーションしたり、権利者の住宅再建イメージを具体化して合意形成が進んだ例もある。

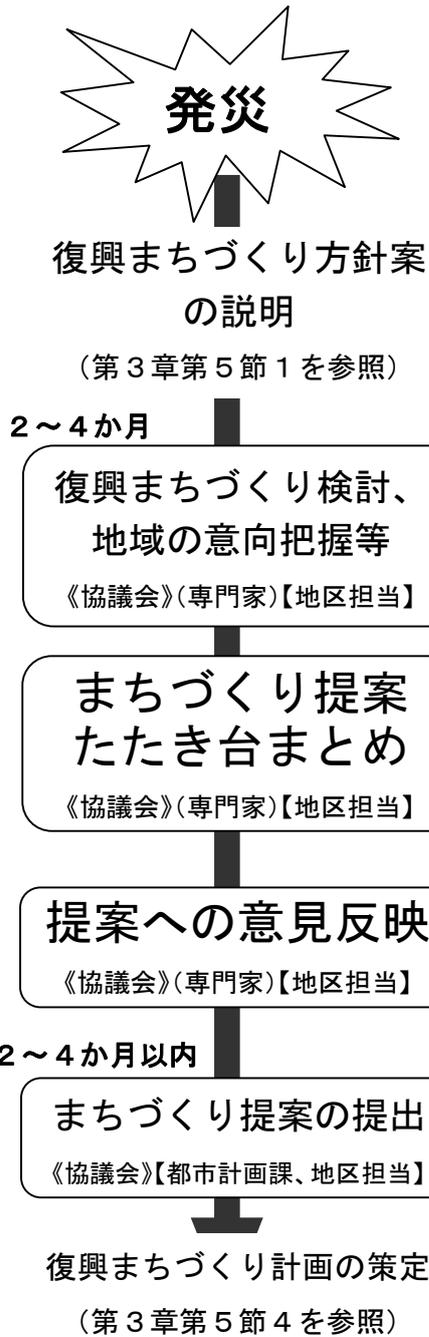
提案のとりまとめ段階では、小グループの会議や全体の住民集会を重ね、アンケート等による意向把

握、ニュース等の発行による情報発信を繰り返された。（兵庫県②）

◆（西宮市森具地区）3月17日に土地区画整理事業の都市計画決定がなされ、4月に地元説明会があった。住民側からは、3月の計画は、都市計画道路が中心で区内への通過交通の流入が起きる、減歩率が高い、公園が2箇所に分かれる、森具らしさがない、などの問題が出された。

これらの課題をもとにまちづくり協議会では勉強会を行い、通過交通が起きない道路ネットワーク、大きくまとまった公園などを盛り込んだ地元案をまとめ9月に提案した。市はこれをうけて県・国とも協議し、平成7年12月に都市計画決定を変更し、翌年に事業計画が決定した。公園をまとまってとったことによって集会所を設けることもでき、地元も歓迎している。（兵庫県②）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1)復興まちづくりに関する検討

- ① 地区計画や事業の手法などを学習し、望ましいまちのイメージや課題を検討する。【地域】
- ② アンケート、ヒアリング、懇談会等を行い、被災者の意見を広く集める。【地域】

(2)復興まちづくり提案（たたき台）をまとめる

- ① これまでの検討をとりまとめ、区に提出する「復興まちづくり提案」のたたき台を作成することができる。【地域】

<提案内容例>

- ・復興まちづくりの目標、基本方針
- ・復興まちづくりの計画項目
- ・復興まちづくりの進め方、役割分担
- ・その他

(3)復興まちづくり提案への意見反映

- ① 地域住民・権利者に提案（たたき台）を説明し、意見を募集する。それらを基に意見反映を行い、提案を完成する。【地域】
- ② 事前の広報等で提案内容を周知する。【地域】

(4)まちづくり提案の提出と周知

- ① 協議会は区に、復興まちづくり提案を提出する。【地域】
- ② 協議会はまちづくり広報で提案を周知する。【地域】

留意事項

- 区は、まちづくり提案が出されなかった場合の対応を決めておく。

今後の課題

必要な物品

- ・都市計画マスタープラン等従前計画 □

3 テーマ別・事業別の検討

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 地区担当、(事業担当) |
| マニュアル更新担当課 | 拠点まちづくり課 |

活動のあらまし

復興まちづくり協議会は、まち全体の検討を行うが、地域内では、再開発や共同化、地区道路整備など特定箇所に係るプロジェクトや商業振興・高齢者ケアなど特定テーマの課題解決が必要になる場合がある。地域全体の合意形成を図る協議会に並行または関連させて、課題別に関係者や権利者等による検討部会を発足し、特定課題の検討を行う。検討にあたっては、テーマに応じた専門家の増員・補充も考えられる。検討成果は、復興まちづくり提案に組み込むか、別途提案するなどして、復興まちづくり計画に反映する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------------|
| 発災から 2か月以内 | テーマ別・事業別・街区別検討部会設置を検討する |
| 3か月以内 | 課題の関係者に呼びかけ、検討部会を発足する |
| 6か月以内 | 課題別の検討を進め、検討成果をとりまとめる |

留意事項：協議会の提案づくりに先行・並行して部会検討を行う場合もあれば、提案後や計画策定後に部会検討が必要になる場合もあり、臨機応変に対応する。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の共同化検討

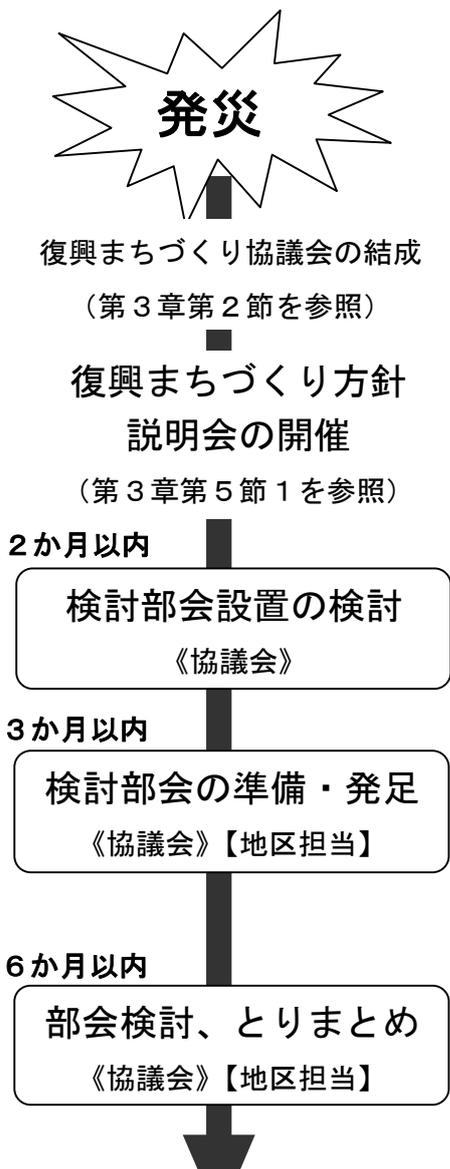
◆（西宮市森具地区の共同化）地区内には狭小敷地のため再建できない宅地もあり、まちづくり協議会の中に共同化部会を設置して検討を進めた。「長屋形式も検討したが70㎡の土地では新しい家が建たないような人が多かった。このため総会で共同化部会の発起人が呼びかけを行った。当初は数名だったが、勉強会を何回か行い、徐々に増えて、最終的には28軒になった。共同化は難しいと専門家にも言われ、それならできなくても恥ずかしくないと言い直して頑張ったこともある。」

一方で実際に計画を進めると9階建ての案となり、周辺から大反対で署名運動も起きたが、最終的には他の人も「賛成とは言わないが仕方がない」と納得してくれた。（兵庫県②）

◆（神戸市御管西地区）阪神・淡路大震災で全半壊率83%という大きな被害を受けた御管西地区では、95年4月に「御蔵5・6丁目町づくり協議会」がつくられ、2回のアンケートなどを経て「まちづくり提案」を作成し、96年9月に神戸市に提出した。97年1月に土地区画整理事業の事業決定が行われた。

この地区は借地の敷地が多く、協議会と支援していたボランティアは、個別ヒアリングを重ね、当初4世帯で「準備会」を結成、地区の一角に共同化予定地を確保した。紆余曲折の末、組合員14名による共同化住宅建設組合が住都公団の事業協力を得て、平成11年12月住宅14戸・店舗・集会所を有する6階建て集合住宅「みくら5」を建設した。（神戸市都市計画局「協働のまちづくりすまいづくり」）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) テーマ別・事業別・街区别検討部会の設置を検討する

- ① 道路、公園等の整備、共同化・協調化など街区の改善、商業活性化等テーマ別検討など、関係者による検討が望ましい課題を設定する。【地域】

(2) 専門家の派遣等、検討の準備・支援

- ① テーマに合わせた専門家の派遣、会議場所の確保、部会員の呼びかけ等、検討部会発足の準備を行う。【地域・区】
- ② 協議会メンバーが進行するなどして検討部会を発足させる。【地域】

(3) 課題の検討を進め、検討成果をとりまとめる

- ① 部会での学習会、検討会、ワークショップなど課題に関する検討を進める。
- ② 検討成果をとりまとめ、協議会がつくるまちづくり提案や区が策定するまちづくり計画に反映させる。
- ③ 必要であれば検討部会による説明会、アンケート等を行い、関係権利者等の合意形成に努める。

復興まちづくり提案の検討と提出（第3章第5節2を参照）

地域協働復興によるまちづくり計画の策定（第3章第5節4を参照）

留意事項

- 検討部会の準備としては、課題の明確化、参加者の呼びかけ、課題に即した専門家（共同化再開発プランナーや弁護士等）の確保、第1回会議の設定等が考えられる。
- 検討部会の構成
協議会メンバーが役員となって進行する。
- 法定事業地区
権利者と行政による合意形成が重要な場合はそれを先行し、成果を協議会と共有する。

今後の課題

必要な物品

4 地域協働による復興まちづくり計画の策定

| | |
|------------|------------|
| 実施責任担当課 | 地区担当、都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

区は、復興まちづくり協議会の提案を尊重し、「〇〇地区復興まちづくり計画（原案）」を作成する。

区は、計画原案をもとに広報や説明会を行い、意見反映を行い、「復興まちづくり計画案」を作成する。修正にあたっては、協議会と意見交換を行う。計画書を取りまとめ、都市計画審議会等に意見を求めたうえで、「〇〇地区復興まちづくり計画」を策定する。

プロセスのポイント

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 発災から 4～6か月前後 | 復興まちづくり計画原案を作成し、意見を反映する |
| 6か月以内 | 協議会と協議し、計画案を作成する |
| 6か月前後 | 復興まちづくり計画を策定する |

留意事項：協議会が発足しても「復興まちづくり提案」が出されない場合の措置として、都市計画審議会等広い意見をもとに協議会の凍結等の措置をとって、行政提案型のまちづくり計画策定に移行する。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：2つの復興協議会の計画づくり

阪神・淡路大震災復興に区画整理が計画された地区で、比較的順調に進んだ地区を2例示す。

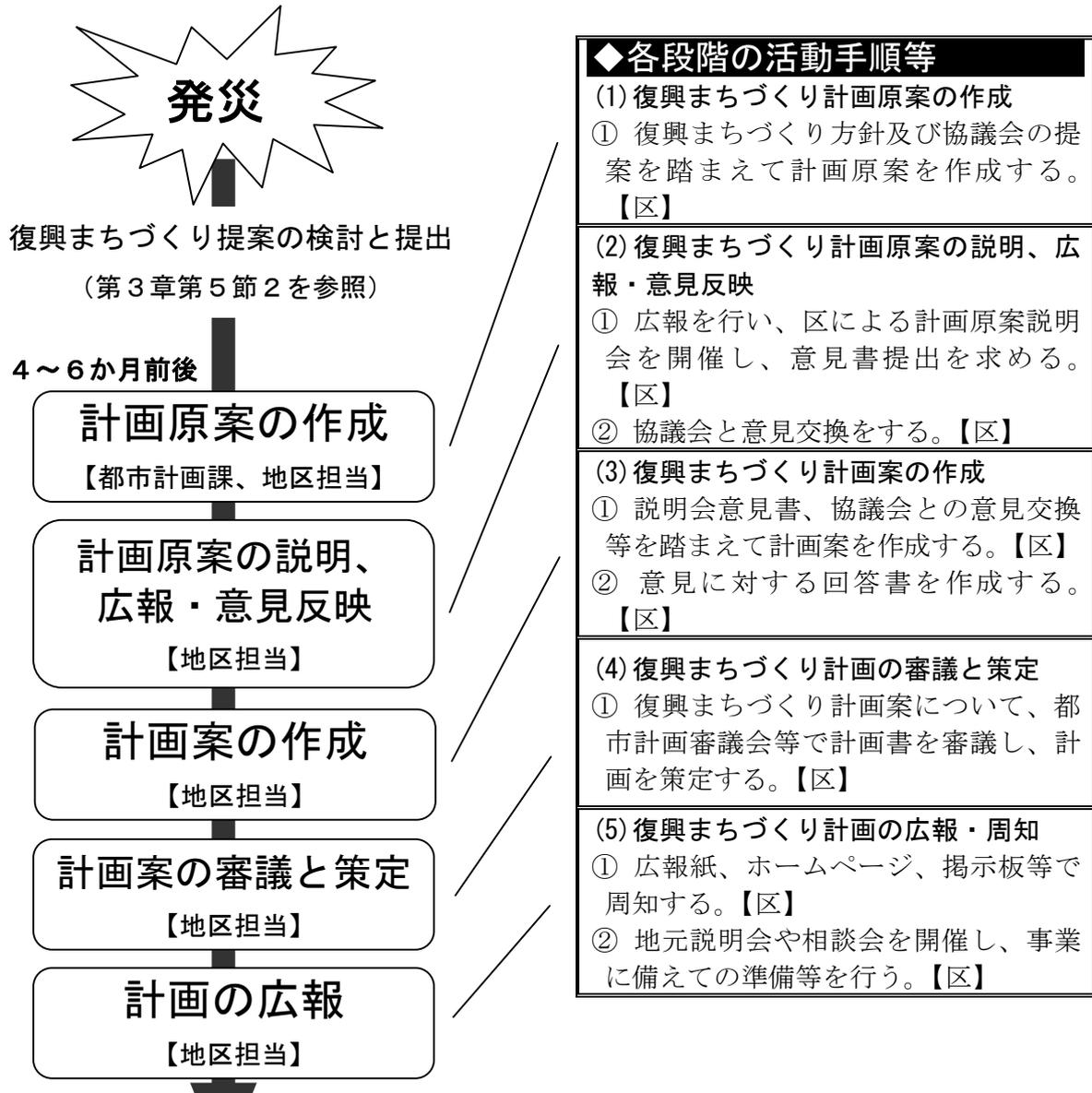
◆（鷹取東第一地区まちづくり協議会）被災直後、地区が重なる野田北部まちづくり協議会に住民やボランティアが結集し、応急対応活動を実施した。3月初旬に市による区画整理の説明会を受けた後、即コンサルタントを選任（以前から野田北部地区を支援していた建築家）し、住民へのヒアリング調査に入った。4月には区画整理の勉強会を開始し換地モデルの検討などを行って、7月に協議会を設立した。その後、確認書を市と取り交わすなどあったが、最も早く95年11月事業計画を決定している。事業計画決定後、減歩率を巡って凍結があったが、協議が進み、96年8月に仮換地を迎えた。区画整理について当初の計画決定は一方的という意見があったが、早い段階で区画整理の必要性が住民には広がっていた。

以前からまち協があり、協議会成立時にはすでに基本的な方向性への合意が生まれていた。

◆（松本地区まちづくり協議会）この地区は、震災直後に火災保険の支払いを求める運動から始まる。これを進めた人々によって「松本地区復興委員会」ができ、仮設住宅申し入れを契機に5月に協議会ができた。この時点では復興委員会から移行したため、メンバーも暫定的な協議会と認識していた。6月の市の説明会、アンケート調査、8月からの小委員会などを経て12月の総会でまちづくり中間提案がまとまり、3月の事業計画決定になった。

この地区は、被災後に活動を始めた住民による組織であり、従来の自治会がベースではない。それだけにアンケート、小委員会など住民意向の把握を密度高く行った。また、土地区画整理事業は焼け跡復興のための手段という意識が比較的早く成立した。

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



復興まちづくり計画の策定（第2章第3節3を参照）

復興まちづくり事業の推進（第3章第7節1を参照）

| | |
|---|--|
| <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">留意事項</div> <p>○ 提出意見書等について、区の回答を作成し、公表する。</p> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; margin-top: 10px;">今後の課題</div> | <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">必要な物品</div> |
|---|--|

※資料編 P 資 103～108, 135～136 参照

第3章 第6節

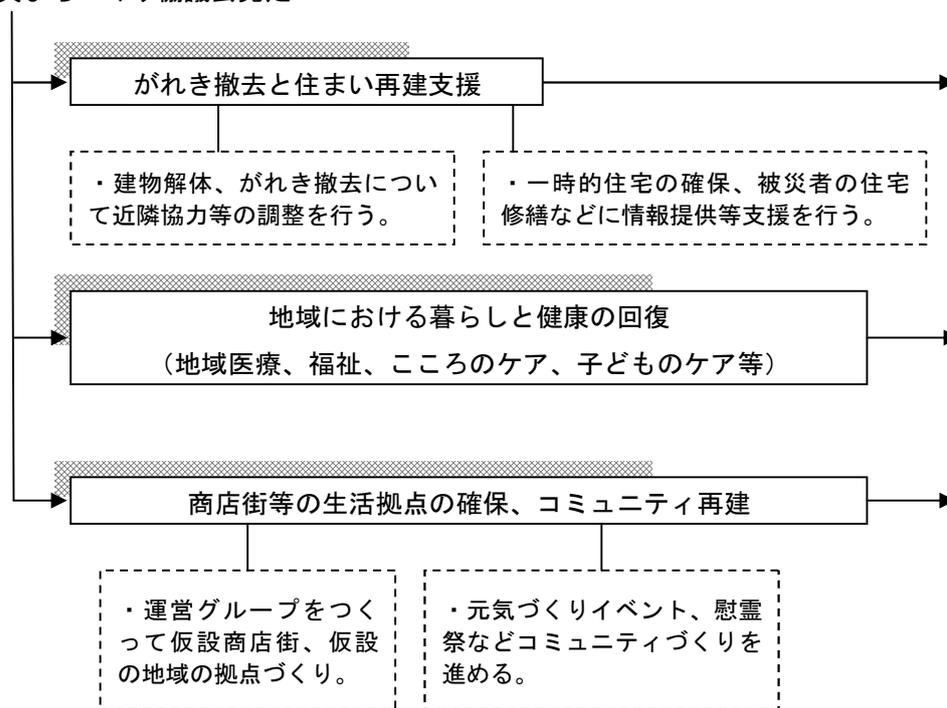
くらしとコミュニティの復興

時限的市街地の確保や復興まちづくり検討に並行して、地域住民にとっては生活や雇用、住まいの再検討も大きい課題になる。これらの課題解決には個々人の自助、行政による公助が重要であるが、地域の相互扶助や調整によって支援することができる。

復興まちづくり協議会では、被災者と被災者の間、行政と被災者の間に立って、地域住民の生活を再建できるよう、復興まちづくりを展開する。

発災後3日後 1か月 2か月 4か月 6か月

復興まちづくり協議会発足



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 地域におけるがれき撤去と住まい再建の支援

| | |
|------------|----------------------|
| 実施責任担当課 | 住宅課、地区担当、(清掃環境部、土木部) |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課 |

活動のあらまし

地域復興組織（復興まちづくり協議会）が結成された地区では、地域で協力体制を構築して被災者による住宅の解体・がれきの撤去や応急修理・建築相談等を支援する。（災害救助法に基づいて都・区が行うものを除く）

復興まちづくり協議会では、それぞれに担当委員を置いて、被災者の要望を把握し、区や専門家との協力体制を構築し、被災者への支援を行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------------|
| 発災から 2か月以内 | 住宅の自力解体・がれき自力撤去の調整と支援 |
| 2か月以内 | 一時的住宅への入居を支援する |
| 2か月以内 | 自力での住宅修繕等を支援する |

留意事項：被災者生活再建支援金の支給に伴って、住宅に係るがれきの撤去や修繕は、所有者の負担になる。地域で共同してあたるのが効果的な場合、協議会がそのコーディネートを行う。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：地域復興組織が住まい再建に取り組んだ

阪神・淡路大震災の復興まちづくり地区では、地域が専門家ボランティアを得て被害調査や住まいの修繕、ガレキ撤去の支援をした事例がある。

◆（野田北部まちづくり協議会）公費解体・ガレキの撤去には自衛隊が入った。解体の順序など協議会で調整した上、「私達は自衛隊に、基礎部分を残し境界線を是非残して欲しい、一記念品を是非とも掘り出して欲しいとの二つの要望をした。…（中略）…当初から自衛隊、復興対策本部役員、大学のボランティアと一緒に住民立ち会いのもと、遺品、記念品を泥だらけになって探す「宝さがし」を行った。お互いに住民の方々とコミュニティがとれると考えており、生活再建やまちの復興に向けて大きな意味があった。（兵庫県②）

◆（同）建物の修繕について、専門家による被災建物の調査・判定・助言を行った後、信頼のおける工事が必要と考えた。背景には建築施工者不足

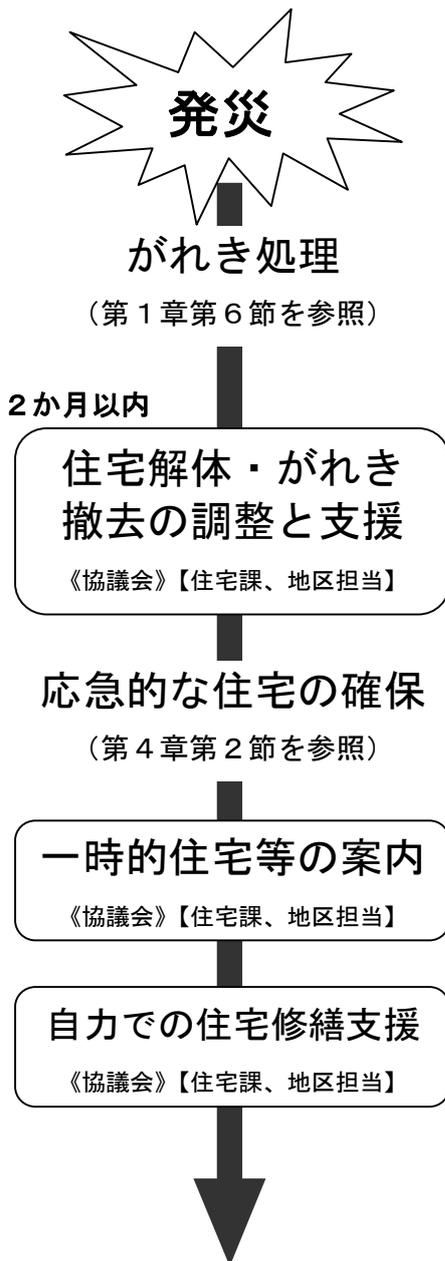
だけではなく、法外な価格、あとの面倒見を期待できない儲け主義的業者の乱入もあった。ツテがあった福島県三春町の業者に依頼して施工チームを編成し、神戸市内業者に協力をしてもらい、修繕し、後のメンテナンスは引き継いでもらった。

（内閣府①）

◆（真野地区まちづくり推進会）2月に専門家の目視による被災度判定調査を実施した。引き続き、3月に京都の建築士会が相談所を開設、76件の相談に応じた。3～5月に「建物レスキュー隊」を設置、瓦修理やブルーシート張など45件を行った。

引き続いて真野災害対策本部が保証人になって、大津市の工務店組合と契約し、建物補修をする体制を構築した。地域内に大工さんの宿舎を確保した。50件の相談があり、良心的な施工者との協定で23件の工事（新築3、補修20）を実施、平成8年6月まで続いた。（真野①）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 住宅解体・がれき撤去の調整と支援
- ① 担当委員は、解体・撤去が必要な建物が集中している街区などで、所有者に近隣協力しての作業を呼びかける。
 - ② 共同作業を行う街区では、担当委員は区と協議して、業者の紹介を受け、解体・撤去の作業調整を行う。
 - ③ 区は、必要に応じて業者の情報を提供すると共に、業者の指導等を行う。
- (2) 一時的住宅等の案内
- ① 協議会では、共同化・協調建て替えなどで一時的住宅が必要な戸数を取りまとめ、区に一時住宅の供与を要請する。また、地域内の空き家情報を区に提供する。
 - ② 区では、都営住宅や民間賃貸住宅等の都からの割当や区営・区民住宅の空き家などを一時提供住宅として確保する。
 - ③ 地域は、割り当てられた住宅についての入居者の募集・選定等を行う。
- (3) 自力での住宅修繕支援
- ① 協議会では、地域内でまとまった数の住宅修繕が必要な場合、地元業者に協力を依頼したり、区からの情報を得て、地区内の住宅等の修繕を任せうる事業者を確保する。
 - ② 担当委員は、地域に広報して住宅修繕依頼を受け付け、所有者に業者をあっせんする。修繕完了までの間、サポートをする。

留意事項

- 公費による解体・がれき撤去がなされる場合は、協議会が行政と話し合って作業等を調整する。
- 私費で行うべき場合でも、組合化することで震災復興基金活用の方途が開ける場合が考えられる。

今後の課題

- 所有者から解体・撤去の同意が得られない場合の対応。
- 被災者再建支援金について、庁内体制を検討しておく。

必要な物品

2 地域におけるくらしと健康の回復

| | |
|------------|--------------------------|
| 実施責任担当課 | 保健福祉部、池袋保健所、子ども家庭部、教育委員会 |
| マニュアル更新担当課 | 保健福祉部、池袋保健所、子ども家庭部、教育委員会 |

活動のあらまし

被災者が、被災生活から復興の過程でくらしと健康を確保していくことは重要な課題である。地域医療体制の確保、福祉サービス体制の確保、高齢者等への生活支援など、特に配慮すべき被災者のくらしの回復に、地域として支援体制を構築する。

協議会は、行政による様々な支援施策と地域ニーズをつなぐこと、地区内外の人材の確保とネットワークづくりを行うことが重要になる。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------|
| 発災から 2週間以降 | 復興ボランティアを受け入れる |
| 2週間以降 | 地域医療、福祉、保健衛生の活動促進 |
| 2週間以降 | こころのケア、こどものケアを行う |

留意事項：救援センター等で展開される被災者救護の活動体制を引き継いで、復興期のくらしと健康の回復を、地域コミュニティを生かして進めていくことが重要になる。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：震災で生まれた新しい住まいと花育て

◆（「コレクティブハウジング」）災害公営住宅の中に「ふれあい住宅」と呼ばれるコレクティブハウジングが10地区に341戸できている。入居は高齢者の方ばかりでなく、半数は多世代共住型住宅である。

「久仁塚西ふれあい住宅」は、神戸市営のコレクティブで2棟58戸、各戸からそれぞれ面積を10%ずつくらい出して協同の食堂、厨房、談話室を確保、真ん中に路地広場をとった。

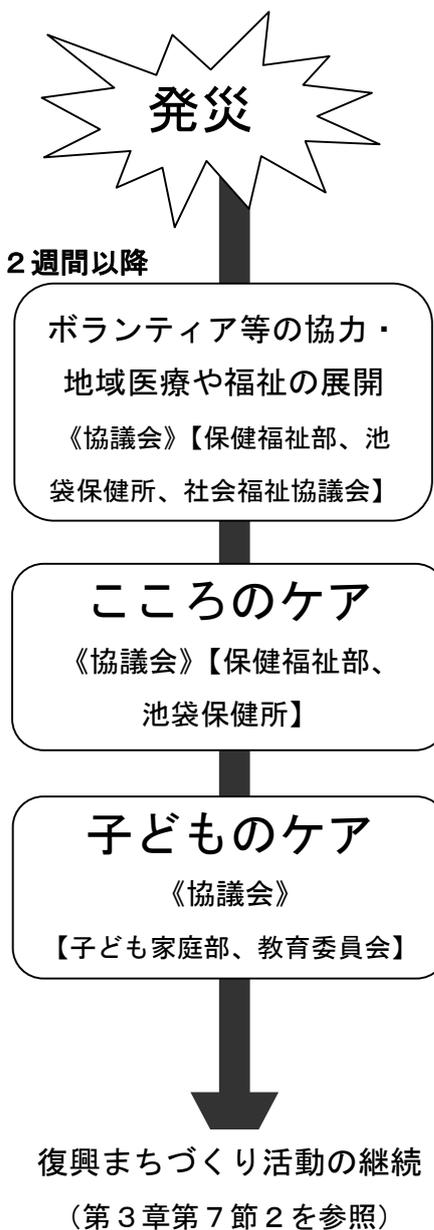
ここは、入居者が早くから決まっており、完成前から住まい方を考えたり、一緒に花を植えたりして「協同居住のトレーニング」をした。路地広場も自分たちの庭のように設えようと皆で花を植えた。

98年12月に入居、入居者63人、内女性72%、65歳74%である。入居後、近くの小学校の児童と一緒に七夕を楽しんだり、花祭り・ひな祭り食事会などを開く等2、3か月に一回は盛大な食事会をしている。手芸クラブにはおばあちゃん達が居間のよう

な雰囲気集まっている。（阪神①）

◆（「ガレキに花を咲かせましょう」）阪神・淡路大震災の被災地で建物解体・ガレキ撤去が進み出した4か月後、復興まちづくり支援に携わっていた一人の女性の呼びかけで「ガレキに花を咲かせましょう」という運動が始まった。これは復興協議会などに呼びかけ、その地元の人々の手によってガレキ跡に花の種をまくことから始める活動である。鷹取、海運町、本山中町など神戸市内9ヶ所、津知地区など芦屋市内4カ所で、地元の人びとが約2週間かけ、沢山の思い出や涙で固くなった土地を耕し、コスモスやヒマワリの種をまいた。夏の炎天下には、発芽やつぼみを見つけ早く大きくなれと励まし、水をまいた。秋になって花が咲き出した。花の姿を見て復興の証しのように勇気づけられ、花を育てることによって、もう一度その土地にかかわるきっかけになった。（天川佳美「ガレキに花を咲かせましょう」）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|--------------------|--|
| (1) ボランティアの要請と受け入れ | ① 地区内のくらし等の状況を踏まえてボランティア派遣を要請する。【地域】 ② 地域からの要請を受けて、ボランティアを派遣する。【区】 ③ 派遣されたボランティアをコーディネートする。【地域】 ④ NPOやボランティアの協力を得て、高齢者等への見守り体制をつくる。【地域】 |
| (2) こころのケア | ① 被災後のストレスやこころの傷の緩和について地域として克服する体制をつくる。【地域】 ② 地域の要請を受けて、専門家を派遣する。【区】 |
| (3) 子どものケア | ① 子どもや青少年の拠点を確保する。【地域】 ② PTA・青少年育成委員会などと協力して、子どもたちの遊びやイベント等を行う。【地域】 ③ 活動を支援する体制をつくる。【区】 |

| 留意事項 |
|---|
| ○ 被災者が応急的な住宅に入居したり自宅に戻り、学校が再開した段階において、救援センターを引き継いで被災した地域の生活を支援する方法や拠点について検討しておく必要がある。 |
| 今後の課題 |
| |

| 必要な物品 |
|-------|
| |

3 商店街等の生活拠点の確保、コミュニティ再建

| | |
|------------|------------------------------|
| 実施責任担当課 | 生活産業課、文化デザイン課、文化観光課、区民活動推進課他 |
| マニュアル更新担当課 | 生活産業課、区民活動推進課 |

活動のあらまし

まちの復興にあたって、地域に生活拠点を確保し、被災者への生活サービス提供とイベント等による復興への“元気づけ・勇気づけ”を行うことが重要である。

復興まちづくり協議会や商業者団体を軸にして、事業者・地域住民等がグループを結成し、商店街や公園などを会場に、仮設店舗、テント市場、屋台村などを建設・運営する。

また地域の発意を中心に、地域を元気づけコミュニティの再生をめざすイベントを展開する。区は、復興基金等を活用して、それらの活動を支援する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------------|
| 発災から 1か月以降 | 地域で運営・実行グループをつくる |
| 1～2か月以降 | 仮設の商店街等の拠点を確保、イベントを実施する |
| 適宜 | 慰霊祭や復興イベントを実施する |

留意事項：様々な生活復興分野の地域活動が含まれるため、担当課は互いに連携して進める。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：被災地の商店街の取り組み

商店街や小売市場が被災した場合に仮設店舗が設けられ、被災者の生活を元気づけた例は多い。

◆（「復興げんき村・パラール」）JR新長田駅の南部は大規模な商業地であったが停滞気味で、震災前から再開発の検討が進められていた。震災後20haに市街地再開発事業の都市計画決定がされた。

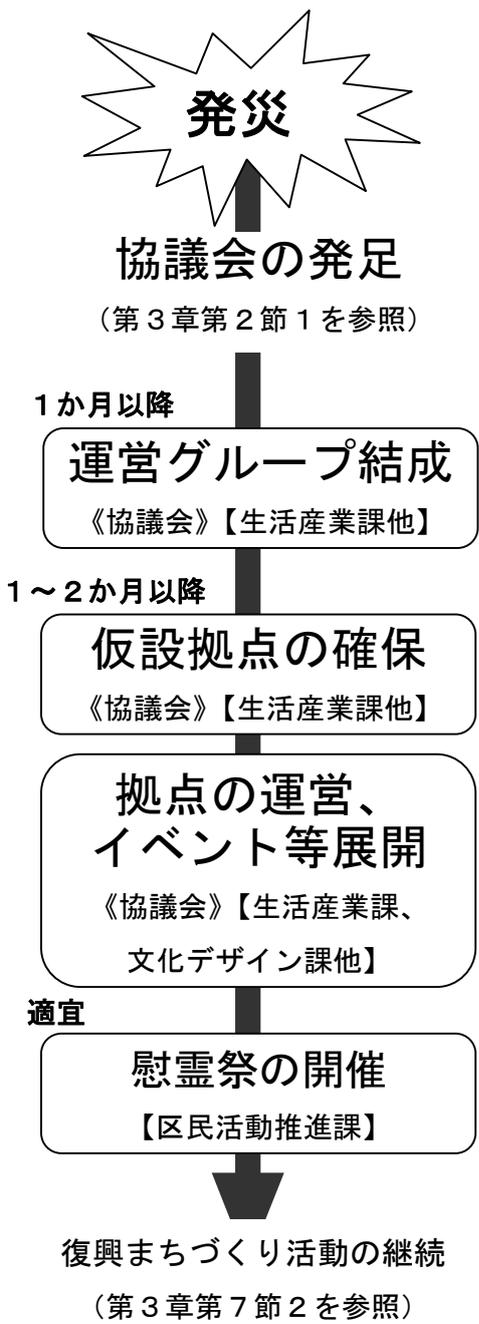
一角に6街区からなる久二塚地区では、震災後、再開発を見据えた大規模な共同仮設店舗を実現させた。個別の店舗で復旧を図っても集客効果が期待できないし、再開発も進みにくい。このため事業者たちは、被災したスーパーマーケットを核に100店で構成する仮設ショッピングセンター「復興げんき村・パラール」を建設した。

サーカスのような大きいテントをかけ、市場の喧噪と賑わいをコンセプトに「パラソルバザール」をもじって平成7年6月にオープンした。これは将来の再開発に向けてショッピングセンター形式の経営トレーニングにも

なっている。施設整備は市と復興基金の制度を用いた。この制度は5軒以上の被災店舗の仮設店舗設置を支援するもので、神戸市内では35団体が活用した。（神戸市①）

◆（新潟県柏崎市えんま通り商店街トレーラーハウス）平成19年7月中越沖地震から3か月後、市内えんま通り商店街で「笑福市」が開かれた。笑顔と活気を取り戻し、にぎわいを目指す月1回のイベントである。12月の第3回には、倒壊した店舗跡地の広場に建設業団体から寄贈されたトレーラーハウスが登場し、夕方にはモミの木イルミネーション点灯、コンサート、熱々の「おいな汁」などで買い物客らを楽しませ、師走の街をにぎわせた。発案した商店主らは「大きなクリスマスプレゼント。復興のシンボルにしたい」「街のにぎわいになったらいい」と期待。クラッカーを鳴らし、復興の拠点施設の誕生を祝った。（柏崎市の記録等）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|--------------------|--|
| (1) 運営グループ結成 | ① グループづくりを呼びかける。【区】 ② 協議会をベースに、商業者を中心に仮設商店街、市場等を設置して運営するグループづくりを進める。【地域】 ③ 区と協議して設置箇所、規模など計画をつくる。【区・地域】 |
| (2) 仮設拠点の確保 | ① 仮設店舗、テント市場などの生活拠点施設を建設し、グループに貸与・供与する。【区】 ② テント、仮設店舗、集会所など生活拠点の運営計画をつくる。【地域】 |
| (3) 拠点の運営、イベント等の展開 | ① 入居者選定や運営について協議会又はグループに運営を委託する。【区】 ② イベント等を支援する。【区】 ③ 生活サービスを提供する。復興に向けた“元気づけ・勇気づけ”を醸成する活動を展開する。【地域】 ④ 地域づくりを進めるために、音楽、アート等によるイベントを開催する。（復興まちづくり協議会との共催、NPOやまちづくりバンク登録団体等を活用、姉妹都市等の活用）【区・地域】 |
| (4) 慰霊祭の開催 | ① 地域主導で、節目に慰霊祭を行う。（1か月、3か月、6か月、1年、毎年被災日）【地域】 |

| 留意事項 |
|---|
| ○ 生活拠点施設や仮設商店街の設置に合わせて、福祉等の活動拠点や復興まちづくり事務所などの施設を併設する。（多機能施設の整備） |
| 今後の課題 |
| ○ 商店会や商店街連合会への加入促進を支援するなど商店会等の組織力の強化を図る。 |
| ○ 商店会等に働きかけを行い、復興への協力と理解を深めてもらう。 |
| ○ 地域コミュニティ再建のため、暫定的に「地域づくり課」等の設置も検討する。 |

| 必要な物品 | |
|-----------|--------------------------|
| ・ 仮設テント | <input type="checkbox"/> |
| ・ 調理器具 | <input type="checkbox"/> |
| ・ イベント資機材 | <input type="checkbox"/> |

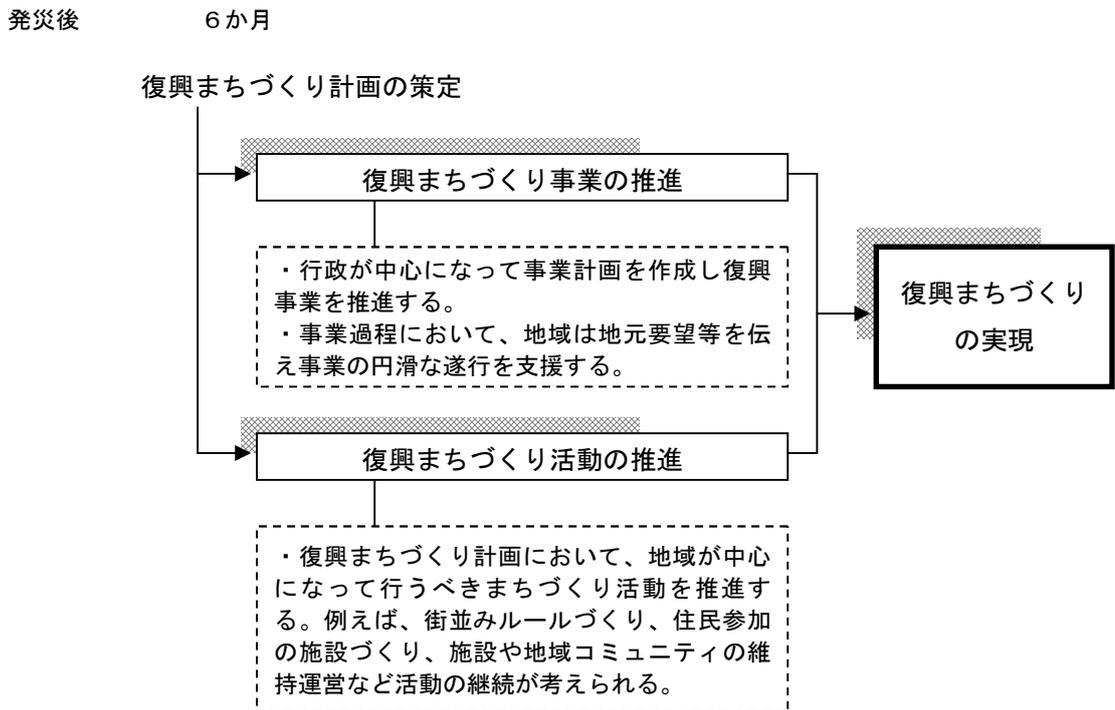
※資料編 P 資 137 参照

第3章 第7節

復興まちづくり事業の展開

「復興まちづくり計画」、「都市復興基本計画」が定められ実現していく過程においても行政と地域の役割分担が重要になる。復興が完了するのは数年～10年以上の期間がかかる。その間においても「地域協働復興」の理念に基づいて事業の展開を行っていく。

復興まちづくり事業でも、実現過程に住民参加が望ましい事業、権利者等の合意形成を必要とする事業、地域や民間が主体になって定めるルールなど、協働・連携を要する局面が生じる。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 復興まちづくり事業の推進

| | |
|------------|--------------|
| 実施責任担当課 | 地区担当、まちづくり各課 |
| マニュアル更新担当課 | 地域まちづくり課 |

活動のあらまし

復興まちづくり計画に基づいて、事業計画を作成する。

復興まちづくり事業の実施段階においても、復興まちづくり協議会と連携して、広報や計画説明会を開催し、情報公開に努め、区民の十分な理解を得るように努める。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|----------------|
| 発災から 6か月以内 | 復興事業計画を作成する |
| 6か月前後 | 計画の周知と、財政措置を行う |
| 6か月以降 | 復興事業を推進する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の復興事業

◆（市街地整備の適用状況）阪神・淡路大震災の兵庫県下の震災復興市街地整備事業 71 地区に関する調査によれば、事業別の特性は以下のとおりで面的整備には重点投資が必要となることわかる。（地区には重複適用あり）

- ・市街地再開発事業：30 地区（内震災関連 6）、以前から再開発の動きがあった地区が多い。規模 0.3～20.1ha/平均 2.1ha、平均事業費 156.3 億円/ha

- ・土地区画整理事業：13 地区、一部戦災復興区画整理済みの区域が含まれた。規模 0.5～87.8ha/平均 19.7ha、平均事業費 17.7 億円/ha

- ・住宅地区改良事業：8 地区、規模 0.8～4.5ha/平均 2.7ha、平均事業費 43.3 億円/ha

- ・密集住宅市街地整備促進事業：20 地区、規模 5.2～59.6ha/平均 20.1ha、平均事業費 0.8 億円/ha

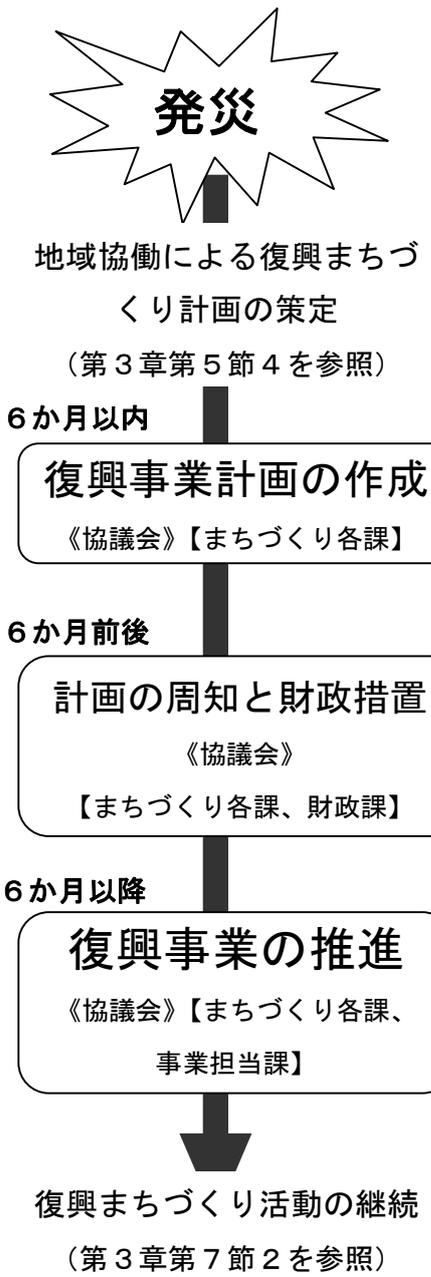
その他、住宅市街地総合整備事業 15 地区、優良建築物等整備事業 167 箇所も重なって指定された。

（兵庫県③）

◆（先行買収と事業用種地）震災による課税特別措置として3月の決定以後、土地区画整理事業区域内では以後の土地の先行取得に5,000万円特別控除が適用され、復興事業推進上有効であった。震災を機に商業者が廃業したり、高齢者が地区外の親族に同居したり、複雑な権利関係の清算のため資産を換金するなど、被災者に多様な選択を与えた。

再開発や地区改良で戸建て住宅や店舗を希望する権利者や、密集事業で道路拡幅により従前規模の再建が困難になる権利者については、代替地を斡旋する必要があった。平成7～11年度には被災市町村において行政が土地等を買取る場合、復興事業の代替地と見なして土地譲渡所得の2,000万円控除の課税特例が設けられた。（内閣府①）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|----------------|---|
| (1) 復興事業計画の作成 | ① 関係地権者等と協議、検討を行い、各地区における復興計画を作成する。 【区】 ② 各地区の復興計画をまとめるとともに、事業の優先順位を定める。【区】 ③ 事業計画について説明を受け、事業の円滑な実施に向けて地域の立場からアドバイスを行う。【地域】 |
| (2) 計画の周知と財政措置 | ① 広報の発行、説明会開催等を行い、地域への周知と理解を得る。【区】 ② 財政措置など事業に係る手続きを行う。【区】 ③ 計画の周知等にあたって協力する。 【地域】 |
| (3) 復興事業の推進 | ① 定期的な広報・説明会等を行い、事業の進捗の周知を行う。【区】 ② 関係地権者等との協議等を行いながら事業を進める。【区】 ③ 計画の推進過程において、地元要望等を伝え、事業の円滑な遂行を支援する。【地域】 |

| |
|--------------|
| 留意事項 |
| |
| 今後の課題 |
| |

| |
|--------------|
| 必要な物品 |
| |

※資料編 P 資 138～140 参照

2 復興まちづくり活動の継続

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 地区担当 |
| マニュアル更新担当課 | 都市計画課 |

活動のあらまし

復興まちづくり事業への住民参加を進める。地域のルールづくり、住民参加の施設管理等を復興まちづくり協議会で取り組む。

区民からの自発的なまちづくり活動を育成する。特に、コミュニティ再生や高齢者等の分野に関する様々な復興まちづくり活動を促進する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------|
| 発災から 6か月前後 | 地域や街並みに関するルールづくり |
| 6か月以降 | 住民参加の施設づくりなどを行う |
| 6か月以降 | 復興まちづくり活動を継続する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：計画提案後の復興まちづくり活動

神戸市では「復興まちづくり支援事業」を創設し地域の活動を支援した。

◆（松本地区まちづくり協議会）まちづくり協議会を自治会の活動と重ねて花と子どもをキーワードに進めている。平成13年9月、土地区画整理事業で生まれた17m道路の歩道に「せせらぎ」が完成した。幅は60～150cmの浅い水路で、完成後、清掃を月2回行っている。1回約100人の人手が必要であるが、せせらぎを通じて地元活動にリズムができた。

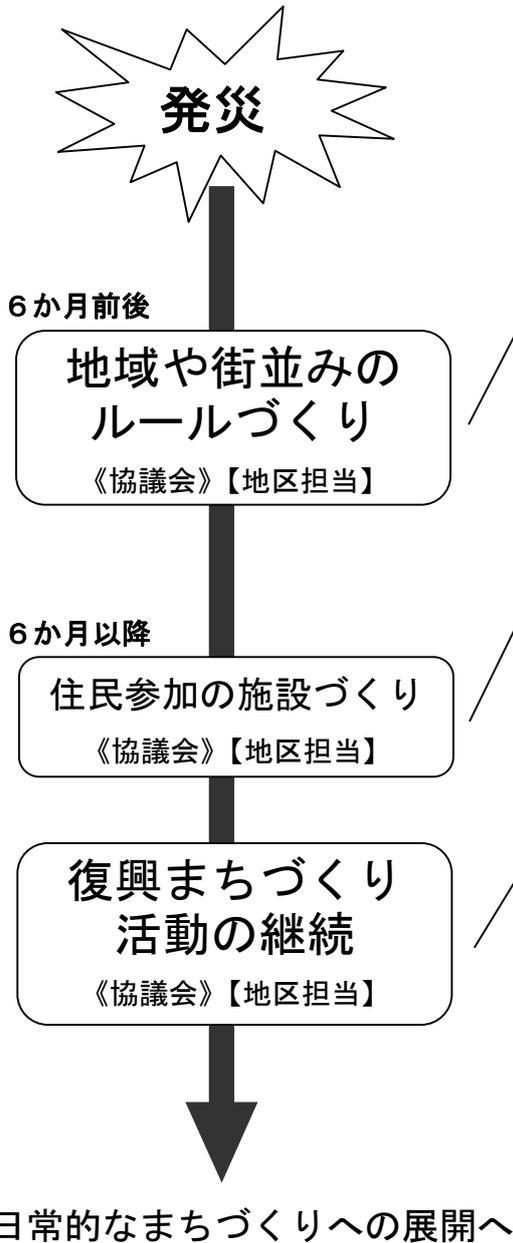
平成15年6月、住民ワークショップをもとに計画した「松本うめ公園」が完成した。京都の北野天満宮から紅白の梅をいただき、築山、あずまや、芝生広場、多目的遊具等を整備し、西側に「松本まちづくり会館」もつくった。苗木を小学校で大きくしてせせらぎ道に持っていく。（兵庫県②）

◆（深江地区まちづくり協議会）震災以降は、住宅再建の相談に追われた。翌年になると「まちづくり

に緑を取り入れていこう」という声が出て、早速緑化調査を数回行った。まず、深江駅前の花壇に着手、神戸市が確保していた土地を10坪ほどを借りた。これがきっかけになって、「深江地区を花と緑の町にしよう」というのがテーマになった。その後近所で同じ種類の花や木を育てるなどして、良いコミュニケーションが取れるようになりました。今後は松並木でつくる和風の道を周囲に作ることを地域の目標にしています。（兵庫県②）

◆（新長田駅北・東部地区）複数の協議会が集まって組織を作り、「シューズギャラリー構想」や「アジアギャラリー構想」を提案、実現した。また、全体の協議会が参加する「いえなみ委員会」ができて、「屋根は道路側に傾斜させる」「塀は作らない」など、下町の雰囲気壊さず洗練された家並みを目指す「いえなみ基準」を自主運用し、地区全体の秩序をつくり出すに至った。（兵庫県②）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 |
|---|
| <p>(1) 地域や街並みのルールづくり</p> <p>① 地域における街並みのルールを検討する。【地域】</p> <p>② 地域の話合いを受けて、必要に応じ、地区計画等を導入する。【区】</p> |
| <p>(2) 住民参加の施設づくり</p> <p>① 公園やコミュニティ施設等地域に身近な施設の計画づくりに、ワークショップ等による住民参加の施設づくりを進める。【地域】</p> <p>② 地域の提案を取り入れた施設づくりを行う。【区】</p> <p>③ 公園やコミュニティ施設等の維持清掃等を地域主体で行う。【地域】</p> |
| <p>(3) 復興まちづくり活動の継続</p> <p>① 様々なテーマ型まちづくり活動を企画したり支援する。【地域】</p> <p>② 区民の自発的な復興まちづくり活動を支援する。【区】</p> |

| 留意事項 |
|---|
| <p>今後の課題</p> <p>○ 復興まちづくり活動継続のための区の支援メニューを検討しておく。</p> |

| 必要な物品 |
|----------|
| <p> </p> |

第3章 第8節

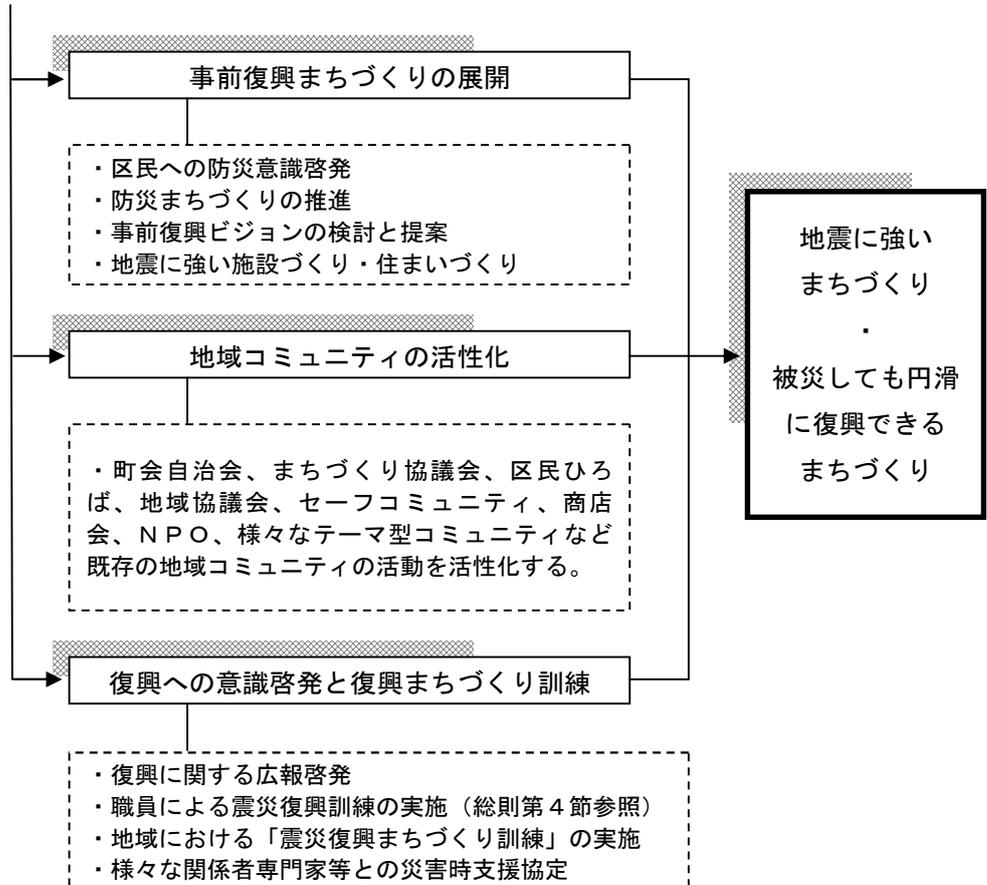
事前まちづくりと復興への準備

最大の復興対策は、被害を出さないことであり、その意味でも日常的な防災まちづくりを展開しておくことが望まれる。被災した場合でも、地域が丸となり復興にあたっていくためには、日常の地域のつながりが重要である。また、どのような手順でどんな街にするか、事前に理解されていれば、震災の影響は最小限にできる。

ここではそのための留意すべき事項を整理する。

発災前

震災復興マニュアルの作成



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 事前復興まちづくりの展開

| | |
|------------|---------------------|
| 実施責任担当課 | 都市計画課、地域まちづくり課、関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 地域まちづくり課 |

活動のあらまし

震災が発生する前に、地震に強い・被害が出にくい市街地をつくっておくことが最も基本的な事前復興対策となる。この観点から区民の防災意識の啓発と災害に強いまちづくりを進める。居住環境整備事業や地区計画などを活用して、市街地の改善を進めるとともに、個人住宅の耐震化を促進する。

事前に震災で被災した場合の「事前復興ビジョン」を検討し、都市計画マスタープランに記載し区民に提案する。

プロセスのポイント

| | |
|-----|------------------------|
| 発災前 | 地震に関する地域危険度など区民の防災意識啓発 |
| | 特定地区等での地震に強いまちづくりを推進する |
| | 事前復興ビジョンを検討し提案する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：事前のまちづくりと復興活動

震災前にまち協があった例では神戸市真野・野田北部が有名であるが、他の地区でも迅速であった。

◆（神戸市新開地まちづくり協議会）神戸市の繁華街新開地は衰退に危機感を持った地元の商店主たちは、昭和60年代に「新開地周辺地区まちづくり協議会」を結成、再生の活動を始めた。アーケードから緑のモールの整備をまず行い、次は再開発の計画などを話し合っていた。ところが平成7年阪神・淡路大震災で、地区の7割強が全半壊した。

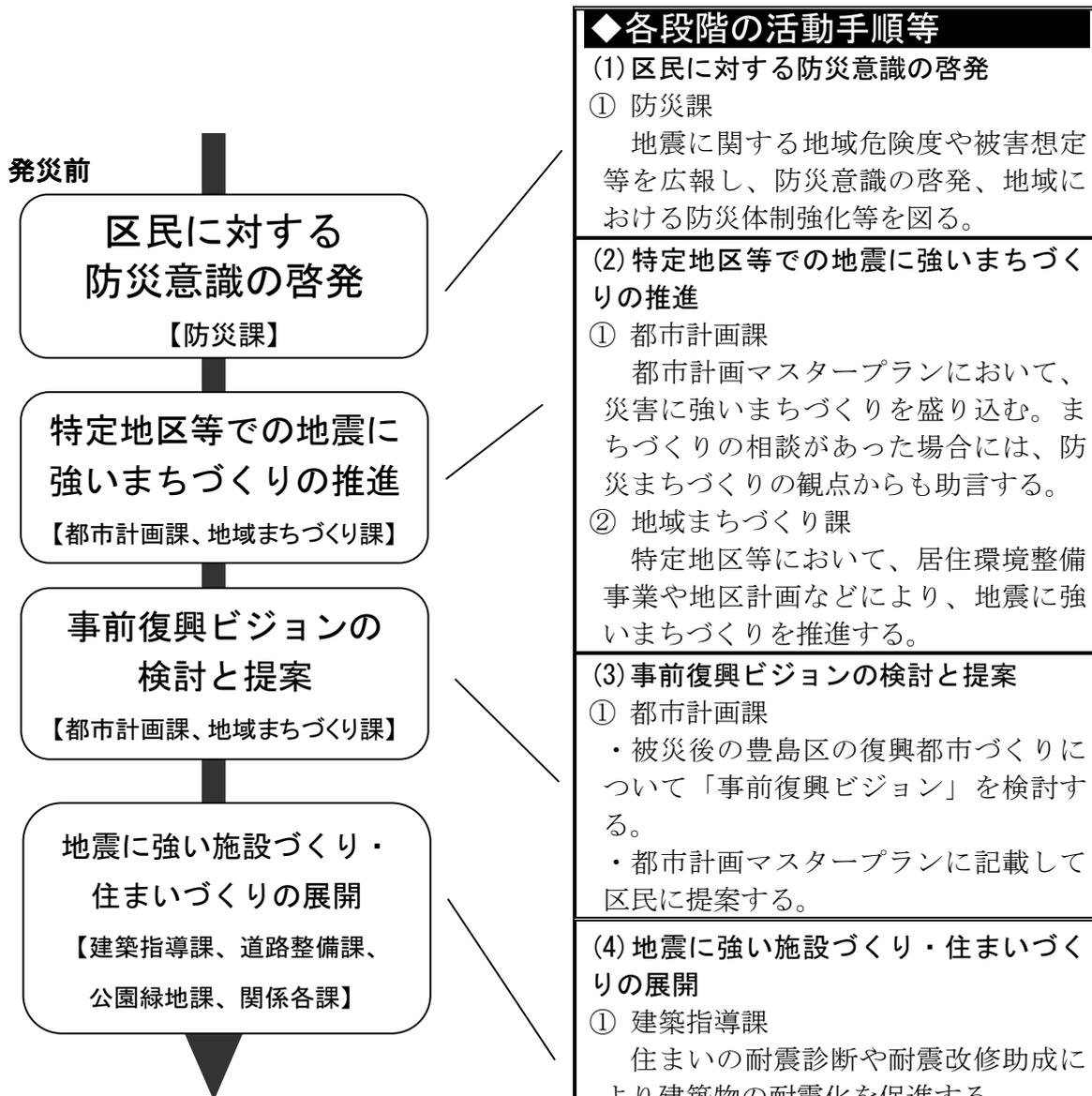
地震から5日後、まちづくり協議会役員会が救援テント小屋で行われ、「復興で、目指すまちづくりを実現させること」をみんなで確認した。

2か月で地区のマスタープランをまとめ神戸市に提出。倒壊アーケードの再生や再開発の動きを一気に加速させた。その中で効果を発揮したのが「まちなみデザイン誘導制度」で、長年空地となっていた

いくつかの箇所でもこれに即して開発された場所は10ヶ所にも及んだ。平成11年にはまちづくり会館を購入。新組織「新開地まちづくりNPO」を同時に設立した。このNPOはタウンマネジメントを展開し、実績を上げている。

◆（神戸市味泥地区復興委員会）は、復興都市計画事業の対象でない一般的地区であるが、震災前に「味泥まちづくり委員会」ができ、歴史や自然の再生に注目したシンボル事業やイベントを中心に活動をしてきた。震災後1か月弱で最初の「味泥復興委員会」が開かれた。復興委員会では、被害建物の診断相談会を実施、接道不備敷地が多いため、地区毎に「住宅再建懇談会・相談会」を重ねて、隣地権利者間の調整を行った。その取り組みの縁延長上で共同建替が2街区で実現した。（復興まちづくり支援ネットワークHP）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|--------------------------|--|
| (1) 区民に対する防災意識の啓発 | ① 防災課 地震に関する地域危険度や被害想定等を広報し、防災意識の啓発、地域における防災体制強化等を図る。 |
| (2) 特定地区等での地震に強いまちづくりの推進 | ① 都市計画課 都市計画マスタープランにおいて、災害に強いまちづくりを盛り込む。まちづくりの相談があった場合には、防災まちづくりの観点からも助言する。 ② 地域まちづくり課 特定地区等において、居住環境整備事業や地区計画などにより、地震に強いまちづくりを推進する。 |
| (3) 事前復興ビジョンの検討と提案 | ① 都市計画課 ・被災後の豊島区の復興都市づくりについて「事前復興ビジョン」を検討する。 ・都市計画マスタープランに記載して区民に提案する。 |
| (4) 地震に強い施設づくり・住まいづくりの展開 | ① 建築指導課 住まいの耐震診断や耐震改修助成により建築物の耐震化を促進する。 ② 道路整備課 地区防災道路等になる都市計画道路、生活幹線道路等を整備する。 ③ 公園緑地課、その他各種施設関連 公的施設の耐震化とともに災害時を想定した防災や復興に役立つ施設づくりや緑化等に取り組む。 |

被害を出さないまちづくりの実現へ

| 留意事項 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時から地震災害を防ぐための防災意識啓発やまちづくり活動に区民の理解を得る。 ○ 耐震診断や耐震改修に関する助成事業の充実を図るとともに、住まいの耐震に関する意識啓発を行う。 |
| 今後の課題 |
| |

| 必要な物品 | |
|--------------|--------------------------|
| ・都市計画マスタープラン | <input type="checkbox"/> |
| ・まちづくり推進条例 | <input type="checkbox"/> |

※資料編 P 資 141～145 参照

2 地域コミュニティの活性化

| | |
|------------|--------------|
| 実施責任担当課 | 区民活動推進課、関係各課 |
| マニュアル更新担当課 | 区民活動推進課 |

活動のあらまし

都市においてはコミュニティ意識が希薄化しがちであるが、震災時の応急期や復興にあたっては隣近所の助け合いなど「共助」が重要になる。

このため既存コミュニティの活性化や新たなコミュニティ活動を支援する。具体的には、平常時の町会自治会、区民防災組織、地域会議、区民ひろば運営協議会、まちづくり協議会、商店会、PTA活動、地域づくりを支援するNPOなど震災時に機能するコミュニティ活動を支援する。

プロセスのポイント

| | |
|-----|------------------|
| 発災前 | 地域コミュニティの活動状況の把握 |
| | 地域コミュニティの活性化を展開 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：地域での助け合い

地震前の地域の結束が、震災後に大きい効果があるのはよく知られている。平成7年阪神・淡路大震災でも震源地に近い北淡町豊島地区では、全半壊建物が8割と甚大な被害であったにもかかわらず、近隣同士で救助活動が迅速に行われ、さらに地元消防団の活躍により行方不明者の捜索が地震当日の夕方には終了した。漁村集落で集落のほとんどが知り合いであったためである。

◆（新潟県柏崎市北（きた）条地区）平成16年10月の中越地震で、新潟県柏崎市の中山間地北条地区（1,000世帯）は大被害を受けた。このときは防災組織がなく、地区内の町内会でも炊き出しをする人もなく、安否確認すらできなかった。

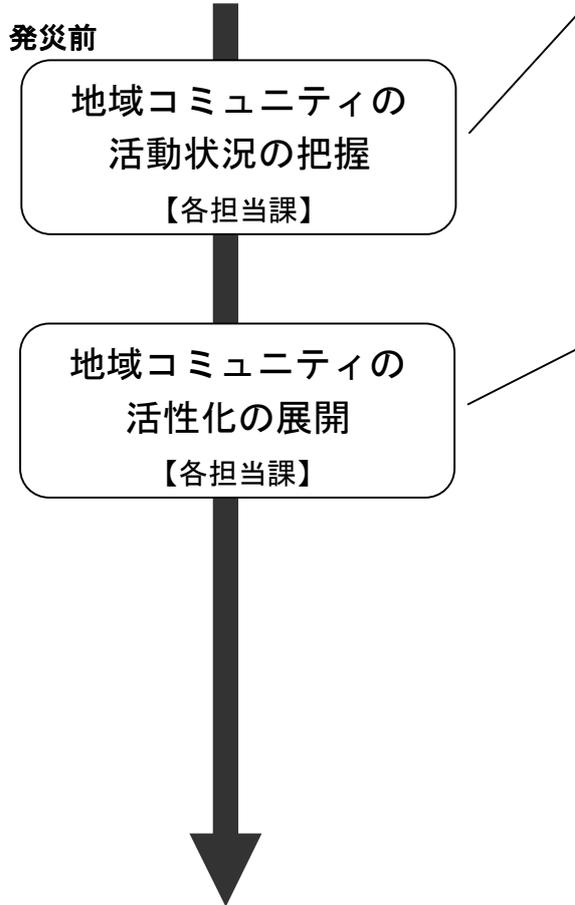
平成18年度になって地区のコミュニティ振興協議会では、6つの対策に取り組んだ。防災組織の整備、災害時要援護者台帳と防災福祉マップづくり（ご近所の情報も入れて町内・市・地区で保管）、

10月の定例防災訓練、コミュニティで惣菜屋「暖暖（だんだん）」の開設（最初は宅配だったが後のコミュニティビジネスで店舗開設）、避難道路の新設、町内会の無線ネットワーク化などである。

3年後、平成19年7月に再び「中越沖地震」が発生した。1時間後に災害対策本部を設置、2時間後には町内の情報を集約し市と連絡した。安否確認や誘導も極めてスムーズになされた。3日後から「暖暖」によって炊き出しが始まった。さらに町内パトロール、通院介助、家屋の片付け等も無料で実施した。

平成20年2月には震災復興イベント「スノーフェスタ in 北条」を実施。越後広田駅に1万2千個のイルミネーションを点灯した。その他、音楽祭、運動会のイベント、特産品の開発など地域住民が一緒に作業できる場をつくり、交流を深めている。（中越沖①）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



震災が生じても地域の力で助け合う
コミュニティづくりへ

◆各段階の活動手順等

(1) 地域コミュニティの活動状況の把握

- ① 町会、自治会等の既存コミュニティを始めテーマ型の各種区民団体、NPO等を、地区単位等で整理しておく。
- ② 日常的に新しい区民等が参加しやすい情報を発信する。（区広報、ホームページの活用等）

(2) 地域コミュニティの活性化の展開

- ① 区民活動推進課
町会、自治会等の既存コミュニティの活性化策を検討する。
- ② 地域まちづくり課
特定地区のまちづくり協議会の活動を支援する。
- ③ 生活産業課
商店会の活動を支援し活性化を図る。
- ④ 防災課
区民防災組織の活動を強化する。
- ⑤ 都市計画課
地域のまちづくり活動やテーマ型まちづくりを支援する。
- ⑥ 地域区民ひろば課
各区民ひろばの活性化を通じて、地域での交流を増進する。

留意事項

- 平常時のコミュニティ組織は、地域協働復興の主役となる復興まちづくり協議会の母体になる可能性があることに留意する。このため、コミュニティ組織に地域協働復興の仕組みを理解してもらうよう工夫する。
- 様々なコミュニティに精通するキーパーソンと日常的に交流を深め、復興時の地域リーダー探しに役立てること。

今後の課題

- 様々なコミュニティ活動に新しい人が気軽に参加できるような仕組みをつくること。

必要な物品

- ・各コミュニティのリスト、活動状況 □

3 復興への意識啓発と復興まちづくり訓練

| | |
|------------|--------------------|
| 実施責任担当課 | 地域まちづくり課、都市計画課、防災課 |
| マニュアル更新担当課 | 地域まちづくり課、都市計画課、防災課 |

活動のあらまし

迅速な復興を展開するため、震災前から区民と職員が協働して、震災復興まちづくりに関する訓練を行う。訓練においては、被害イメージづくりと被害調査、時限的市街地の確保、復興まちづくり方針の検討、その他様々な復興課題の解決などに関する訓練を行う。

その地区の復興の進め方案など復興まちづくり訓練の成果を震災復興マニュアルに反映するとともに、区民に対し復興に関するまちづくり意識の啓発に努める。

プロセスのポイント

| | |
|-----|----------------|
| 発災前 | 復興に関する広報・啓発活動 |
| | 震災復興まちづくり訓練の実施 |
| | 訓練成果の反映 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：◆東京から始まった「震災復興まちづくり訓練」

平成7年阪神・淡路大震災の教訓から、東京都は「事前復興対策」を開始、平成15年3月には「震災復興マニュアル（プロセス編）」を策定し、「地域復興組織」をつくって地域と行政が協働して、一時的な生活の場の確保や復興計画づくりを進めるという復興の進め方を打ち出した。

このため、行政・住民・専門家が一体となって、復興過程を仮想体験し、復興まちづくりや防災に必要な地域力を高める「震災復興まちづくり訓練」が開発された。

訓練は、平成15年の墨田区や練馬区を皮切りに30近い地区で実施されている。

通例は以下のように実施されており、地区特性や回数に応じた訓練プログラムが作成される。

- ①参加者：地域住民（地域リーダー、公募）、行政職員、専門家、大学研究者等1回あたり30～100名
- ②回数：通例は月1回ペース3～5回（2回の簡便

型訓練もある）

③方法：震災復興の時間的経過と手順に即してテーマを設定した連続ワークショップとして実施される。

④訓練例：1) 復興まちづくり訓練ガイダンス

2) 第1回：街を点検し災害のイメージをつくる

3) 第2回：地域にとどまって復興を進める

4) 第3回：まちの復興計画づくりを検討する

5) 第4回：このまちの復興の進め方をつくる

6) 訓練成果の地域報告会

訓練では、参加者が頭と体と手を使って話し合ったり体験するプログラムも多い。例えば、まち中を歩いて被害を受けそうな箇所や復興資源を探す、住宅模型を並べて被災後の暮らしを考える、被害を想定して復興計画案をつくるなど、楽しみながら学べる訓練プログラムになっている。

（首都大学東京「震災復興訓練の手引き」）

◆行動の手順（《 》内は地域、【 】内は区。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）

発災前

**復興に関する
広報・啓発活動**
【都市計画課、防災課】

**震災復興まちづ
くり訓練の実施**
《地域》【地域まちづくり課、
都市計画課、防災課】

訓練成果の反映
【各担当課】

◆各段階の活動手順等

(1)復興に関する広報・啓発活動

- ① 震災復興マニュアルに基づいて、区民に、復興の理念及び手順等を啓発する。【区】
- ② 本格的な復興訓練が難しい場合でも、講演会や研修会を実施し、復興訓練を模擬体験してもらう。

(2)震災復興まちづくり訓練の実施

- ① 地域リーダーに呼びかけて実行委員会を立ち上げ、大学・支援専門家等に協力を依頼する。(防災訓練、避難所運営訓練と連動した形で復興訓練を実施すると効果的である。)【区・地域】
各回の訓練テーマ、回数及びプログラムは、地域に則したものとする。
- ② 復興まちづくり方針等を職員が作成し、説明する訓練を組み込むと効果的である。【区】
- ③ 訓練の経過及び成果は、ホームページ及び回覧板等で広く周知する。【区】

(3)訓練成果の反映

- ① 訓練でまとめた震災復興の進め方、まちづくり方針、課題等の訓練成果は「事例集」にまとめ、復興マニュアルの資料編に収録する。【区】
- ② 訓練の中から、復興準備会の候補者リスト、復興手順など確認しておく。【地域】

円滑な復興まちづくりの展開

日常的なまちづくりや地域活動への反映へ

留意事項

- 災害危険度が高い地区について、住民防災組織や救援センター運営連絡会議、まちづくり協議会等に呼びかけて、重点的に実施する。
- 訓練にあたっては豊島区九土業連絡会など地元の専門家に声をかけて実施する。

今後の課題

- 復興訓練の企画、実施、成果報告に係る費用を確保する。

必要な物品

- ・震災復興マニュアルのパンフレット
- ・震災復興まちづくり訓練の案内DVD
- ・震災復興まちづくり訓練プログラム案
- ・支援専門家との協定等

※資料編 P 資 146～151 参照

第2編 都市・住宅復興編

第4章 住宅の復興

第4章 第1節

被害状況の把握

被災者の自力再建を支援し、着実な住宅復興を促進することにより、早期に被災者の生活の安定を図るため、住宅の被害状況を的確に把握する。

1 住宅の被害状況の把握

| | |
|------------|--------|
| 実施責任担当課 | 災害対策本部 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課 |

活動のあらまし

被災直後に、応急的な住宅（一時提供住宅・応急仮設住宅）と恒久的な住宅の必要量の概算や、区の住宅復興計画の策定等に必要となる公共住宅・民間住宅の被害状況の把握・分析を行う。

これに基づき、大規模応急仮設住宅の必要戸数を東京都に申請する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|--------------------------------------|
| 発災から 1週間以内 | 家屋被害概況等の把握・分析を行う |
| 1か月以内 | 家屋被害状況調査等の把握・分析を行い、応急修理実施（予定）戸数を把握する |
| 1か月程度 | 全体必要量（応急的な住宅と恒久的な住宅の必要戸数）を算出し、都に報告する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の被災住戸数の把握

◆被害状況の調査は、被災者については世帯単位であり、建物については棟数単位が通例で、住宅戸数に関する調査は一般には行われていない。このことが阪神・淡路大震災では応急仮設住宅やその後の供給必要戸数を巡る混乱の原因となった。

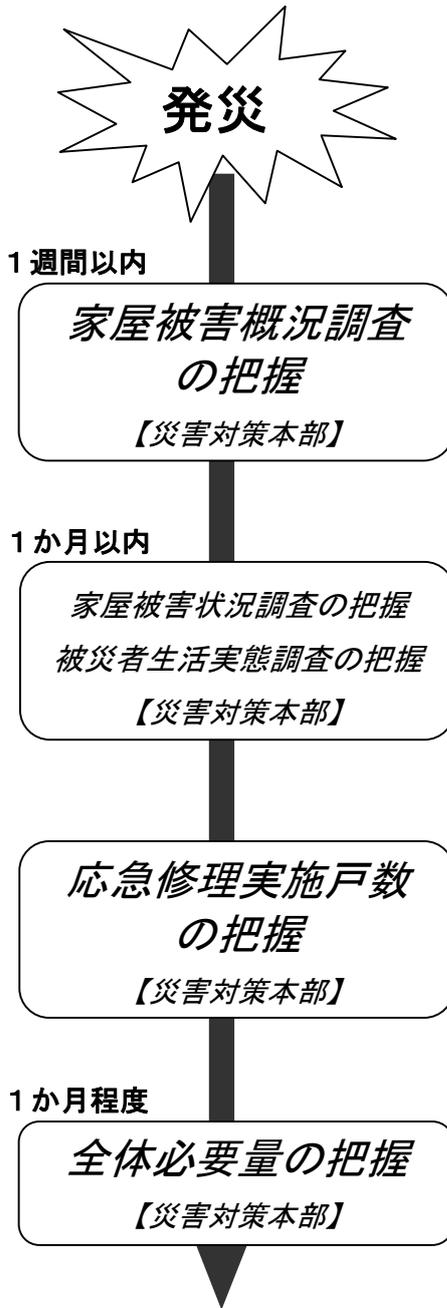
住宅復興計画を立案するためには建築主体別住宅形態別に被害戸数を整理し、住宅復興需要を推計することが必要である。しかし、都市計画等の基礎になる棟数の被害、災害救助法の適用や生活再建支援に必要な被災世帯や人口については迅速な調査が行われるが、住宅計画の基礎になる戸数について、これまで精確な把握はなかなかされていなかった。

◆阪神・淡路大震災では、被災後2週間目から約10日間にわたって日本都市計画学会と日本建築学会が被災地の建物被害の悉皆調査を実施した。この

調査を、都市住宅学会が住宅案内地図に転記し、その地図から集合住宅の戸数等を読み取り推計して、4月になってようやく住宅被害の全貌が把握された。その結果、復興3ヶ年計画で12.5万戸（持ち家46千戸、借家系79千戸）の数字が用いられるようになった。それまで行政でも概数で把握されたものしかなく、不安視されていたとのことである。

震災で失われた住宅戸数の把握については、その後も様々な検証が続けられ、96年3月には被災者が市町に出した公費解体処理申請書（棟数単位）を兵庫県が再調査し、戸数単位に集計した結果が公表された。この集計によると、住宅解体戸数は136,730戸とされている。（兵庫県①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 家屋被害概況調査の把握
 ① 被害概況調査を分析し、被害を把握する。
 ② 区営住宅等の被災度区分判定結果を分析し、被害を把握する。
 ③ 東京都に報告する。
 ※第4章第1節2 区営住宅等の被災度区分判定の実施

(2) 家屋被害状況調査の把握、被災者生活実態調査の把握
 ① 家屋被害状況調査及び被災者生活実態調査をもとに、住宅復興計画の策定等に必要な情報（家屋被害の詳細等）の把握・分析を行う。
 ② 東京都に報告する。
 ※第1章第1節 被害状況と復興需要の把握

(3) 応急修理実施戸数の把握
 ① 家屋被害状況調査及び被災者生活実態調査を分析し、応急修理を実施することで居住が可能になる戸数を想定する。
 ※第4章第2節 被災住宅の応急修理

(4) 応急的な住宅と恒久的な住宅の必要戸数の把握
 ① これまでの分析をもとに、応急的な住宅（一時提供住宅及び応急仮設住宅）の必要量を算出する。
 ※第4章第2節2 一時提供住宅の確保
 ※第4章第2節3 応急仮設住宅の確保
 ② 恒久的な住宅について、区営住宅等の供給可能戸数を算出する。

留意事項

- 住宅の供給については、応急修理や一時提供住宅等の施策を中心に検討し、可能な限り仮設住宅建設の戸数を減らすよう留意すること。
- 各種被害情報が職員間で共有できるよう、データベースの構築を進めておくこと。
- 豊島区として、応急的な住宅の供給ビジョン（応急仮設住宅中心、あるいは一時提供住宅中心）を明確にしておくこと。
- 最終的な応急修理戸数や全体必要量は、東京都が算出するものと整合を図ること。

今後の課題

必要な物品

- ・被害概況調査（地図・調査票）
- ・被害状況調査（地図・調査票）
- ・家屋被害台帳（電子データ）
- ・被災者実態調査データ

※資料編 P 資 152～153 参照

2 区営住宅等の被災度区分判定の実施

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 住宅課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課 |

活動のあらまし

区営住宅、高齢者住宅、従前居住者住宅については、その速やかな復旧に向け、被災した建物について、建替えか補修かを判断するため、被災度区分判定の実施により施設の損傷の程度や状況を的確に把握する。

都営住宅等については都・公社が判定を実施する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------|
| 発災から 1週間程度 | 被災度区分判定の実施体制を整える |
| 1週間以降 | 被災度区分判定を実施する |
| 終了後 | 判定後、結果を集約し、都に報告する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の公共施設復旧の対応

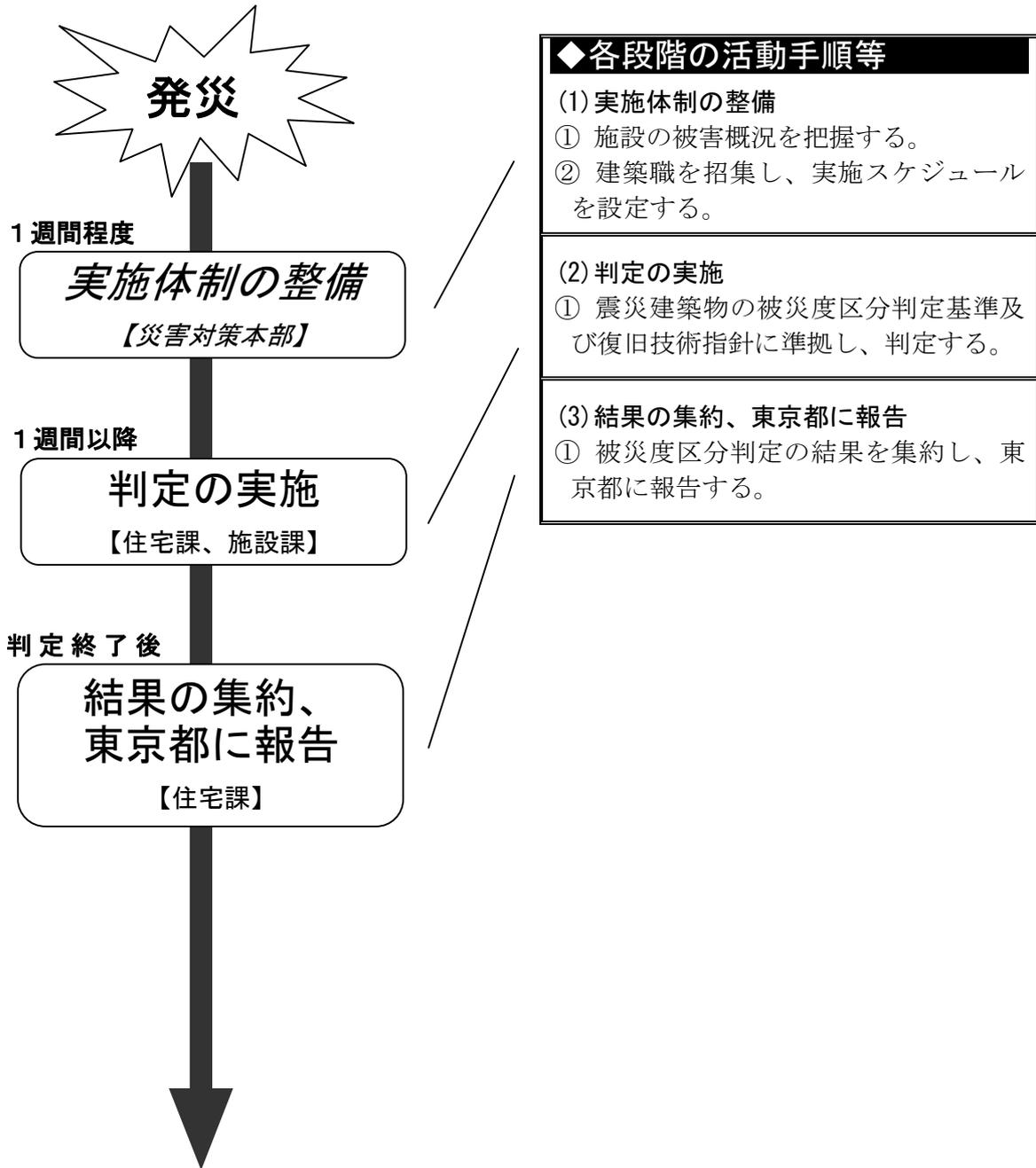
行政が所有している施設についても、被害状況調査、応急危険度判定調査を急ぐとともに建て替えるかどうか「被災度区分判定調査」が必要になる。阪神・淡路大震災の事例を見てみよう。

◆（兵庫県）1月19日県立学校の一次危険度判定調査を、引き続いて1月24日に県営住宅等の被災状況調査を開始した。当初は50人程度で調査を開始し、順次増員した。調査により判明した被害の甚大な高層住宅等については、（財）日本建築総合試験所などによる建物の構造診断と緊急補修を実施した。被害状況調査の結果、県立学校174校中、152校に被害、うち改築が必要な学校は11校、市町立学校1,835校のうち、944校に被害うち大規模な被害は69校、改築が必要な学校は43校が判明した。県営住宅で、建て替えを要する被害は4団地201戸、補修を要するものは168団地25,309戸であった。

◆（神戸市）震災の翌日から3日間、教育委員会事務局職員が2人1組になって、被害が些少であった北区・西区を除く全神戸市立学校園の被害状況などを調査し、危険校舎等への立入禁止を指導した。

1月19日から約2週間、2次災害の防止と施設の使用可否の判断を行うことを目的に、住宅局営繕部と教育委員会が共同で、旧市街地内の223校園の被害箇所の調査を行った。結果、21校園27棟の校舎を建て替える方針を固めた。そのうち、放置すると倒壊等の危険があり2次災害を起こす恐れのある校舎は緊急に解体する必要がある。15学園・16棟について3月末までに解体を完了した。残る校舎の解体は、後日文部省の派遣する構造判定専門家による国庫補助金の査定の前段の全・半壊等の診断調査（3月3日～10日実施）の結果をもとに、学校施設の復興計画を進めていく中で行うことにした。（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

- 被災度区分判定は、基本的には建築所有者や管理者が、建築構造技術者に依頼し実施するものである。区民には、民間住宅の被災度区分判定実施機関の紹介を検討する。
- 被災度区分判定に係る調査班職員の事前養成方法を検討すること。

今後の課題

- 借上げ公営住宅のオーナーに対する支援対策を検討する必要がある。

必要な物品

- ・ 住宅施設所在地リスト
- ・ 設計図面
- ・ 各施設の被災概況データ
- ・ デジカメ
- ・ 筆記具
- ・ 調査器具

※資料編 P 資 154 参照

3 応急危険度判定の実施

| | |
|------------|-------------------------|
| 実施責任担当課 | 建築指導課、建築審査課、道路管理課、道路整備課 |
| マニュアル更新担当課 | 建築指導課、道路管理課 |

活動のあらまし

被災直後において、余震等による二次被害を防止するため、被災した住宅・宅地、道路等について倒壊や崩落などの危険性を迅速に調査・判定し、調査結果（危険度ランク別ステッカー）を建物等に掲示する。

プロセスのポイント

| | |
|-------------|--------------------|
| 発災から 1日目 | 「応急危険度判定実施本部」を設置する |
| 1週間以内 | 判定員を招集し、被災地に派遣する |
| 2週間以内 | 住宅・宅地の危険度判定を実施する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：応急危険度判定の事例

阪神・淡路大震災では、国、公団、周辺都府県等から派遣された建築技術者により、被災建築物の応急危険度判定が実施された。説明やPRの不足もあり、住宅所有者との間にトラブルも発生した。

◆（阪神・淡路大震災）翌日から被災建築物の応急危険度判定に取りかかった。最初の5日間は安全チェック（一次判定）とし、用途、規模は特定しないで明らかに危険な建築物に「使用禁止」札を貼った。約1,400人が従事し神戸市を中心に2,825棟になった。続いて1月23日～2月9日に被災度チェック（二次判定）として、県、市、住都市公団、35都道府県職員5,068人を動員、全共同住宅及び長屋を中心に概観を目視調査し、その結果を赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」を貼った。結果、調査総数46,610棟、「危険」6,476棟、「要注意」9,302棟、「調査済」30,832棟であった。被災宅地の危険

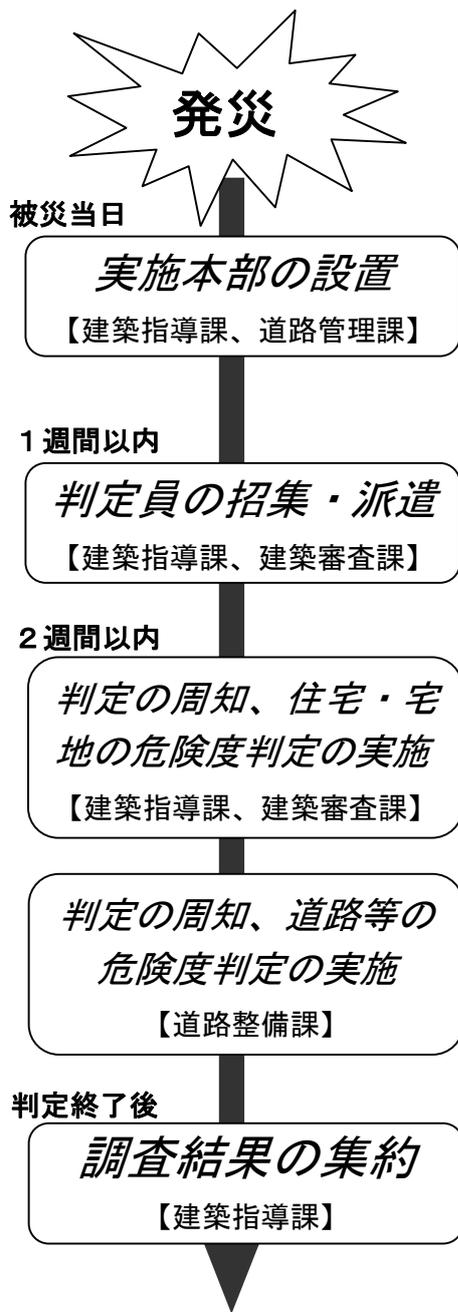
度判定も実施した。

神戸市では判定の対象外の個人住宅については、建築士等の民間ボランティアの協力を得て、市民からの相談に応じることとした。1月24日～2月10日、登録253人、延べ2,540人が従事した。

阪神・淡路大震災後、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」が設立され「応急危険度判定士」の養成、登録が始まった。（内閣府①）

◆（中越地震）平成16年の新潟県中越地震では、その教訓が生かされた。地震翌24日小千谷市に県職員の判定士を先遣隊で派遣、同日県内や関係団体に、23日からは山形県など県外に派遣を依頼し25都道府県から応援があった。18日間で約3,800人（県内817人、県外3,004人、民間337人）の判定士が、36,143棟を診断、危険赤14.5%、要注意黄30.8%、緑調査済54.7%であった。（中越①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 実施本部の設置

- ① 区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、「応急危険度判定実施本部」を設置する。

(2) 判定の招集・派遣

- ① 豊島区応急危険度判定ネットワークに支援要請を行うとともに、判定員の資格を持つ区職員を招集する。
- ② 都の防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員を要請する。
- ③ 家屋被害概況調査を分析し、応急危険度判定員を被災地に派遣する。

(3) 判定の周知、住宅・宅地の危険度判定の実施

- ① 広報等により、被災者に対し応急危険度判定の目的について周知を図る。
- ② (住宅) 都市整備部作成の応急危険度判定班実施マニュアル及び被災建築物応急危険度判定業務マニュアルを参考に実施する。
- ③ (宅地) 危険度の高い箇所について事前にまとめたリストをもとに、被災宅地応急危険度判定連絡協議会の被災宅地危険度判定士危険度判定ファイルを使用し調査を実施する。
- ④ 被災建築物を危険度ランク別にステッカーで分類し、建築物等に掲示する。

(4) 判定の周知、道路等の危険度判定の実施

- ① 危険度の高い箇所について、通行・立ち入り禁止の措置をとる。

(5) 調査結果の集約

- ① 住宅・宅地の調査結果をとりまとめ、震災復興本部に報告するとともに、防災課に設置されている東京都DIS端末を使用して、都に報告する。
- ② 調査結果をデータベースに入力する。

留意事項

- 被災度区分判定との目的・調査方法の違いに留意する。
- 各判定業務について、資格者（特に区職員）の人員確保の計画を事前に策定する。
- リ災証明書発行のための調査については、別途、住家の公的被害認定調査（家屋被害状況調査）として実施する。
- 危険箇所リスト等を別資料として作成する。
- 応急危険度判定実施本部の中に、宅地応急危険度判定の班を設ける。

今後の課題

- 応急危険度判定員の宿泊施設の提供について検討する必要がある。
- 応急危険度判定の訓練を定期的に行う必要がある。

必要な物品

- ・被害概況調査（地図・調査票）
- ・家屋被害台帳（電子データ）
- ・判定員リスト
- ・デジカメ
- ・判定器具一式（ステッカーなど）
- ・判定員手帳
- ・マニュアル

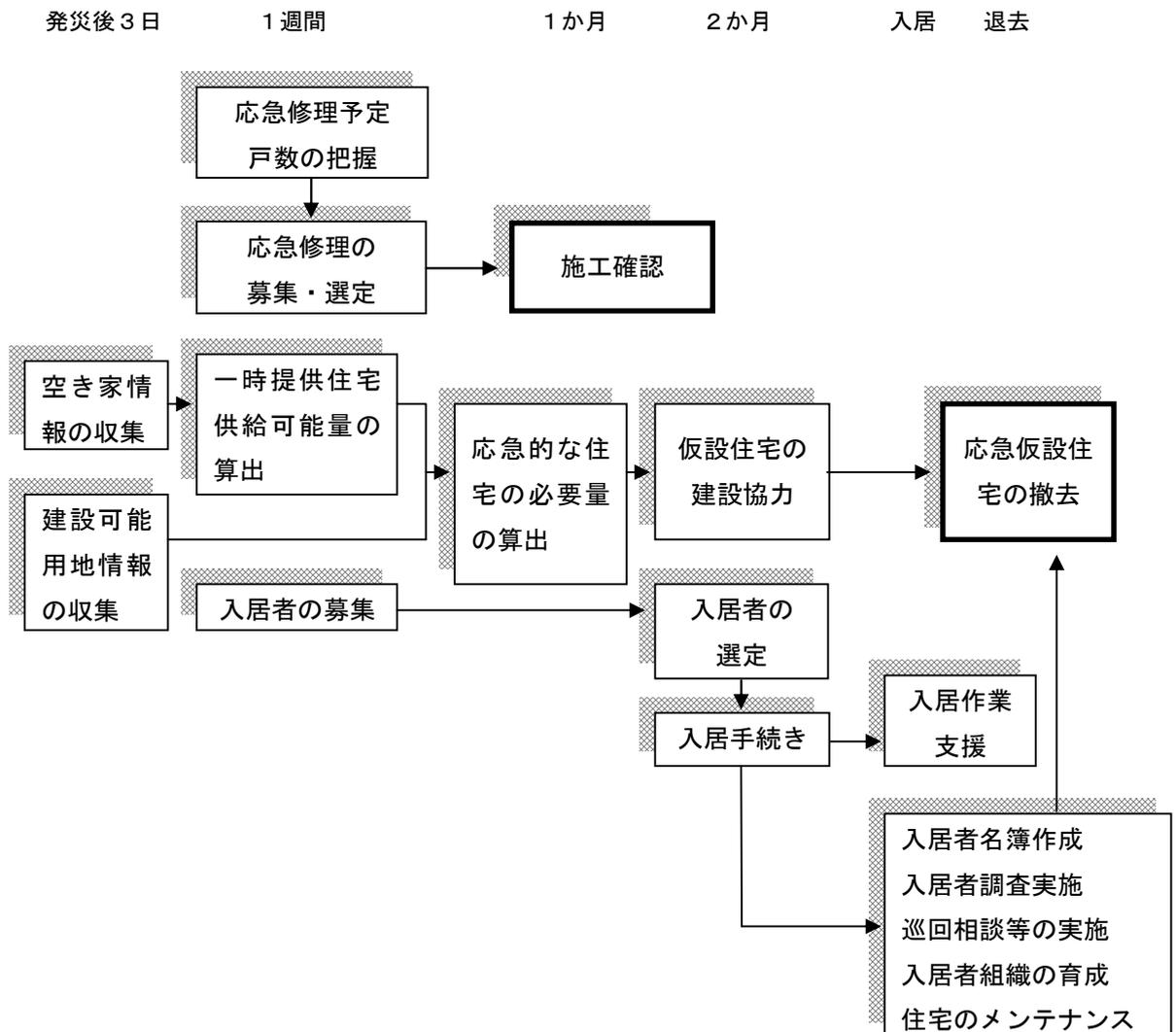
第4章 第2節

応急的な住宅の確保

避難所生活を早期に解消して、一日も早い生活復興に向けての足がかりとするため、被災住宅の応急修理及び一時提供住宅・応急仮設住宅の供給を行う。

半焼・半壊の住宅については、地域での居住継続を確保するとともに、がれきの一時的な大量発生を抑制するため、可能な限り応急修理・補修で対応する。

全焼・全壊住宅の居住者のうち自己の資力で住宅を確保できない者については、応急的な住宅（一時提供住宅・応急仮設住宅）を供給する。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠は最終作業項目。

1 被災住宅の応急修理

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 建築指導課、建築審査課 |
| マニュアル更新担当課 | 建築指導課、建築審査課 |

活動のあらまし

震災によって半焼・半壊した自力での修理が困難な民間住宅のうち、継続して利用が可能な住宅に対し、居住に必要な最小限の応急修理を東京都と連携して行う。応急修理の募集・選定は区が行い、業者との契約は都が行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------|
| 発災から 1週間以降 | 応急修理実施予定戸数を算出する |
| 1週間以降 | 応急修理の募集・選定をする |
| 1か月まで | 都の依頼を受け、施工を確認する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の「応急修理」

災害救助法による被災住宅の補修費助成の広報は、阪神・淡路大震災では公費解体受付の後となった。

◆（神戸市）1月下旬から実施について検討したが、余震が続いていて、全壊半壊の認定ができていない、業者手配が難しいという理由でしばらく見合わせた。

2月下旬、実施準備を始めた。3月3日神戸市建築協力会に協力依頼、13日に記者発表、14日「住宅応急修理事務所」を開設、市広報紙で知らせた。しかし、結果として実績は577世帯に実施と低迷した。修理代は平均15万4千円で当時の基準税込み295,000円を大きく下回った。県のまとめでは、神戸市分を含め9,642世帯、うち約8,500世帯は屋根を覆うブルーシートの支給だった。

なぜ利用が低調で不満が多かったか。法の要件や修理対象が被災者のニーズと大きくズレがあった。「半壊」被害の家屋で、かつ自力で修理できない被災者に限られ、一般的な所得階層や借家は対象外で

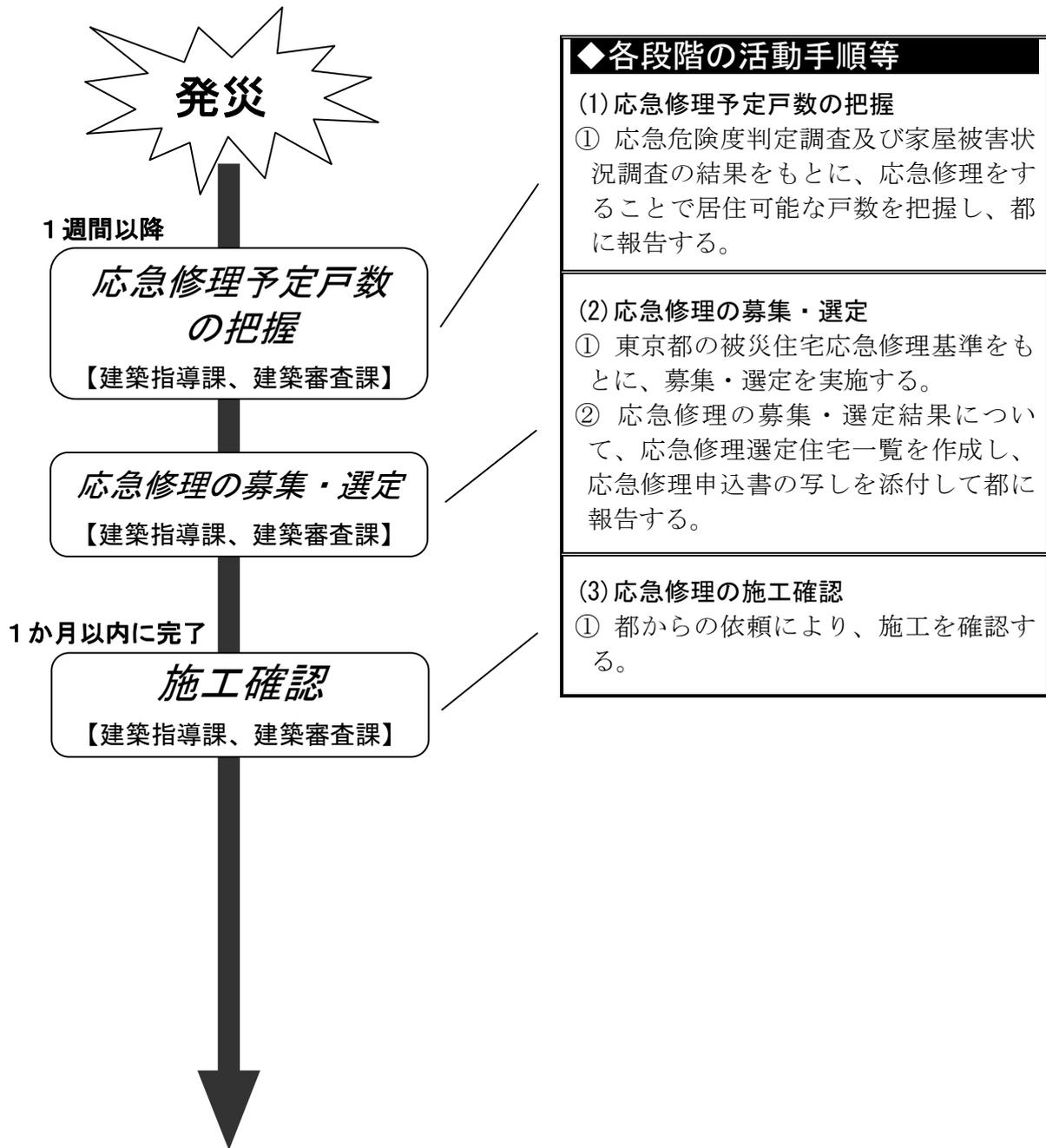
あった。修理対象も台所、トイレ、居室と屋根に限られ、ブルーシートで屋根を覆う、破損した開口部をベニヤで補強する等のとりあえず処置に限られた。

施工者からも、現地に行ったが申請者が避難中で電話連絡が取れない、工事価格の枠が理解されない、修理箇所限定の理解が得られにくい（特に浴室が対象外であったことは強い不満）、高齢者が多く家具や荷物の移動も手伝った、工事内容の説明に手間取った、完了まで約5か月を要し苦情が多かったなど困難があったと報告されている。（内閣府②）

◆「住宅修繕支援隊」の創設（中越地震）

降雪を前に被害が軽い住宅への修繕を支援するため、新潟県は県内住宅建設関係団体の支援を受けて、①被災者への地元工務店の紹介（工務店の登録、相談窓口、見積もりや紹介等）、②地元工務店への支援（登録、要員派遣等）を行う「住宅修繕支援隊」を創設した。（中越①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

今後の課題

○ 国に対し、災害救助法における適用要件や支援対象（生活保護世帯等の「自らの資力で対応できない者」の範囲、修理対象部位、修理のレベル）の拡大や柔軟な運用を要請する。

必要な物品

- ・ 応急危険度判定調査（地図・調査票）
- ・ 被害状況調査（地図・調査票）
- ・ 家屋被害台帳（電子データ）
- ・ 応募者リスト
- ・ 筆記具

※資料編 P 資 157～161 参照

2 一時提供住宅の確保

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 住宅課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課 |

活動のあらまし

家屋被害状況調査等に基づいて算出した応急的な住宅の必要数を踏まえ、区は、応急仮設住宅の建設に時間を要することが予想される場合、空き公営住宅の災害時一時使用や民間アパート等の賃貸住宅を一時提供住宅として借り上げる。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|----------------|
| 発災から 3日以降 | 空き家情報の収集 |
| 1週間以降 | 一時提供住宅供給可能量の算出 |
| 1か月程度 | 応急的な住宅の必要量の算出 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の空き家住宅確保

阪神・淡路大震災では応急的な住宅として、災害救助法の応急仮設住宅 48,300 戸が建設されたが、それ以外にも「公営・公団住宅への一時入居」、「民間アパート等賃貸住宅の提供」、「社宅や保養所の提供」等が行われた。

震災当日、県は住宅供給公社各事務所に連絡し、県営住宅の空き家情報を把握し、550 戸ほどを神戸市に提供することにした。1 月 23 日には雇用促進事業団の雇用促進住宅の 1,733 戸が確保できたため一時募集を始めた。1 月 24 日には岡山県の公営住宅や住都公団空き家の提供が始まった。

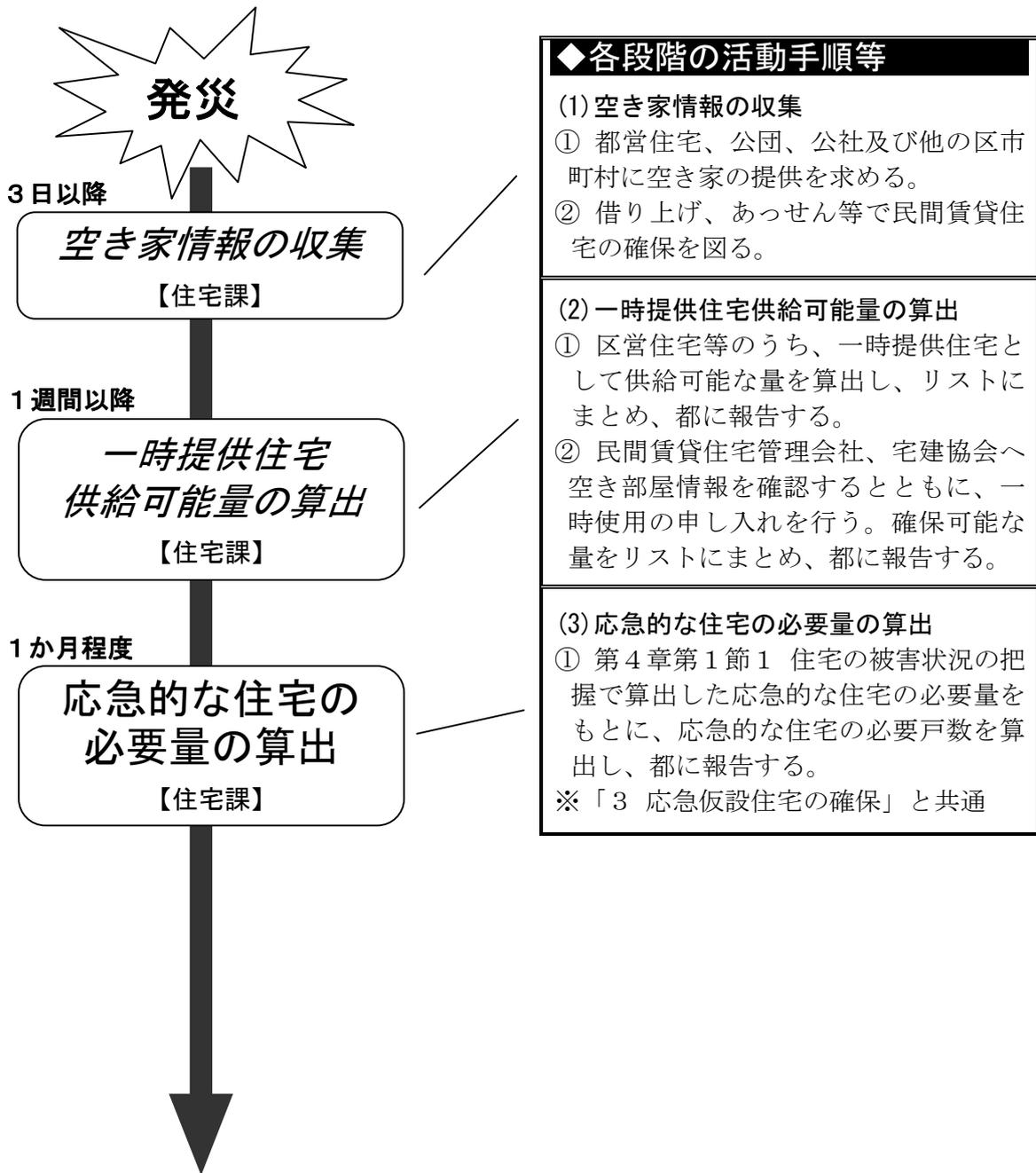
1 月 28 日段階で一時入居可能戸数は 25,444 戸、入居は 1,987 戸、4 月 27 日可能戸数 29,971 戸、入居 10,302 戸となった。3 月後半から相談が減少し、公営住宅、公社住宅等では 8 月以降、一時入居者を正式入居に切り替えたり住宅斡旋などに努めることになった。

民間のアパート等賃貸住宅を借り上げて高齢者等健康面で不安がある世帯に提供する借り上げ住宅は 2 月 8～10 日に申し込みを受け付けた。730 世帯の応募があり、そのうち 111 世帯が 2 月下旬までに入居することになった。3 月 8～10 日に 2 次募集、268 世帯が申し込み 28 世帯が入居であった。

原則として 6 か月間の提供を予定していたが、住宅確保の目途が立たない人も多く平成 8 年 3 月まで延長した。入居者はその後公営住宅、自宅再建、民間アパートと契約、応急仮設住宅への入居などで借り上げを解消した。(兵庫県③)

これらが低調だった原因は「原則 6 か月」とされた使用期間にあった。また、遠隔地であったり、もともと空き家で老朽化していた、「浴室あり・浴槽なし」という奇妙な物件など低質な住宅も混ざっていたという。(内閣府②)

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 空き家情報の収集
- ① 都営住宅、公団、公社及び他の区市町村に空き家の提供を求める。
 - ② 借り上げ、あっせん等で民間賃貸住宅の確保を図る。
-
- (2) 一時提供住宅供給可能量の算出
- ① 区営住宅等のうち、一時提供住宅として供給可能な量を算出し、リストにまとめ、都に報告する。
 - ② 民間賃貸住宅管理会社、宅建協会へ空き部屋情報を確認するとともに、一時使用の申し入れを行う。確保可能な量をリストにまとめ、都に報告する。
-
- (3) 応急的な住宅の必要量の算出
- ① 第4章第1節1 住宅の被害状況の把握で算出した応急的な住宅の必要量をもとに、応急的な住宅の必要戸数を算出し、都に報告する。
- ※「3 応急仮設住宅の確保」と共通

留意事項

- 応急的な住宅を必要とする人数・世帯数を把握するため被災者生活実態調査（P24, 25 参照）の中で確認・把握する。

今後の課題

- 速やかに住宅を確保できるよう、民間賃貸住宅については企業や業界団体との協定協議を行っておく必要がある。

必要な物品

- ・ 被害概況調査（地図・調査票）
- ・ 被害状況調査（地図・調査票）
- ・ 家屋被害台帳（電子データ）
- ・ 被災者実態調査データ
- ・ 公共施設分布図
- ・ 一時提供住宅リスト

※資料編 P 資 162～163 参照

3 応急仮設住宅の確保

| | |
|------------|---------|
| 実施責任担当課 | 住宅課、施設課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課、施設課 |

活動のあらまし

家屋被害状況調査に基づき、応急仮設住宅を都と協力して建設する。

区は、建設可能用地の確保、概算必要量・供給可能量の算出等を行い、都に必要数を報告する。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|---------------|
| 発災から 3日以降 | 建設可能用地情報の収集 |
| 1か月程度 | 応急的な住宅の必要量の算出 |
| 2か月以内 | 応急仮設住宅の建設協力 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の応急仮設住宅の建設用地

◆（戸数の算定）兵庫県は、避難所726箇所での被災者ヒアリング調査の結果から、避難者総数は約30万人約10万世帯を母数に、1月23日の避難所緊急パトロール隊によるアンケート調査から得られた全壊・半壊7割、自力住宅確保可能1割という数字をもとに、一時提供住宅3万戸、応急仮設住宅必要戸数3万戸とした。（この時点では被災戸数の詳細は分からなかった）結局、遠隔地等における公営住宅への入居希望は少なかったり、再度避難所での調査を行った結果、最終的に応急仮設住宅を48,300戸とした。（兵庫県①）

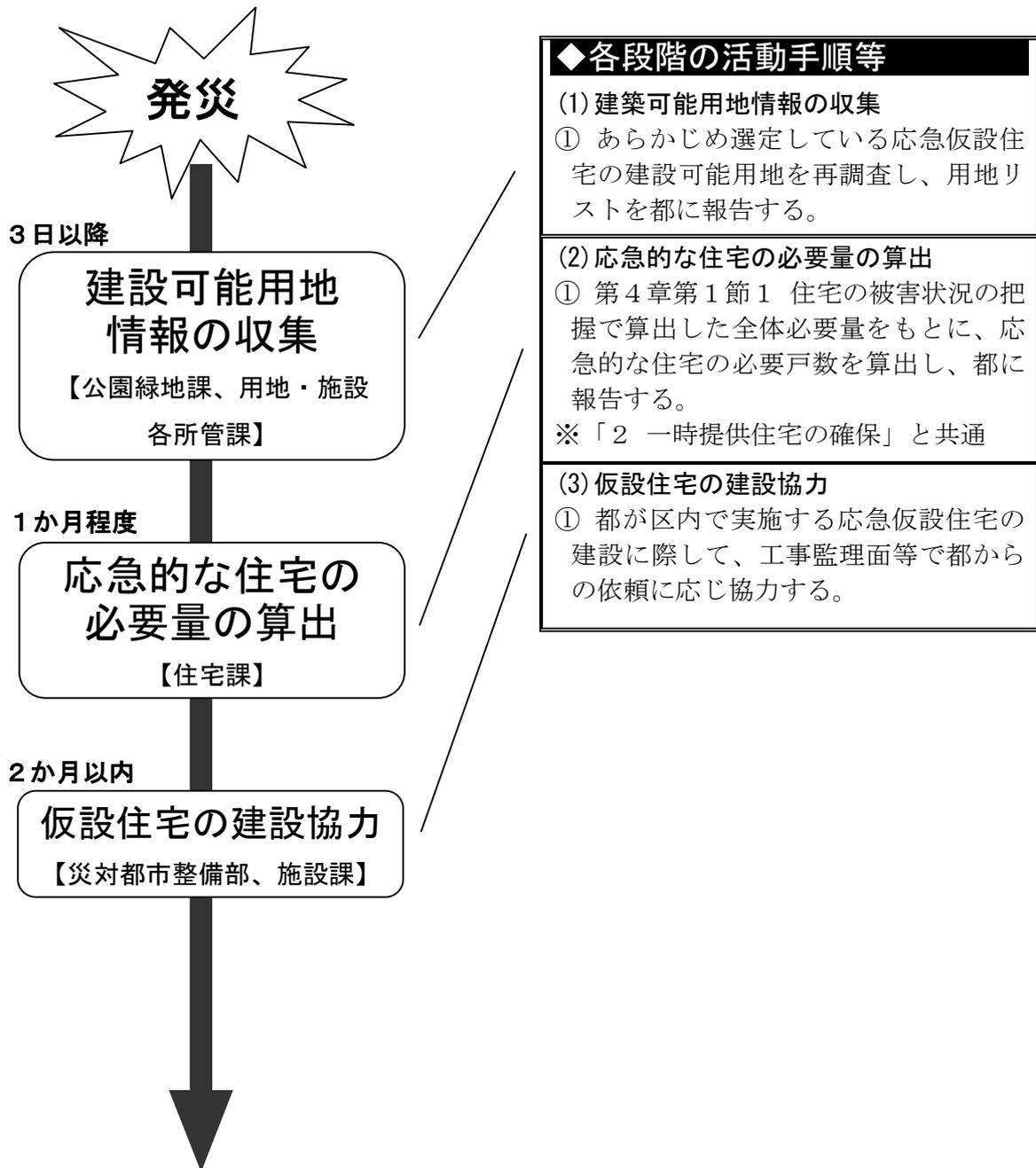
◆（民有地の対応）県には、民有地の申し出も149件（電話対応は300件以上）、広さにして146haあったが、特に個人所有地は、広さや借地期間等の問題がありほとんど利用できず、会社等が所有する比較的規模の大きい用地を原則、無償で借用した。また、民有地で被災者の土地は、優先入居等すると不

公平という厚生省の見解や、被災した土地所有者はその土地での自力復興が望ましいとの結論から借用しないこととした。（内閣府①）

◆（芦屋市）46ヶ所、2,914戸であるが、運動公園・スポーツセンターなど5ヶ所1,235戸と、スポーツセンター建設用地654戸といった大規模用地とは別に20戸以下の小公園などが19ヶ所を占めた。埋立地への建設を断念したため小中高校7ヶ所、302戸、10.3%と教育用地の転用を余儀なくされている。また、芦屋大学グラウンド336戸、こうべコープ206戸など民間の協力があった。政府関係では日銀用地が14戸あるだけである。（芦屋市①）

◆（西宮市）仮設住宅用地は市内で122ヶ所、3,900戸。圧倒的に多いのは公園で、10戸前後の用地が目立つ。次いでスポーツ施設で年金スポーツセンター647戸をはじめとして、市内の運動公園は全部なくなった。（西宮市①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



- ◆各段階の活動手順等**
- (1) 建築可能用地情報の収集
 ① あらかじめ選定している応急仮設住宅の建設可能用地を再調査し、用地リストを都に報告する。
- (2) 応急的な住宅の必要量の算出
 ① 第4章第1節1 住宅の被害状況の把握で算出した全体必要量をもとに、応急的な住宅の必要戸数を算出し、都に報告する。
 ※「2 一時提供住宅の確保」と共通
- (3) 仮設住宅の建設協力
 ① 都が区内で実施する応急仮設住宅の建設に際して、工事監理面等で都からの依頼に応じ協力する。

- 留意事項**
- 応急的な住宅を必要とする人数・世帯数を把握するため被災者生活実態調査（P24, 25 参照）の中で確認・把握する。
 - 区内に仮設住宅を建設できる広大な敷地がほとんどない状況にある。
 - 道路等、区の公共施設の一時使用の検討を行う。
- 今後の課題**
- 事前に、学校法人、企業等が所有する大規模な用地及び駐車場などについて、仮設住宅用地として使用できるか検討する。
 - 被災後、速やかに住宅を確保できるよう、上記の用地及び民間賃貸住宅については学校法人、企業、業界団体との協定協議を行っておく。

- 必要な物品**
- ・ 被害概況調査（地図・調査票）
 - ・ 被害状況調査（地図・調査票）
 - ・ 家屋被害台帳（電子データ）
 - ・ 被災者実態調査データ
 - ・ 公共施設分布図
 - ・ 都市計画概要図
 - ・ 用地リスト

4 応急仮設住宅の建設・撤去

| | |
|------------|---------|
| 実施責任担当課 | 住宅課、施設課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課、施設課 |

活動のあらまし

被災者向けの応急的な住宅の建設を行うため、東京都と協力して建設工事の工事監理を行う。また、都と調整しながら不要になった応急仮設住宅を撤去する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------------|
| 発災から 工事着工後 | 応急仮設住宅建設の工事監理を行う |
| 入居者退去後 | 都と調整しながら応急仮設住宅を撤去する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：応急仮設住宅の工事と環境整備

◆（応急仮設住宅の建設）：（社）プレハブ建築協会に対する建設大臣の要請により、兵庫県は第1次分として2,961戸の応急仮設住宅を発注、うち4地区482戸については20日から工事に着手した。

通常の世帯用（1DK）単身用住宅（1K）の他に、高齢者・障害者向け仮設住宅として、I類型グループホームケア事業型とII類型生活援助員派遣型を供給した。アメリカ、イギリス、オーストラリア、韓国からの輸入仮設住宅もあった。

◆（応急仮設住宅の環境整備）本部に「応急仮設住宅入居者等サービス調整推進本部」を設置するとともに、県市町で構成する「応急仮設住宅対策会議」を設置し、住環境対策の強化を図った。

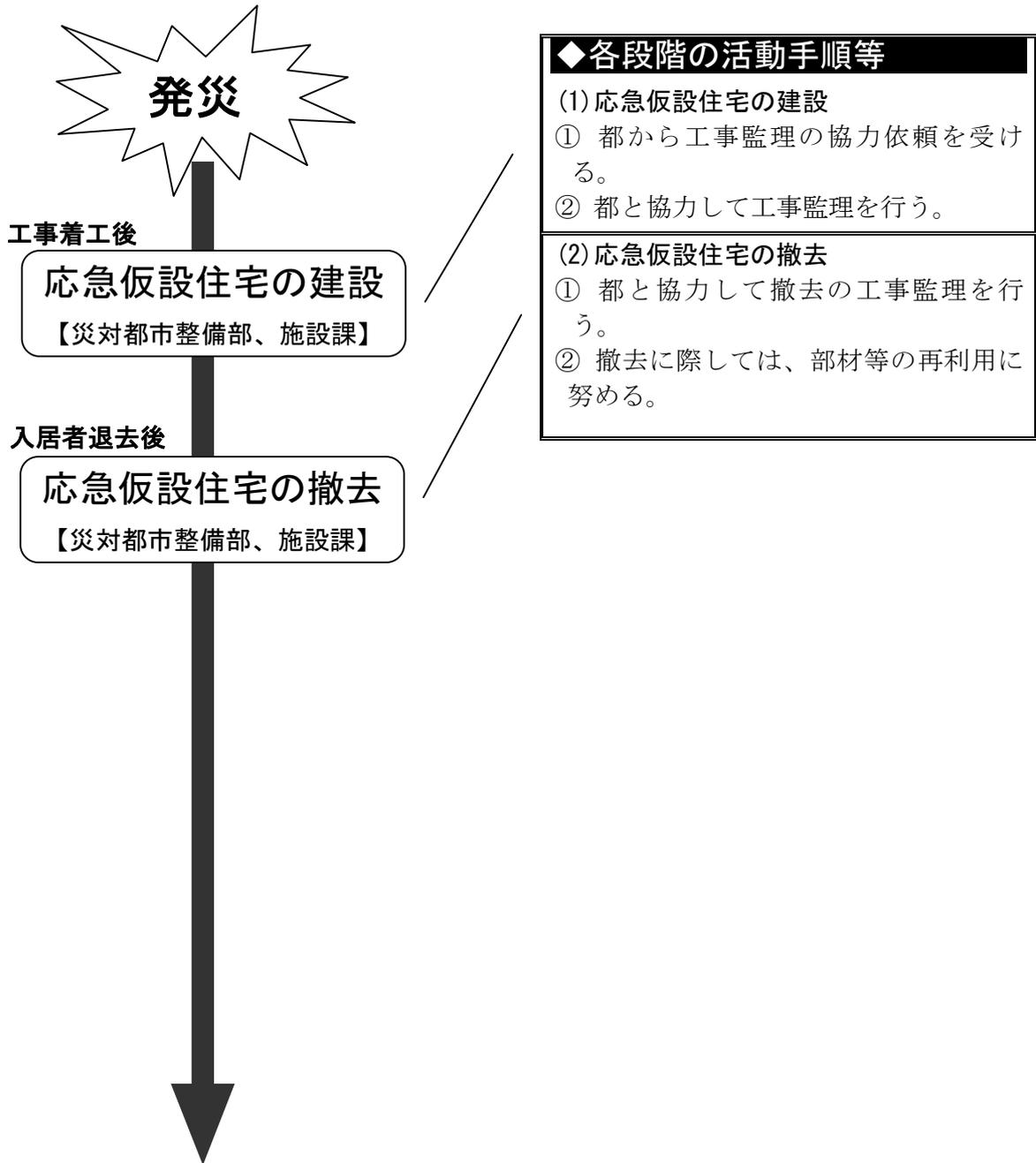
入居する高齢者を想定して50戸以上の仮設住宅地に「ふれあいセンター」を236ヶ所設置した。新規以外に、近隣の既存施設や空住戸を活用した。

それまで、応急仮設住宅には原則として冷暖房機

の設置は認められていなかったが、特例により設置が認められた。クーラーは、1台につき89,610円（消費税込み）を上限に、関係市町が設置した。あわせて、応急仮設住宅の環境整備として、スロープや手すり、踏み台等の設置や雨水排水対策を関係市町を通じて実施した。全戸にエアコン、庇を設置した他、トラ張りによる耐風対策、外灯、ぬかるみ対策、床下排水対策等を実施した。（内閣府②）

◆（建設トラブル）「建設現場から緊急通報が入った。電話によれば、付近住民達が建設反対を叫んで周辺道路を車でロックアウト封鎖し、氣勢をあげていると言う。住民達は、激しい口調で批判を始めた。曰く、何故、県は事前に説明しないのか。もっと適した土地は他にいくらでもある、入居被災者が問題を起こすと困る等など、現場周辺は住環境の良い閑静な住宅地であり、意識が高い反面、住民エゴに似た感情も強く感じた。」（内閣府①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| | |
|---|---|
| <p>留意事項</p> <p>○ 都と区の役割分担・費用分担について、東京都と協議しておくこと。</p> <p>今後の課題</p> | <p>必要な物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅位置図 <input type="checkbox"/> ・ 仮設住宅設計図面等 <input type="checkbox"/> ・ デジカメ <input type="checkbox"/> ・ 筆記具 <input type="checkbox"/> |
|---|---|

※資料編 P 資 167～168 参照

5 入居者の募集・選定

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 住宅課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課 |

活動のあらまし

応急的な住宅（応急仮設住宅、一時提供住宅）の入居者募集・選定・入居手続きを東京都と連携して行う。また、入居時における引っ越し等、様々な支援をボランティアと協力して行う。
なお、入居募集にあたっては、被災者に対し、募集情報を迅速かつ的確に伝達する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------|
| 発災から 1週間以降 | 入居者の募集事務の開始 |
| 2か月以内 | 入居者の選定作業 |
| 入居時 | 入居作業支援（ボランティアの活用） |

留意事項：優先すべき入居者の選定基準、応急仮設と一時提供住宅の振り分け等の基準をあらかじめ決めておく必要がある。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災と中越地震の入居方法

◆（阪神・淡路大震災）被災から10日後の1月27日～2月2日の第一次募集から、以後7月の第五次まで応急仮設住宅と空家入居の募集を行った。

当初、神戸市は第一次募集では、戸数の8割を全体で抽選し、残り2割を高齢者・障害者・母子家庭のみで行うことを決定し、1月24日に記者発表した。しかし、国・県から1月25日未明に、寒い避難所に多数の高齢者等がいることから、人道的に災害弱者を優先すべきであるという強い指示があった。抽選方法を急遽変更し、全面的に優先順位による弱者優先方式とした。結果として第1順位の世帯のみ21,581世帯での抽選となり、高齢者や障害者ばかりが入居し、その後に課題を残した。

「避難所生活の高齢者・障害者などの弱者救済を一刻も早く」という論理が正論に聞こえたが、結果的には弱者を郊外や人工島に追いやってしまった。仕事や商売で地元を離れられない比較的若年層が長

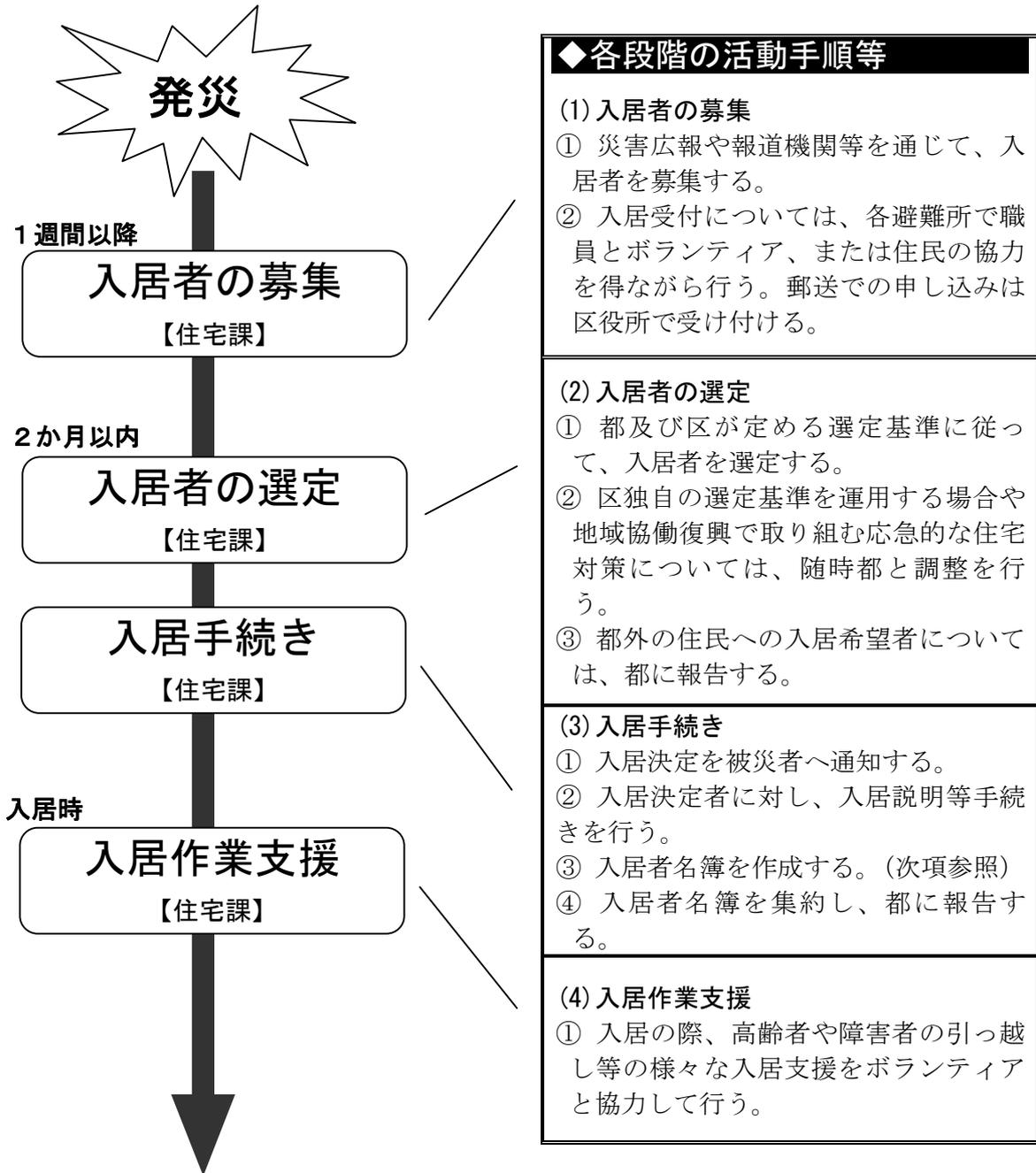
らく避難生活を余儀なくされた。弱者の隣人関係や相互扶助、「医・職・住」のソーシャルケアが寸断され弱者が疎外された、という批判が相次いだ。

◆（入居方法への教訓）この反省から、阪神・淡路大震災以降、応急仮設住宅についても、地区別抽選方式、仮設住宅ケアの重視、住宅の補修支援による仮設住宅の需要抑制、社宅や民間賃貸住宅活用等の多様化、自宅跡地への建設推進、仮設住宅のタイプの多様化などの提案が相次いだ。（内閣府②）

◆（中越地震）仮設住宅団地の配置は、冬の積雪寒さに対するとともに、できるだけ被災地の近くなど地域コミュニティに配慮して建設・運営された。

①集落のまとまりに配慮して各団地の建設戸数を決定、②入居者の希望に即した入居先、③健常者と障害者・高齢者が偏らないよう住戸タイプを混合配置、④集会所や談話室の確保、⑤1住戸1駐車場確保などに配慮するなどである。（中越①）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

- 選定にあたっては、様々な世代の世帯をバランスよく選定し、社会的弱者のみの団地にならないよう留意する。
- 地域でまとめた入居案（複数家族のグループ入居、高齢者ケアのために近所づきあいを重視した入居等）が実現可能かどうか事前に都と協議を行っておく。

今後の課題

必要な物品

- ・ 仮設住宅設置箇所図
- ・ 各種手続き書類
- ・ ボランティア登録リスト
- ・ 選定基準
- ・ 筆記具

※資料編 P 資 169 参照

6 応急的な住宅の管理

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 住宅課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課 |

活動のあらまし

応急的な住宅（応急仮設住宅、一時提供住宅）の運営・管理を行うとともに、入居者に対する安否確認、巡回相談等の生活支援サービスを行う。

プロセスのポイント

| | |
|-----|------------------|
| 入居後 | 入居者名簿を作成する |
| | 入居者に対する巡回相談を実施する |
| | 入居者組織を育成する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：宝塚市で取り組んだ応急仮設住宅団地の維持・運営

◆（専門ボランティア訪問）阪神・淡路大震災での仮設住宅入居者に対しては、社会福祉士会の専門職ボランティアが入居の全世帯を訪問し、相談活動、要援護者の実態の把握、必要な在宅サービスの提供を行うとともに、日本建築士会とも連携して、車いす用のスロープの設置を始めとする必要な改造箇所の点検を行い、住宅課において改造を実施した。

ボランティア本部に、住宅改造に取り組むボランティアグループ「でーくさんず」が結成され、数百件にも及ぶ要援護者の要望に応えた。

◆（生活支援）全国から寄せられた家電製品や家具等の支給については、要援護者を優先して実態に即して決定し、ボーイスカウトの協力により各戸に届けた。

◆（自治会支援）社会福祉士会では自治会の立ち上げの支援にも取り組み、3月末まで活動した後、逆瀬台デイサービスセンターの職員に引き継いだ。

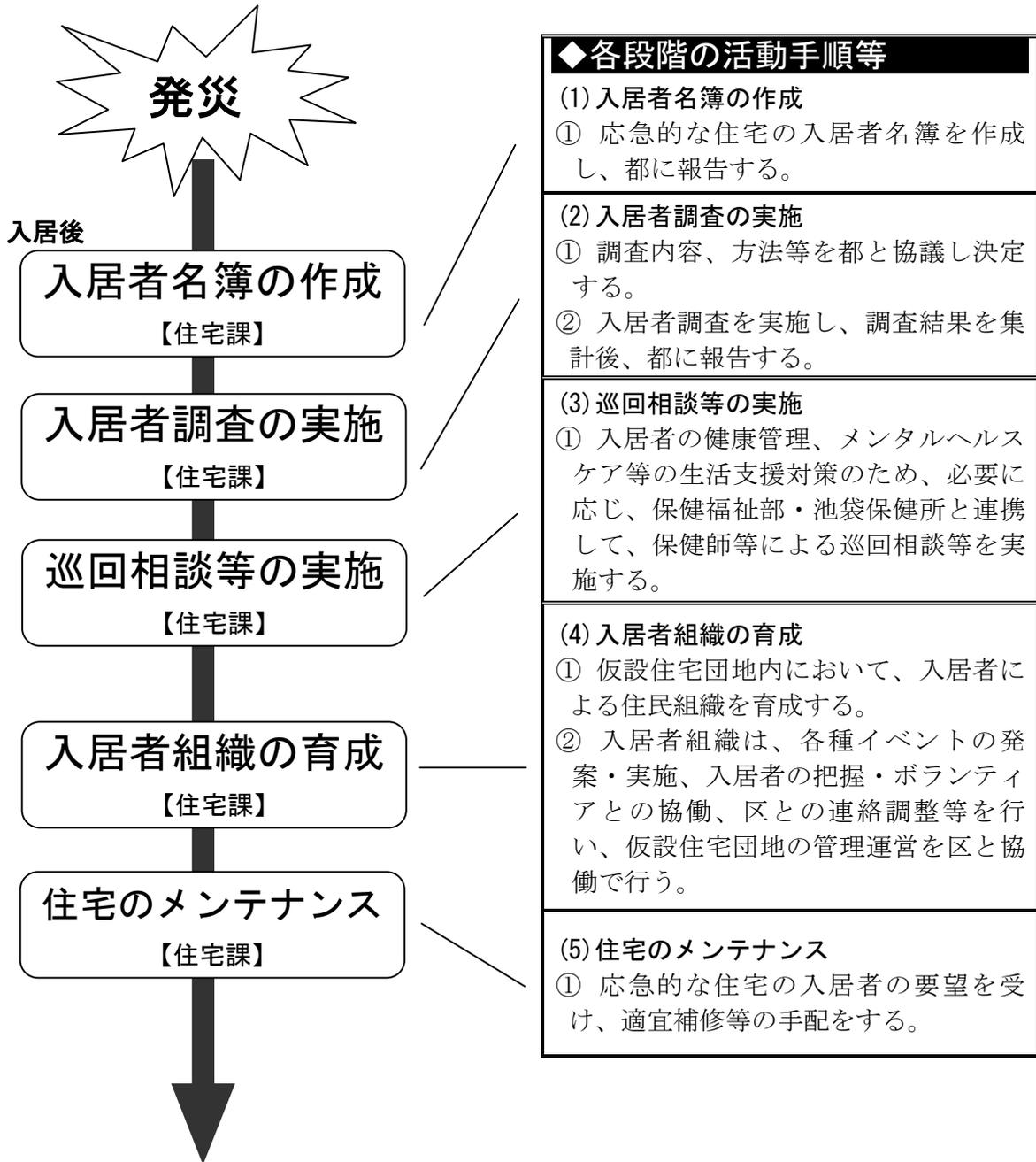
◆（要援護者対応）仮設住宅の要援護者に対しては、民生委員が仮設住宅ごとに支援チームを結成し、実態の把握、相談など支援するとともに、福祉事務所と連携したサービスの提供、緊急時には近くの入居者の支援が得られるよう安心マップと安心カードを作成した。

社会福祉協議会では、仮設住宅での人間関係の形成、楽しみの提供などを狙いにして、仮設住宅への情報紙の月1回定期配布や全仮設住宅から公衆浴場への送迎サービスを秋から実施した。

◆（高齢単身者対応）被災した高齢単身者など要援護の単身者については、KDDの独身寮2ヶ所の提供を受けて100人が入居した。それぞれが被災したことによる生活上の様々な問題を抱えている状況に対応するために、12月から連合婦人会の協力を得て生活相談事業に取り組んだ。（兵庫県②）

（ケア付き仮設住宅：第3章第3節2コラム参照）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| |
|--|
| <p>留意事項</p> <p>○ 入居者調査の調査内容、方法について都と調整すること。</p> <p>今後の課題</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>必要な物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者リスト <input type="checkbox"/> ・ 家屋被害台帳（電子データ） <input type="checkbox"/> ・ 被災者生活実態調査データ <input type="checkbox"/> ・ 調査票 <input type="checkbox"/> ・ 筆記具 <input type="checkbox"/> |
|--|

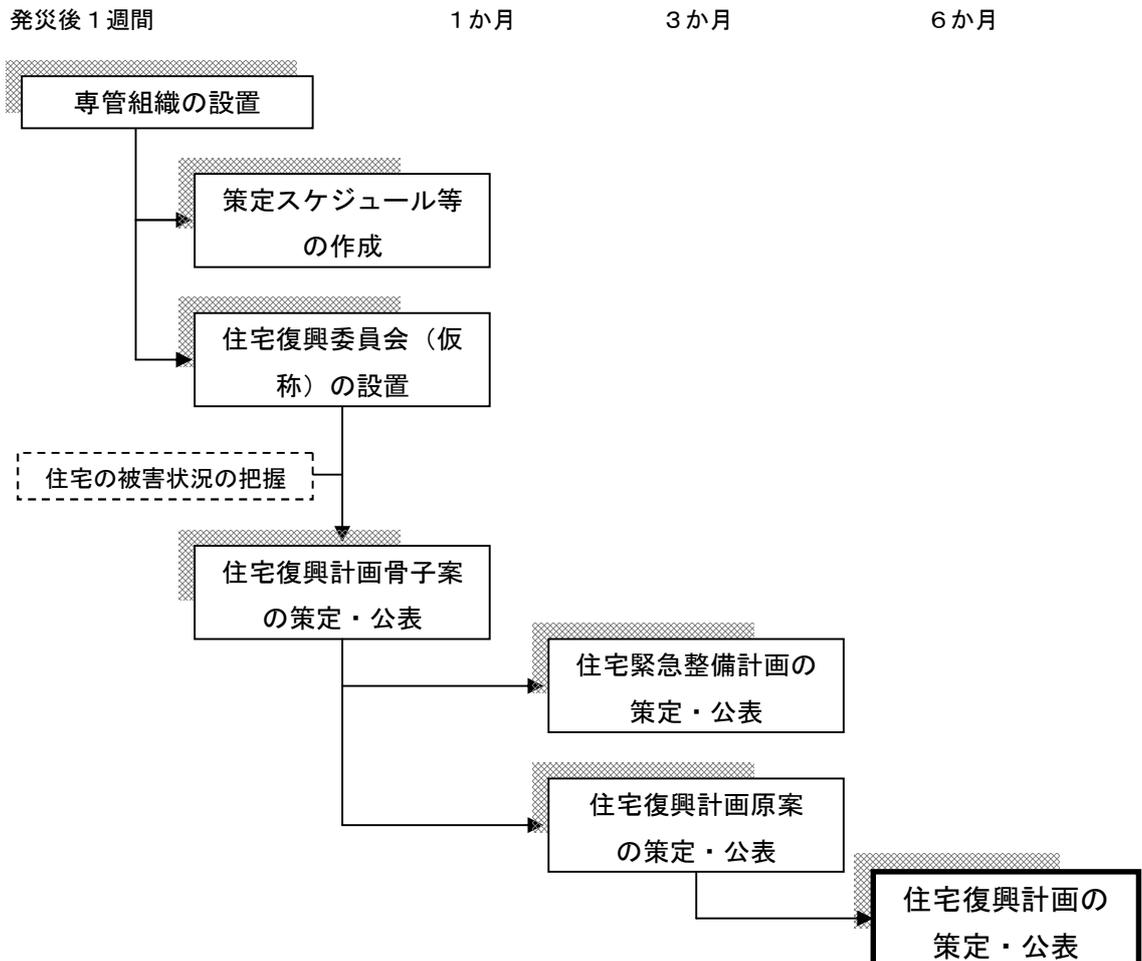
※資料編 P 資 170～172 参照

第4章 第3節

住宅復興計画の策定

早期に被災者の生活の安定を図るため、住宅復興の基本的な考え方と施策について明らかにする。

住宅復興委員会（仮称）において、都市復興基本計画等の検討を踏まえながら、住宅復興計画骨子案、住宅緊急整備計画、住宅復興計画を策定する。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 住宅復興計画の検討体制

| | |
|------------|-----------|
| 実施責任担当課 | 住宅課、都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課、都市計画課 |

活動のあらまし

復興期における、区の住宅施策のマスタープランとなる住宅復興計画を策定し、区民に公表するための組織を立ち上げる。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------|
| 発災から 1週間以内 | 計画策定のための専管組織を設置する |
| 1か月以内 | 策定スケジュール等を作成する |
| 1か月以内 | 住宅復興委員会（仮称）を設置する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の住宅復興計画

阪神・淡路大震災の住宅復興計画は、応急住宅建設から始まり、順次様々な施策が展開され、それらを集成して策定された感がある。結果、災害復興公営住宅建設が大きい比重を占めることになった。

◆（復興計画の立ち上がり）平成7年1月24日深夜の知事の指示を受け、県は恒久住宅の建設と支援策を内容とする住宅復興計画を策定することになった。都市住宅部で検討を開始し、「兵庫県住宅再生計画（案）」として、2月4日に災害対策本部会議、6日に現地対策本部幹事会等で中間報告をした。

2月8日には学識経験者や行政、事業者等委員48名の「ひょうご住宅復興会議」の設置が決定、6日開催の同会議で、基本的な考え方や委員の意見が出され、部会検討を開始した。その後、計画は3ヶ年で12,500戸を建設するという「ひょうご住宅復興3ヶ年計画（案）」として、2月20日の復興本部会議で説明がされ、3月9日議会災害対策委員会に提

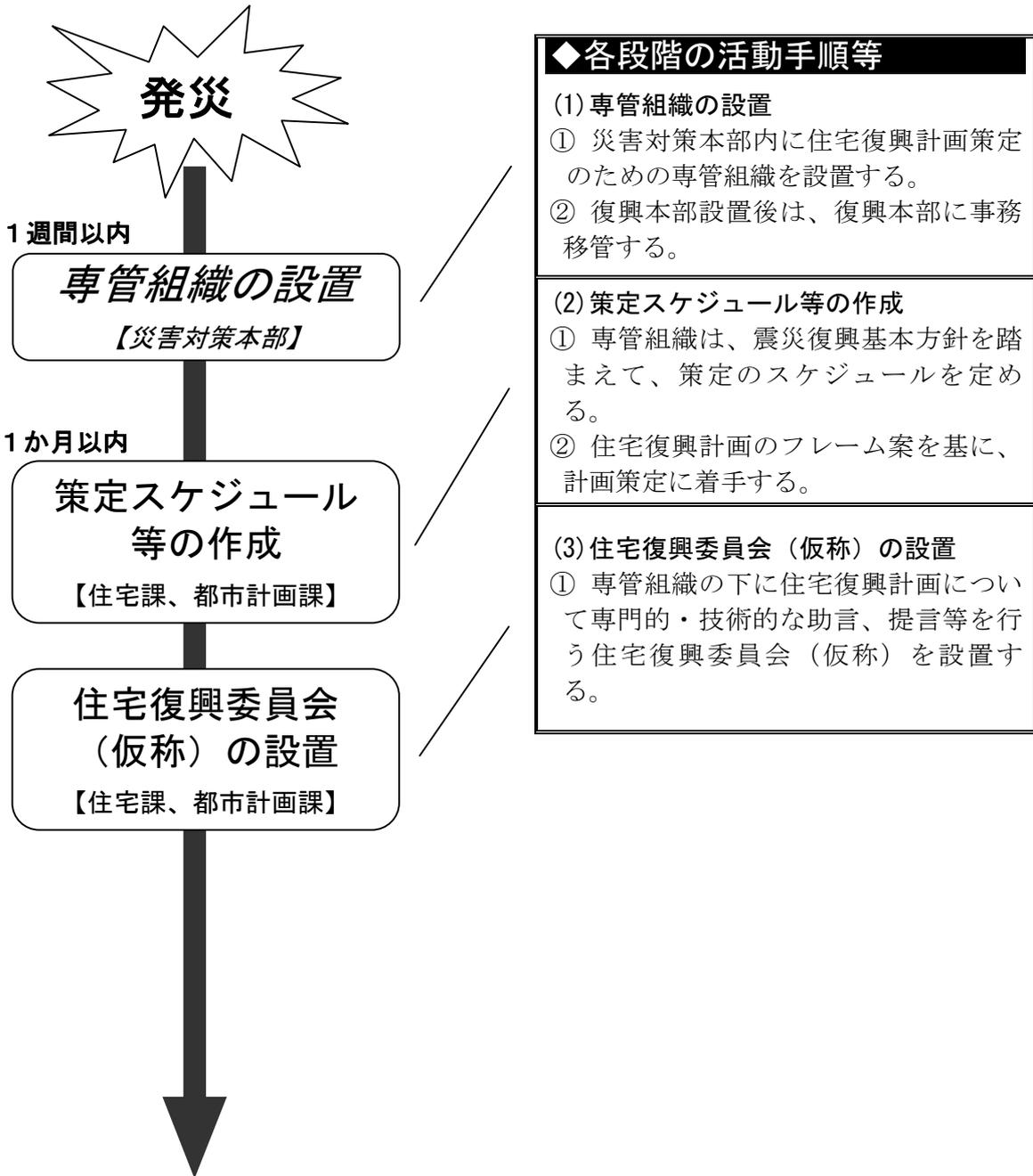
出・公表した。5月12日の第2回住宅復興会議で「ひょうご住宅復興に向けての提言」がつけられた。

平成7年8月に、県の復興計画「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックスプラン）」が策定され、3つの緊急3ヶ年計画として産業復興、都市復興とともに「ひょうご住宅復興3ヶ年計画」が策定された。震災前に「ひょうご住宅マスタープラン」の策定が進行中で、その成果を受け継いでいる。

◆（神戸市）震災から6日後の1月23日特別編成したプロジェクトチームの住宅局「復興計画班」が動き出し、1月31日には「震災復興市街地・住宅緊急整備の基本方針」を発表した。3月17日には「神戸市震災復興住宅3ヶ年計画」を発表した。

1年後、仮設住宅調査なども踏まえて「神戸のすまい復興プラン」として供給目標等も見直され、低所得者向け公営住宅の供給増、公営家賃の低減、民間への支援強化などがはかられた。（兵庫県②）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

今後の課題

- 住宅復興分野全体として、住宅課が担当せざるを得ない活動が多いため、人員の増強等、体制の強化を図る必要がある。
- 住宅復興委員会（仮称）での検討において、どのように住民意見の反映を図るか、検討が必要である。

必要な物品

- ・ 震災復興基本方針
- ・ 都市復興基本方針
- ・ 学識経験者リスト

※資料編 P 資 173～174 参照

2 住宅復興計画の策定と公表

| | |
|------------|-----------|
| 実施責任担当課 | 住宅課、都市計画課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課、都市計画課 |

活動のあらまし

復興期における、区の住宅施策のマスタープランとなる住宅緊急整備計画及び住宅復興計画を策定し、区民に公表する。

計画策定に関しては、都市復興基本方針及び都市復興基本計画との整合を図る。

必要に応じ都市計画審議会等の審議を受け、計画を策定する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|--|
| 発災から 1か月以内 | 住宅復興委員会（仮称）を設立する 住宅復興計画骨子案を策定し、公表する |
| 3か月以内 | 住宅緊急整備計画を策定し、公表する |
| 6か月以内 | 住宅復興計画を策定し、公表する |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の住宅復興計画の内容

兵庫県「ひょうご住宅復興3ヶ年計画」平成7年3月に盛り込まれた内容は以下のとおりである。

1. 基本的な考え方

震災により失われた大量の住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く次世代につながる計画的で美しい住宅市街地を復興し、高齢者等に優しい安全・快適で恒久的な住宅の供給を図ることを目的とする。

2. 供給方針

- ① 3ヶ年での恒久的住宅建設
- ② 公的賃貸住宅の積極的支援
- ③ 新市街地等での早期の住宅建設
- ④ 面的整備に伴う住宅建設
- ⑤ 地域の防災性を高める住まいづくり
- ⑥ 人にやさしい住まいづくり
- ⑦ 多様な復興メニューづくり
- ⑧ 輸入住宅・規格型住宅等による良質で多様な

住宅建設

3. 供給計画

(1) 全体計画：12.5万戸（内訳 平成6年度以前着工1.5万戸、新規11万戸で災害復興公営2.4万、準公営1.8万、公団公社2.2万、民間4.6万）

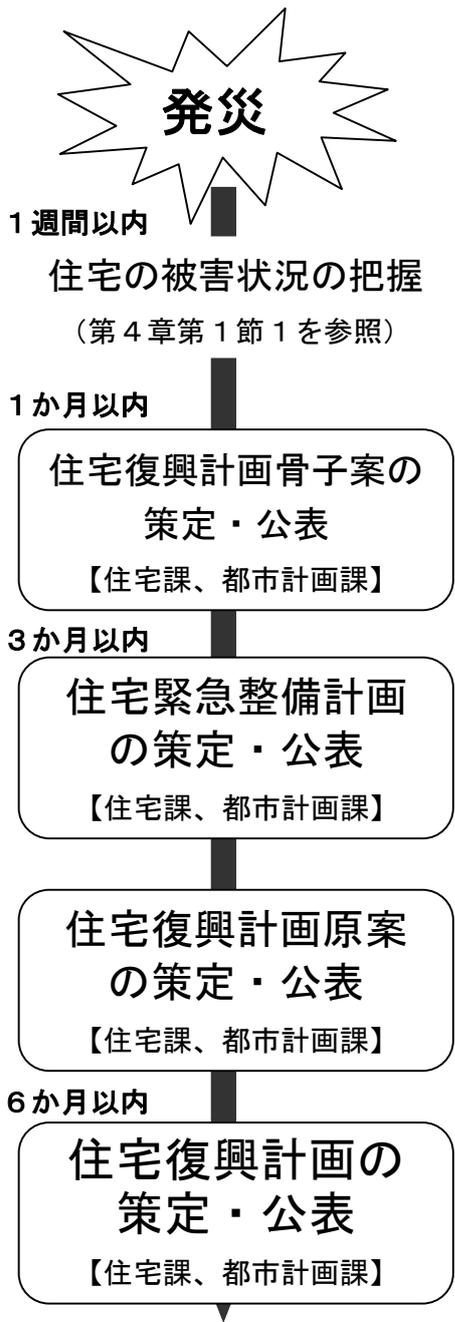
(2) 地域別供給計画（略）

4. 計画実現のための主要な施策

- (1) 災害復興（賃貸）住宅の供給促進
- (2) 民間住宅の再建支援（融資や基金、分譲住宅供給、住宅再建支援等）
- (3) その他の支援策（防災、福祉、相談窓口、輸入住宅、特別融資等）等

なお、目標戸数について震災直後の情報から推定、その後様々なデータで補強、検証していった。後日の調査によれば、滅失率は、全壊で80%、半壊建物35%、一部損壊15%であった。（兵庫県②）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|---------------------|--|
| (1) 住宅復興計画骨子案の策定・公表 | ① 家屋被害状況調査及び被災者生活実態調査を基に、住宅被害を把握、分析する。 ② 震災復興基本方針、都市復興基本方針を踏まえ、住宅復興計画骨子案を策定する。策定にあたっては住宅復興委員会（仮称）を開催する。 |
| (2) 住宅緊急整備計画の策定・公表 | ① 住宅復興計画骨子案を基に、住宅緊急整備計画の策定と公表を行う。 |
| (3) 住宅復興計画原案の策定・公表 | ① 復興本部会議等に住宅復興計画原案を付議する。 ② 東京都へ意見照会を行い、調整する。 ③ 原案を公表し、パブリックコメント等により住民意見を反映させる。 |
| (4) 住宅復興計画の策定・公表 | ① 復興本部会議等に、震災復興基本計画の一部として住宅復興計画案を付議する。 ② 策定後、速やかに公表し、周知する。 |

| |
|--|
| <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅復興計画は、東京都が策定する住宅復興計画と十分な調整を行う。 <p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅復興計画（骨子案）は、東京都復興マニュアルに示されている住宅復興計画のフレーム案（資料編参照）を参考に、事前に用意しておくこと。（被災度別に数パターン） |
|--|

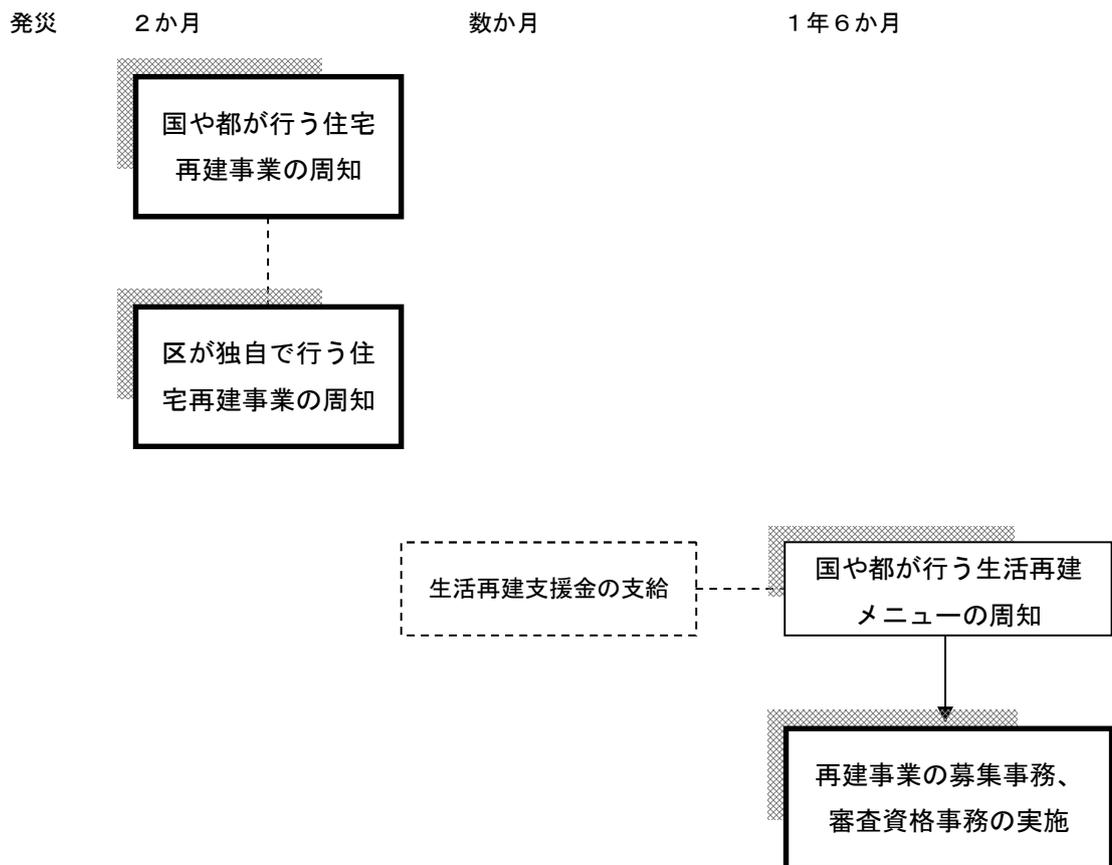
| 必要な物品 | |
|-----------------|--------------------------|
| ・被害状況調査（地図・調査票） | <input type="checkbox"/> |
| ・家屋被害台帳（電子データ） | <input type="checkbox"/> |
| ・被災者実態調査データ | <input type="checkbox"/> |
| ・震災復興基本方針 | <input type="checkbox"/> |
| ・都市復興基本方針 | <input type="checkbox"/> |

第4章 第4節

自力再建への支援

住宅復興にあたっては、被災者による自力再建を基本とし、行政支援の充実によって自力再建が促進されるような条件整備を図っていく必要がある。

このため、自力再建に係る情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、震災の程度や社会経済状況、財源の状況等に応じて、住宅再建に対する支援メニューを検討していく。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 民間住宅に対する修繕及び再建支援

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 建築指導課 |
| マニュアル更新担当課 | 建築指導課 |

活動のあらまし

住宅の修繕による継続利用は、避難所の早期解消、応急仮設住宅の需要抑制、被災住宅の撤去にかかるがれきの抑制等のメリットが考えられるため、積極的に周知を図るとともに、被災者が良質な民間住宅（持家・民間賃貸住宅等）を確保できるよう、土地資産の有効活用を含めた住宅再建支援を行う。特に被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、関係機関等と連携して支援する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|--------------------|
| 発災から 2か月以降 | 国や都が行う再建支援事業を周知する |
| 2か月以降 | 区独自で行う再建支援事業の募集を行う |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：民間住宅等の再建支援策

◆（平成7年阪神・淡路大震災）住宅再建にはこれまでにない様々な支援策が展開された。

- 1) 情報提供・人的支援（神戸復興住宅メッセ等）、
- 2) 融資面での支援（市、公庫、県、ひょうご県民住宅復興ローン、神戸市リバースモゲージ等）
- 3) 阪神・淡路大震災復興基金事業（利子補給、高齢者住宅再建等支援、二重住宅ローン対策等）
- 4) マンション再建／5) 共同化・協調化（優良建築物等整備事業等、小規模建替等事業補助等）
- 6) 規制緩和による支援（神戸市インナーシティ長屋街区改善誘導制度、総合設計制度等）
- 7) 特に再建が困難な場合への対応

特に、復興基金の高齢者住宅再建支援補助は好評であった。他の利子補給制度は高齢者が融資を受けられないケースが多かったためである。「親孝行ローン」、「不動産処分型特別融資制度」も使われた。被災者自らが建設資材を共同購入することなどによって再建を目指す「神戸震災住宅復興生活協同組合」なども設立され支援された。

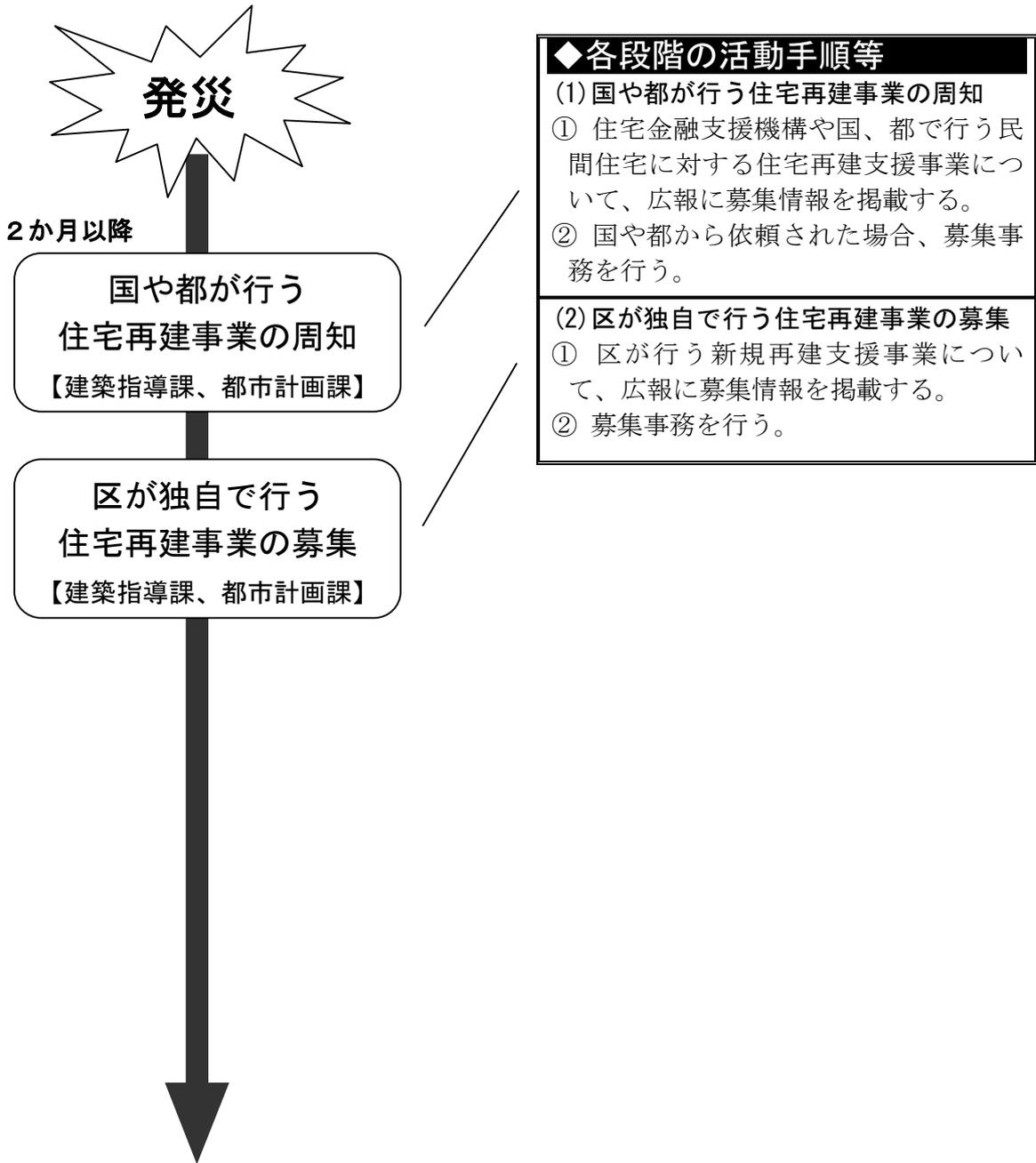
◆（平成19年3月能登半島地震）意向調査の結果、8割を超える約2,000世帯が自力再建を希望していた。石川県では、国の被災者生活再建支援制度を補完する独自の制度を創設した。

さらに、「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」として、耐震・耐雪、バリアフリー、景観配慮、県産材活用など一定の基準の住宅を建設・購入・補修する場合、補助する制度（全壊世帯で上限200万円）も準備した。その他、地震により柱・梁等が傾斜した住宅をワイヤーによる牽引、揚家等により正常な状態に修復する「建ておこし」への支援も行われた。

その結果、義援金の配分や融資及び利子補給により、試算では、全壊で住宅を建設すると、助成金が最大770万円、復興住宅融資最大1,440万円（5年間利子補給）が実施されることとなった。

また、建築関係団体やメーカーが集まって低価格な「能登ふるさとモデル住宅」を開発・展示した。これらの施策で円滑に住宅再建が進められた。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

- 民間住宅に対する被災度区分判定の支援について検討する。
- 持ち家被災者及び被災建物所有者（オーナー）に対する、国や都で行う公的支援については資料編を参照。

今後の課題

- 関係団体との協定を締結する等、修繕工事を行う業者の確保を図ることが必要である。

必要な物品

※資料編 P 資 175～177 参照

2 賃貸住宅入居者に対する生活再建支援

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 住宅課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課 |

活動のあらまし

応急仮設住宅からの移転者や、応急住宅としての民間借上げ住宅などに入居後2年を経過した被災者のうち、民間賃貸住宅に入居する者について、一定期間、家賃負担の激変緩和措置などの支援を図る。

プロセスのポイント

| | |
|-----------------|---------------------|
| 発災から 1年6か月程度 | 国や都が行う再建支援メニューを周知する |
| 1年6か月程度 | 募集事務・資格審査事務を行う |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：借家層への支援

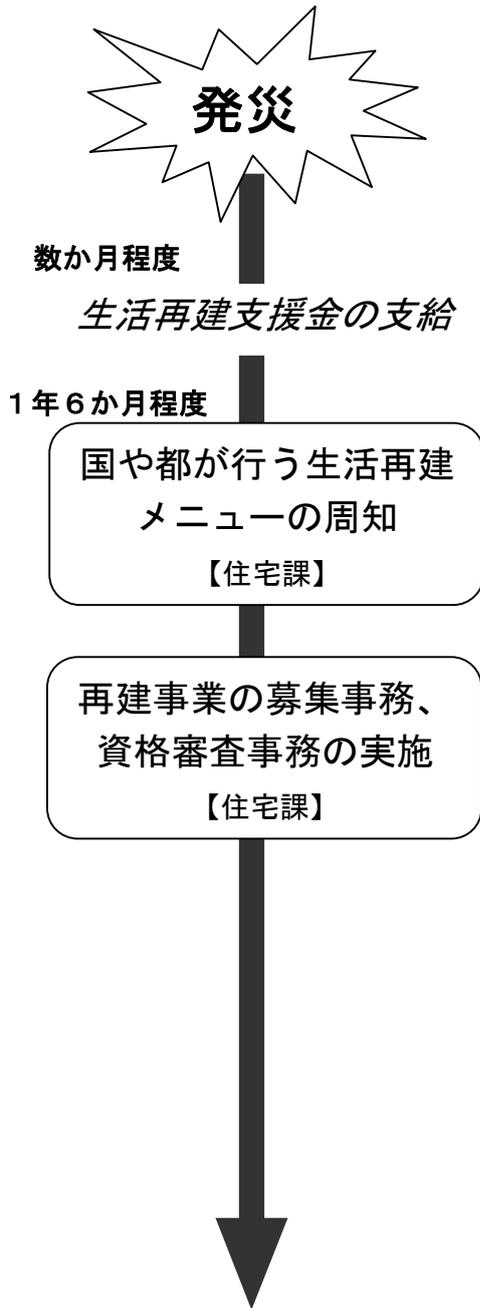
◆（罹災都市借地借家特別措置法）この法律は、昭和21年にできた法律である。当時戦災で焼失した住宅から店子保護のためにつくられた法律で、被災家屋の借家人は、土地所有者に申し出れば優先して相当な借地条件で、その土地を賃借することができるというものであった。当時との時代背景が違ってもあって有効性が議論となった。「多数の借家人がいる場合への対応が不明」、「借家人の権利があっても家賃が上げれば入居できない」、「借地権の買値は地価の半額以上といわれ再建が困難」など円滑な住宅供給を阻害することになった。

県内の裁判所に起こされた関連の係争は、9月末までに68件、膨大な借家の被害・トラブルに比べれば少ない。弁護士は「借地権を買い、建物を造るには、相当な出費がいる。権利があってもその先が一步も進まない。結局、り災都市法で救済できる社会的弱者はごくわずかだ」と指摘する。

◆（民間賃貸住宅の入居者への家賃助成）それまでも神戸市をはじめ被災市町から要望は出ていたが、個人補償という厚い壁に阻まれて実現できないでいた。しかし、一般の民間賃貸住宅に入居する被災者には、有効な支援策がなく、不満も多かった。（中略）個人補償と見なされないために入居者に直接家賃助成するのではなく、家主に補填することで同じ効果を狙った。平成8年7月には、被災者の家賃の初期負担の軽減を目的として、月3万円を限度に、平成11年度末まで家賃助成を行う「民間賃貸住宅家賃負担軽減制度」ができ上がった。個人補償の壁に隙間を開けた瞬間であった。その後も制度は延長され、これまでに延べ約3万5千件の実績を誇っている。（兵庫県②）

その後、被災者生活再建支援法ができ、転居者には支援金があるのに、アパート所有者には支援がないという意見も出されるようになった。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 |
|---|
| (1) 国や都が行う生活再建メニューの周知 ① 広報等に、都が決定した支援事業の募集情報を掲載する。 |
| (2) 再建事業の募集事務、資格審査事務の実施 ① 募集事務及び資格審査事務を行うとともに、都に審査結果を報告する。 ② 都の交付決定に基づき、事務手続きを行う。 ③ 区独自の支援についても検討する。 |

| 留意事項 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住希望者を把握の上、オーナー支援策を組み立てる必要がある。 ○ 賃貸住宅居住者の追い出しにならないよう留意する必要がある。 |
| 今後の課題 |
| |

| 必要な物品 |
|-------|
| |

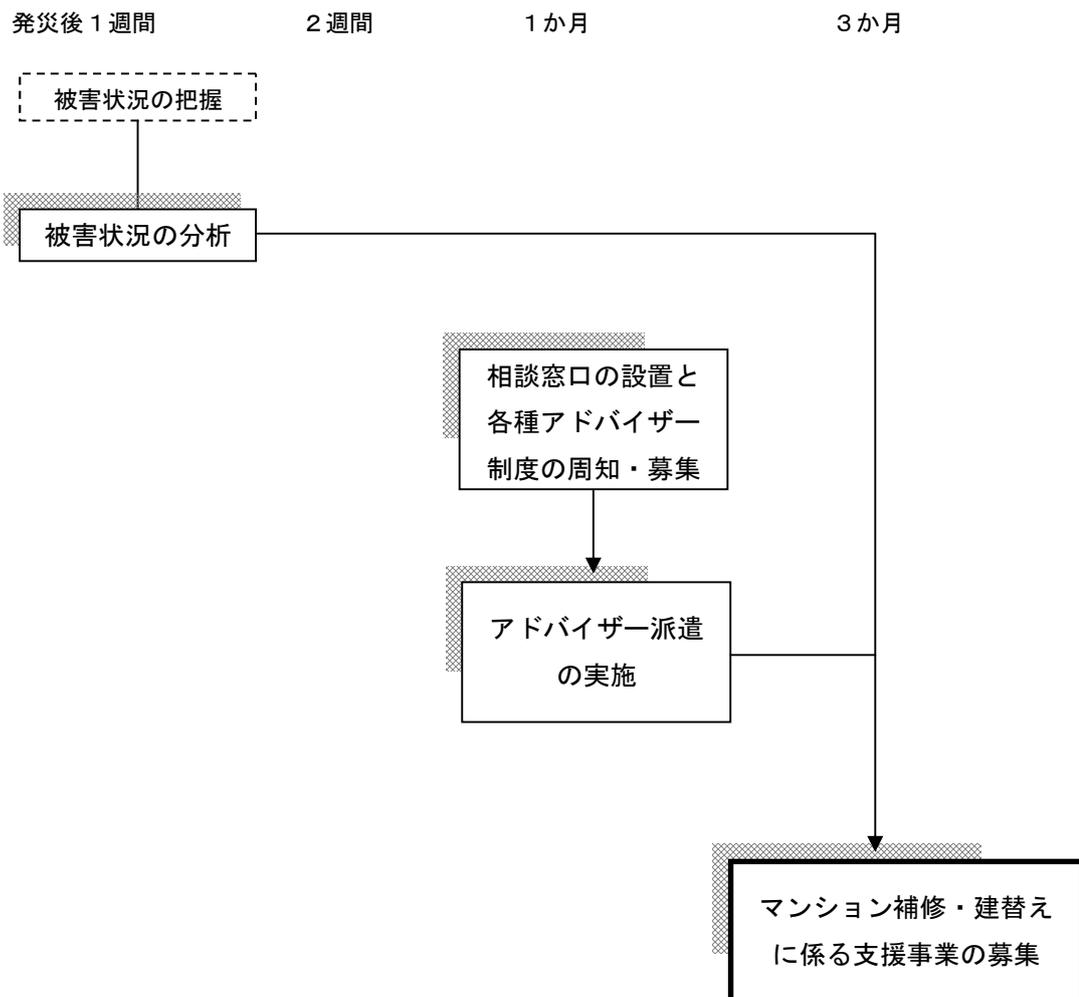
※資料編 P 資 175～177 参照

第4章 第5節

集合住宅再建への支援

被災集合住宅の再建を速やかに行うためには、区分所有者の合意形成が不可欠である。マンションの建替えの円滑化に関する法律に基づく建替えや、改修の実現をコンサルタントの派遣等により支援する。

また、被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想される。そのため、国や都で決定した融資制度等の情報提供など、関係機関と連携しながら再建を支援する。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 分譲マンションの再建

| | |
|------------|----------------|
| 実施責任担当課 | 建築指導課、マンション担当課 |
| マニュアル更新担当課 | マンション担当課 |

活動のあらまし

被災集合住宅の再建を速やかに行うためには、区分所有者の合意形成が不可欠である。

分譲マンションの建替えの円滑化に関する法律に基づく建替えや、改修の実現をアドバイザーの派遣等により支援する。また、被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想される。そのため、国や都で決定した融資制度等の情報提供など、関係機関と連携しながら再建を支援する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 発災から 1週間以内 | 分譲マンションの被害状況の把握と分析を行う |
| 1か月以降 | 相談窓口の設置と各種アドバイザー制度を周知し、募集する |
| 3か月以降 | マンション補修・建替えに係る支援事業を行う |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災で出されたマンション再建の問題

集合住宅（マンション）の問題として「補修か建て替えかの判断」、「建物調査の方法と費用」、「容積率の確保等各種規制」、「多棟の場合を含む費用配分」などがあげられた。

◆（修繕か建て替えか）マンション再建には被害の詳細な調査が必要だったが、建替派が多いと調査費が無駄な費用とされ、補修派はもっと調べろという対立を生んだ。調べるには費用がかかりそれを出すにはみんなの了解がいる。公的機関がどこに金を出すべきかと言えば、調査費用だったという意見がある。

被災マンションで「建て替え」と「補修」の対立が訴訟にまで発展したのは、分譲マンションを巡る状況と、ダメージを受けたマンションの再生システムの不備や、不完全さによるものと言える。

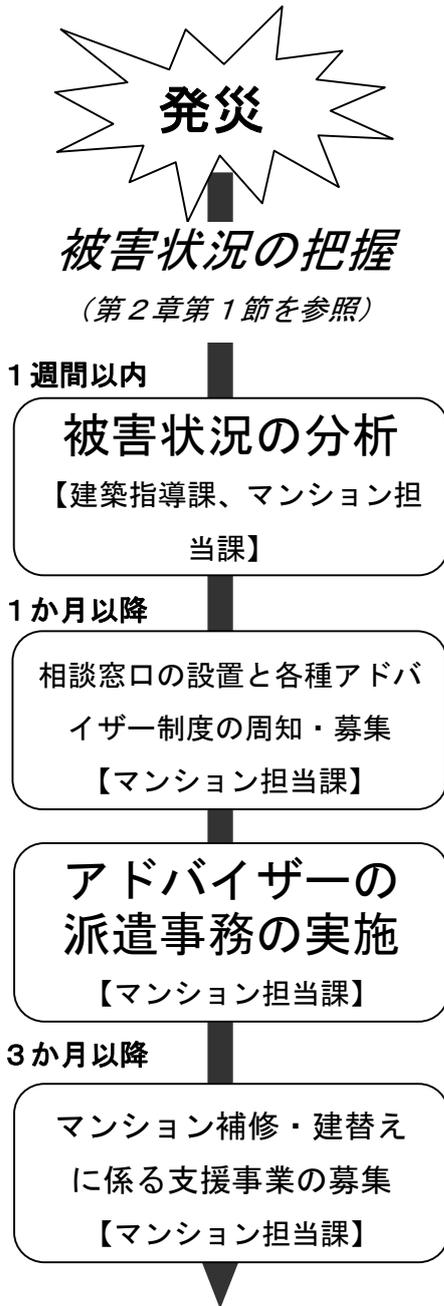
建て替えには、自治体によるコンサルタント派遣制度や震災復興型の総合設計制度による既存不適格

建築物の援助策があった。また、優建制度の補助があり、建物の解体も公的費用という手厚い支援策が用意された。一方、補修に対しては、金融公庫の低利融資があるのみで公的融資らしいものはなかった。このように建て替えには支援策がいくつも並んだので、補修による復旧が可能なマンションでも建て替えを選んだものも少なくない。（内閣府①）

区分所有建物の補修・再建については、合意形成が大きな課題となった。被災地には約5,000棟の分譲マンションがあったとされ、建て替えの必要な分譲マンションは、約130棟、一万戸にのぼった。

いち早く、管理組合の中にしっかりした復興委員会のような体制を整え、専門家がはりついて、手順を踏まえて、区分所有者が参加して、十分な情報と話し合いがされるようなところは問題はあっても克服して前に進んでいるし、このレールに乗るのに失敗したところは手こずっているようだ。（内閣府②）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|------------------------------|---|
| (1) 被害状況の分析 | ① 被害状況調査及び被災者生活実態調査をもとに、復興計画の策定に必要な詳細情報の把握・分析を行う。 |
| (2) 相談窓口の設置と各種アドバイザー制度の周知・募集 | ① 被害を免れたマンションの集会室・区有施設に、相談窓口を設置する。 ② 東京都の分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度について、募集情報を提供する。 |
| (3) アドバイザーの派遣事務の実施 | ① マンション管理組合からの要請に基づき、東京都防災・建築まちづくりセンターにアドバイザーの派遣を要請する。 ② アドバイザーが不足するときは、災害復興まちづくり支援機構から専門家の派遣を要請する。 |
| (4) マンション補修・建替えに係る支援事業の募集 | ① 都のマンション改良工事助成や国の優良建築物等整備事業を活用し、マンション補修・建替えを支援する。 ② マンション建替え等の合意形成を支援する。 ③ 国や都のマンション補修・建替え事業などの制度内容について、周知を図る。 |

| 留意事項 |
|--|
| ○ 事前に、都市整備局、まちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておく。 |
| ○ 必要に応じて、アドバイザー等の人材の確保を図る。 |
| 今後の課題 |
| ○ 迅速かつ適正に事務処理が行えるよう、制度や事業概要について、理解を深めておく必要がある。 |
| ○ 二重債務者に向けた対策を関係機関へ要請し、区としての対応を検討しておく。 |

| 必要な物品 | |
|-------------|--------------------------|
| ・分譲マンションリスト | <input type="checkbox"/> |
| ・机 | <input type="checkbox"/> |
| ・椅子 | <input type="checkbox"/> |
| ・筆記用具 | <input type="checkbox"/> |
| ・パンフレット | <input type="checkbox"/> |

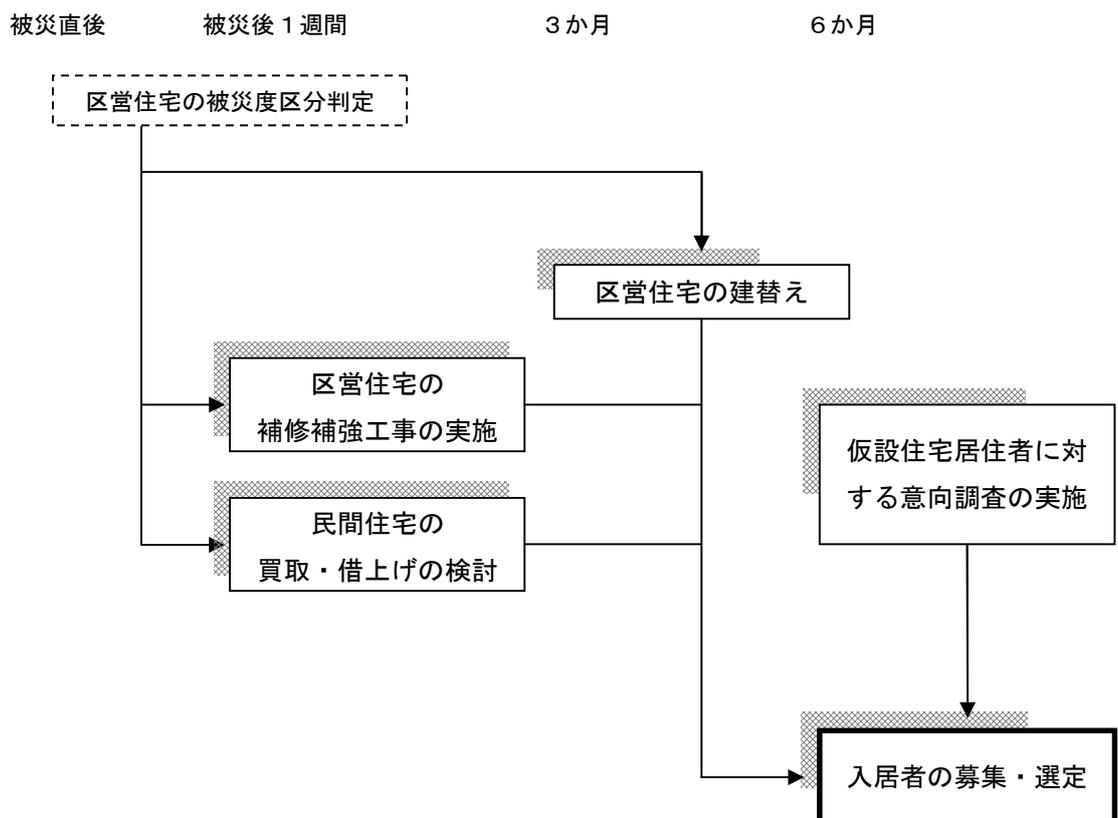
第4章 第6節

区営住宅

被災者の住宅の復興は、被災住宅の自力再建を基本とするが、各種自力再建支援策をもってもなお自力再建が困難な被災者に対応するため、豊島区、東京都、東京都住宅供給公社や都市機構の協力の下に、公営住宅等の公的住宅の的確な供給を進める。

その際、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案したうえで、長期的な視点に立って施策を推進する。

また、災害時の一時的な需要量の増加に対し、民間賃貸住宅の借上げ等を主体とした住宅供給促進を図る。



※実線枠（影付き）は作業項目、点線枠は関連作業、太枠線は最終作業項目。

1 区営住宅の補修・建替え

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 住宅課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課 |

活動のあらまし

被災度区分判定により、補修・補強が必要とされた区営住宅等について、迅速・適切に補修・補強工事を実施する。同様に、建替えが必要になった区営住宅等も速やかに建替えを行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------|
| 発災から 1週間以降 | 区営住宅の補修・補強工事の実施 |
| 3か月以降 | 区営住宅の建替え |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

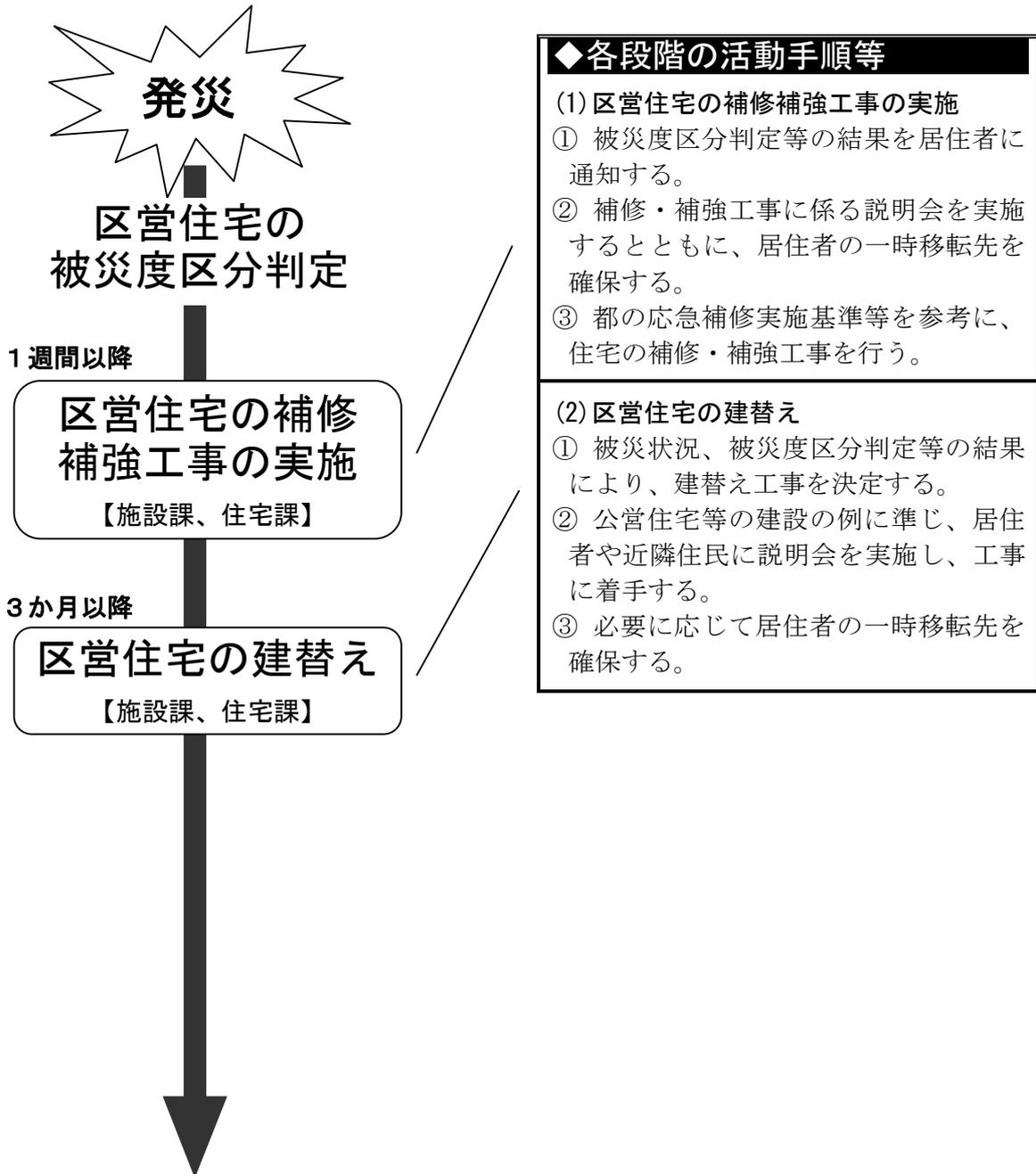
コラム：阪神・淡路大震災の様々な復興公営住宅施策

阪神・淡路大震災の住宅復興では、時間の余裕のない中で公共賃貸住宅の建設が急がれたが、その中でも様々な工夫が展開された。主な施策を示す。

- ◆（災害復興（賃貸）住宅の供給関連制度等）
 - ・災害復興公営住宅、特定借上・買取賃貸住宅建設
 - ・高齢者向け仕様住宅（全住戸のバリアフリー化、緊急通報システムや安否自動確認システム等）
 - ・シルバーハウジングの推進（生活援助員派遣）
 - ・コレクティブハウジング（協同居住型集合住宅）
 - ・災害復興グループハウス（生活援助員が常駐）
 - ・災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）（復興基金により住宅建設に補助）
 - ・災害復興（賃貸）住宅管理協議会で一元的募集
 - ・グループ募集実施（コレクティブハウジング等）
 - ・県営住宅ペット共生モデル事業の実施（ペットと一緒に暮らせる県営住宅）
- ◆（家賃補助、入居・移転支援）
 - ・災害復興公営住宅等の家賃補助
 - ・災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）家賃補助

- ・災害公営住宅の入居予定者に対する事前交流事業
- ・公営住宅等の入居待機者に対する支援
- ・災害復興県営住宅の住宅特別交換制度
- ◆（入居者に対する生活支援）
 - ・いきいき県住推進員の派遣
 - ・災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業
 - ・生活復興のためのNPO活動支援事業
 - ・介護予防・地域支え合い事業（生活援助員派遣）
 - ・被災高齢者自立生活支援事業
 - ・高齢世帯生活援助員（SCS）の設置
 - ・夜間・休日見守り・安心システム（内閣府②）
- ◆（復興公営住宅の問題）新しい取り組みやソフト面での対策が講じられたが、一方で、地域的な偏りが発生したこと、高齢者等を優先した入居選定のために高齢者団地が出現したこと、従前コミュニティのつながりが希薄になったこと、大量に公営住宅を建設したため管理・更新に膨大な費用を要すること、入居できた被災者とそうでない被災者の支援格差など、様々な問題が指摘されている。（兵庫県②）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

○ 建替えについては、従前の戸数よりできるだけ上回ることを目標とする。用地の効率的利用を図る。

今後の課題

必要な物品

2 民間住宅の買取・借上げ

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 住宅課 |
| マニュアル更新担当課 | 住宅課 |

活動のあらまし

各種自力再建支援の施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、災害復興公営住宅の供給を図る必要がある。その際、迅速な公的住宅の供給が求められることから、区として民間住宅の買取・借上げによる供給についても検討する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------|
| 発災から 1週間以降 | 民間住宅の買取・借上げの検討 |
| 6か月以降 | 仮設住宅居住者への意向調査の実施 |
| 6か月以降 | 入居者の募集・選定・手続きを行う |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の民間住宅借り上げ

◆（公営住宅の供給方法）阪神・淡路大震災以降様々な供給方式が可能になった。公営住宅には整備基準があり、借り上げ等の場合は注意を要する。

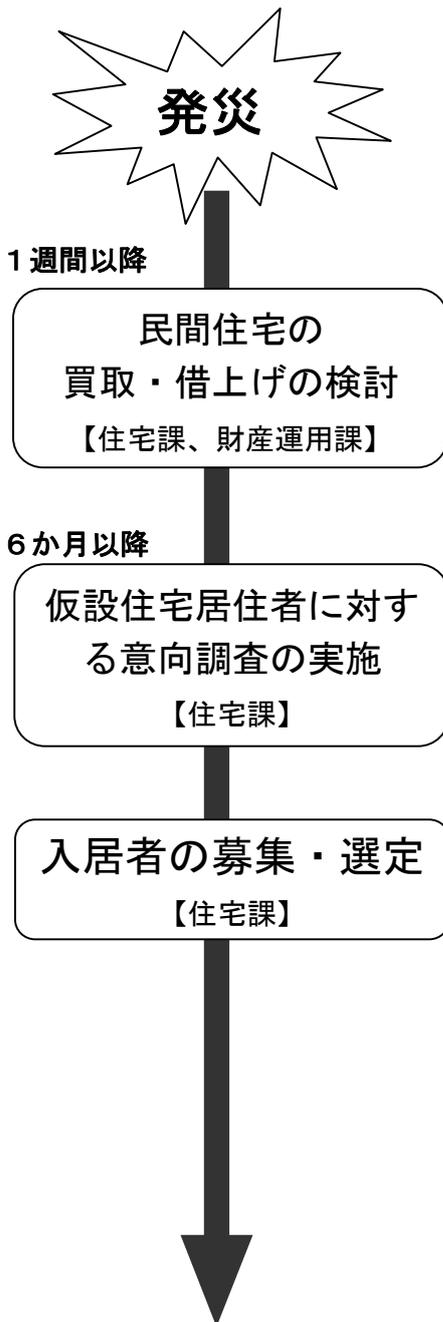
- ①直接供給方式（都区が自ら建設する公営住宅）
- ②買取り方式（民間等が建設した住宅を買取り）
- ③借上げ方式（民間等が建設した住宅を借上げ）
- ④PFI手法（民間が住宅を建設し買取り又は借り上げ）
- ⑤等価交換方式（土地を提供し等価交換で取得）
- ⑥民間住宅家賃助成方式（一般の民間賃貸住宅に入居する公営住宅需要層への家賃助成）

◆（阪神・淡路大震災の借上げ・買取り）公営住宅の供給においては、県・市が建設するだけでなく、住宅都市整備公団や住宅供給公社、民間事業者を活用した多様な手法が採択された。特に、先導的な取り組みとなったのは、平成7年4月に制度化された「特定借上・買取賃貸住宅制度」に基づく事業が

実施されたことである。購入分として3,100戸、借上分としては7,400戸が計画され、それぞれ計画戸数を若干上回る実績を上げた。こうした多様な手法を採用することにより、早期大量供給が可能になった。また、限界はあったとはいえ、住宅立地や住戸計画に一定の幅をもたせることができた。

この点は、民間が建設する賃貸住宅を、住宅供給公社や民間の管理法人が借り上げたり、または管理受託して供給された「災害復興準公営住宅」にも当てはまる。「特定優良賃貸住宅制度」を活用して実施された「災害復興準公営住宅」の供給は、助成制度の拡充や入居資格の緩和と併せて、家賃負担能力の低下した被災者に早期に恒久住宅を提供することに寄与した。この制度は、民間賃貸住宅の支援策としては最も手厚い制度であり、不足が懸念された民間賃貸住宅の供給を促進する上で一定の役割を果たした。（兵庫県②）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|---|--|
| <p>(1) 民間住宅の買取・借上げの検討</p> <p>① 区営住宅の新規供給に係る用地取得が困難な場合は、民間住宅の買取・借上げによる災害復興公営住宅の供給を検討する。</p> <p>② 買取・借上げ住宅の認定基準をつくり、物件の審査・認定を行い、適合する住宅について、所有者と売買契約または賃貸借契約を締結する。</p> | |
| <p>(2) 仮設住宅居住者に対する意向調査の実施</p> <p>① 仮設住宅居住者に対して、公的な住宅への正式入居の意向調査を実施するとともに、都に調査結果を報告する。</p> | |
| <p>(3) 入居者の募集・選定</p> <p>① 意向調査で区営住宅を希望する被災者を対象に募集審査を行い、選定する。</p> <p>② 入居者手続き、買取・借上げ物件の運営管理基準については、区営住宅の管理基準に準じて定める。</p> | |

| 留意事項 |
|---|
| ○ 災害復興公営住宅の大量供給は、将来の区の財政を圧迫することから、借上げ等の施策を積極的に活用する。 |
| 今後の課題 |
| |

| 必要な物品 |
|-------|
| |

■豊島区震災復興マニュアル（生活・産業復興編）の構成（グレーは地域防災計画）

| 章 | 節 | マニュアル項目 | 都庁頁 | 担当課/関連課 | 地域防災計画の応急対策 (第2部) | 地域防災計画の復旧対策 (第3部) | 被災直後 | 2週間 | ～2ヶ月 | ～4ヶ月 | ～6ヶ月 | ～1年以上 |
|-----------------|--------------------|--------------------|----------------------|--|--|--|--|-----|------|------|------|-------|
| 第5章 くらしの復興 | 第1節 医療と福祉の確保 | 1 地域医療サービスの確保 | ★IV-1-1, 2, 3 | ◎地域保健課/生活衛生課 | ・2-2-5 被害状況の調査報告(P90) 医療施設の被害 ・2-2-6 災害時の広報広聴(P93) 医療救護周知 ・2-9-3 医療救護活動-2 医療救護所の設置(P125)-3 広報医療拠点(P126) ・2-9-7 回(P129)巡回体制の構築 | ・3-1-2-1(P197) 社会福祉施設の復旧調査 ・3-2-2 公共施設の復旧等-3(P216) 社会公共施設等 | (1) 医療機関の被災及び閉院情報の集約と発信 (2) 医療不足地区の把握 (3) 仮設医療拠点の設置 (4) 医療機関の再開支援 | | | | | |
| | | 2 福祉施設の被害調査と復旧再建支援 | ★IV-2-1, 3 | ◎福祉総務課・子ども課・高齢者福祉課・障害者福祉課・介護保険課、保育園課・子育て支援課 | ・2-2-5 被害状況の調査報告(P90) 教育施設の被害 ・2-2-6 災害時の広報広聴(P93) ・2-17 公共施設の応急対策-4 社会公共施設等(P180) | | (1) 社会福祉施設の復旧に関する調査の実施 (2) 福祉施設の復旧・再開方針の策定 (3) 区立施設の復旧 (4) 民間施設の再建支援 | | | | | |
| | 第2節 保健・衛生の維持 | 3 地域福祉需要調査と一時入所 | ★IV-2-1, 2 | ◎福祉総務課・高齢者福祉課・介護保険課・中央保健福祉センター・社会福祉協議会/福祉課/高齢者福祉課/介護保険課/中央保健福祉センター/社会福祉協議会 | ・2-2-5 被害状況の調査報告(P90) 医療施設の被害 ・2-2-6 災害時の広報広聴(P93) 医療救護に関する周知 ・2-11-3 福祉救護センター等(P145) ・2-11-4 避難者の収容調整-5 被災者の他地区への移送 2-19-2 応急保青(P189) | ・3-1-2-2(P197) 地域福祉需要調査 ・3-1-3(P198) 一時入居の実施 | (1) 救援センターからの福祉ケアニーズの集約 (2) 各施設からの福祉ケアニーズの集約 (3) 一時入所の実施、調整 (4) 地域福祉需要調査の継続 | | | | | |
| | | 4 福祉サービス体制の整備 | ★IV-2-4 | ◎福祉総務課◎高齢者福祉課・生活福祉課・介護保険課・中央保健福祉センター・社会福祉協議会 | ・3-1-4 在宅サービス体制の強化(P198) -1 要援護者の訪問支援体制の強化 -2 民間入居施設等への支援体制の整備 -3 在宅要介護者の生活支援 -4 緊急通報システムの整備 | | (1) 福祉サービス体制の構築 (2) 救援センター等における福祉対応 (3) 在宅・在在所(みなし仮設含む)福祉サービスの提供 (4) 応急仮設住宅等での福祉サービスの提供 (5) 地域見守りシステムの整備 | | | | | |
| | 第2節 保健・衛生の維持 | 5 福祉復興計画の策定 | ★IV-2-1, 2 | ◎福祉総務課・高齢者福祉課・生活福祉課・介護保険課・中央保健福祉センター・社会福祉協議会 | ・2-2-5 被害状況の調査報告(P90) 医療施設の被害 ・2-2-6 災害時の広報広聴(P93) 医療救護に関する周知 ・2-11-3 福祉救護センター等(P145) ・2-11-4 避難者の収容調整-5 被災者の他地区への移送 | ・3-1-2-2(P197) 地域福祉需要調査 ・3-1-3(P198) 一時入居の実施 | (1) 状況の把握と計画フレーム・方針の検討 (2) 震災福祉復興計画策定委員会の開催 (3) 計画策定と実施 | | | | | |
| | | 1 被災者の健康管理 | ★IV-3-1, 2 | ◎生活衛生課 | 2-9-8 防疫及び衛生-3 保健活動-2 水・食品の安全確保(P131) | | (1) 救援センターでの健康管理 (2) 食生活・口腔ケアの支援 (3) 在宅療養者の健康管理 (4) 仮設住宅等での健康管理 | | | | | |
| 第2節 保健・衛生の維持 | 2 水、食品の安全確保 | ★IV-4-3-5 | ◎生活衛生課 | 2-9-8 防疫及び衛生-3 保健活動-2 水・食品の安全確保(P131) | | (1) 救援センターの衛生管理 (2) 食品関係施設、水道施設等の衛生監視指導 | | | | | | |
| | 3 ベット等の一時保護 | ★IV-3-7 | ◎生活衛生課 | 2-9-8 防疫及び衛生-5 動物愛護(P131) | | (1) 救援センターでのベットの対策 (2) 一時保護・送還と里親探し支援 (3) ベットと暮らせる住まいの確保 | | | | | | |
| | 4 防疫(感染症の防止) | ★IV-3-4 | ◎生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所 | 2-9-8 防疫及び衛生-4 防疫活動(P131) | | (1) 広報及び健康指導 (2) 感染症防止活動の実施 (4) 再開の支援 | | | | | | |
| | 5 公衆浴場の状況把握と再開支援 | | ◎生活衛生課・生活産業課 | | | (1) 営業状況の把握 (2) 営業情報の提供 (3) 衛生指導の実施 | | | | | | |
| 第2節 保健・衛生の維持 | 6 生活衛生施設の状況把握と再開支援 | ★IV-3-8, 9 | ◎生活衛生課・生活産業課 | | | (1) 被災状況の確認 (2) 衛生状況の確認 ※できるだけ速やかに (3) 衛生指導の実施 | | | | | | |

| 章 | 節 | マニユアル項目 | 都庁ページ | 担当課/関連課 | 地域防災計画の応急対策 (第2部) | 地域防災計画の復旧対策 (第3部) | 被災直後 | 2週間 | ～2ヶ月 | ～4ヶ月 | ～6ヶ月 | ～1年以降 |
|--------------------|-----------------|----------------|-------------|--------------------------------------|--|--|--|---|------------------------------------|------|------|--|
| 第3節 生活支援対策 | 7 ごみ処理等 | 1 生活資金等の支援 | ★IV-2-5～8 | ◎資源循環課/豊島清掃事務所 | ・2-2-5 被害状況の調査報告(P90) 区有財産被害 ・2-14-2 ごみ処理(P156) ・2-14-3 トイレの確保及びし尿処理 | ・3-2-2-2 公共施設の復旧等-3(P216) 社会公共施設等 | (1) 清掃関連施設の被害状況等の把握 (2) 被害状況等に 応じたごみ収集の実施 | (2) 通常業務への移行 (4) がれき処理計画の策定 | | | | |
| | | | | ◎総務課・福祉総務課・子育て支援課・社会福祉協議会 | 3-1-6 再助金等の支給(P199) 3-1-7 災害復旧資金等の貸付(P199) 3-13 義援金品の配分(P211) | (1) 生活資金の周知、貸付 (2) 義援金の募集、配分 (3) 災害再助金等の支給 (4) 被災者生活再建支援金の支給 | (3) 災害再助金等の支給 (4) 被災者生活再建支援金の支給 | | | | | |
| | | | | ◎生活福祉課・西部生活福祉課 | 3-1-5 生活保護(P199) | (1) 対象者の把握と訪問調査の実施 (2) 被災者の状況把握 (3) ケースワーカーの訪問・認定 (4) 生活保護の実施 | (1) 対象者の把握と訪問調査の実施 (2) 被災者の状況把握 (3) ケースワーカーの訪問・認定 (4) 生活保護の実施 | | | | | |
| 第6章 教育・地域・文化の復興 | 1 区立の学校施設の復旧、再建 | 3 税等の減免 | ★IV-2-10 | ◎総務課・国民健康保険課・高齢者医療年金課・介護保険課 | 3-1-10 租税等の徴収猶予及び減免(P205) | (1) 被害の減免措置の把握 | (1) 租税の減免措置の把握 (2) 税に関する広報・相談体制 | (1) 被害の減免措置の把握 (2) 税に関する広報・相談体制 | (1) 租税の減免措置の把握 (2) 税に関する広報・相談体制 | | | |
| | | | | ◎学校施設課・教育総務課・学校施設課・教育指導課 | ・2-5-2 被害状況の報告(P90) ・2-17 公共施設の応急対策-4 社会公共施設等(P180) | (1) 被害状況の把握 | (2) 代替教室の確保、仮設教室の建設 (3) 学校施設の再建方針の策定 (4) 授業再開に向けた施設・設備の確保 | (2) 代替教室の確保、仮設教室の建設 (3) 学校施設の再建方針の策定 (4) 授業再開に向けた施設・設備の確保 | ※早期 ※早期 ※早期 | | | |
| | | | | ◎教育指導課・学校運営課・教育センター | 2-19-1 応急教育(P186)-1 応急教育計画の立案 -2 応急教育の実施 -3 学用品の調達及び支給 2-11-3 支援センターの運営(P144) 学校部 | (1) 授業再開の決定 (2) 応急教育計画の実施 | (1) 授業再開の決定 (2) 応急教育計画の実施 | (4) 教科書等学用品の給与 (6) 区外・私立通園通学児童・生徒の受入れ (7) 給食の再開 | ※早期 ※早期 | | | |
| 第2節 文化と都市力の復興 | 1 文化・生涯学習施設等の再開 | 2 区立の学校等の教育の再開 | ★I-11-1 + α | ◎子ども課/子育て支援課/保育園課/教育センター | 2-19-2 応急保育(P189) 2-19-3 児童館、子どもスキップ等における応急対策 | (1) 子どもケアセンターの立ち上げ (2) ケア体制の構築と拠点の確保 (3) 一時預かりや母子家庭支援の展開 | (1) 子どもケアセンターの立ち上げ (2) ケア体制の構築と拠点の確保 (3) 一時預かりや母子家庭支援の展開 | (4) 通常態勢への移行 / 子どもの引継ぎ | | | | |
| | | | | ◎学習・スポーツ課/生涯学習課/文化センター/図書館/施設課/施設設計課 | ・2-2-5 被害状況の調査報告(P90) 教育施設の被害 ・2-2-6 災害時の広報広聴(P93) ・2-17 公共施設の応急対策-4 社会公共施設等(P180) | (1) 被害状況調査と応急対策への施設活用 | (2) 被災度区分判定調査 (3) 施設再建計画の策定と実施 (4) 施設活動の再開 | (2) 被災度区分判定調査 (3) 施設再建計画の策定と実施 (4) 施設活動の再開 | | | | |
| | | | | ◎教育総務課 | ・2-17 公共施設等の応急対策-5 文化施設 | (1) 文化財等の被害状況調査 | (2) 所有者との協議、復旧・復興方針の作成と支援 (3) 国・都等への協力依頼 | (2) 所有者との協議、復旧・復興方針の作成と支援 (3) 国・都等への協力依頼 | | | | |
| 第2節 文化と都市力の復興 | 2 文化・芸術・スポーツの復興 | 3 子どものケア | ★V-3-1 | シニアプロモーション課◎文化デザイン課◎文化観光課・企画課 | | | (1) 持ち込み型イベントの調整 | (1) 持ち込み型イベントの調整 | | | | (4) 文化財復旧計画の実施 (2) 復興イベントの実施・行事再開 (3) 文化・芸術関係、記憶づくり等 |

| 章 | 節 | マニユアル項目 | 都P-1頁 | ◎担当課/関連課 ◎区民活動推進課/地域区民ひろば課 | 地域防災計画の緊急対策 (第2部) | 地域防災計画の復旧対策 (第3部) | 被災直後 | 2週間 | ～2ヶ月 | ～4ヶ月 | ～6ヶ月 | ～1年以降 |
|--------------------|---------------------|-------------------|--------------|-------------------------------|----------------------|---|-------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|------------------|--------------|
| 第6章 教育・地域・文化の復興 | 第3節 コミュニティ活動への支援 | 1 地域コミュニティ活動への支援 | | ◎区民活動推進課/地域区民ひろば課 | | | | (1)町会・自治会等の活動支援 ※適宜 | (2)活動拠点の再開と運営 ※適宜 | (3)応急仮設住宅団地での自治会活動支援 ※適宜 | (4)慰霊祭の実施 ※適宜 | (5)復興イベントの展開 |
| | | | | | | | | (1)活動グループの状況と意向把握 ※適宜 | (2)地域とのマッチング、活動支援態勢の構築 ※適宜 | (3)区民活動団体に対する支援 ※適宜 | (4)通常区民活動の再開 | |
| | 3 大学との連携 | | ◎防災課・企画課 | | | ※早期 | (1)状況把握と連絡体制の確保 ※随時 | (2)復興支援要請と協力体制の構築 ※随時 | (3)長期的復興支援体制の構築 | | | |
| | | | | | | (1)要支援外国人の把握 以後継続 | (2)情報提供と支援体制の構築 以後継続 | | | | | |
| 第7章 仕事と産業の復興 | 第1節 産業の復興 | 1 被害の把握と産業復興計画の策定 | ★I-1-1-2-2-8 | ◎生活産業課 | | | | (1)被害状況の把握 以後継続 | (2)産業復興計画の検討 以後継続 | (3)新たな支援策の検討、広報 | | |
| | | | | | | | | (1)仮設店舗、仮設共同工場等の確保支援 以後継続 | (2)金融支援等への対応 以後継続 | (3)産業再生の支援への対応 | | |
| | 2 中小企業の再開・復興支援 | | ◎生活産業課 | | | ・3-1-11 中小企業への融資(P207)-1 中小企業への融資の特例(P208) | (1)状況把握と連絡体制の確保 以後継続 | (2)産業復興計画の検討 以後継続 | (3)新たな支援策の検討、広報 | | | |
| | | | | | | 3-1-9 雇用の確保(P204)-1 雇用対策、-2 相談指導態勢の整備、-3 区による職業あっせん等の取り扱い、3-1-12 その他の生活確保に対する対応(雇用保険)(P209) | (1)雇用状況の把握 以後継続 | (2)連携して雇用の維持 以後継続 | (3)離職者の再就職の促進 以後継続 | | | |
| 第2節 雇用の確保 | 1 雇用の確保 | ★V-5-1-4 | ◎生活産業課 | | | | (1)情報の収集と広報 以後継続 | (2)消費者相談の実施 | | | | |
| 第3節 消費者の保護 | 1 消費者相談等の実施 | ★I-13-1 | ◎生活産業課 | | | | (1)情報の収集と広報 以後継続 | (2)消費者相談の実施 | | | | |

第3編 生活・産業復興編

第5章 暮らしの復興

第1節 医療と福祉の確保

- 1 地域医療サービスの確保
- 2 福祉施設の被害調査と復旧再建支援
- 3 地域福祉需要調査と一時入所
- 4 福祉サービス体制の整備
- 5 震災福祉復興計画の策定

第2節 保健・衛生の維持

- 1 被災者の健康管理
- 2 水、食品の安全確保
- 3 ペット等の一時保護
- 4 感染症の防止（防疫）
- 5 公衆浴場の状況把握と再開支援
- 6 生活衛生施設の状況把握と再開支援
- 7 ごみ処理等

第3節 生活支援対策

- 1 生活資金等の支援
- 2 生活保護
- 3 税等の減免

第5章 第1節

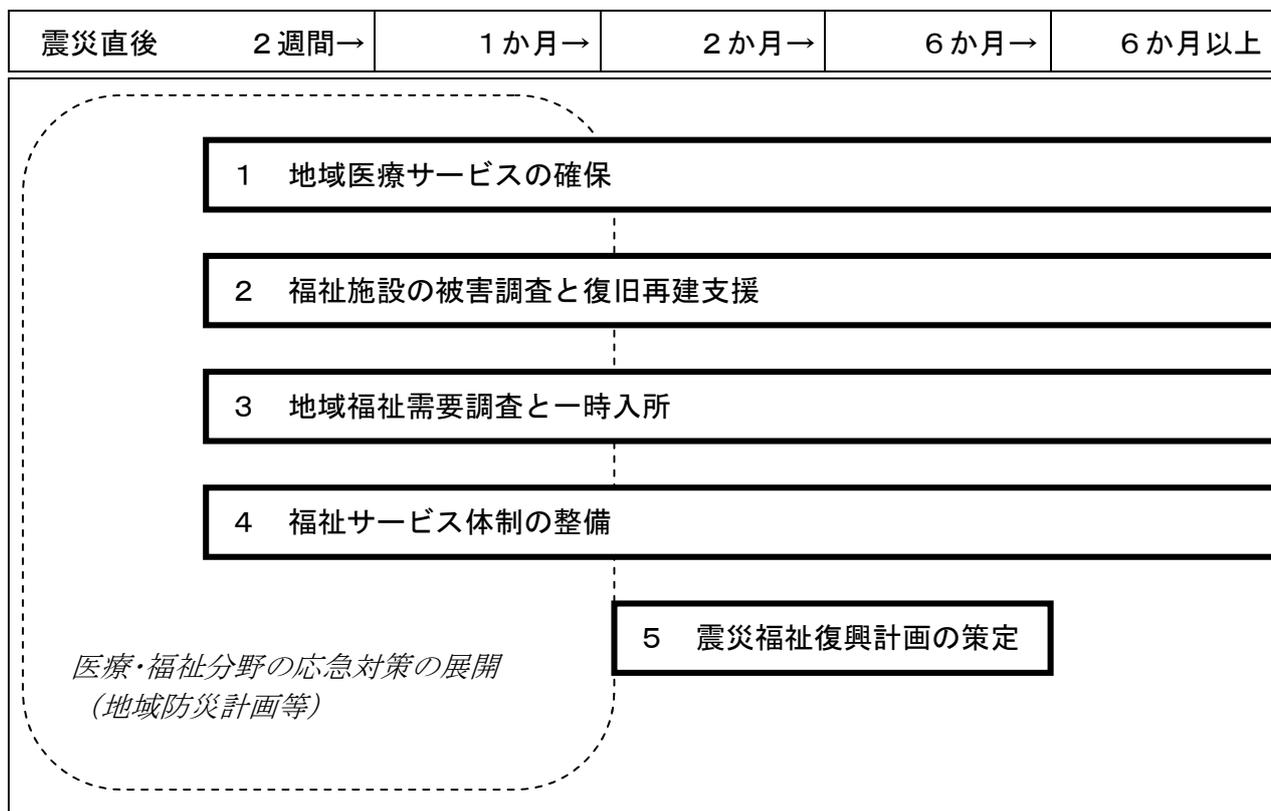
医療と福祉の確保

震災により多くの死傷者が発生する一方、医療施設や福祉施設の被害や機能低下も生じる。被災直後には救援センター（避難所）等での応急医療や福祉対応がなされる。

応急対応期に引き続いて、復旧・復興期では、必要な医療サービスの提供に向けて、区民への情報発信、仮設医療拠点の確保、医療機関の再開支援にとりくむ。

また、震災により様々な福祉需要が発生する。復旧復興期では、まず、従前の福祉サービス水準の回復に向けて、施設の再建を支援するとともに、ついで、新しい福祉需要を適切に把握しサービス体制を構築する。

なお、医療・福祉分野は重点課題のひとつであり、迅速な対応を行うことに並行して都の対策と整合をはかりながら「震災福祉復興計画」を策定し、総合的・連続的な医療と福祉分野の復興を推進する。



1 地域医療サービスの確保

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 地域保健課・生活衛生課 |
| マニュアル更新担当課 | 地域保健課 |

活動のあらまし

震災によって病院や診療所、歯科医、薬局等が被災し、医療水準が大幅に低下するおそれがある。震災直後に応急医療対策を展開するとともに、地域医療サービス低下をカバーし、医療施設の再開を支援し、速やか応急医療を収束し、従前の水準に回復することが重要である。

このため、関係団体と協力し、医療機関の被災状況と再開状況を把握し、医療再開が遅れるたり応急仮設住宅等で医療需要が増大した箇所には、仮設診療所を開設する。また、被災した医療機関の再開支援の方策を定め、再開、復旧の支援を行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------------|
| 発災から 1週間以内 | 医療機関の被災状況及び開院情報の集約と発信 |
| 1週間以降 | 医療不足地区の把握と仮設医療拠点の設置 |
| 1週間以降 | 医療機関の再開支援 |

留意事項：情報と収集ルート of 早期確立、刻々と変化する情報をどのように把握、伝達するかの方法をあらかじめ決めていくことが重要である。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：医療施設の被災と仮設診療所

◆阪神・淡路大震災の医療施設被害

阪神・淡路大震災では、ライフラインの寸断や医療機器破損に見舞われた。水は、医療用水のほか、ボイラー用水やコンプレッサー・自家用発電機等の冷却水が不足した。神戸市立中央市民病院では、人工呼吸器が故障し16人の患者の生命を脅かした。空調保温がダウン、手術室内の保温や器材の洗浄消毒も出来なくなった。約千人の入院患者がいたが調理器具が使用不可能になった。搬送機・エレベーター、患者の情報を入れたコンピューターも停止した。兵庫県の調査によると、病院では、MRI（70%）、人工透析装置（37%）、CT スキャン（30%）、単純 X 線装置（22.%）、血管連続撮影装置（27.%）の被害があった。また単純 X 線装置を所有する診療所のうち65%が被害を受けたと回答している。（内閣府 阪神・淡路大震災教訓情報資料集）

◆仮設診療所と巡回診療車

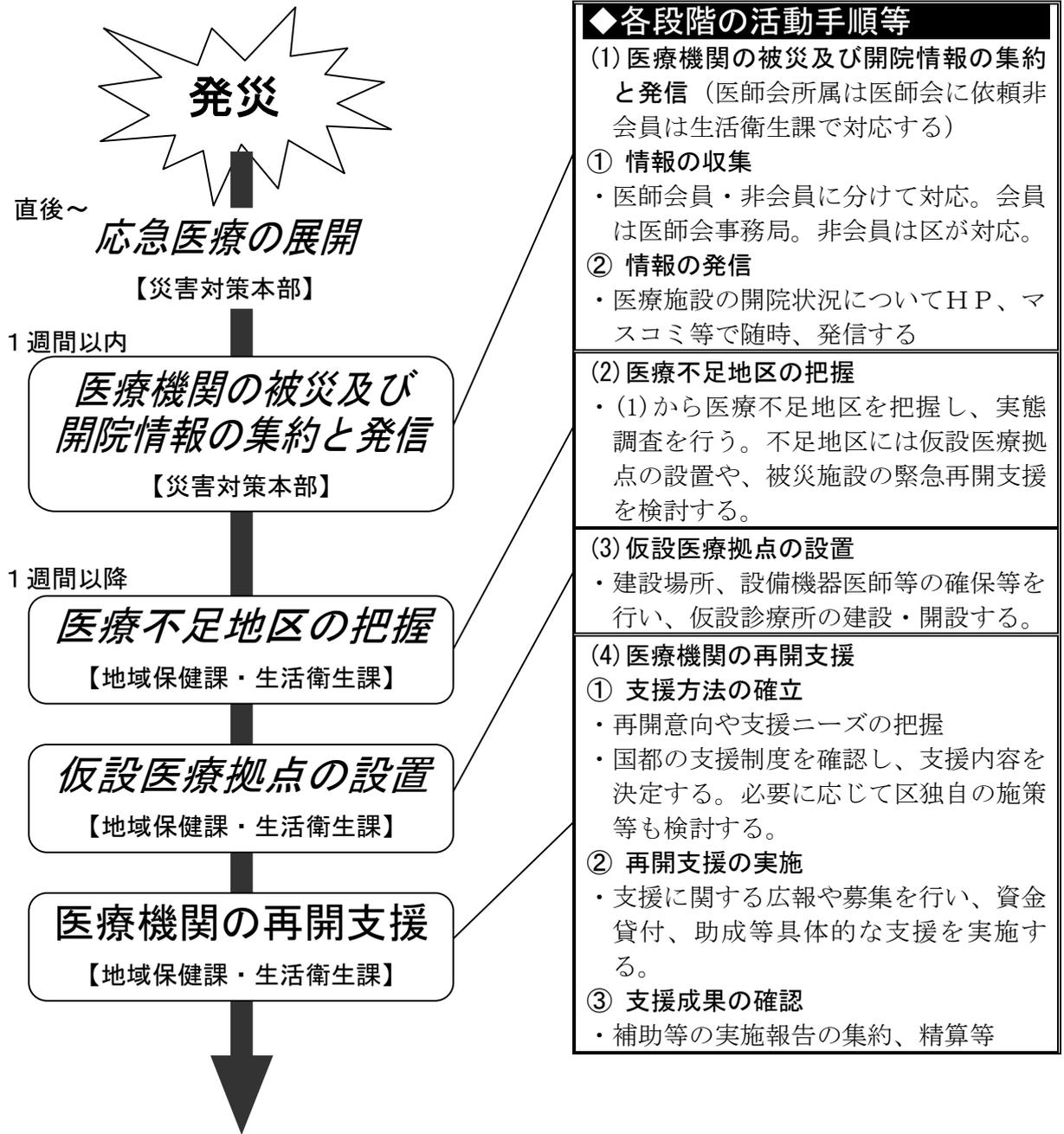
医療機関の復旧が遅れている地域や、避難所及び応急仮設住宅付近で医療ニーズが拡大した地域に対して、兵庫県は、国の補助を得て、仮設診療所（9施設）及び巡回歯科診療車（10台）を設置した。仮設住宅での9カ所の仮設診療所は、約4年間の診療を終え、1999年4月16日を最後に、すべて閉鎖された。（内閣府復興対策事例集）

（東日本大震災でも3県の仮設住宅群すべてに原則、仮設の診療所を整備する方針になっている）

◆医療機関開業状況の発信

東日本大震災の医療機関の開業状況は、石巻市では1か月後60%、3か月後78%、半年後82%。気仙沼市では42%、60%、66%である。再開について、県や各市では「休日当番医」HPや広報紙を使って発信している。なお、病院・診療所・歯科診療所は、保健所に休止届・廃止届を提出する事になっている。（宮城県医療整備課HP）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



- ◆各段階の活動手順等**
- (1) 医療機関の被災及び開院情報の集約と発信（医師会所属は医師会に依頼非会員は生活衛生課で対応する）
- ① 情報の収集
- ・医師会員・非会員に分けて対応。会員は医師会事務局。非会員は区が対応。
- ② 情報の発信
- ・医療施設の開院状況についてHP、マスコミ等で随時、発信する
- (2) 医療不足地区の把握
- ・(1)から医療不足地区を把握し、実態調査を行う。不足地区には仮設医療拠点の設置や、被災施設の緊急再開支援を検討する。
- (3) 仮設医療拠点の設置
- ・建設場所、設備機器医師等の確保等を行い、仮設診療所の建設・開設する。
- (4) 医療機関の再開支援
- ① 支援方法の確立
- ・再開意向や支援ニーズの把握
 - ・国都の支援制度を確認し、支援内容を決定する。必要に応じて区独自の施策等も検討する。
- ② 再開支援の実施
- ・支援に関する広報や募集を行い、資金貸付、助成等具体的な支援を実施する。
- ③ 支援成果の確認
- ・補助等の実施報告の集約、精算等

- 留意事項**
- 薬局や歯科医等の需要も考えられる
 - 入院できない病人、医療機関に通院できない在宅者への医療ケア体制も検討しておく。
- 今後の課題**
- 医療機関の被災状況や再開に関する情報について、収集方法・共有方法の協議。収集頻度、再開情報などの確認について検討しておく。
 - 医療不足地区の認定基準を検討しておく。
 - 仮設診療所の設置について、必要な施設設備、医師の確保等具体的な方法を検討しておく。

- 必要な物品**
- ・ イエデンワ、携帯 TEL
 - ・ 区の地図（大きなもの）
 - ・ 医療機関のリスト（種別、スタッフ規模）、地図
 - ・ 自転車
 - ・ パソコン
 - ・ コピー機
 - ・ 文房具

2 福祉施設の被害調査と復旧再建支援

| | |
|------------|--|
| 実施責任担当課 | 福祉総務課・子ども課・高齢者福祉課・障害者福祉課 ・介護保険課・保育園課・子育て支援課 |
| マニュアル更新担当課 | 福祉総務課 |

活動のあらまし

震災によって、各種の福祉施設にも被害が発生する。入所者の保護等応急対策を行う一方、速やかに施設の再開、再建の準備を進める。区立施設については、すみやかに従前の機能を確保し、復旧を行う。また、民間施設の速やかな再建を支援する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------|
| 発災から 2週間以内 | 被害状況調査の実施 |
| 6か月以内 | 福祉施設の復旧・再開方針の策定 |
| 1か月以降 | 民間施設の再建支援 |

留意事項：救援センター指定施設は優先的に実施、施設の建替再建は「震災復興福祉計画」（第5章第1節4）で扱うものとする。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：社会福祉施設の被害と再建

◆阪神・淡路大震災の被害概況

地震発生当時、高齢者福祉施設、身体障害者福祉施設、精神薄弱者福祉施設は兵庫県下に550施設あった。施設が全壊したのは1箇所、施設内死者は1名であった。児童福祉施設91のうち神戸市兵庫区の母子寮1箇所で建物全壊により入所者2、児童2、職員1名が死亡している。

アンケートによると施設外に避難したのはおよそ1/3で、建物被害や火災など安全確保のための避難と、ライフライン停止、介護人手不足など生活機能充足のための避難とに分かれる。避難せざるを得なかった施設では、病院や他の養護施設に避難している。避難しなかった施設では、水・食料の確保が大きい課題になった。一方、地域やボランティアの人的支援が得られたのは全体の4割であった。

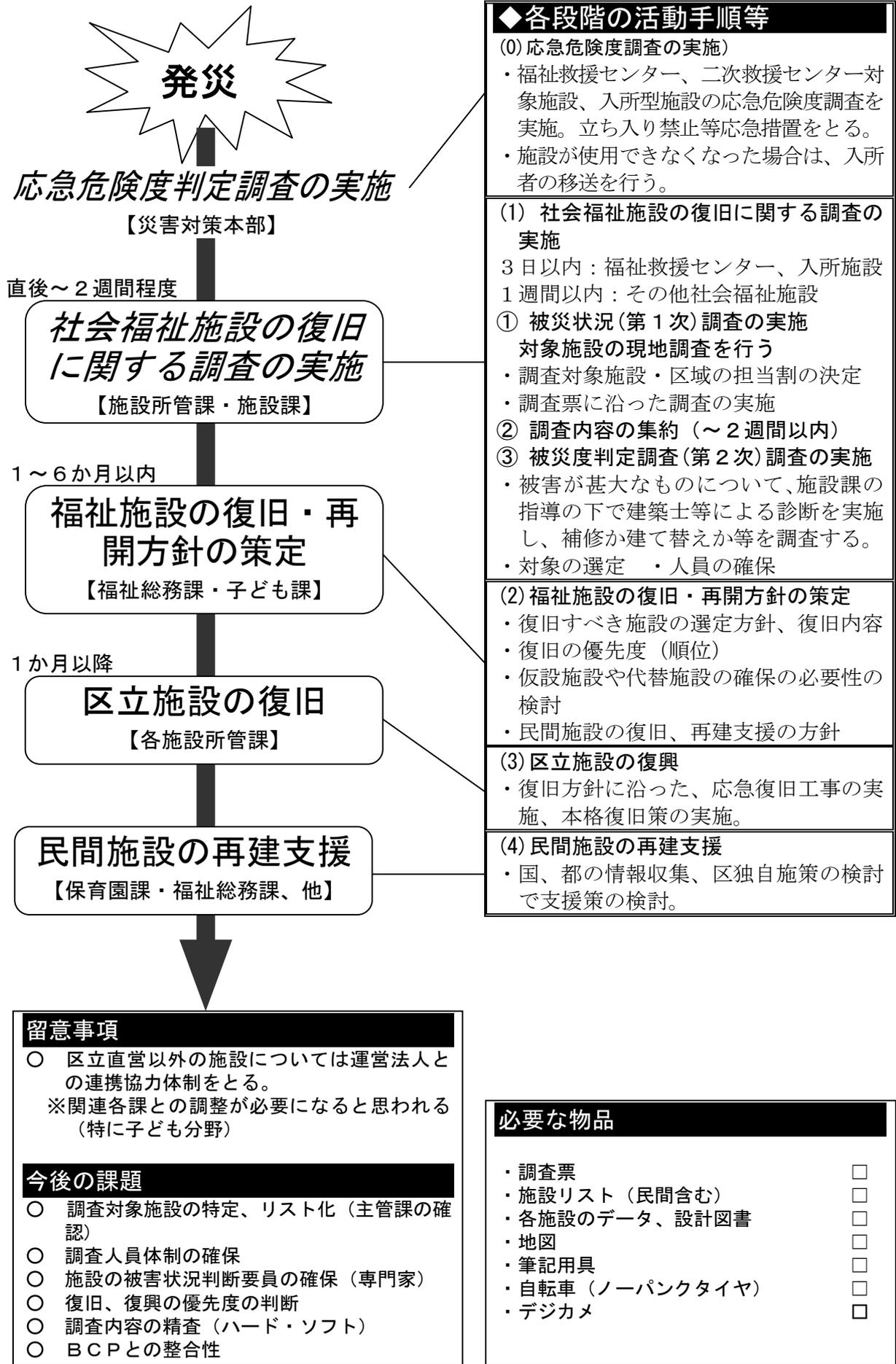
地域によっては避難拠点（福祉避難所）の役割を果たした社会福祉施設も多かった。避難してきた人

で多かったのは、地域に居住する高齢者や障害者等の在宅弱者で、震災発生後3か月以上いる人も多い。施設によっては、地域の避難所に職員を派遣し、避難所の弱者の把握や援助、家族への助言相談を行ったり、引き取りをした施設もあった。在宅弱者の緊急ショートステイや、ボランティアの拠点になる施設もあった。社会福祉施設を大切な復興資源にする視点が重要である。（重川希志依 地域安全学会論文報告集1996-11）

◆福祉施設の復旧支援

東日本大震災では、福祉施設の復旧は「社会福祉施設等災害復旧費補助」が県と通じて市町村や社会福祉法人等に行われている。また、建物再建などの復興にあたっては、厚労省は事務次官通達「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助（東日本大震災復興特別会計）」を平成24年5月に発している。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



3 地域福祉需要調査と一時入所

| | |
|------------|---|
| 実施責任担当課 | 福祉総務課・高齢者福祉課・介護保険課 ・中央保健福祉センター・社会福祉協議会 |
| マニュアル更新担当課 | 福祉総務課 |

活動のあらまし

災害発生後、福祉サービスの提供能力が低下する一方で、生活環境の激変や精神的・肉体的ショックにより様々な福祉需要が発生し、従来の水準確保と新たなサービスの提供が求められる事態が予想される。

こうした事態に対し、①サービスニーズの把握および集約、②一時入居・入所に向けた支援の実施、③地域福祉需要調査の実施を行い、福祉サービス提供態勢の再構築を図っていく。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------------|
| 発災から 2週間以内 | 福祉ケアニーズの集約 |
| 2週間以降 | 一時入所・入居の支援の実施 |
| 1か月以降 | 地域福祉需要調査の継続(数次にわたり実施) |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の福祉需要調査

◆実施された福祉関連調査

兵庫県では、震災1か月の間に「福祉施設等の緊急一時入所希望調査」「ボランティアニーズの把握調査」「避難所における健康医療関係調査」「避難所の生活実態調査」を実施した。また、3月までに「ボランティア・炊き出し状況調査」、「避難所状況調査」、4～7月には避難所における世帯数等の把握調査、ボランティア活動状況調査等を実施した。

◆生活実態調査の方法と内容

高齢者等の場合、アンケートへの回答が難しく、生活実態調査は、避難所や仮設住宅での訪問による聞き取り調査が基本となる。発災後初期にはサンプリング調査を行い、その後、悉皆調査やアンケート調査を行う。なお、遠隔地へ避難した被災者についても、マスコミ広報等や郵便局の協力を通じて調査を行う。また、生活実態の把握は、継続的に行う。

・調査項目：a.生活実態調査（被災前の生活状況

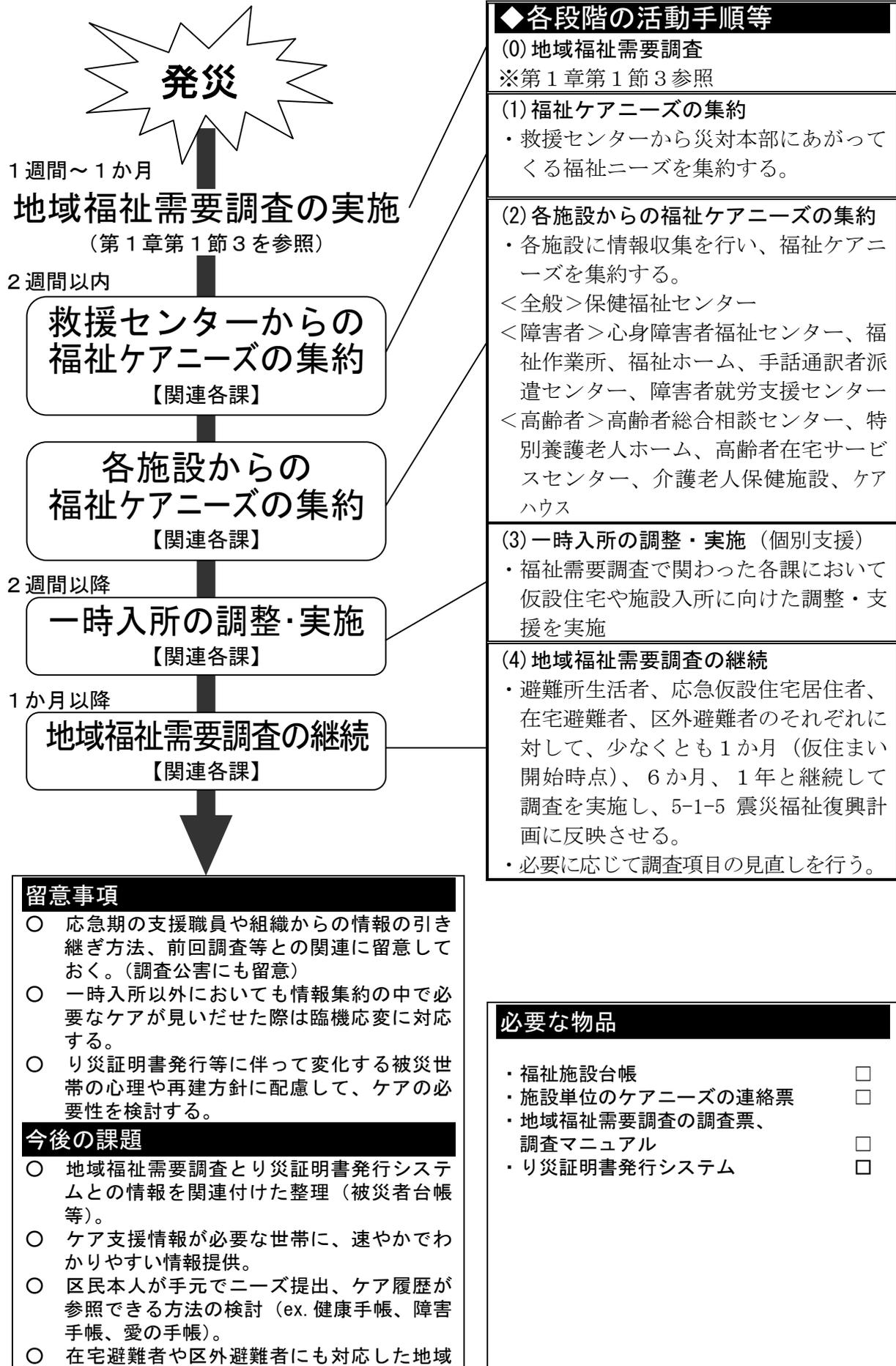
（収入、資産等）、資産被害、収入減少及び支出増加、生活上の問題点等。b.健康調査：健康状況の調査及び被災者・児童、行政職員等の心の健康に関する調査等。

◆要援護者・世帯調査のあらまし

a.緊急調査：要介護高齢者・障害者及び要保護児童について避難所や仮設住宅の入居者、在宅の被災者、各種施設入所者に対する調査を行う。保健所職員、ホームヘルパー、民生委員等が行った。

b.抽出調査：無作為抽出等によって、要援護者・世帯の実態を調査・分析する。調査項目は、1)安否確認、身体状況等の変化、緊急ショートステイや緊急一時受入施設の必要性、2)ホームヘルプサービス、デイサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の支給、障害者手帳等の再交付、仮設住宅における改修のニーズ等。〈内閣教訓阪神〉

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



4 福祉サービス体制の整備

| | |
|------------|--|
| 実施責任担当課 | ・福祉総務課・高齢者福祉課・生活福祉課 ・介護保険課・中央保健福祉センター ・社会福祉協議会 |
| マニュアル更新担当課 | 福祉総務課・高齢者福祉課 |

活動のあらまし

被災時には多くの要援護者が救援センターに避難すると考えられる。このため、①救援センターへの自力移動困難者・避難生活による健康被害など二次的被害の発生への対応、②在宅（施設）に戻った後の生活を維持可能にするための体制整備、③行政機関だけでなく民生委員・ボランティア等の地域力を活用した「見守り活動」の実施、④要援護者各人に応じた対応が可能な体制の構築により、要援護者の安心・安全な在宅生活の維持・孤立化防止を推進する。

プロセスのポイント

| | |
|------------|--------------|
| 発災から 直後 | 福祉サービス体制の構築 |
| 2週間以降 | 個別支援対策の推進 |
| 6か月以降 | 地域見守りシステムの整備 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の福祉対応

◆明石市のケアネットシステム

仮設などで暮らす高齢者や障害者を支えるため、ケア連絡員（市社協の登録ヘルパー15人）は、担当家庭を二週間に一度訪ねる。入居者の状況をつかみ、市内八ブロックの「担当機関」に連絡する。担当機関は、市高年福祉課や社協、社会福祉施設などが分担している。新たな措置が必要と判断すれば、ホームヘルパー派遣や医師会に往診を依頼する。

（中略）同市で91年から開いてきた市や社協、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所などの定期的な会合がケアネットは、ベースになった。

（中略）ケア連絡員も専門職ではなく、ものすごく入り込んでしまう人や問題を背負い込んでしまう人がいる。アルコール依存とか、お金に困っている人の問題など、そのまましょって帰るのは大変なので、月に一度は、連絡員が吐き出せる場所をつくって、

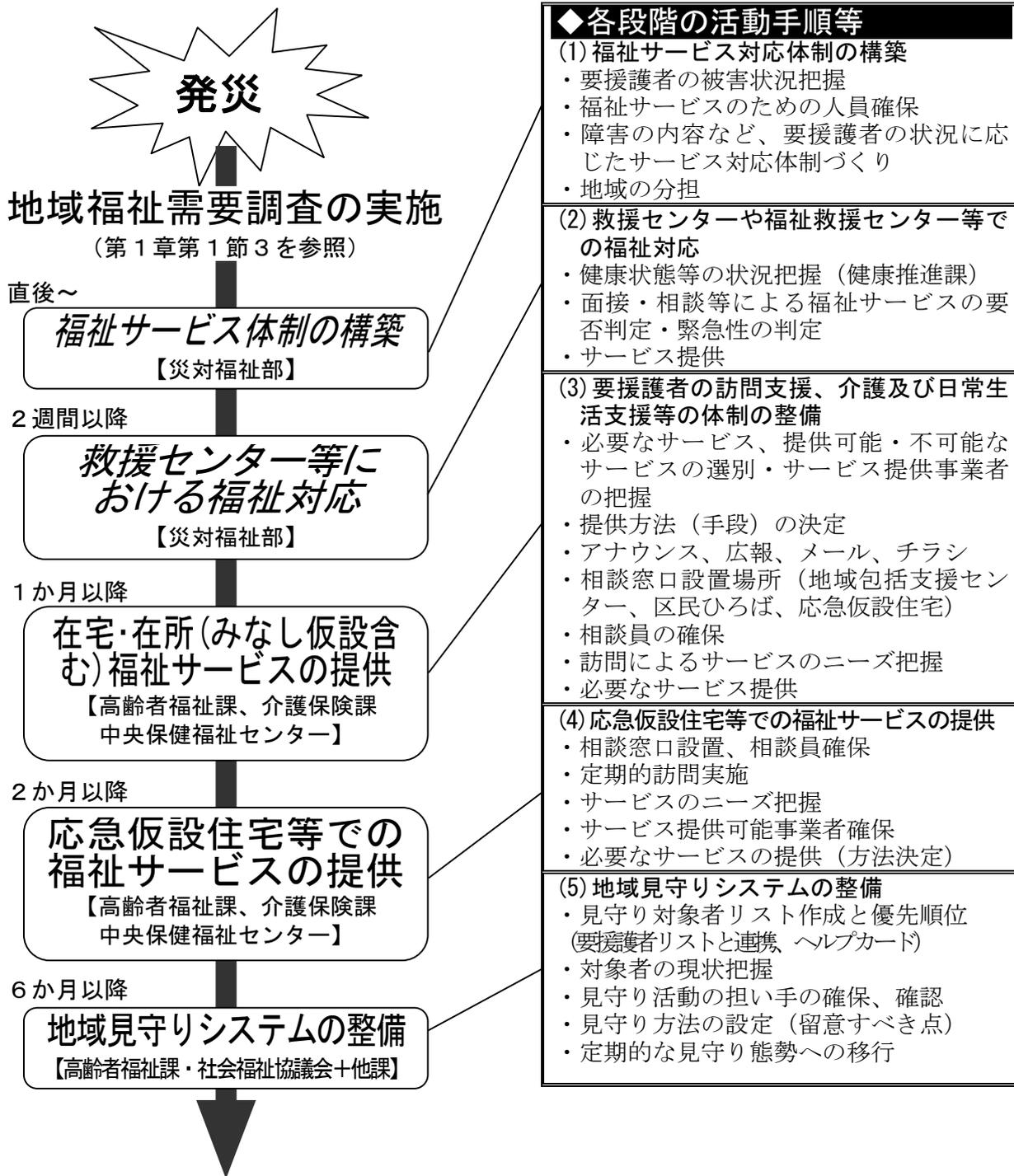
保健所職員が話を聞いたり専門的な研修もした。＜内閣教訓阪神＞

◆神戸市の福祉対応

慣れない避難所、仮設住宅暮らしの肉体的・精神的ストレスで心身の不調をきたす人が少なくない。なじみの病院から遠隔地になり生活のリズムが変調し、健康にも悪影響を及ぼした。公的健康ケアチームの巡回診療、ふれあいセンターの整備などによって、1年後には比較的安定した生活となった。

仮設住宅入居者の心身のケアやコミュニティづくりの支援に向けて、民生委員・児童委員等による「地域見守り活動」の推進や、新たに「ふれあいセンター」の整備、運営補助、「ふれあい推進員」の配置などを行ってきた。在宅福祉サービスでは、相談からサービスの提供まで一貫した援助を行う「あんしんすこやか窓口」を設けた。＜内閣教訓阪神＞

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



留意事項

- 事前から、地域団体（町会、民生委員、NPO等）に福祉サービス体制と協力についての理解を得る。

今後の課題

- 活動手順（必要な物品等）の担当者レベルでの詳細な整理・検討（シミュレーション等）。
- 時限的市街地（応急仮設住宅）を含む、地域見守りシステムの整備。
- 地域の集会場等の使い方、地域住民と仮設住宅住民との交流方法・手段の事前検討

必要な物品

- ・ 救援センターとの連絡手段
- ・ イエデンワ・携帯
- ・ 地図
- ・ 自転車
- ・ 介護保険関係事業所一覧・地図
- ・ 医療機関一覧・地図
- ・ 文房具
- ・ パソコン
- ・ 受付名簿・相談票（計画表）
- ・ テーブル・椅子
- ・ 相談スペース（つい立て、ボード等）

5 震災福祉復興計画の策定

| | |
|------------|--|
| 実施責任担当課 | ・福祉総務課・高齢者福祉課・生活福祉課 ・介護保険課・中央保健福祉センター ・社会福祉協議会 |
| マニュアル更新担当課 | 福祉総務課 |

活動のあらまし

福祉サービス体制の構築とともに、区としての震災復興計画に合わせて震災福祉復興計画を作成する。震災1か月後程度の状況を把握し、復興過程における福祉需要を勘案し計画を策定する。計画策定にあたっては委員会を設置し、専門家や現場の声を反映する。

なお、計画内容について、被災直後から取り組んだ福祉対応を盛り込むとともに、時点々々の状況を把握し、随時修正していく復興計画とする。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------------|
| 発災から 1か月以降 | 状況の把握と震災福祉復興計画フレームの検討 |
| 2か月以降 | 震災福祉復興計画策定委員会の開催 |
| 6か月以降 | 震災福祉復興計画策定と実施 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：福祉部門の復興計画について

◆兵庫県・市町生活支援委員会

仮設住宅等での仮住まいと恒久住宅での生活の支援は、住まいの環境改善、健康チェック、食事の心配、人々との交流、社会参加、仕事など全生活分野にわたり、様々な専門家をはじめNPO、ボランティアが地域の第一線で被災者に接している。平成9年7月、これら関係者が一体となって対応をするため、市町単位で関係者が集い、行政民間の枠を越えて情報を共有して検討する「市町生活支援委員会」を設置した。県には、市町レベルで解決しにくい制度やシステム上の課題への対応や被災者の方々の苦情相談等を担う「県・市町生活支援委員会」がつけられた。

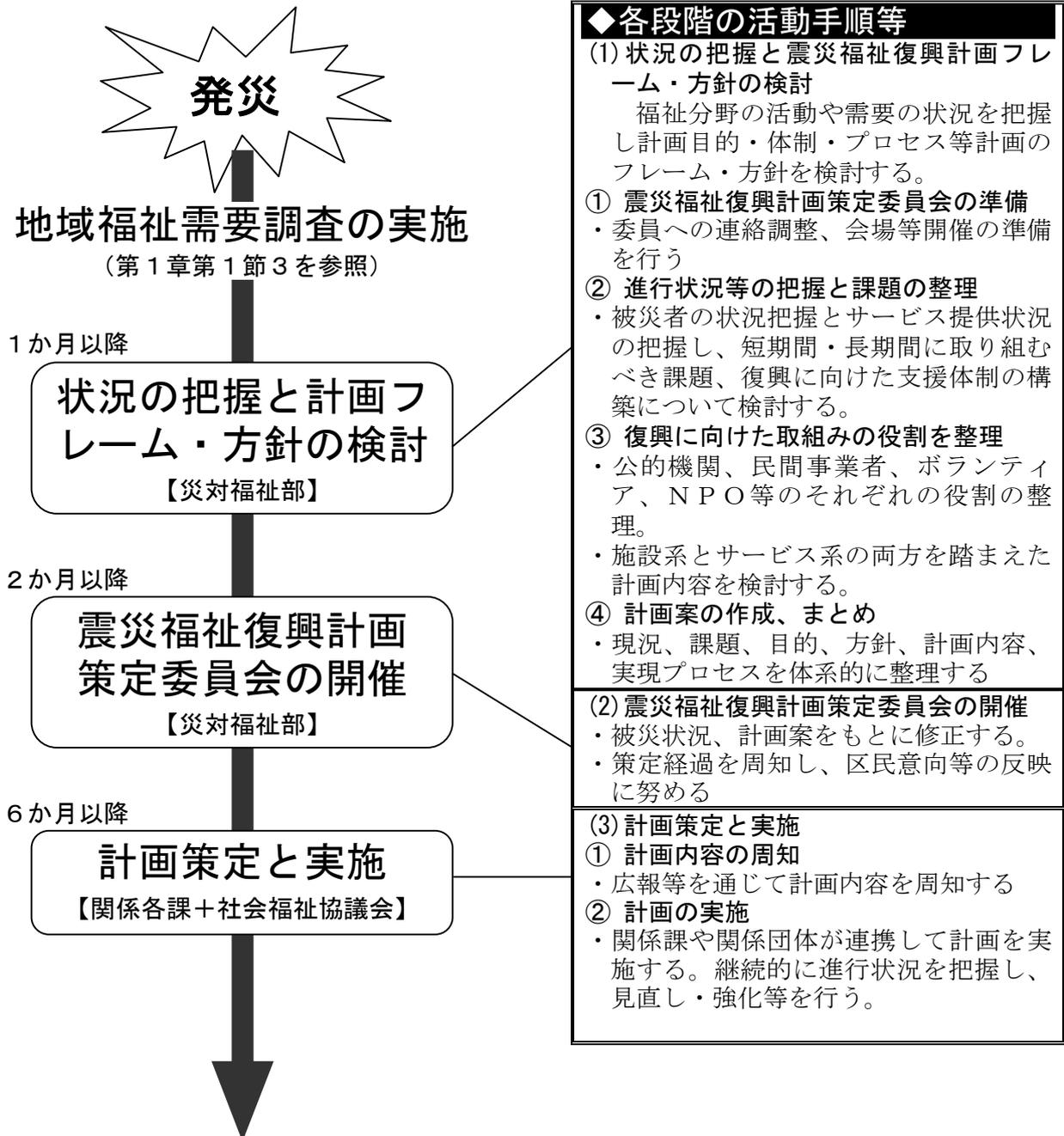
行政内部の機関であったが、メンバーは第一線で現実課題にあっている方々だけに、個別事例に対して適切な解決アプローチをとることができた。被災者の生活復興という点では、現場感覚と課題解決への取り組みの両立が重要である。〈内閣教訓阪神〉

◆岩手県「地域支え合い体制づくり事業」

平成24年復興基本計画での福祉分野で取り組む対策として「地域支え合い体制づくり事業」が提起されている。

- ・仮設会議・福祉サービス拠点づくり事業
 - ―市町村が仮設住宅で行う高齢者サポートセンター、グループホーム型仮設の設置運営を支援
 - ・被災地要介護高齢者生活支援事業
 - ―仮設での専門職による相談、支援等の経費補助
 - ・被災地要介護予防支援事業-
 - ―介護予防活動、地域リハビリ活動の支援等
 - ・高齢者ふれあい交流促進事業
 - ―高齢者が気軽にできる運動教室や交流会
 - ・被災地地域包括ケア支援事業
 - ―被災地の地域包括支援センター業務の支援
- 〈岩手県震災復興計画HP〉

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



- ◆各段階の活動手順等**
- (1) 状況の把握と震災福祉復興計画フレーム・方針の検討
福祉分野の活動や需要の状況を把握し計画目的・体制・プロセス等計画のフレーム・方針を検討する。
- ① 震災福祉復興計画策定委員会の準備
・委員への連絡調整、会場等開催の準備を行う
- ② 進行状況等の把握と課題の整理
・被災者の状況把握とサービス提供状況の把握し、短期間・長期間に取り組むべき課題、復興に向けた支援体制の構築について検討する。
- ③ 復興に向けた取組みの役割を整理
・公的機関、民間事業者、ボランティア、NPO等のそれぞれの役割の整理。
・施設系とサービス系の両方を踏まえた計画内容を検討する。
- ④ 計画案の作成、まとめ
・現況、課題、目的、方針、計画内容、実現プロセスを体系的に整理する
- (2) 震災福祉復興計画策定委員会の開催
・被災状況、計画案をもとに修正する。
・策定経過を周知し、区民意向等の反映に努める
- (3) 計画策定と実施
- ① 計画内容の周知
・広報等を通じて計画内容を周知する
- ② 計画の実施
・関係課や関係団体が連携して計画を実施する。継続的に進行状況を把握し、見直し・強化等を行う。

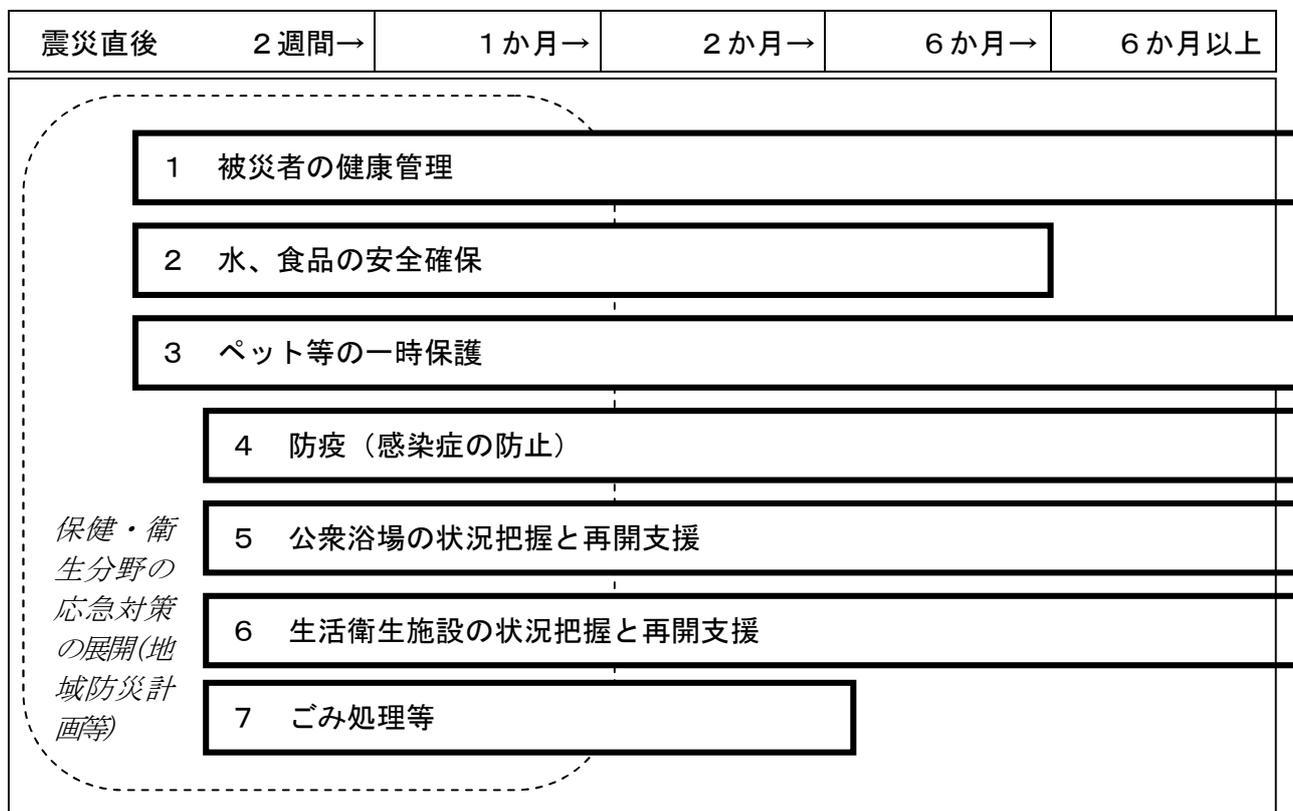
- 留意事項**
- 国や都の福祉支援策、補助メニューについての提案を必要に応じて行う
 - 策定経過、内容の周知に関する庁内連携に配慮する。
- 今後の課題**
- 震災福祉復興計画策定委員会設置要綱の策定
 - 震災福祉復興計画策定委員会に関する既存の会議体等の活用。
 - 計画内容の事前検討。

- 必要な物品**
- ・ 震災福祉復興計画策定委員会設置要綱

第5章 第2節

保健・衛生の維持

被災者は、生活環境の変化、衛生状態の低下や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的に変調をきたしやすい。このため、保健対策としてメンタルヘルスケアや健康相談、食生活支援等の健康管理を実施する。また、被害に伴う環境悪化。ゴミ・瓦礫の発生に適切に対応することが必要である。応急対策に引き続いて、感染症予防や食中毒対策、公衆浴場に関する情報提供と再開支援及び食品・飲料水の安全確保に努める。なお、食中毒・感染症が発生した場合には、関係機関等と連携し、速やかな対応を図り、被害拡大防止を図る。



1 被災者の健康管理

| | |
|------------|---------------------|
| 実施責任担当課 | 地域保健課・健康推進課・長崎健康相談所 |
| マニュアル更新担当課 | 健康推進課 |

活動のあらまし

2012年4月に起きた首都直下地震等による被害想定によれば、豊島区の避難生活者は34,115人におよぶと想定されている。これらの避難生活を支える救援センターおよび応急仮設住宅を中心に、被災者の健康を守るための支援を行う。

- ① 被災直後では、医療救護活動とのスムーズな連携を図り、活動を展開する。
- ② 長期化する避難生活では、廃用性症候群・低栄養・心の健康に対する支援を行う。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|--------------------------|
| 発災から 3日以降 | 救援センターでの健康管理、食生活・口腔ケアの支援 |
| 2週間以降 | 在宅療養者の健康管理 |
| 2か月以降 | 仮設住宅等での健康管理 |

留意事項：各救援センターや仮設住宅の自治会責任者や住民組織と連携した健康づくりに努める。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の健康管理と孤独死

◆神戸市の健康相談体制等

応急仮設住宅全入居者に健康相談・健康診査等を行い、要指導者には保健婦が訪問指導した。また、全入居者に健康状態や身体状況等の調査を実施した。在宅高齢者には、必要な保健・福祉サービスを気軽に利用できるよう、一貫した援助を行う「あんしんすこやか窓口」を設けた。

また、単身入居者について期間を設定し全戸訪問を実施し、必要なケースについては保健・福祉サービスを行った。〈内閣教訓阪神〉

◆孤独死の傾向と対策

孤独死者は、無職が多く、職があっても不安定である。震災による喪失体験→社会からの離脱・自宅への閉じこもり→対人関係の断絶→過度の飲酒・不十分な栄養・慢性疾患の放置→ビタミン不足・虚弱化・慢性疾患の悪化→衰弱死・急病死という経過を緩慢にたどる。仮設の不便さと各種のストレスを除

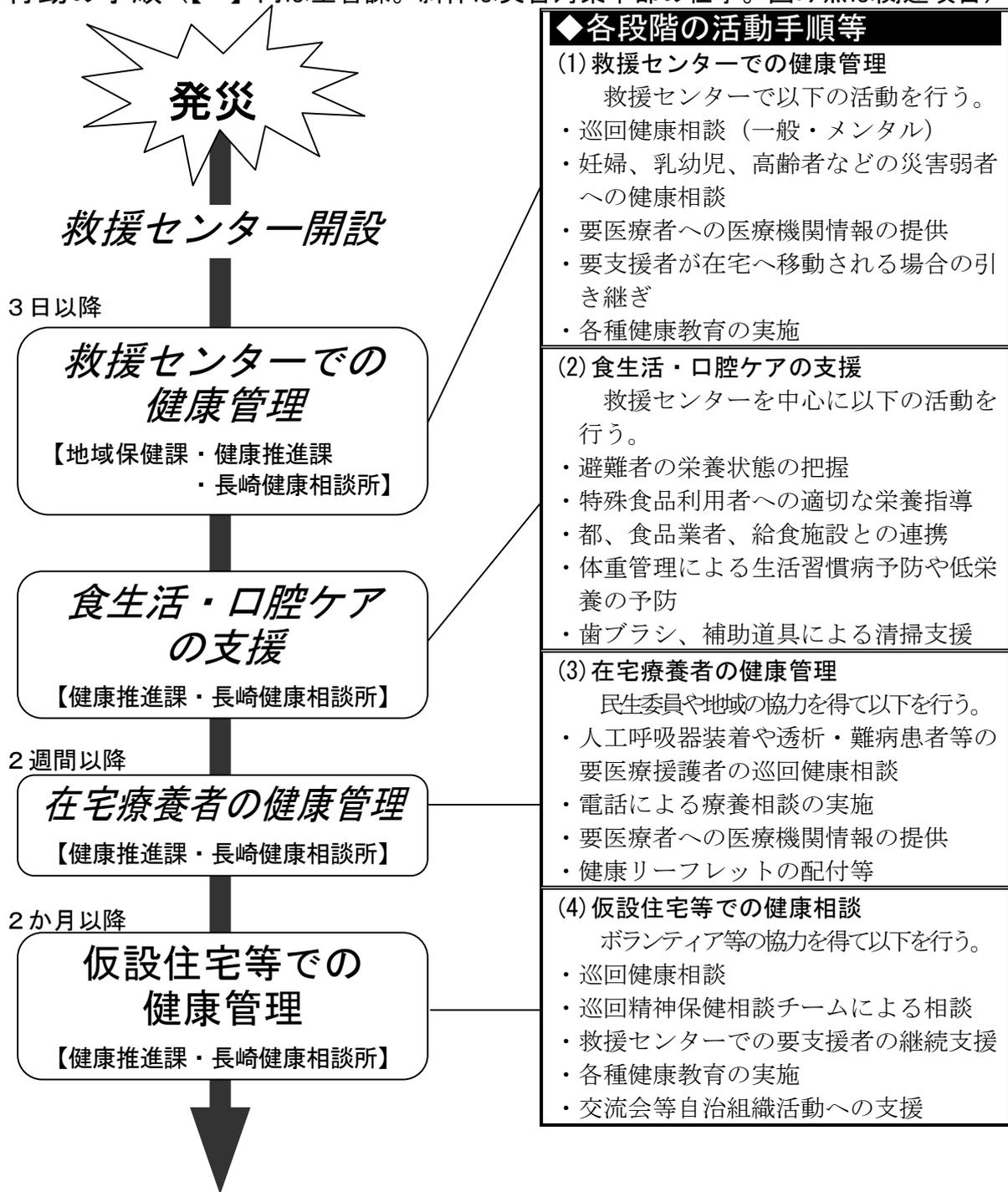
けば、日常の孤独死と同質である。

孤独死阻止には、1日2回の面会など外部からの密接な接触が効果的である。アルコール中毒や飢餓状態、栄養障害や脱水など時間がかかるものは、手遅れ前に医療機関や福祉施設に転送することで防げる。

アルコール依存症は「閉じこもり」の状態に陥っている。神戸市北区の仮設住宅では、ボランティアが、毎日のように患者と接し、食べ物を差し入れ、危ないときには入院させている。

神戸協同病院の上田院長は「生きがいがあれば、ストレスも乗り越えられるが、仮設住宅入居で『あしたもがんばって生きよう』という気持ちをなくしてしまっていることが大きい」と指摘する。〈内閣教訓阪神〉

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|------------------|---|
| (1) 救援センターでの健康管理 | 救援センターで以下の活動を行う。 ・巡回健康相談（一般・メンタル） ・妊婦、乳幼児、高齢者などの災害弱者への健康相談 ・要医療者への医療機関情報の提供 ・要支援者が在宅へ移動される場合の引き継ぎ ・各種健康教育の実施 |
| (2) 食生活・口腔ケアの支援 | 救援センターを中心に以下の活動を行う。 ・避難者の栄養状態の把握 ・特殊食品利用者への適切な栄養指導 ・都、食品業者、給食施設との連携 ・体重管理による生活習慣病予防や低栄養の予防 ・歯ブラシ、補助道具による清掃支援 |
| (3) 在宅療養者の健康管理 | 民生委員や地域の協力を得て以下を行う。 ・人工呼吸器装着や透析・難病患者等の要医療援護者の巡回健康相談 ・電話による療養相談の実施 ・要医療者への医療機関情報の提供 ・健康リーフレットの配付等 |
| (4) 仮設住宅等での健康相談 | ボランティア等の協力を得て以下を行う。 ・巡回健康相談 ・巡回精神保健相談チームによる相談 ・救援センターでの要支援者の継続支援 ・各種健康教育の実施 ・交流会等自治組織活動への支援 |

| 留意事項 |
|--|
| ○ 平常時の「健康手帳」を活用する（避難所での健康情報を追記） |
| ○ 救援センターでの保健活動スタッフカンファレンス等の実施により、円滑な組織運営と住民の健康づくりに努める。 |
| ○ 平常時業務への移行に留意する。 |
| 今後の課題 |
| ○ 歯科（口腔衛生）支援活動について、関係団体等連携について検討。 |
| ○ 派遣医療活動職（医師・保健師・栄養士・心理等）とボランティアの采配方法を検討。 |

| 必要な物品 | |
|--|--------------------------|
| ・帳票類、健康手帳 | <input type="checkbox"/> |
| ・被災状況等集約された医療機関リスト | <input type="checkbox"/> |
| ・健康管理の資機材 （体重計、血圧計、体温計、マスクや口腔ケア等衛生材料） | <input type="checkbox"/> |
| ・各種リーフレット | <input type="checkbox"/> |
| ・課内要支援者リスト （人工呼吸器装着者等） | <input type="checkbox"/> |
| ・パソコン、文具類 | <input type="checkbox"/> |
| ・「災害時における栄養・食生活支援者活動マニュアル」 | <input type="checkbox"/> |

2 水、食品の安全確保

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 生活衛生課 |
| マニュアル更新担当課 | 生活衛生課 |

活動のあらまし

食品の製造、流通等に大きな支障が起こり、適正な食品の供給体制が確保されるまでの間、弁当等の緊急食品の取扱い不良等を原因とする食中毒の発生が心配される。また、水道やマンション等の建物の給水系統に支障が起こり、安全な水の供給についても心配される。

区は、食中毒や感染症の発生予防のための知識・情報を周知し、区民自らが、衛生管理について十分留意して安全な食品と水を確保することを目指す。また、区による調査・監視指導もあわせて行うことにより、区民が安全な食品と水を確保できることを目指す。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------------|
| 発災から 6か月以内 | 救援センターの衛生管理指導 |
| 6か月以内 | 食品関係施設、水道施設等の衛生監視指導 |
| 6か月以降 | 通常監視指導体制へ移行 |

留意事項：上記プロセスは、状況に応じて、前後または同時並行して行われることがある。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の衛生管理

◆飲料水の水質確保

市街地で水道水の供給が再開された後も、市民は飲用を躊躇し、通水後の給水栓に「この水道水は飲みません、沸かしてから飲んで下さい」といった貼り紙等が多くみられる状態があった。

給水タンク車等からの運搬給水に頼る傾向があり、マスコミ関係者から水質試験所に「水道の水を引用して大丈夫か」等の問い合わせがかなり寄せられた。このため、避難者数の多い学校等の主な避難所で、1月28日より給水後、水質検査を実施した。また、給水が再開されていない場合は、水道担当に通水次第検査することを伝え、連絡を依頼、通報があり次第、試験所から直接出向き順次水質検査を実施していった。(中略) この結果を各避難所に知らせ、タンク車による応急給水が必要ないことを伝え、市民の不安を払拭し、自衛隊等の応急給水部隊の撤退が可能となった。

また、全国から寄せられた応急給水用のポリ容器について「これら容器に入れた水が何日間保持できるか」という問い合わせも多かったのでタンク色別の残留塩素残存率等を調査した。〈内閣教訓阪神〉

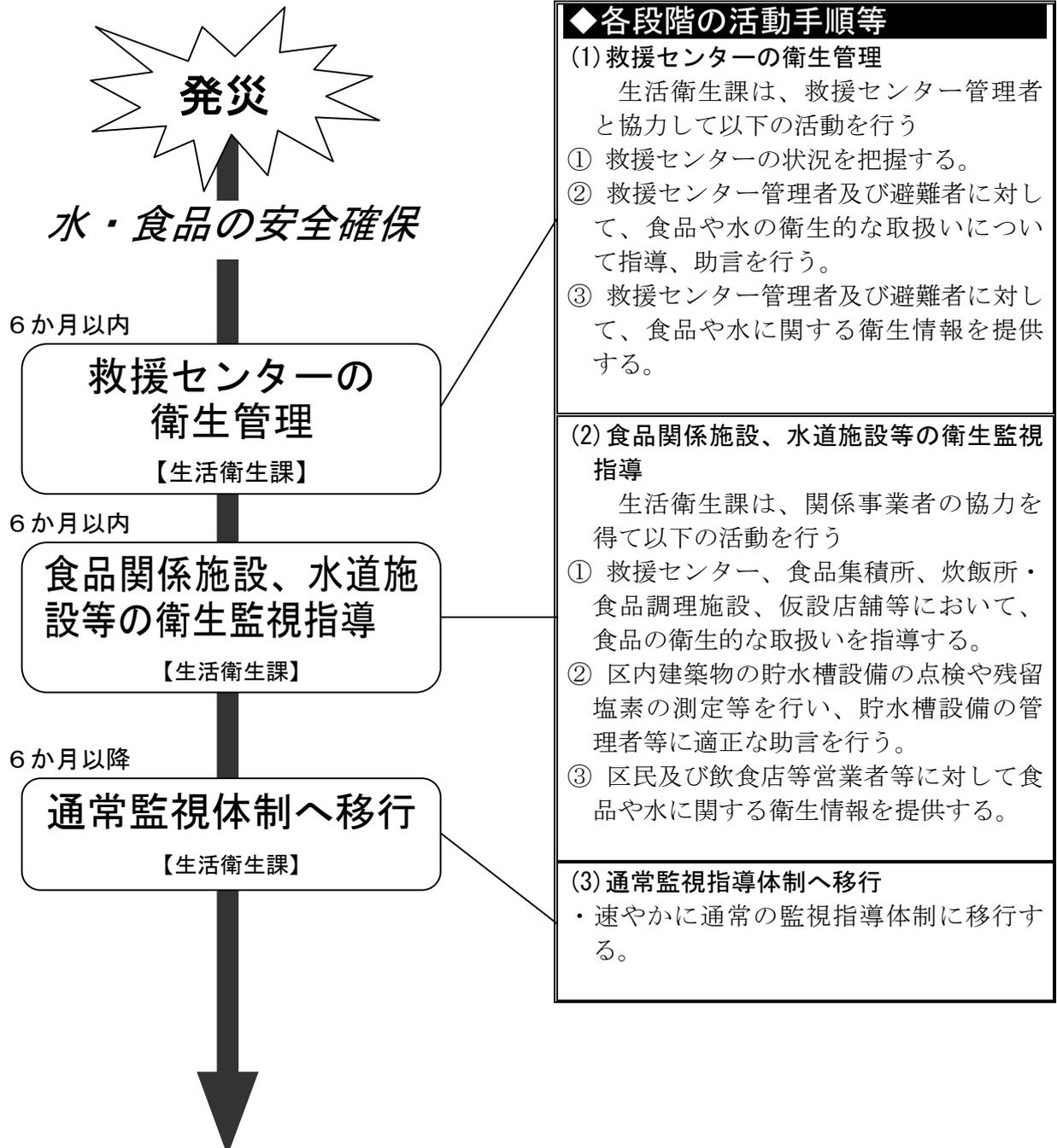
◆避難所の食品衛生

被災者や避難所の管理者及びボランティアに対し、給食弁当等の衛生確保に関する啓発と指導を実施した。保健所指導に加え、製造所を管轄する自治体に衛生監視を依頼し、メニューを選定、各避難所に弁当数の保管用冷蔵庫の設置等を実施した。夏場の食中毒シーズンには避難所で弁当の細菌検査を行った。

◆露天等の衛生監視

JR・私鉄、代替交通機関等の駅前などの歩道、車道上あるいは損壊ビル解体現場付近等で、露店、自動車による飲食店、弁当販売等が多く見られるようになり、衛生監視指導を行った。〈内閣教訓阪神〉

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 救援センターの衛生管理
生活衛生課は、救援センター管理者と協力して以下の活動を行う
- ① 救援センターの状況を把握する。
 - ② 救援センター管理者及び避難者に対して、食品や水の衛生的な取扱いについて指導、助言を行う。
 - ③ 救援センター管理者及び避難者に対して、食品や水に関する衛生情報を提供する。
- (2) 食品関係施設、水道施設等の衛生監視指導
生活衛生課は、関係事業者の協力を得て以下の活動を行う
- ① 救援センター、食品集積所、炊飯所・食品調理施設、仮設店舗等において、食品の衛生的な取扱いを指導する。
 - ② 区内建築物の貯水槽設備の点検や残留塩素の測定等を行い、貯水槽設備の管理者等に適正な助言を行う。
 - ③ 区民及び飲食店等営業者等に対して食品や水に関する衛生情報を提供する。
- (3) 通常監視指導体制へ移行
・速やかに通常の監視指導体制に移行する。

留意事項

- 食品の流通は広域にわたるので、国や関係自治体との情報交換、連携が重要である。

今後の課題

- 救援センターへの避難者以外の方に対する衛生情報の提供・周知の手段を検討しておく

必要な物品

- ・ 残留塩素測定器
- ・ 共栓付試験管（滅菌スピッツ）
- ・ 衛生情報のパンフレット、チラシ等
- ・ 食中毒調査マニュアル

3 ペット等の一時保護

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 生活衛生課・池袋保健所 |
| マニュアル更新担当課 | 生活衛生課 |

活動のあらまし

豊島区では飼い犬は 12,000 頭、飼い猫はその 3~4 倍と推定されており（平成 19 年度「豊島区人と動物の共生会議提言書」、被災時には多くが飼い主とともに「家族の一員」として救援センターに避難したり、火災や家屋被害によって多数が飼い主と離れるものと考えられる。

このため、①被災直後の救援センターでの対応、②獣医師会や愛護団体と連携した被災動物の保護、③被災後の仮設住宅や復興公営住宅等での配慮等を行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|----------------------|
| 発災から 2か月以内 | 救援センターでのペット対策 |
| 2か月以降 | 被災ペットの一時保護・送還と里親探し支援 |
| 2か月以降 | ペットと暮らせる住まいの確保 |

留意事項：この分野は行政主導で行うより、獣医師会や動物愛護団体等の活動をサポートする方向で展開する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：ペットと震災

◆避難所での問題

1995 阪神・淡路大震災で、飼い主とはぐれたり、負傷するなどした被災推計頭数は、犬 4,300 頭、猫 5,000 頭にも及んだ（兵庫県保健環境部）。生き残ったものは被災した飼い主と一緒に避難所に集った。しかし、動物を飼う十分な広さがなかったため、トラブルが生じるのに時間は要しなかった。1 月 20 日から避難所での犬や猫の飼い方のリーフレットを配ったところ、「動物は不潔だ」「毛により喘息発作がおきる」など反発があった。犬猫なども被災家族の一員として保護することを基本におき、避難所で生活する市民の多様な意見と調整しつつ、飼い方に関する啓発や指導を進めた。〈内閣教訓阪神〉

◆迷子ペットの一時保護と里親さがし

被災した動物の救援施設が 27 日に神戸市北区、2 月 14 日に三田市に建設され、ボランティアの応援を得て多くの動物を預かった。その後、この 2 センターを改築し、5 月中旬及び 6 月中旬にそれぞれ完成した。8 月末には、原則的に被災動物の受け入れは終了したが、その後も神戸動物センターを中心

に里親探しを行うとともに、各地で開催される動物愛護週間の事業への参加等を行った。11 月末に三田動物救護センターを閉鎖し、神戸動物救護センターに統合した。〈内閣教訓阪神〉

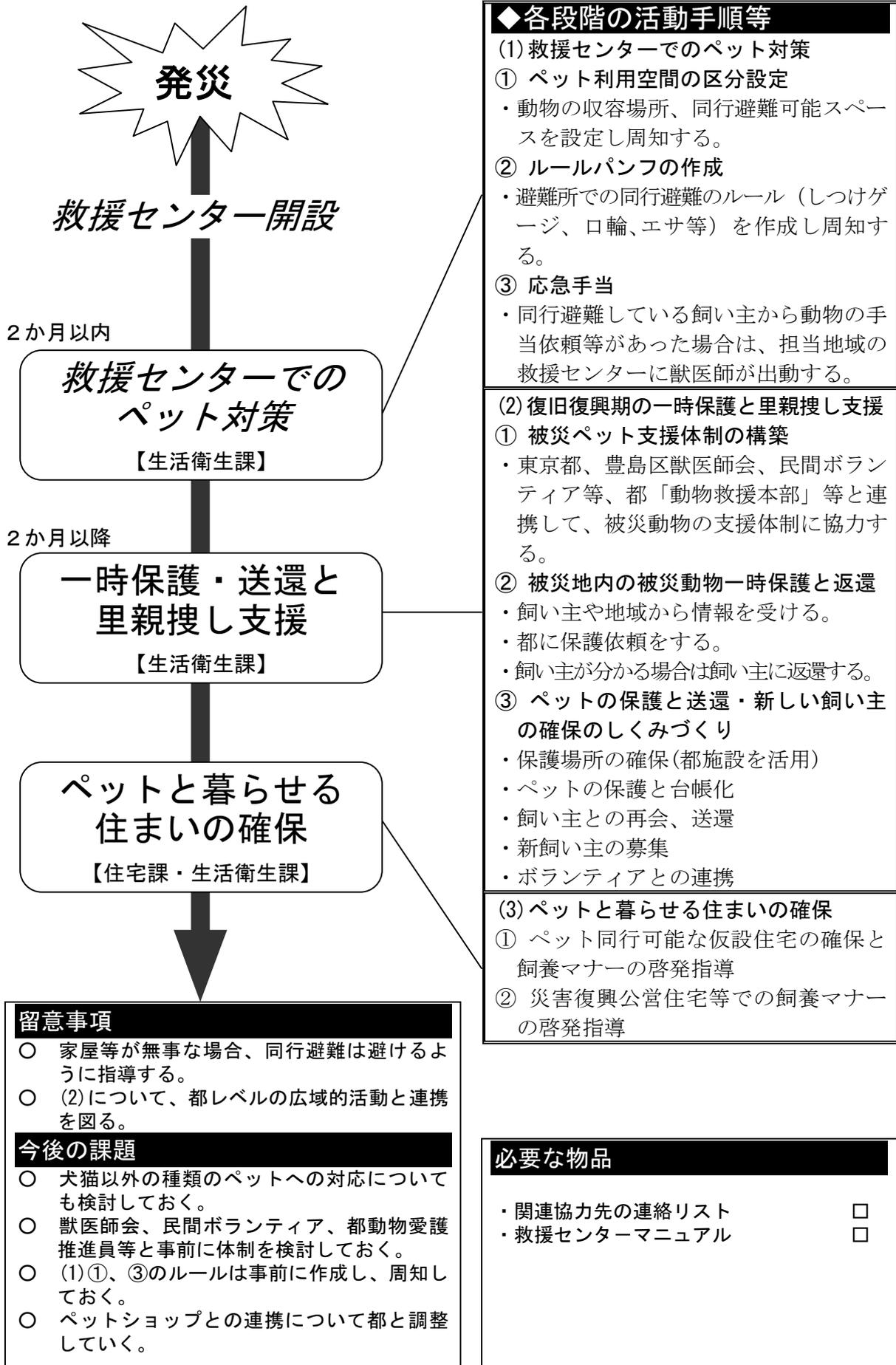
◆ペットと公営住宅入居

明石市の仮設住宅に残った一世帯は、借家の一部損壊で支援金の支給がなく、公営住宅への優先入居の対象ならず不満を持ち、入居応募もしなかった。さらに、ネコを多数飼育し、そのままでは公営住宅に入居出来ないため、動物ボランティアの支援を得て避妊手術や里親探しなど一つずつ問題を解決し、公営住宅に移ることが出来た。〈内閣教訓阪神〉

◆3.11 東日本大震災とペット対応

公益財団法人日本動物愛護協会内に、動物愛護団体 4 団体と日本獣医師会による「どうぶつ救援本部（正式名称 緊急災害時動物救援本部）」が設置された。各地の行政や獣医師会等と連携をとって、被災動物の救護等のための人材派遣・物資提供・資金供与等救援活動を行っている。〈同協会HP〉

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



4 防疫（感染症の防止）

| | |
|------------|---------------------|
| 実施責任担当課 | 生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所 |
| マニュアル更新担当課 | 生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所 |

活動のあらまし

被災後には救援センターへの避難者集中や被災箇所などによって、衛生環境が悪化することも多い。

このため、状況に対応して、感染症の発生を防止するための活動（防疫活動）を行う。また、蔓延を防ぐため、災害対策初動期に引き続いて、予防のための広報、健康調査・相談、感染症防止指導、及び必要に応じて殺虫・消毒活動を行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------------|
| 発災から 1週間以降 | 救援センター等で感染症の発生防止の指導 |
| (必要に応じ) | 救援センター他での殺虫・消毒活動 |

留意事項：感染症の発生を防ぐため、東京都や隣接自治体との協力体制を整える。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：災害と衛生状態の低下

◆避難所の防疫

阪神・淡路大震災でも避難所では大量のし尿が発生、水が不足し手洗いができなくなるなど最悪の衛生状況になった。また、冬期であったことからインフルエンザの蔓延や赤痢等の伝染病の発生が懸念された。避難所等の防疫対策として、各避難所にクレゾール石鹼液及び噴霧器や手指消毒用逆性石鹼液の備蓄分を配布するとともに、使い方を指導した。
(阪神・淡路大震災－神戸市の記録 1995年)

また、加熱乾燥車を所有する兵庫県ペストコントロール協会と契約し、2月から避難所の毛布乾燥を実施した。仮設住宅では、害虫などに関するリーフレットを作成、配布し、住民自治で解決するよう指導した。また、地域型仮設住宅などへは戸別訪問等個々に対応した。〈内閣教訓阪神〉

◆インフルエンザ予防接種の実施

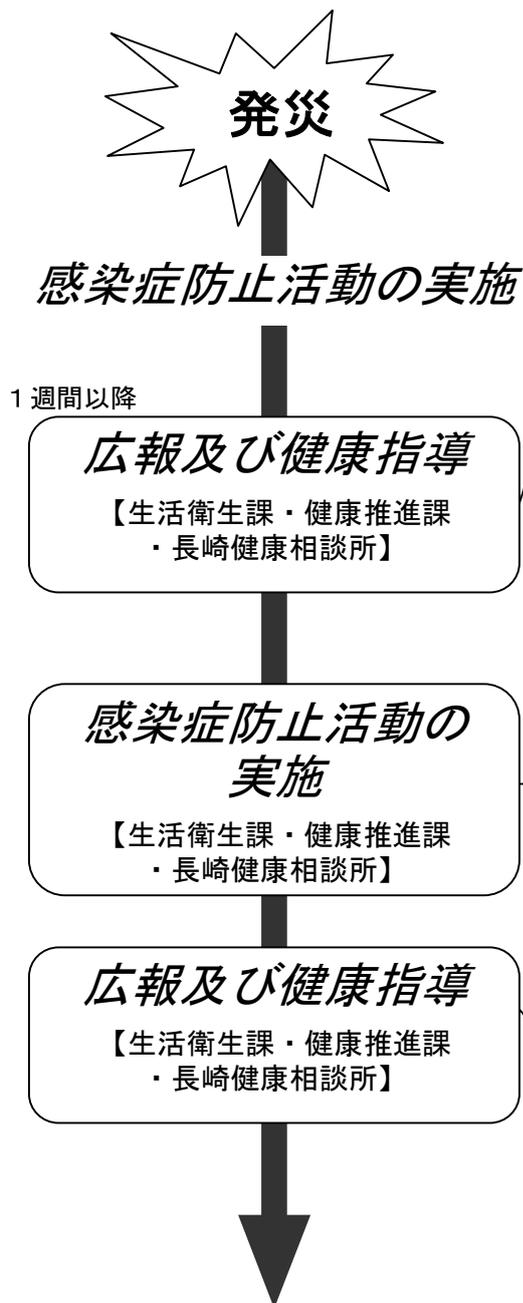
阪神・淡路大震災は冬期の災害であり、1月末から2月中旬にかけて、厚生省接種班及び神戸市医師

会の協力を得てインフルエンザ予防接種を実施した。2月中旬以降は、接種希望者に「一般勧奨予防接種」実施の地域医療機関を紹介した。その他、外部からの応援でうがい薬、ガーゼ、マスク等を確保し、避難所に配布し、指導した。また、倒壊家屋跡地周辺の衛生対策として、消毒等を実施した。〈内閣教訓阪神〉

◆東日本大震災のハエ対策

東日本大震災の太平洋側沿岸の被災地では、魚介類・水産加工品の放置とクロバエ類の繁殖期に重なってハエの大量発生をみた。単なる薬品駆除では問題を生じるので、殺虫剤を適所適材で使いつつ、発生源の除去、蛹の除去、成虫のトラップ捕殺などを状況にあわせて組み合わせている。また、ハエを叩いて捕殺することの不衛生であることを広報するとともに、洗濯物・野外の炊き出しにおける危険性を喚起し、その防止策を講じている。(FDF-Japan HP)

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 感染症発生予防のための広報及び健康指導（継続）

- ・ポスター等の掲示、配布等により周知の徹底を図り、健康指導を行う。

(2) 感染症防止活動の実施（継続）

① 防疫班等の編成

- ・必要に応じて健康班（健康推進課・長崎健康相談所）、衛生班（生活衛生課）を編成する。

② 健康調査、健康相談及び感染症防止指導等（健康班）

- ・被災住民に対して健康調査及び健康相談を実施し、患者を早期に発見し、感染症の発生状況を把握し、感染症の防止指導（うがい・手洗い等）を実施する。

③ 救援センター等の殺虫・消毒（衛生班）

- ・必要に応じて救援センターの消毒の実施、及び消毒方法の指導等を行う。

- ・トイレやごみ保管場所等の消毒を実施する。

- ・必要に応じて、仮設トイレ、ごみ保管場所の消毒を実施、又は消毒薬を配布し、使用方法の指導等を行う。

※消毒薬の使用法の指導、配布については両班の連携を図る。

(3) 感染症発生予防のための広報及び健康指導（継続）

- ・ポスター等の掲示、リーフレットの配布等により周知の徹底を図り、健康指導を行う。

留意事項

- 施設管理者（救援センター、土木部等）との連携を図る。
- 感染症の発生防止のため、発災早期から広報活動、発生情報を把握し、それに基づき必要に応じて殺虫・消毒を行う。

今後の課題

- 環境衛生の確保の方策の詳細な検討。
- 遺体収容所の使用時及び使用後の衛生確保の検討。
- 感染症死亡の疑いのある遺体の管理方法検討
- 救援センター、仮設トイレ、ごみ保管場所各衛生管理の手引き更新
- 殺虫・消毒薬の備蓄更新
- 噴霧器の整備

必要な物品

- ・消毒業務に従事できる業者（東京都ペストコントロール協会）緊急時連絡先リスト
- ・救援センター等で使用する殺虫剤、噴霧器
- ・救援センター、仮設トイレ、ごみ保管場所等衛生管理の各手引き
- ・ライト
- ・残留塩素測定器
- ・共栓付試験管（滅菌スピッツ）

5 公衆浴場の状況把握と再開支援

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 生活衛生課・生活産業課 |
| マニュアル更新担当課 | 生活衛生課 |

活動のあらまし

大地震に伴う水や電気・ガスの供給不足等により、自宅で入浴ができない区民が出てくること が想定される。公衆浴場の被災状況を把握し、営業情報を区民へ提供することにより、区民が 入浴する機会を増やすことを支援する。そして入浴により体の清潔を保ち、心身の疲れをとる ことを通じて、区民の保健衛生を維持することにつなげる。また、営業再開のための相談に応 じるとともに、融資等による営業再開の支援策を講じる。

プロセスのポイント

| | |
|-------------|--------------------|
| 発災から 直後～ | 公衆浴場の被災状況を把握する。 |
| 1週間以降 | 営業をしている浴場の情報提供を行う。 |
| 1か月以降 | 営業の再開に向けた支援を行う。 |

留意事項：営業をしている浴場の情報提供に先立ち、施設の安全、衛生面に留意する。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：震災と公衆浴場（銭湯）

◆阪神間の銭湯

震災で神戸市内の銭湯の6割が全壊・半壊の被害を受けた。しかし、被害が少なかった銭湯の多くは、ガス・水道等が比較的自立しているため、早期に営業を再開し、被災者にとって貴重な入浴施設になった。また、井戸水を地域に配ったり、避難所に使用された銭湯もあった。神戸市では高齢者等の入浴支援事業「ふれあい浴場」を実施し、設備改善等に助成金を交付している（神戸大学門川信一郎 平成12年）

◆銭湯の再建

震災で全焼し、仮設で営業を続けてきた神戸市長田区の老舗銭湯「菊水温泉」が2008年6月4日、新店舗の営業日を迎えた。三代目店主は会社を退職し、96年春、跡地に仮設の銭湯を開業した。復興区画整理で移転する提案もあったが、地元での存続を期待する声に押されての新店舗再開である。

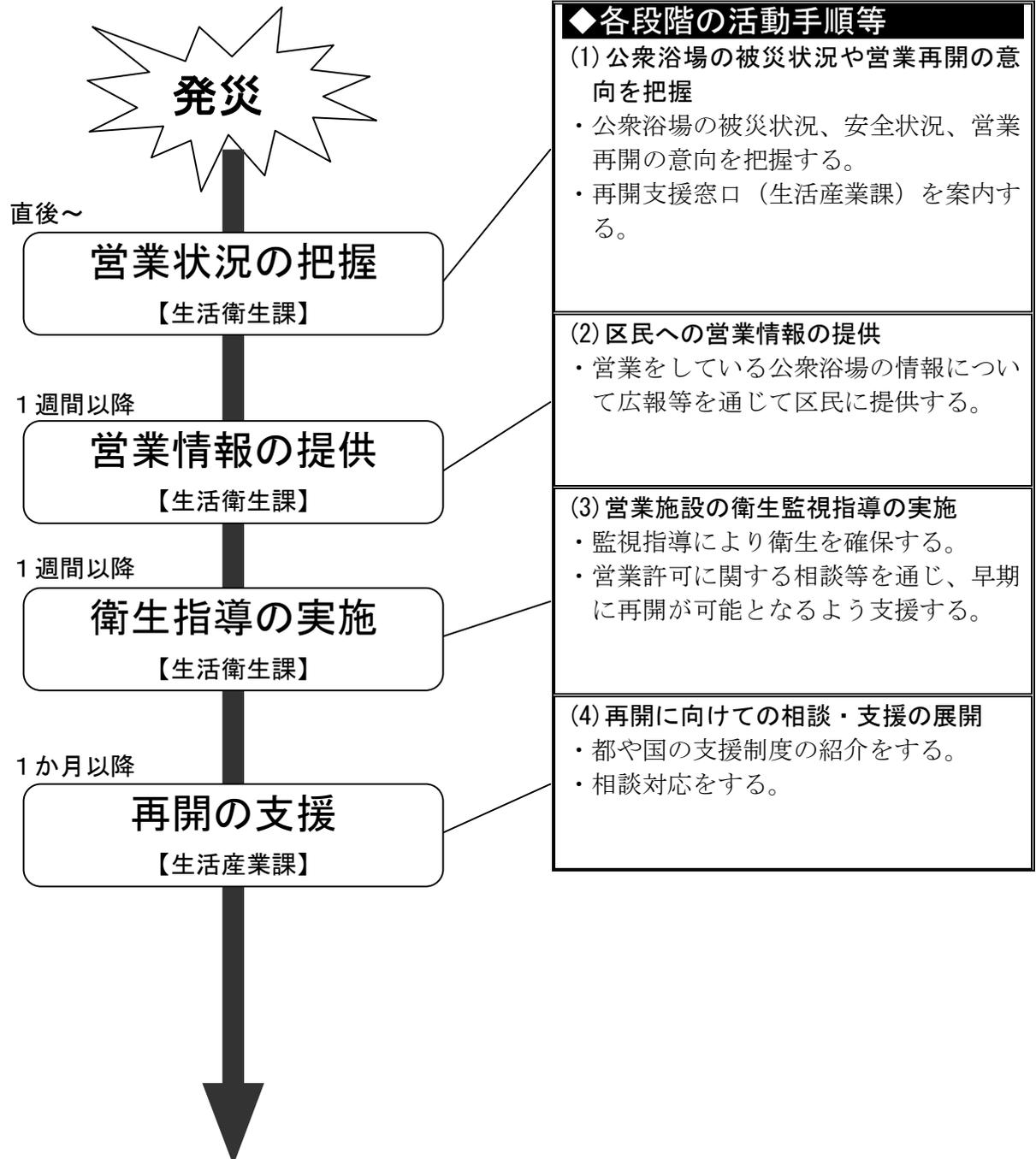
隣接マンションの一部を買い取り、別棟で営業す

る形で建設のめどを付けた。【神戸新聞】

◆震災銭湯をつくる運動

鎌倉市では「震災銭湯」を作る市民運動が2011年から始まっている。「震災銭湯」とは、耐震構造の3階建て。平常時は、1階が駐車場・コインランドリー、2階に銭湯、サテライトデイサービス、3階は、ふれあいの場（コミュニティスペース）である。これが震災時には、1階には、救援対策本部と困りごと相談コーナー、ボランティアコーナー、防災用具貯蔵コーナー、給水車、簡易トイレなども設置する。2階は、震災銭湯。3階は、情報コーナー、救急介護コーナー、休養スペースを設ける。設置は市が行い、管理運営を公衆浴場業組合が市から受託するという方式を構想、署名活動等を始めている（鎌倉生活HP 2011.3）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



- ◆各段階の活動手順等**
- (1) 公衆浴場の被災状況や営業再開の意向を把握
- 公衆浴場の被災状況、安全状況、営業再開の意向を把握する。
 - 再開支援窓口（生活産業課）を案内する。
- (2) 区民への営業情報の提供
- 営業をしている公衆浴場の情報について広報等を通じて区民に提供する。
- (3) 営業施設の衛生監視指導の実施
- 監視指導により衛生を確保する。
 - 営業許可に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援する。
- (4) 再開に向けての相談・支援の展開
- 都や国の支援制度の紹介をする。
 - 相談対応をする。

- 留意事項**
- 被災状況は、公衆浴場（32 施設）にて把握し、利用者への安全面、衛生面にも留意する。
 - 公衆浴場組合との連携も視野に入れる。
 - 再開に合わせて自衛隊等の入浴支援活動を終息する。
- 今後の課題**
- 電気が復旧しない場合、地下水のくみ上げもダウンし、営業には困難が想定される。
 - 近隣区の営業情報の収集について検討する。

- 必要な物品**
- 公衆浴場リスト
 - 環境衛生監視指導記録票
 - 残留塩素測定器一式
 - 共栓付試験管（滅菌スピッツ）
 - 照度計
 - ライト
 - ポスター、びら、拡声器等

6 生活衛生施設の状況把握と再開支援

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 生活衛生課・生活産業課 |
| マニュアル更新担当課 | 生活衛生課 |

活動のあらまし

生活衛生関連施設のうち区民の保健衛生の維持に直接関わりのある施設（理容所・美容所・クリーニング所）の被災状況を把握する。その営業情報を区民へ提供することにより、施設利用の機会を増やすことを支援する。また、営業再開のための相談に応じるとともに、融資等による営業再開の支援策を講じる。

プロセスのポイント

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 発災から 直後～ | 営業施設（有害物質使用クリーニング施設）の被災状況と安全確認をする。 |
| 2週間以内 | 理容所、美容所の衛生状態の確認を行う。 |
| 1か月以降 | 衛生指導、営業の再開に向けた支援を行う。 |

留意事項：営業をしている施設の情報提供に先立ち、施設の安全面、衛生面の確認をする。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：東日本大震災と理容・美容業界

◆理容美容師のボランティア活動

東日本大震災を契機に、理容美容の関係者によるボランティア組織が誕生し、被災地への支援が展開されている。あるNPOでは、震災発生後、最も衛生支援やメンタルケアが必要となってくる6月～8月に理美容師を被災地に集団派遣するプロジェクトを企業と連携し進めた。計150名を超える理美容師を被災地の福祉避難所や高齢者・障害者の介護施設、保育園、孤立集落などへ送り込んだ。別のNPOは、被災した理美容師にハサミや櫛、ブラシ等理美容機材を届ける支援活動も行った。別の団体では、被災地での技術研修、美容物資のマッチング支援（全国的美容関係者と、被災した美容室からの要望をマッチング）、集客支援（営業再開を知らせる新聞広告支援と被災サロン限定集客ポータルサイト）、被災した美容師への物資（着付けセット等）支援、チャリティセミナーの開催などを行っている。

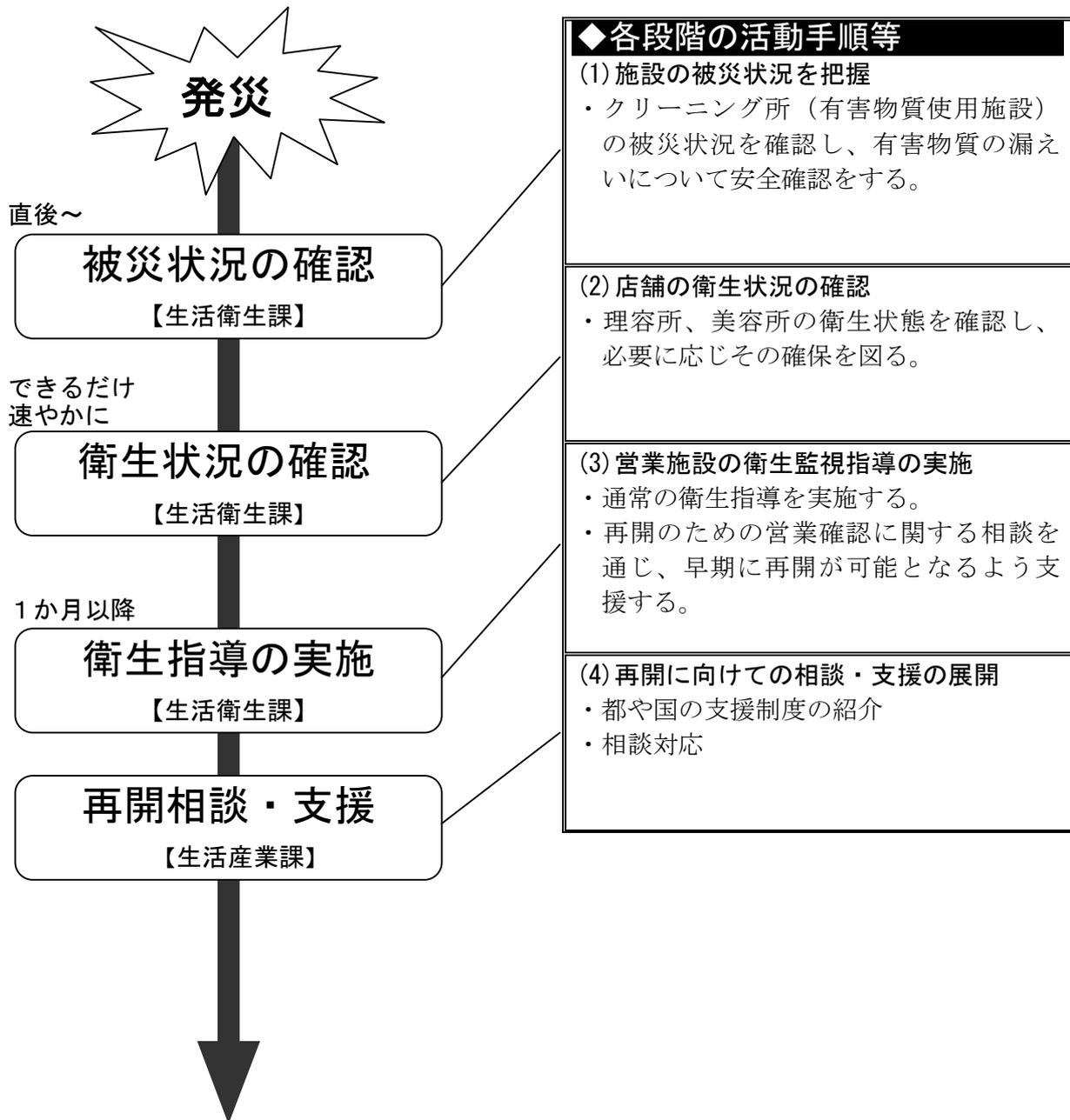
◆店舗の再建

厚生労働省は、東日本大震災復興にあたって生活衛生業者を対象に平成23年度予算で補助金7億24百万円を確保し、「被災事業者による被災者支援プログラム」を実施することにした。短期的施策として、被災した理容師、美容師が仮設店舗で簡易理美容室を開設（生衛モデル事業でハサミ等を購入）・訪問理美容の規制緩和（通常は訪問営業を婚礼・福祉に限定しているが、避難所や仮設住宅等に緩和して被災者支援を可能にする）などとしている。

また、同時に、地域生衛業者の復興を支援するために、外部地域からの無料カットなどのボランティアは制限することも併せて通知している。

一方、短期的な資金面の支援策では、返済猶予（措置済み）、元本・利子の据え置き（一部措置済み）の拡充、運転資金の導入を行っている。長期的には（株）日本政策金融公庫が、設備資金や運転資金を融資している。（厚労省HP）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

- 生活衛生関係の各組合との連携を図る。
- 営業状況の収集に際し、施設（※）の安全、衛生面にも留意する。必要に応じて危なそうなところは、現場に行くようにする。
- 訪問営業（クリーニング除く）、仮設店舗営業は法上原則禁止（災害時における除外規定なし）

※組合施設数（理容所143・美容所190・クリーニング64）

今後の課題

◆各段階の活動手順等

(1) 施設の被災状況を把握

- ・ クリーニング所（有害物質使用施設）の被災状況を確認し、有害物質の漏えいについて安全確認をする。

(2) 店舗の衛生状況の確認

- ・ 理容所、美容所の衛生状態を確認し、必要に応じその確保を図る。

(3) 営業施設の衛生監視指導の実施

- ・ 通常の衛生指導を実施する。
- ・ 再開のための営業確認に関する相談を通じ、早期に再開が可能となるよう支援する。

(4) 再開に向けての相談・支援の展開

- ・ 都や国の支援制度の紹介
- ・ 相談対応

必要な物品

- ・ 営業施設リスト
- ・ 環境衛生監視指導記録票
- ・ 遊離残留塩素測定器
- ・ 共栓付試験管（滅菌スピッツ）
- ・ 照度計
- ・ ライト
- ・ ポスター、びら、拡声器等

7 ごみ処理等

| | |
|------------|---------------|
| 実施責任担当課 | 資源循環課・豊島清掃事務所 |
| マニュアル更新担当課 | 資源循環課 |

活動のあらまし

災害発生後は、家庭ごみの排出抑制を働きかけるとともに、被害や復旧の状況を踏まえた限定的な作業計画に基づくごみ収集を実施しながら、速やかに通常の収集体制への回復に努める。

また、オープンスペースの災害時利用状況等を考慮しながら、東京都等と連携してがれき・廃棄物の仮置き場選定や分別方法等処理計画を策定する。

プロセスのポイント

| | |
|------------|-----------------|
| 発災から 直後 | 清掃関連施設の被害状況等の把握 |
| 2日目以降 | 被害状況に応じたごみ収集の実施 |
| 2か月程度 | がれき処理計画の策定 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災とごみ処理

◆西宮市の状況

地震当日と翌日は、市内が大混乱のためごみの収集ができず、職員の多くは遺体の収容作業などに従事していた。震災後3日目の1月19日にごみの収集を再開したが、市の2収集事務所の内の一つが倒壊したうえ、道路・橋の損壊、路上に倒壊した家屋等による道路閉鎖、大量の資材運搬車両の集中などによって、収集作業は大幅に遅れ、遠隔地や被害が特に甚だしい地域などでは収集ができなかった。〈内閣教訓阪神〉

◆神戸市のごみ処理状況

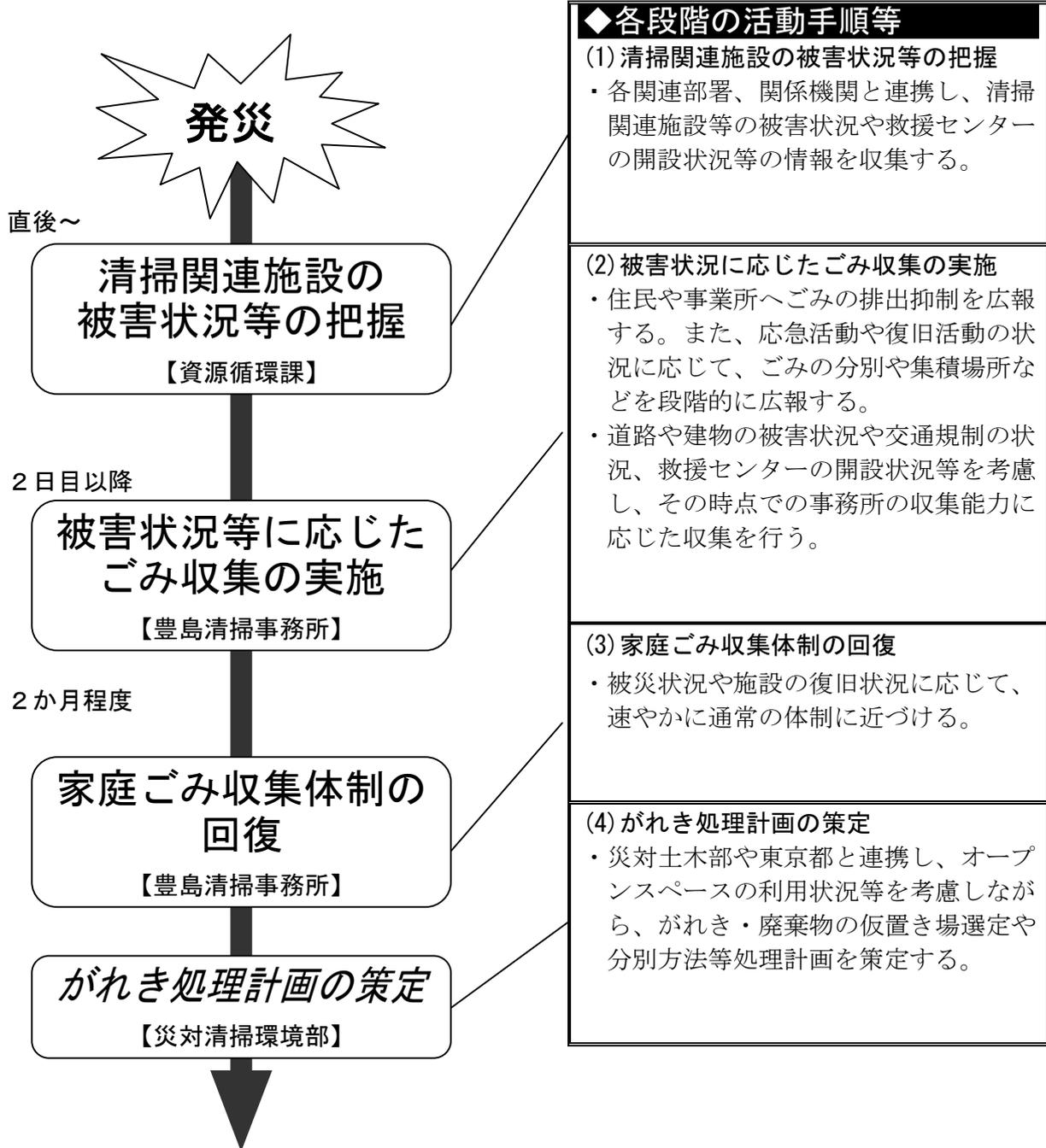
神戸市では市内6カ所に仮置き場が設置された。用地さがしは、緊急活動なり物資基地等の救援活動、あるいはガレキ置場、仮設住宅用地等他と競合したため、(略)民間用地も含め、確保に苦勞した。(略)臨海部に仮置き場を設けられたので、中継により荒ごみを主体に処理した。しかし、広い仮置き場もどンドン溜まるごみで溢れだしそうな状況となり、

これの搬出が問題となった。中継の方も、昼間は走れないため夜間に活動を行って、仮置場のごみを最終処分地へ搬入した。ようやく確保した仮置場(大阪ガス跡地・兵庫突堤)も、仮設工場や瓦礫置場等と競合し、明け渡さなければならなかった。〈内閣教訓阪神〉

◆市内のごみの散乱

神戸市内でも震災後いたるところで、弁当ガラ・空缶等の散乱がみられたほか、空地、道路上などに大量のごみが捨てられるなどの不法投棄が多発した。いわゆる「ごみがごみを呼ぶ」状態が夏頃まで続いた。一方では、家庭系・事業系を問わず、本来ごみステーションでないところに、ごみが出ているなどの苦情が相次いだ。とくに、ライフラインが復旧し店舗が再開するようになると、苦情処理が待たなしの状況におかれ、大きな負担となった。一方で、まちを美しくしようと自ら取り組むとする地域や企業の動きもでてきた。〈内閣教訓阪神〉。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 清掃関連施設の被害状況等の把握
 - ・各関連部署、関係機関と連携し、清掃関連施設等の被害状況や救援センターの開設状況等の情報を収集する。
- (2) 被害状況に応じたごみ収集の実施
 - ・住民や事業所へごみの排出抑制を広報する。また、応急活動や復旧活動の状況に応じて、ごみの分別や集積場所などを段階的に広報する。
 - ・道路や建物の被害状況や交通規制の状況、救援センターの開設状況等を考慮し、その時点での事務所の収集能力に応じた収集を行う。
- (3) 家庭ごみ収集体制の回復
 - ・被災状況や施設の復旧状況に応じて、速やかに通常の体制に近づける。
- (4) がれき処理計画の策定
 - ・災対土木部や東京都と連携し、オープンスペースの利用状況等を考慮しながら、がれき・廃棄物の仮置き場選定や分別方法等処理計画を策定する。

留意事項

- 発災後、段階的に機能回復と思われる清掃事務所の収集体制に応じて、災害時の集積場所の選定や収集方法を決定することが重要となる。

今後の課題

- ごみ収集のほか、災害時にはライフラインの寸断等で水洗トイレの使用が不可能となることも予想される。災害用仮設トイレのし尿収集が必要となった場合には、被災を免れた他府県等より車両を確保するなど都が主体となった広域的支援が欠かせない。
- がれき処理計画の策定にあたって、広い空地を確保するには東京都との調整が必須となる。

必要な物品

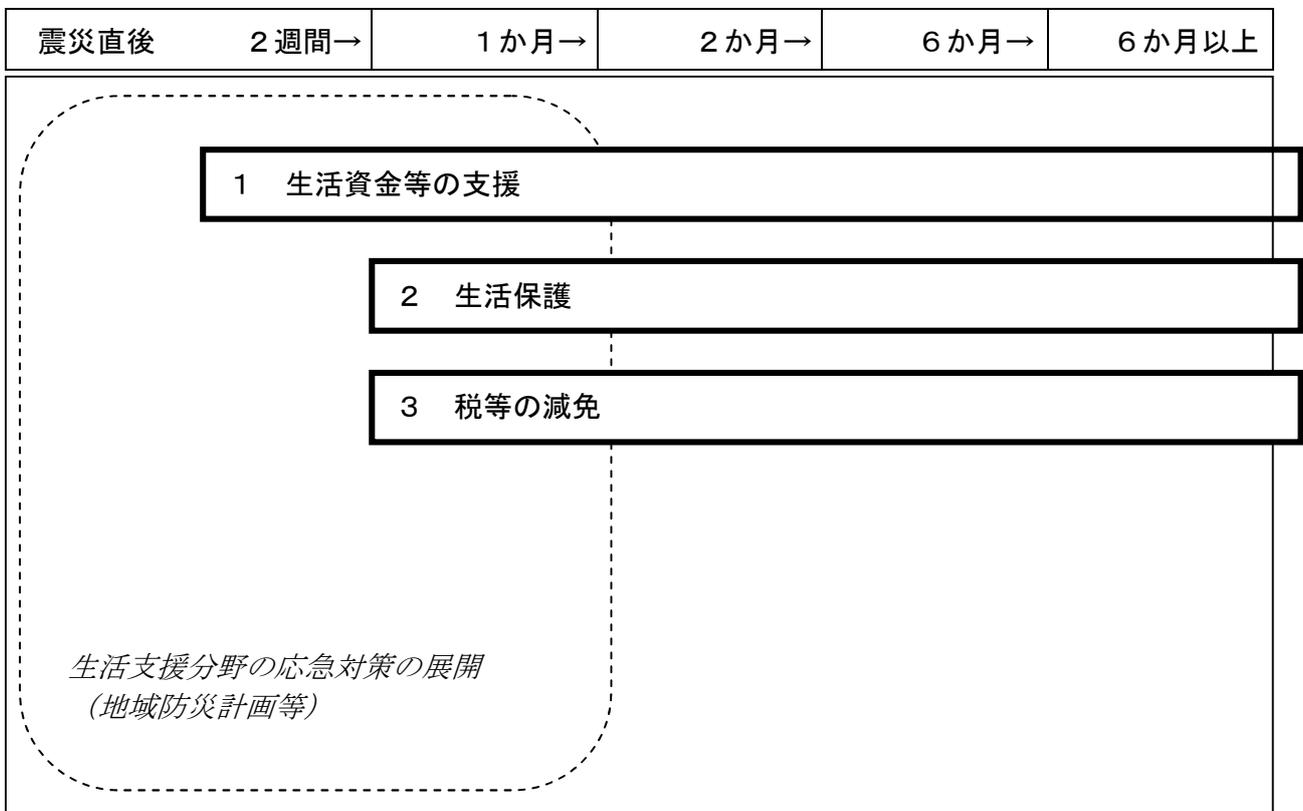
- ・ 関係機関・事業者等の連絡リスト
- ・ イエデンワ

第5章 第3節

生活支援対策

震災では日常から生活基盤が脆弱ないわゆる生活弱者が、より生活再建が難しくなる傾向が強くと見られる。それに対して、災害救助法や被災者生活再建支援法等にもとづく生活支援対策が展開されることから。生活支援のための施策として、生活資金の貸付け、生活保護、税の減免等をスムーズに展開し、きめ細かい被災者の生活再建支援を行う。

なお、り災証明書の発行や被災者等に関する総合生活相談（第1章参照）と関連づけて展開することが重要である。



1 生活資金等の支援

| | |
|------------|------------------------------|
| 実施責任担当課 | 総務課・福祉総務課・子育て支援課 ・社会福祉協議会 |
| マニュアル更新担当課 | 総務課 |

活動のあらまし

震災直後は、応急的な資金貸付等を救援センター等で周知し、貸付を行う。また、罹災証明等で被害状況が把握された段階で災害弔慰金等の支給を行う。

他自治体や各団体・個人等からの義援金品については、直後に受け入れ態勢を構築し、寄せられる義援金、物品を被害の状況に応じて配分する。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|------------------------|
| 発災から 3日以降 | 義援金品の募集・受入・配付、生活資金等の周知 |
| 1か月前後 | 災害弔慰金等の支給、義援金の配分等 |
| 2か月以降 | 被災者生活再建支援金の支給 |

留意事項：弔慰金等の支給や支援金の支給は罹災証明書（第2節1参照）の発行後になる。

義援物品については、ボランティア等の協力を得て、適切に対応する。（受け入れ停止措置等も検討）

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

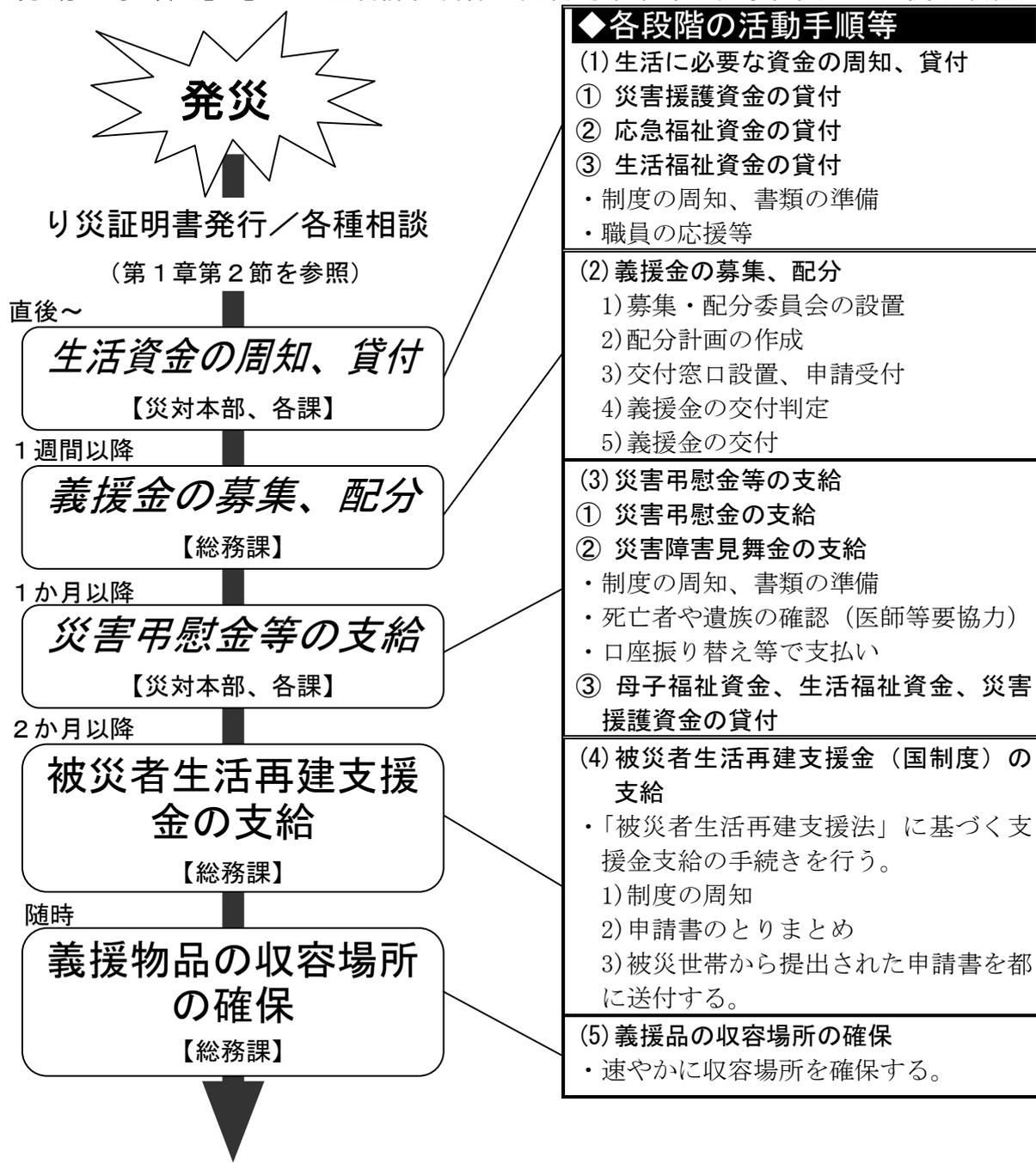
コラム：中越地震時の生活資金の支援状況（新潟県HP）

2004 中越地震で被災者世帯に行政から給付された資金等は以下のとおり。他に融資や保険がある。

- 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法）
支給限度：全壊 300 万円、大規模半壊 100 万円等
- 新潟県中越地震被災者生活再建支援金（県制度）
支給限度額：全壊、大規模半壊 100 万円、半壊 50 万円（国制度との合算可）
- 義援金の配分
【第1回】全壊 200 万円、大規模半壊 100 万円、半壊 25 万円、一部損壊 5 万円
【第2回】各市町村が配分（例：旧山古志村では、全壊 180 万円、大規模半壊 90 万円等）
【第3回】仮設住宅入居 1 世帯あたり 5 万円）+ 各市町村が配分（例：旧山古志村では、全壊 44 万円、大規模半壊 22 万円等）
- 応急修理制度（災害救助法）大規模半壊世帯、半壊世帯支給限度額：60 万円（現物給付）

- 応急修理制度（県制度）、支給限度額：100 万円（大規模半壊）、50 万円（半壊）※国との合算可能
- 被災宅地復旧工事（県制度：復興基金事業）
法面の保護、排水施設、整地、擁壁の設置等が対象、補助率 1/2～2/3
- 公営住宅の提供（国制度：公営住宅法他）
- 公営住宅入居支援（県制度：復興基金事業）
被災して公営住宅に入居する高齢者（65 歳以上）又は障害者（市町村への間接補助）に最低家賃との差額（収入 6 万円/月以下）、家賃の 1/3（収入 6 万円/月超）（5 年間）
- 民間賃貸住宅入居支援（県制度：復興基金事業）
被災して民間賃貸住宅に入居する高齢者（65 歳以上）又は障害者 限度額：3 万円/月（5 年間）
- 親族等住宅同居支援（県制度：復興基金事業）
自宅再建を断念して親族宅等に同居する高齢者（65 歳以上）又は障害者補助額：2 万円/月（5 年間）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



留意事項

- 義援金配分の手順・基準を明確にする。
- 被災者に十分な周知を行う。
- 被災程度によって特別な措置を検討（ローンの利子補給等）。
- 金融機関の再開状況や措置等確認しておく

今後の課題

- 被災者台帳システムが構築されると、受給資格等が即座に把握できる。
- 区民の生活再建ニーズに即した、生活資金支援制度を随時提案する。

必要な物品

- ・各申請書
- ・受付マニュアル
- ・受付名簿

2 生活保護

| | |
|------------|---------------|
| 実施責任担当課 | 生活福祉課・西部生活福祉課 |
| マニュアル更新担当課 | 生活福祉課 |

活動のあらまし

生活保護法は、憲法第二十五条に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。従前受給者の被災や移動及び被災による負傷・疾病の悪化、雇用の中断等により、生活維持が困難な被災者が出現する可能性がある。救援センター等の生活相談等を引き継いで受給対象者を把握し、ケースワーカーを派遣し認定等を行う。基本的には日常的業務を迅速に適用するものとする。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------------|
| 発災から 2週間以降 | 生活相談結果をもとに訪問調査を実施する |
| 2週間以降 | 被保護者の避難、移動状況等の把握と対応 |
| 1か月以降 | 保護を必要とする被災者にケースワーカーを派遣 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：災害と生活保護

◆阪神・淡路大震災と生活保護

阪神・淡路大震災では、一般的市民層よりも生活保護世帯の方が大きな被害を受けたとされている。生活保護世帯数は、被災者の県外転出、施設入所、死亡、親族との同居などにより、廃止が開始を上回ったため、震災前からおよそ1,000世帯減少した。

また、避難所においては災害救助法等により必要最小限度の需要（保護）が満たされており、生活保護の適用になじまないなどの災害時における運用に関する問題が提起された。

兵庫県では、平成7年1月～平成8年1月の生活保護廃止件数は9,692件で、うち2,400件は県内の仮設住宅等への入居、県外への転居など、被保護者の転出によるものである。

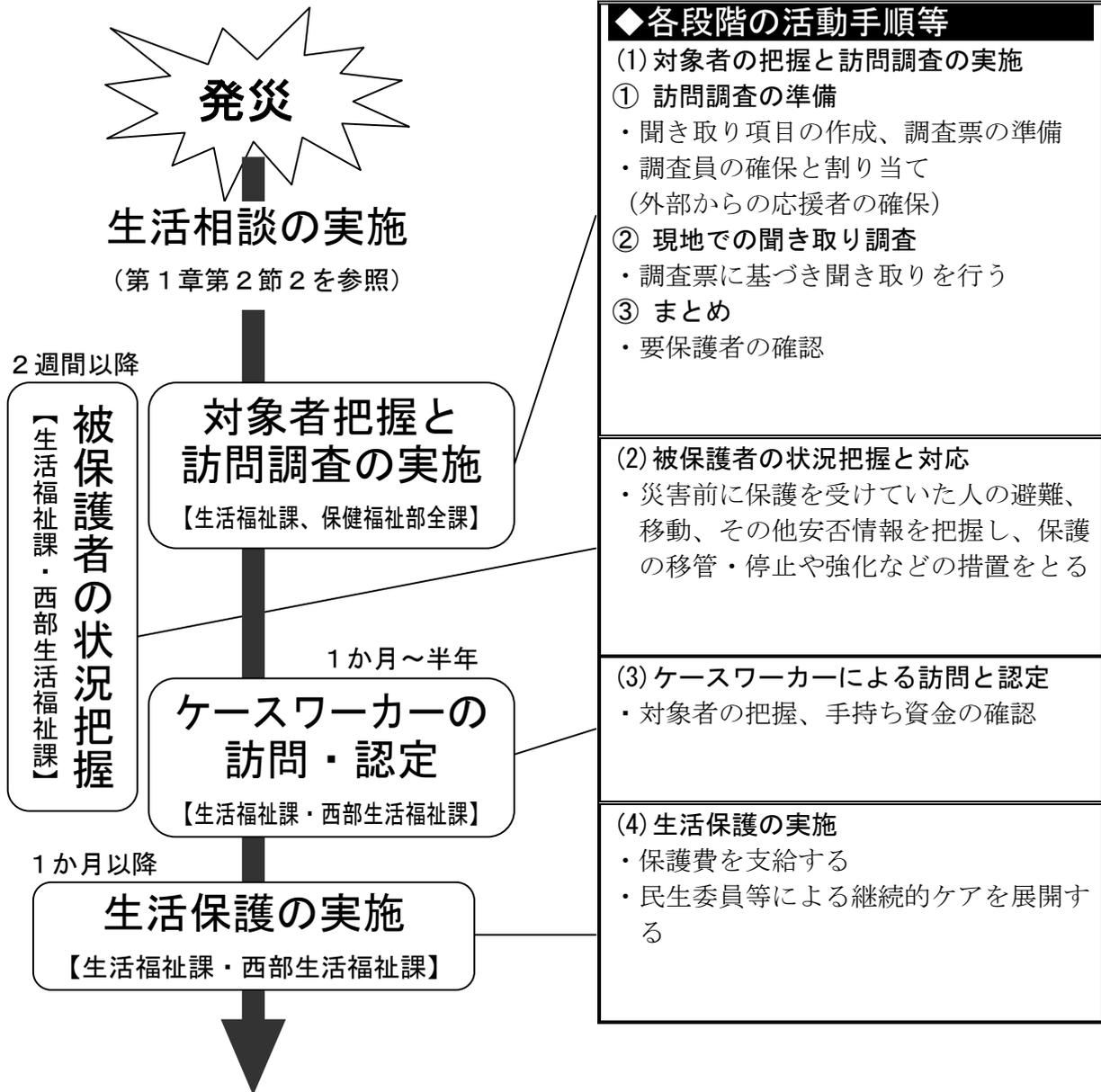
震災が原因で新たに生活保護の対象となった世帯数が4月末現在で539世帯、保護対象に陥った理由としては、勤務先の倒壊により収入が途絶えたケースが

152件と最も多い。このほかに震災時の火災で財産を焼失したり、住家の倒壊で一家が離散したケースなどがある。通常は世帯主の病気による困窮というケースが約8割を占めるが、震災関連では失職、住宅事情による申請が目立っている。

◆東日本大震災で執られた措置

厚生労働省から、生活保護受給世帯が義援金などを受けた場合、その世帯の自力更生のために充てられる額は収入に認定されず、また、地方自治体の判断により、包括的に一定額を収入認定除外とするなど被災者の実情に応じた弾力的な取り扱いができると通知が出された。しかし、生活用品などの生活再建費用などを上回った場合、その分を「収入」とみなす、などとしたため、生活保護取り消しがあいつぎ問題化している。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



留意事項

- 救援センター開設中は、災害救助法による医療救助、生活扶助等、応急仮設住宅では住宅救助があるため、これらを勘案して適用を行う
- 高齢者介護や災害救助との関連（優先等）を整理しておく

今後の課題

- 生活保護は原則として申請主義なので、被災者生活実態調査、生活相談と連携して対応を行政から促すことが生活保護法、個人情報保護条例等の関係から大丈夫か検討しておく。

必要な物品

- ・ 調査票
- ・ 認定基準マニュアル

3 税等の減免

| | |
|------------|--------------------------------|
| 実施責任担当課 | 税務課・国民健康保険課・高齢者医療年金課 ・介護保険課 |
| マニュアル更新担当課 | 税務課 |

活動のあらまし

区民の被害状況の把握をするとともに、国や都から、特別区民税・都民税、国民健康保険料、高齢者医療年金保険料、介護保険料、及び一部負担金やサービス利用料等の減免措置制度の確認を行うなど、広く情報収集をし、各種情報を一括してまとめる。また、その情報を広報紙やHPを通じて周知する。さらに、受付時の体制づくりを行い、各主管課および救援センターや仮設住宅等でも減免の処理や減免決定通知書、減免証明書の発行ができるようにする。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|----------------------|
| 発災から 2週間以内 | 税等の減免措置の把握 |
| 2週間以降 | 税等に関する広報・相談体制の強化 |
| 2か月以降 | 税等の減免の処理と減免決定通知書等の発行 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の税や手数料等の減免

◆税や手数料等の減免内容と広報

大災害が起きた場合、法や条例にもとづき、国税・地方税減免だけでなく、授業料、保険料や保険診療、年金保険料の免除、雇用保険の特別措置、電力・ガス料金、郵便料金等が減免される。

兵庫県は、これらの特例措置等を、FMラジオ県発行の「震災ニュース」「ニューひょうご臨時号」「県民だよりひょうご」で広報したほか、リーフレット、ポスターを作成し、各税務事務所、市・区役所、町役場をはじめ避難所にも配布した。6月には冊子「阪神・淡路大震災にともなう県税の減免等ミニガイド」を作成した。

神戸市でも、市の税金や諸証明手数料、保育所徴収金、市営住宅使用料、建築確認申請手数料、高校授業料などの減免がなされた。〈内閣教訓阪神〉

◆ 減免等による支援効果

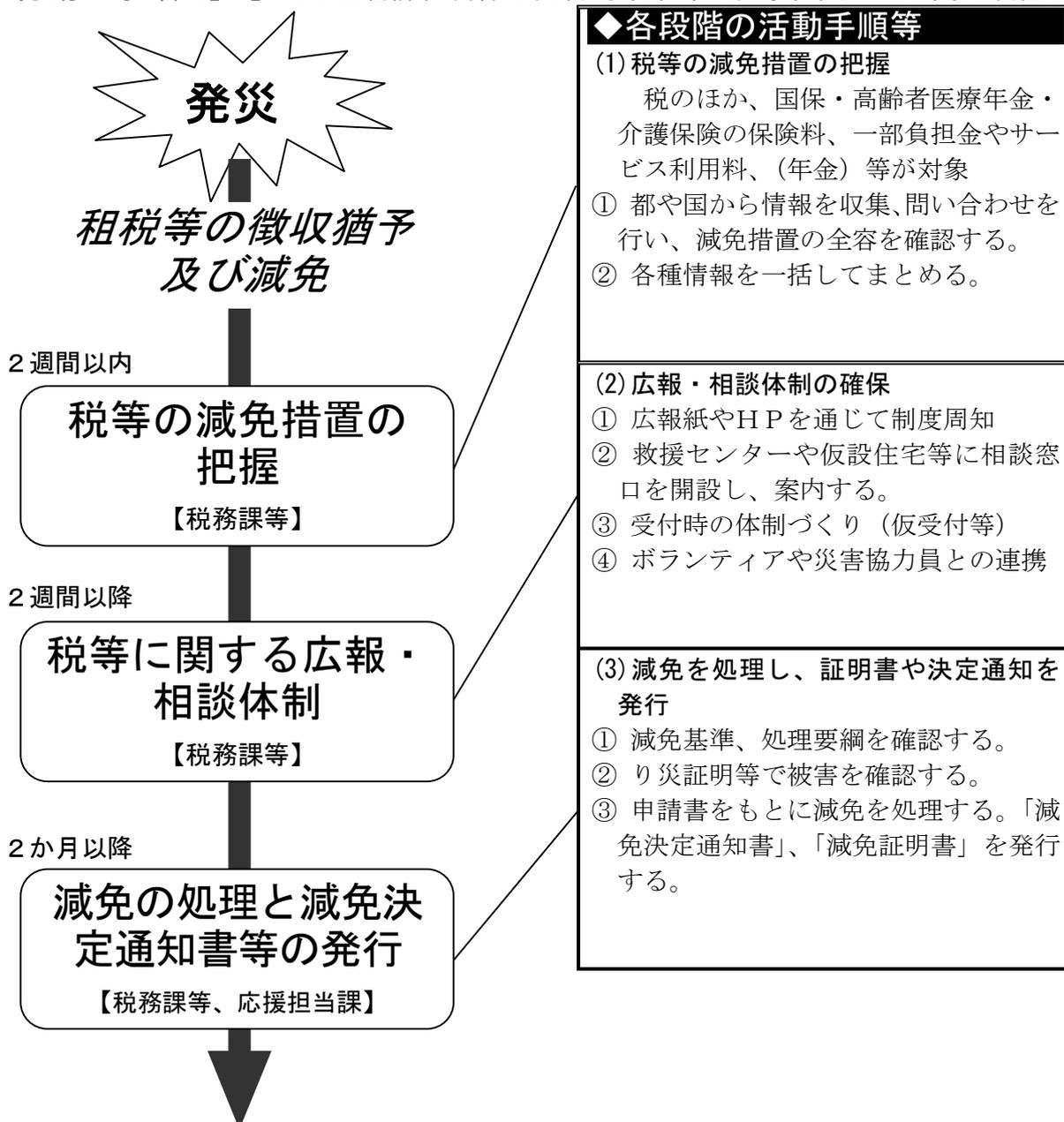
(財)神戸都市問題研究所の調査によれば、自力再

建のための住宅再建支援策を金額ベースでみると、義援金、利子補給、租税軽減などで試算した例が示されている。これによれば、「給与収入600万円 夫婦2人 家屋全壊により1,000万円損失 2,000万円の家を新築のケース(95平方mの木造家屋を解体撤去)」で、約500万円の支援がなされたと同様になる。

被災企業のアンケートでは、税の減免・期限延長、及び災害特別融資が特に高い評価となった。次いで、雇用維持支援に係る資金的な支援策の評価が高い。評価される理由は、「資金繰りが助かる」こと、混乱した時期に「時間や手間が助かる」とする意見が多い。逆に手間のかかる手続きは改善を希望する意見が多かった。

震災による収入減と政策的減免の影響で市税収入は25%減。震災前の水準への回復は10年後と推計される。〈内閣教訓阪神〉

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



- 留意事項**

 - 申請主義のため、広報を充実させる。
 - 税、国保、高齢者医療等での窓口の一本化。
 - 介護保険事業者等への周知を行う。
 - 継続的に基準の見直しをする。
 - 処理要綱の対象時期等を各課で統一させる。

今後の課題

 - 対象者の所得状況等の把握方法を検討しておく。
 - 被災証明と連動したワンストップ窓口システムの構築、被災者台帳等を用いて情報を共有化できるよう検討しておく。
 - 受付マニュアル等で減免基準や資格確認方法等を明確にしておく。
 - 税、保険料その他を一本化できるシステムを検討する。
 - 外部から申告できる方法について検討する。
 - 税理士会等の関連団体との連携を検討する。

- 必要な物品**

 - ・ 申請書
 - ・ 受付マニュアル
 - ・ システム（税・国保・介護）
 - ・ 住基システム
 - ・ パソコン（防災課で用意したもの等）
 - ・ 区民に説明できる周知用の資料

第3編 生活・産業復興編

第6章 教育・地域・文化の復興

第1節 教育の復興と子どものケア

- 1 区立の学校施設の復旧・再建
- 2 区立の学校等の教育の再開
- 3 子どもに対するケア

第2節 文化と都市活力の復興

- 1 文化・生涯学習施設等の再建、活動再開
- 2 文化財等の復旧・復興支援
- 3 文化・芸術、都市イメージの回復

第3節 コミュニティの復興

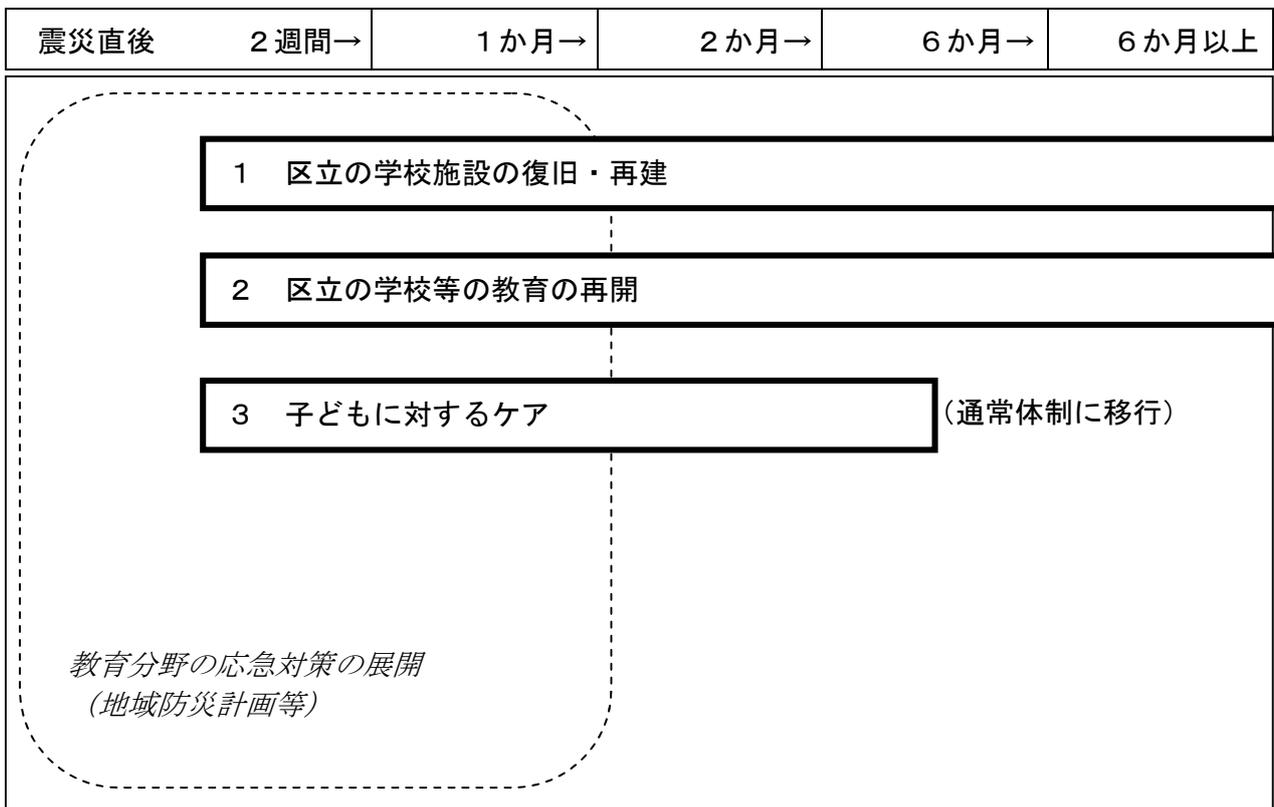
- 1 地域コミュニティ活動への支援
- 2 復興市民活動の支援
- 3 大学との連携
- 4 外国人への支援

第6章 第1節

教育の復興と子どものケア

被災直後において区立学校は、救援センターとして被災者の受け入れや生活支援に重要な役割を果たす。しかしながら、学校の再開が早期であればあるほど、人心の安定や復興への動きが早まる。

学校施設の復旧・再建を迅速に行うとともに、応急教育に引き続いての日常的な授業再開を図るとともに、被災した小・中学校の被災児童・生徒、園児などのケアを行う。ケアについては、学校だけに任せるのではなく、子どもに関連する部課が連携し、実際に活動等をしている外部組織の支援も得て、総合的に情報共有と課題解決にとりくむ「子どもケアセンター」を設立して重点的な対策を展開する。



1 区立の学校施設の復旧・再建

| | |
|------------|-----------------------|
| 実施責任担当課 | 学校施設課・教育総務課・教育指導課・施設課 |
| マニュアル更新担当課 | 学校施設課 |

活動のあらまし

学校は、児童を預かる教育施設であるとともに、震災時は救援センター等重要な役割を有している。地震直後には、児童・生徒の安否確認とともに施設の被害状況を確認し、必要な応急措置をとる。応急危険度判定調査等によって速やかに使用可能か否か判定し対策をとるとともに、施設・設備の応急復旧を図る。甚大な施設被害が生じた場合は、専門家による被災度判定調査を行い、本格復旧か再建かを判定し、計画を策定する。

プロセスのポイント

| | |
|------------|-------------------------|
| 発災から 直後 | 学校による被害状況の把握 |
| 早期 | 施設課職員による被害状況の確認及び復旧 |
| 早期 | 被災度判定調査の実施と学校施設の再建方針の策定 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災と学校の機能と施設被害

◆神戸市の学校施設被害

阪神・淡路大震災当日、学校園のライフラインが使用できた状況は、全学校園でみると電気 67.8%、上水道 17.5%、下水道 46.6%、ガス 33.7%、電話 69.4%だった。本格復旧時期は、電話・電気は比較的早く、4日後には電気で 93.9%、電話も 91.4%の学校園で使用可能になっている。上水道は、2月5日には 70.8%、2月25日には 92.2%の学校園が使用可能になった。

これに対して、避難所となった学校園に限定してみると、地震の被害も大きくライフラインの復旧も遅れた。学校園再開日での復旧率を見てもガスで 24.6%、上水道で 59.0%にとどまっている。特に、上水道の復旧の遅れによって、トイレの水洗装置が使用できないなど不便な中で、避難所となった学校園の約4割が再開せざるを得なかった。水の確保が学校教育再開にとって、極めて重要な課題である。

<内閣教訓阪神>

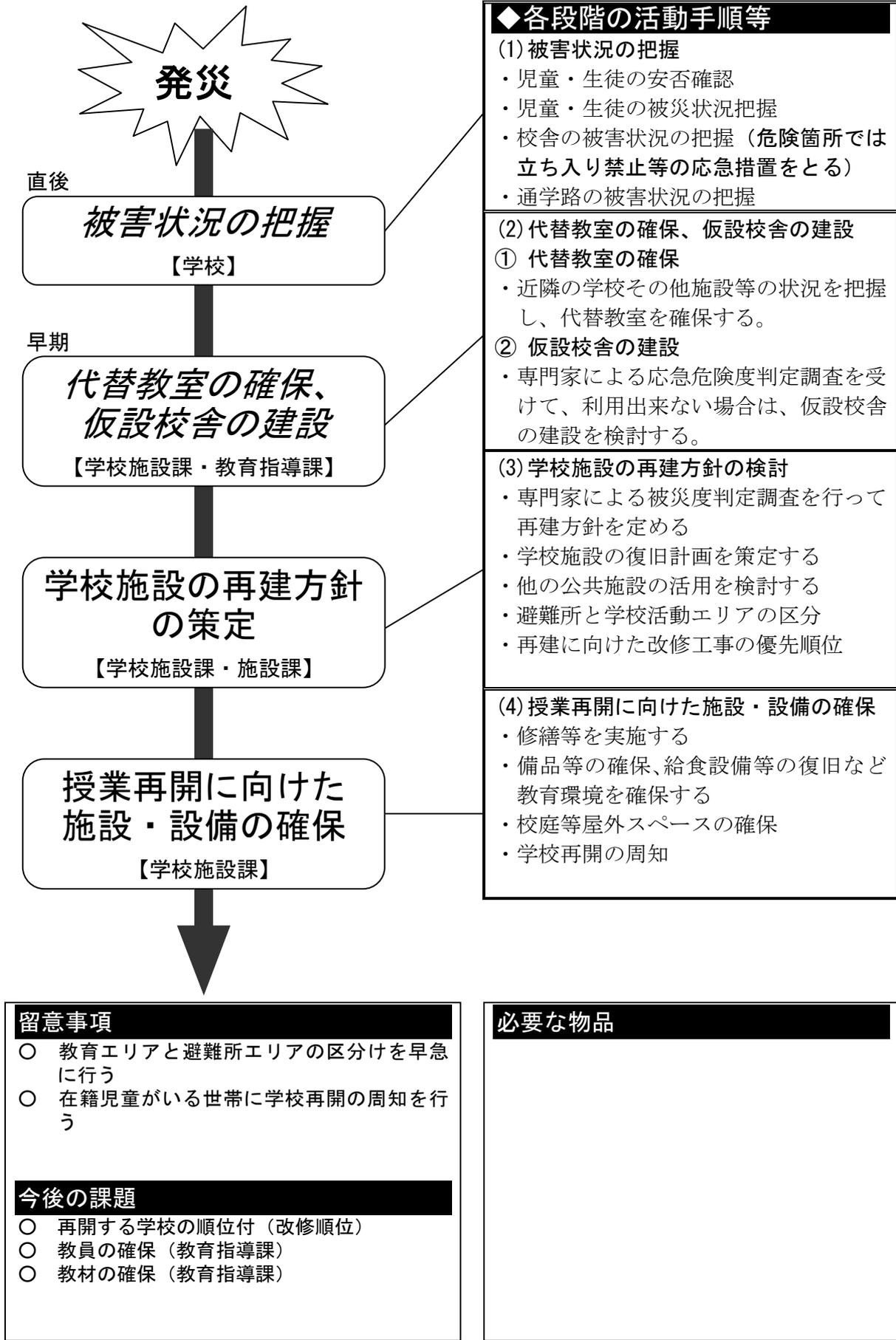
◆避難所と仮設校舎の確保

阪神・淡路大震災の神戸市では、小・中・高校等に 1,413 教室の仮設校舎が建てられた。このうち、291 教室は、校舎の損壊ではなく、被災者の受け入れで教室が不足したため設置されたものである。

兵庫高校のように校舎自体は大きな被害は受けなかったが、建物内が被災者であふれ、授業そのものを行うことが不可能な学校も多くあった。(中略) この理由での校舎建設は制度的に補助の対象にならなかった。そうこうしているうち、文部大臣が兵庫県入りすることになった。「被災地の学校の現状をみていただこう。そうすれば分かっていたかもしれない」(中略) ほどなくこの理由による仮設校舎建築が特例として認められ、仮設校舎が建てられた。それらが全て撤去されて児童生徒全員が恒久校舎に移るには、3年度まで待たねばならなかった。

<内閣教訓阪神>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



2 区立の学校等の教育の再開

| | |
|------------|-------------|
| 実施責任担当課 | 教育指導課・学校運営課 |
| マニュアル更新担当課 | 教育指導課 |

活動のあらまし

学校・幼稚園施設が使用可能になった段階で、教職員と園児・児童・生徒の安全確保を確認し、授業再開のための対応を行う。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-----------------------|
| 発災から 1週間以降 | 授業再開の決定、応急教育計画の実施 |
| 早期 | 児童・生徒の心のケア、学用品不足等への対応 |
| 早期 | 給食の再開等教育環境の回復 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：神戸市の学校教育再開

◆神戸市の学校園再開の取り組み

教育委員会の指示で震災直後の休校を行い、以降の学校園の再開は、校園長と教育委員会の協議で決定していった。教育委員会は学校施設の応急復旧の状況や、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保の態勢等を確認し、避難者の意識、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童生徒数等も考慮して学校園の再開を決定した。被害の大きかった市街地では、再開が困難な学校が多かった。

震災2週間後の全市校園長会で、教育委員会から以下の類型を提示し、早期再開に踏み切った。

「学校再開の類型」：(1)単独開校 (2)本校舎と仮設校舎併用 (3)仮設校舎のみ (4)臨時校区による開校 (5)周辺校で分散

「学習指導の類型」：A学級再編成 B二部授業 C隣接校等との連携による分散授業 D校区内の施設利用 E教室・屋外の併用 F教室・特別教室な

どの併用 G他市・他府県施設の利用（中略）

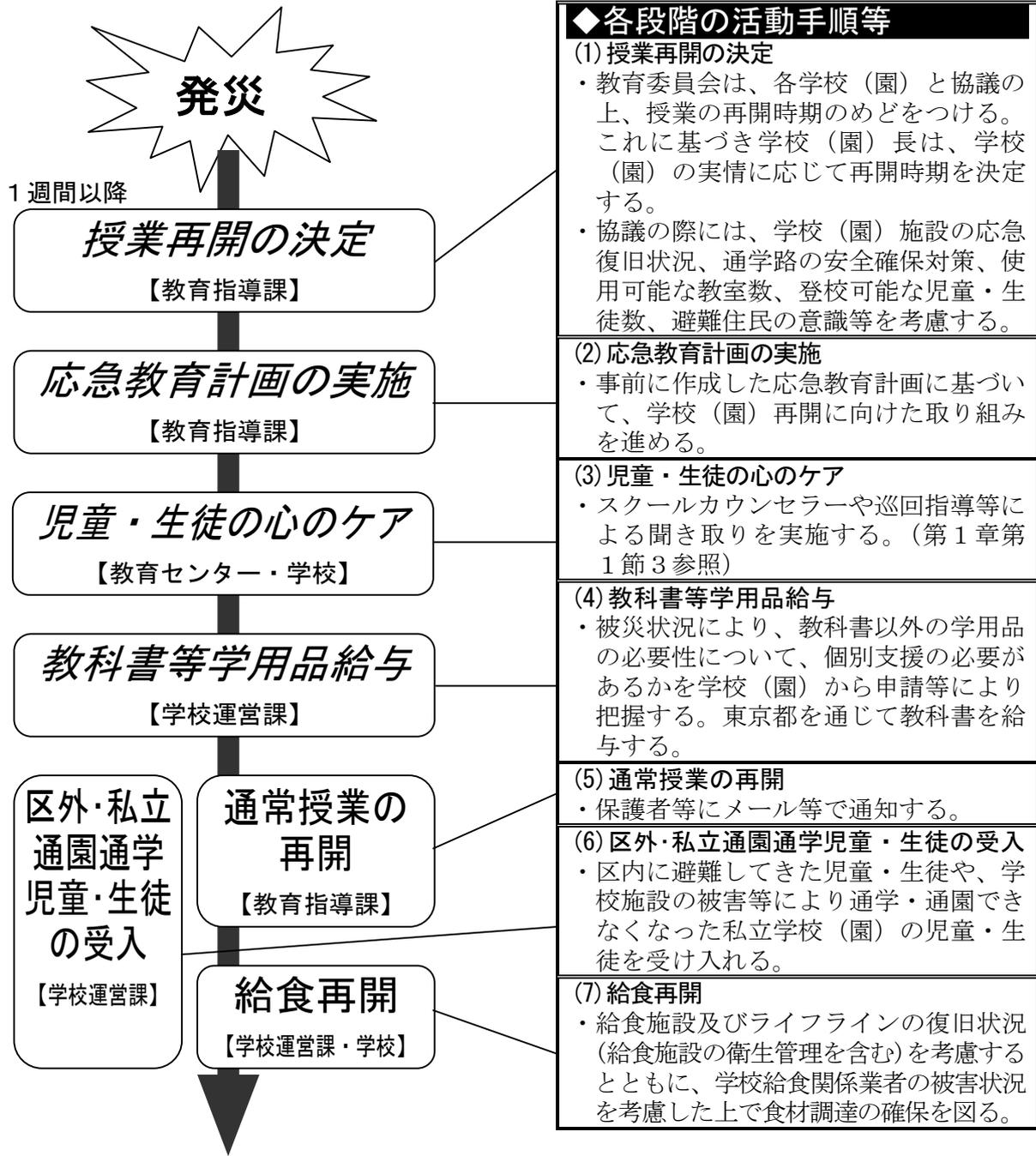
この結果、大学の空教室、企業や団体の会議室、校庭のテント、貸切バスを利用して他校で開校など様々な形で開校し、約1ヵ月後に全校再開ができた。なお、給食設備の全校での再開は3か月を要した。

◆神戸市の学校園再開に向けてのチェック項目

以下のとおりであった

- ・子どもの状況／震災前の児童生徒数と再開日登校可能者数、通学路の安全対策
- ・建物等の状況／建物の安全判定の有無、危険建物の立入禁止措置、応急復旧の状況、危険個所の有無
- ・ライフライン／電気、上下水道、ガスの復旧状況・使用可能教室数／普通教室、特別教室、体育館
- ・避難住民への説明の有無
- ・運動場の状況／テント、駐車車両の有無、地割れの有無
- ・再開に対する住民の意識等<内閣教訓阪神>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



留意事項

- 教員の確保
- 子どもの心のケアについて、学校（園）外と連携が必要な場合は、次項参照
- 児童・生徒の通学安全確保
- 外国へ帰った、去った生徒の把握
- 必要な給食調理人員の確保

今後の課題

- 応急対策計画の事前作成
- 給食の再開に向けた施設、食材、人員等、運営方法の検討

必要な物品

- ・ 学校防災マニュアル
- ・ 応急教育計画
- ・ 児童・生徒名簿
- ・ 幼稚園・学校の連絡先一覧

3 子どもに対するケア

| | |
|------------|-----------------------------|
| 実施責任担当課 | 子ども課・子育て支援課・保育園課 ・教育センター |
| マニュアル更新担当課 | 子ども課 |

活動のあらまし

震災は、子どもたちに強い影響を与えるとともに、住宅の被害や学校教育の中断によって居場所が喪失する可能性が高い。学校・幼稚園等の教育の再開まで、子どもたちの居場所を確保して各種相談を受けるケアセンターを立ち上げ、子どもたちと家庭を支援する。

また

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------------|
| 発災から 1週間以内 | 子どもケアセンターの立ち上げ（組織体制の確立） |
| 1週間以降 | ケア体制の構築と事業展開の可能な拠点確保 |
| 1週間以降 | 一時預かりや家庭支援の展開 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：震災と子ども

◆阪神・淡路大震災の子どもの状況

学校は授業を再開したが、ほとんどの子どもは、激震を体験しショックをうけており、すぐには正規の授業復帰はできなかった。また、ほとんどが、避難所と共生した学校での授業であり、教室の数も十分にでなかった。さらに、被災により、家族を失った子どもや、家族と共に一時的に遠方に避難したのも多く、子どもの状態を正確に把握するには、相当の時間を必要とした。

このような状態では、それぞれの子どもに話をさせ話し合いの中で共通の地震体験を共有することが必要で、このような準備段階教育を経て正規のカリキュラムに復帰することができた。子どもたちはこの応急教育をのちのちまで記憶しているようである。

◆子どもとボランティア

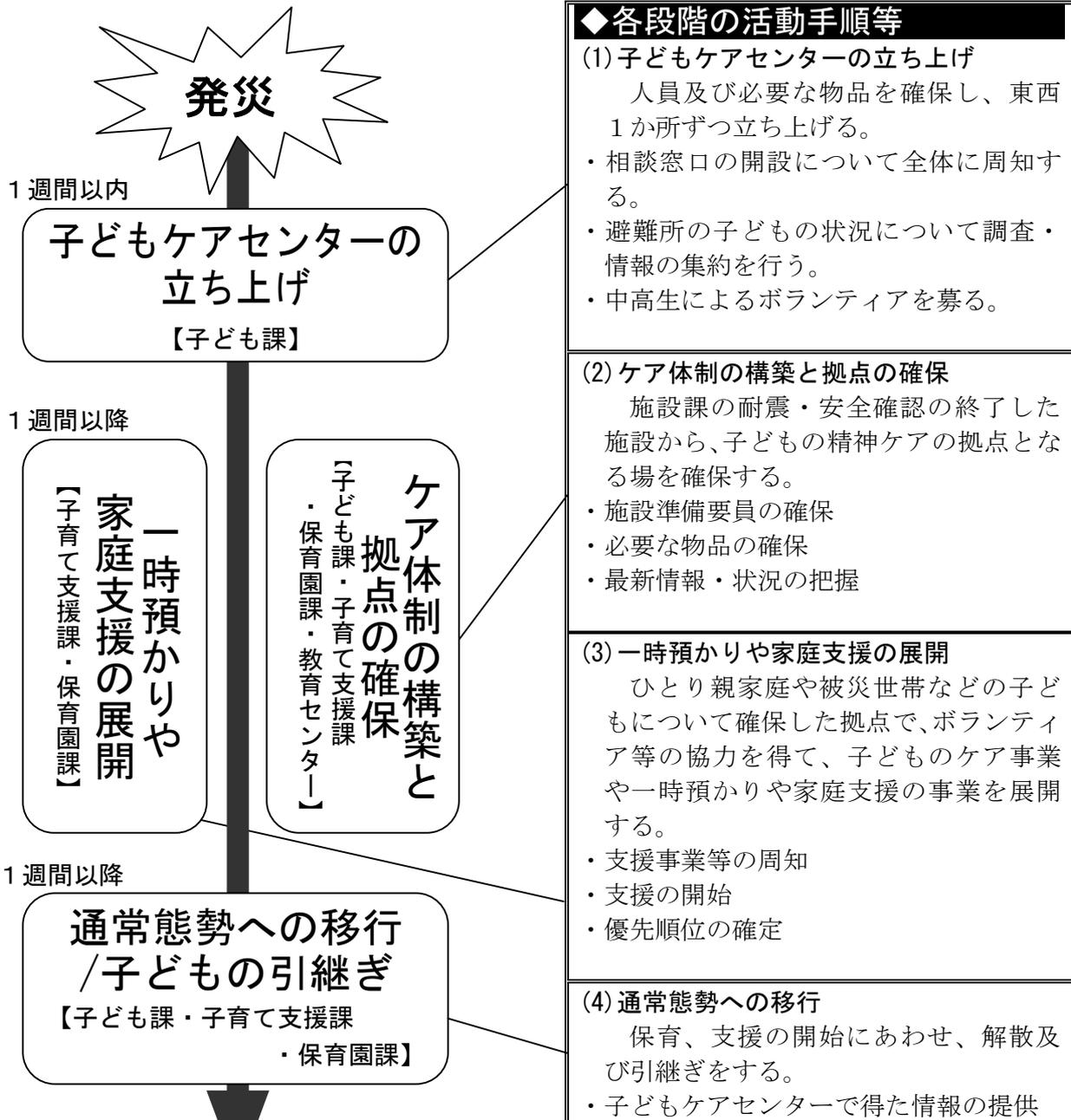
子どもたちは学校で一生懸命働いているボランティアの姿を見て、勉強も大事であるが「自分にも何

か出来ることはないのか？」「本当に自分は何もしなくてもいいのか？」と考えるようになった。避難所で生活している生徒は、避難所で寂しい思いをしている高齢者、無口で一人佇んでいる高齢者を見て「何か助けてあげることができないか？」と思うようになった。ある小学生は、高齢者がガレージで生活している様子を見て「何かしてあげたい」と思い、食べ物や水を運んでいくといった行動を起こした。
<内閣教訓阪神>

◆中学生向けボランティア教育

二つの大震災を契機に、学校でも防災教育の新たな展開が見られる。埼玉県では中学生向けの「危機管理・防災に関する教材」を発し、そこでは被災地の手記等から自分で出来るボランティアを考える学習が提起されている。中高生のボランティア展開には安全管理等様々な課題を検討しておく必要がある。
(埼玉県HP)

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは関連項目）



留意事項

- NPOや子育て支援グループとの連携を図る。
- 都を含めた他機関との連携を図る。

今後の課題

- 24時間及び長期保護を必要とするケースについて対応方法を検討しておく。
- 引継げない子どもへの対応、移動先との連携等について検討しておく。
- 子どもがボランティアを行う場合の安全確保について検討しておく。

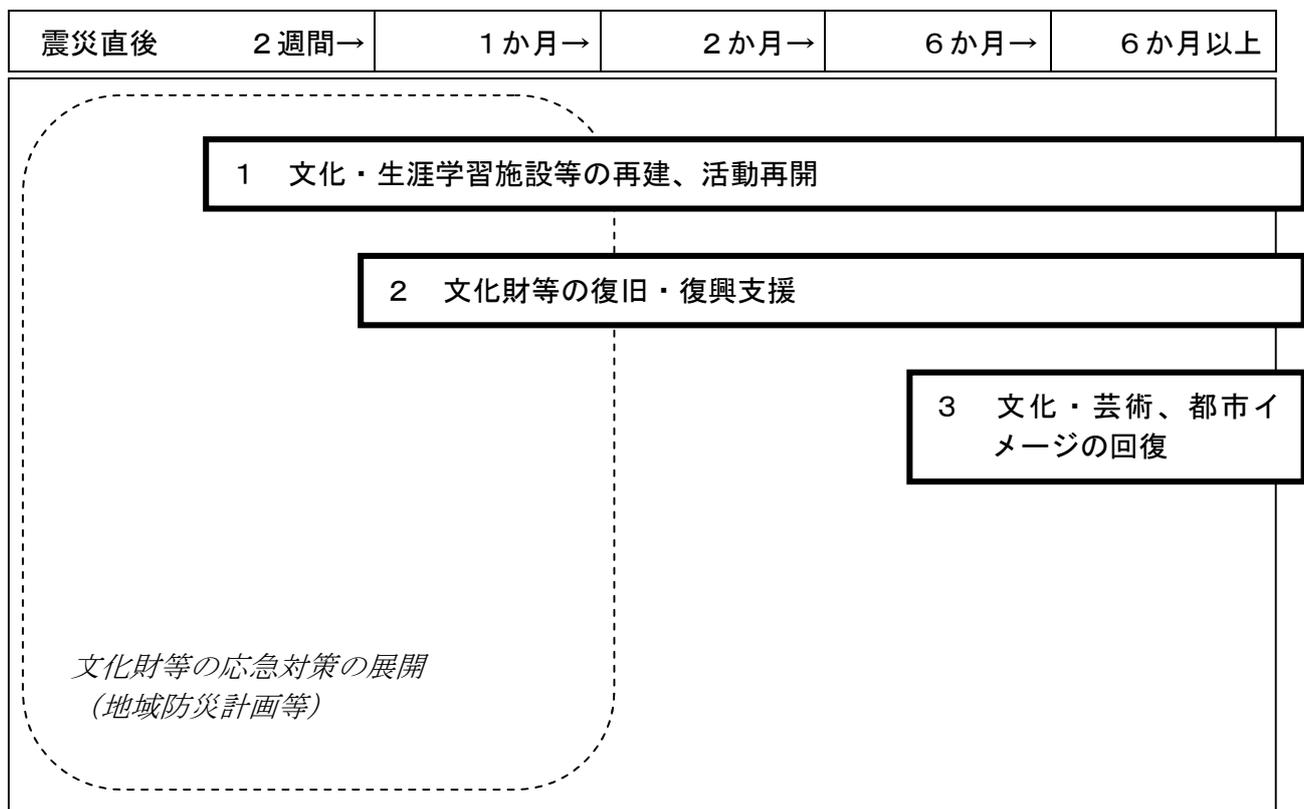
必要な物品

- ・ 通信手段（携帯電話・無線）
- ・ パソコン
- ・ 自転車
- ・ 乳幼児用食料・用品
- ・ 調理用具

第6章 第2節

文化と都市活力の復興

衣・食・住の応急対応が一段落した後の復旧・復興期には、慰霊とともに、住民の生活の潤い、復興への気運醸成に必要な文化・社会教育・スポーツ等の活動が重要となる。拠点となる文化・生涯学習施設等の復旧・再建を迅速に行うとともに、また、貴重な文化財等を次代に引き渡す観点から所有者等の協力を得て、その再建や復旧について対応を図る。また、被災者の心をいやす、復興への意識づけなどに資する各種の文化的なイベントの実施等を支援する。



1 文化・生涯学習施設等の再建、活動再開

| | |
|------------|--|
| 実施責任担当課 | 学習・スポーツ課・生活産業課・文化デザイン課 ・図書館課・施設課・施設計画課・区民ひろば課 ・区民活動推進課 |
| マニュアル更新担当課 | 学習・スポーツ課 |

活動のあらまし

直後対応に引き続き、各施設の特性を活かした活用を図る。

- ① 文化施設、旧校舎等での被災者の収容。
- ② スポーツ施設のグラウンドを活用した物資の提供や被災者保護。

また、再建が必要な施設については、従前の課題も踏まえた施設再建計画を策定し、実施する。

プロセスのポイント

| | |
|-------------|-------------------|
| 発災から 直後～ | 被災状況調査と応急対策への施設供用 |
| 1か月以降 | 施設再建の策定 |
| 6か月以降 | 施設活動の再開 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の施設被害と活動再開

◆阪神・淡路大震災の文化・社会教育施設

公立私立の芸術文化施設は物的被害だけでなく間接的な影響も抱え込んだ。一点目は、これらが公共的施設であるがゆえに、被害の出た地区によっては避難所が足りないという事情もあったようで、ホール、美術館、図書館、水族園などの一部は避難所となった。芦屋市立図書館や宝塚市立図書館、須磨海浜水族園など一時的に被災者を受入れ、震災後は避難所としても機能した。またこの須磨海浜水族園では、教室が不足した市立鷹取中学校に授業の場を提供し、「鷹取中学校水族園分校」が3月の卒業式まで開校されたのであった。

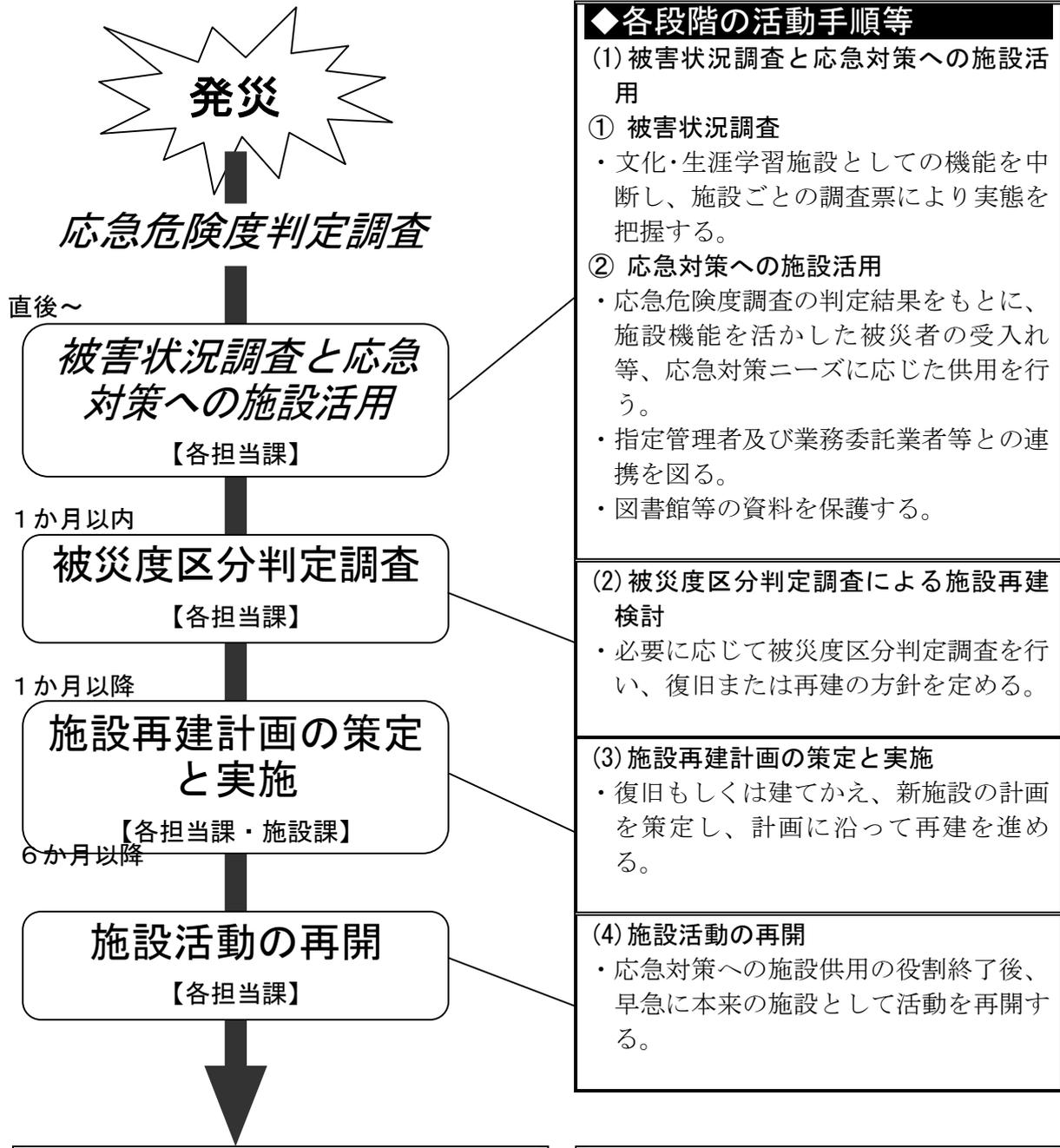
第2の点は間接的な影響で、職員が災害復旧本部の応援に行かざるを得ず、そのために本来の業務であるはずの社会教育・芸術文化施設そのものの復旧や再開が後回しになった。神戸市立博物館の職員の

ほとんどは区役所から避難所への物資搬入などの救援援助に向かい、館には副館長以下4名が残留しただけだったという。震災直後から、建物、設備の点検はもちろん、余震に備えて収蔵品のチェックや調査と避難搬出などの多くの本来業務は後回しにならざるを得なかった。〈内閣教訓阪神〉

◆スタッフの問題

震災は、来館客（需要）の減少や公共施設の活動停止に伴う技術スタッフ等の失業という問題を引き起こした。震災後半年たっても、いくつかの文化団体や文化施設はまだ活動を再開できず、芸術文化は低迷している。最大の問題は、震災の結果、客が激減したこと、すなわち需要が縮小してしまったことである。〈内閣教訓阪神〉

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



- 留意事項**
- 各施設に残されている個人情報の保護を図る。
 - 施設再開、再建に至る過程の記録を教訓として残す。
 - 区や警察等の各種拠点施設の代替施設として使われることを留意しておく。
- 今後の課題**
- 美術館等民間施設との連携について検討しておく。
 - 指定管理者及び業務委託者等への業務中断と災害時対応について事前検討を行う。

- 必要な物品**
- ・ 調査票
 - ・ 収容可能施設への食糧物資設置
 - ・ 簡易トイレの設置
 - ・ AEDの設置

2 文化財等の復旧・復興支援

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 教育総務課 |
| マニュアル更新担当課 | 教育総務課 |

活動のあらまし

区内には国指定・登録文化財が11件、都指定文化財が13件、区指定・登録文化財が350件ある。これらの文化財に損害が出た場合、一刻も早く復旧しなければならない。そのためには被害状況の把握と、文化財所有者の理解、適切な技術支援を行って、文化財の保全を図る。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------------|
| 発災から 1か月以内 | 文化財等の被害状況の把握 |
| 1年以内 | 所有者との協議・復旧計画の策定 |
| 1年以降 | 予算の確保、文化庁・都教育庁へ協力依頼 |

留意事項：文化財の保護は、本来的には、文化財所有者がその責を負うが、生活の再建と文化財保護の両立について理解してもらうことが重要になる。

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災と文化財

◆文化財建物の復旧

兵庫県教委によると、阪神・淡路大震災で歴史・文化的建造物約1200件のうち800件が被害を受けた。国庫補助制度は拡充されたが、未指定の補修には公的な補助はまったくないため、県は復興基金を財源に未指定の建造物に対して修理費を助成する制度を創設し、寺社や酒蔵など約300棟の復旧を支援した。その他、モーターボート特別競争収益金や文化財保護振興財団による助成を活用して復旧を行った例もある。〈内閣教訓阪神〉

◆文化財の修復・救出

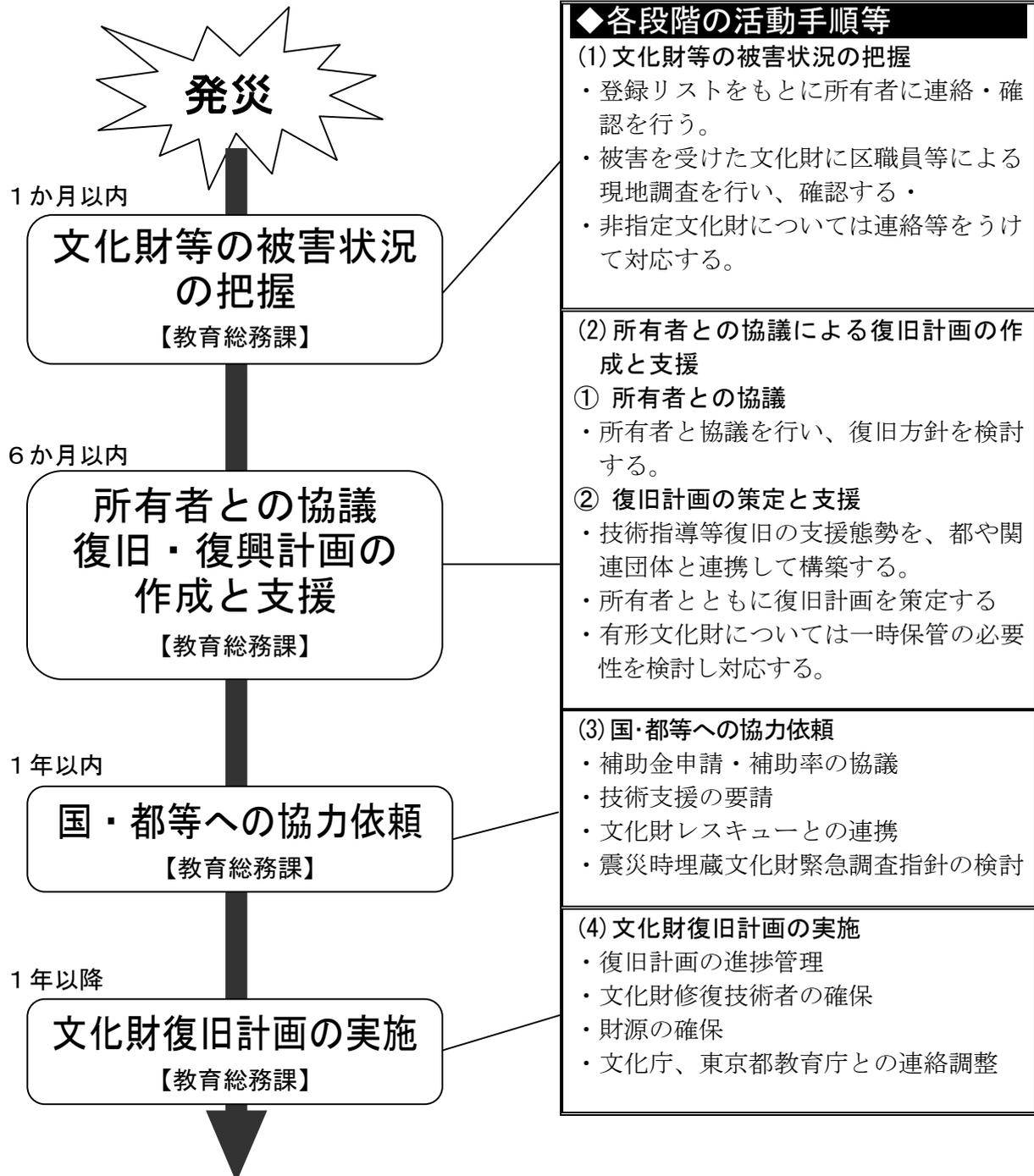
文化庁は「文化財等救援委員会（文化財レスキュー）」を設置し、この間16回の出動を行った。なお、学会やボランティアによる組織もあり、平凡な生活記録（写真や個人日記など）を含む歴史史料の救出・修復、鑑定作業を行った。また文化庁に先立ち、震災後いち早くアメリカの財団の調査団が来日、災害時に対応する文化財保護のためのマニュアルを配

布した。歴史学会による阪神大震災対策歴史学会連絡会・歴史資料ネットは、古文書や民具など民間の被災歴史資料保全に取り組んだ（東日本大震災復興でも活動中）。〈内閣教訓阪神〉

◆埋蔵文化財の特例

市内の埋蔵文化財包蔵地は約900か所、その面積は約3,400haにも及んだ。本来ならばすべて発掘調査と記録作成が必要であるが、これに対応するため、国は埋蔵文化財の取り扱いに関する基本方針を策定し、県もそれを受け、埋蔵文化財の取り扱い適用要領を定め、埋蔵文化財発掘調査の緩和措置をとった。これにより、個人住宅や小規模な集合住宅の建設についての発掘調査は、原則、緩和されることとなった。また、復興事業に伴う届け出件数は、前年比2倍に増加したが、発掘調査件数は、この緩和策により届け出の18%（前年30%）にとどまっている。〈内閣教訓阪神〉

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



| ◆各段階の活動手順等 | |
|--------------------------|---|
| (1) 文化財等の被害状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 登録リストをもとに所有者に連絡・確認を行う。 被害を受けた文化財に区職員等による現地調査を行い、確認する。 非指定文化財については連絡等をうけて対応する。 |
| (2) 所有者との協議による復旧計画の作成と支援 | <p>① 所有者との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者と協議を行い、復旧方針を検討する。 <p>② 復旧計画の策定と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術指導等復旧の支援態勢を、都や関連団体と連携して構築する。 所有者とともに復旧計画を策定する 有形文化財については一時保管の必要性を検討し対応する。 |
| (3) 国・都等への協力依頼 | <ul style="list-style-type: none"> 補助金申請・補助率の協議 技術支援の要請 文化財レスキューとの連携 震災時埋蔵文化財緊急調査指針の検討 |
| (4) 文化財復旧計画の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 復旧計画の進捗管理 文化財修復技術者の確保 財源の確保 文化庁、東京都教育庁との連絡調整 |

| 留意事項 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財保護という観点を見失わない。 ○ 流出や破壊をくいとめる。 ○ 優先順位の決定（紙→木→石） |
| 今後の課題 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化庁、都教育庁との連携 ○ 民間展示施設の把握（古代オリエント博物館等） ○ 非登録文化財所有者の把握 |

| 必要な物品 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護台帳 <input type="checkbox"/> ・ デジカメ <input type="checkbox"/> ・ パソコン <input type="checkbox"/> ・ プリンター <input type="checkbox"/> ・ 自転車 <input type="checkbox"/> |

3 文化・芸術、都市イメージの回復

| | |
|------------|-------------------|
| 実施責任担当課 | 企画課・文化デザイン課・文化観光課 |
| マニュアル更新担当課 | 文化デザイン課・文化観光課 |

活動のあらまし

震災後の適切な時期に音楽、演劇、美術、映画等のイベントを活用して復興機運を盛り上げるとともに、来街者を呼び寄せ豊島区の都市イメージを回復する。

甚大な被害が生じた場合は、モニュメントや施設などによって震災の記憶を残す。

区民の協力も得ながら、震災～復興にいたる記録や映像を収集し、記録誌等で教訓を残す。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------------|
| 発災から 3か月以降 | ボランティアによる持ち込み型イベントの展開支援 |
| 1年以降 | 慰霊、祈念等復興イベントの実施・恒例行事の再開 |
| 1年以降 | 文化・芸術活動の展開、記録・記憶づくり |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災と芸術復興

◆復興基金による芸術文化活動の展開

兵庫県は、震災翌年から復興基金による「被災地芸術文化活動補助事業」を始めた。これは被災した芸術家の支援策で始まったもので、音楽、舞踊、美術、文芸などの分野に、10年間で延べ1,603事業、3億5千万円にのぼる助成を実施してきた。震災により破損した芸術文化団体の活動用具の修理・購入経費も一年限りであったが、69件、補助額は約600万円程度助成した。〈内閣教訓阪神〉

◆アート・エイド・神戸の活動

被災地の芸術家による活動が多々展開された。震災の余燼が生々しい翌月の2月18日に、海文堂書店で「アート・エイド・神戸」実行委員会が結成されている。その他「アクト・コウベ・ジャパン」やCAPなど多くの文化活動が震災後新たに生まれた。

(中略)4年後には、様々な文化イベント団体が連携し「神戸アートウォーク」が開始された。5年間で、「アート・エイド・神戸」被災芸術家の緊急支援、

チャリティー美術展やチャリティーコンサートの開催、震災を記録する出版物の刊行、震災後の芸術文化活動への支援、工事現場の仮囲いへの壁画制作などを実現し、ほぼ当初の役割を終えた。これをふまえて「アート・サポート・センター神戸」の設立が計画され、活動を始めた。〈内閣教訓阪神〉

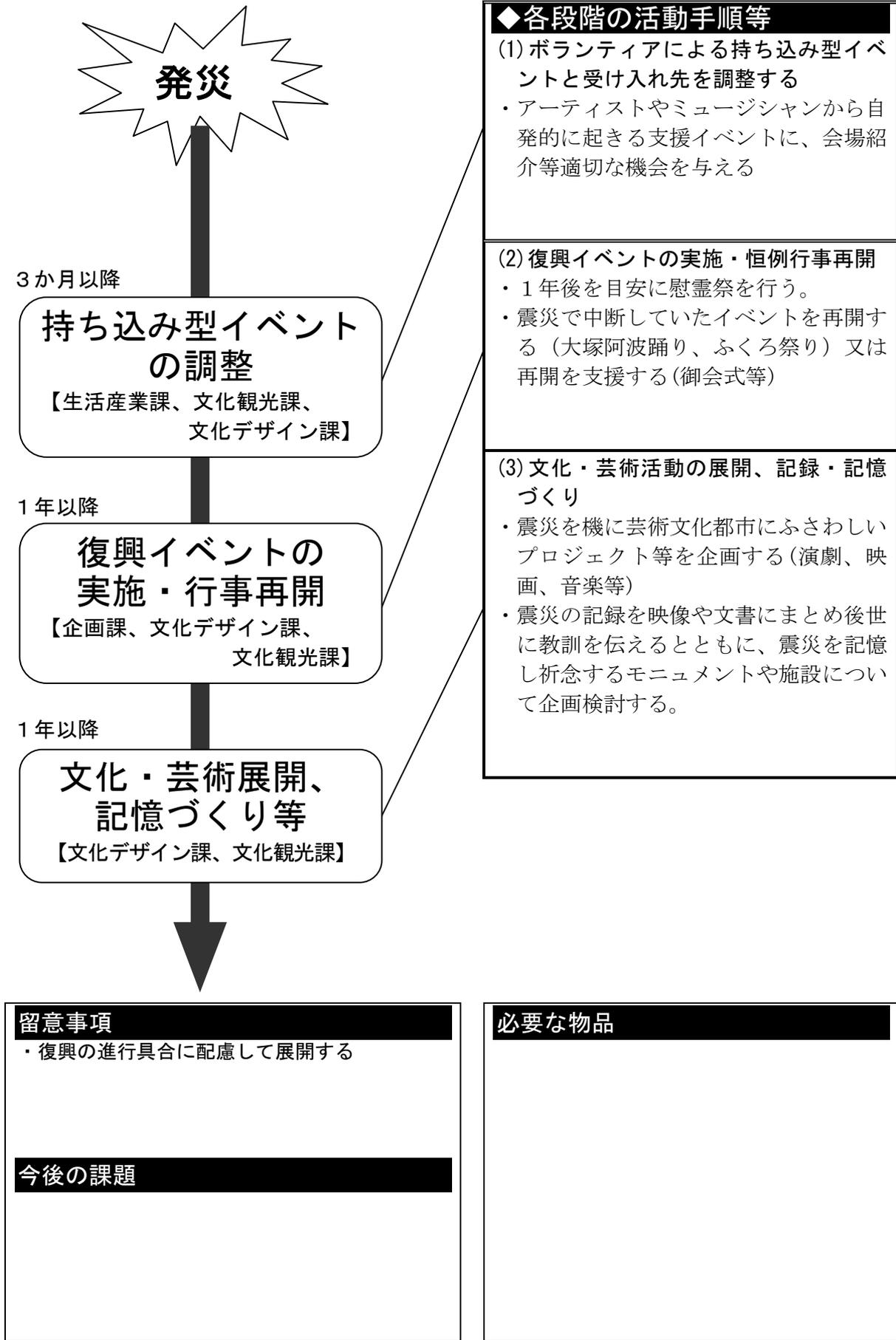
◆神戸ルミナリエ

阪神・淡路大震災犠牲者を鎮魂し、復興・再生への夢と希望を託し、1995年の12月に『神戸ルミナリエ』が開催された。神戸の冬を彩る荘厳な光の芸術作品として、震災の記憶を語り継ぎ、都市と市民の「希望」を象徴する恒例行事となり、12月末2週間の開催で数百万人が来場する観光イベントになった。(神戸ルミナリエHP等)

◆東日本大震災の有名人の支援

東日本大震災でも、石原軍団(炊きだし)、ジャニーズ事務所(イベント)、レディーガガ(募金)などが話題になった。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



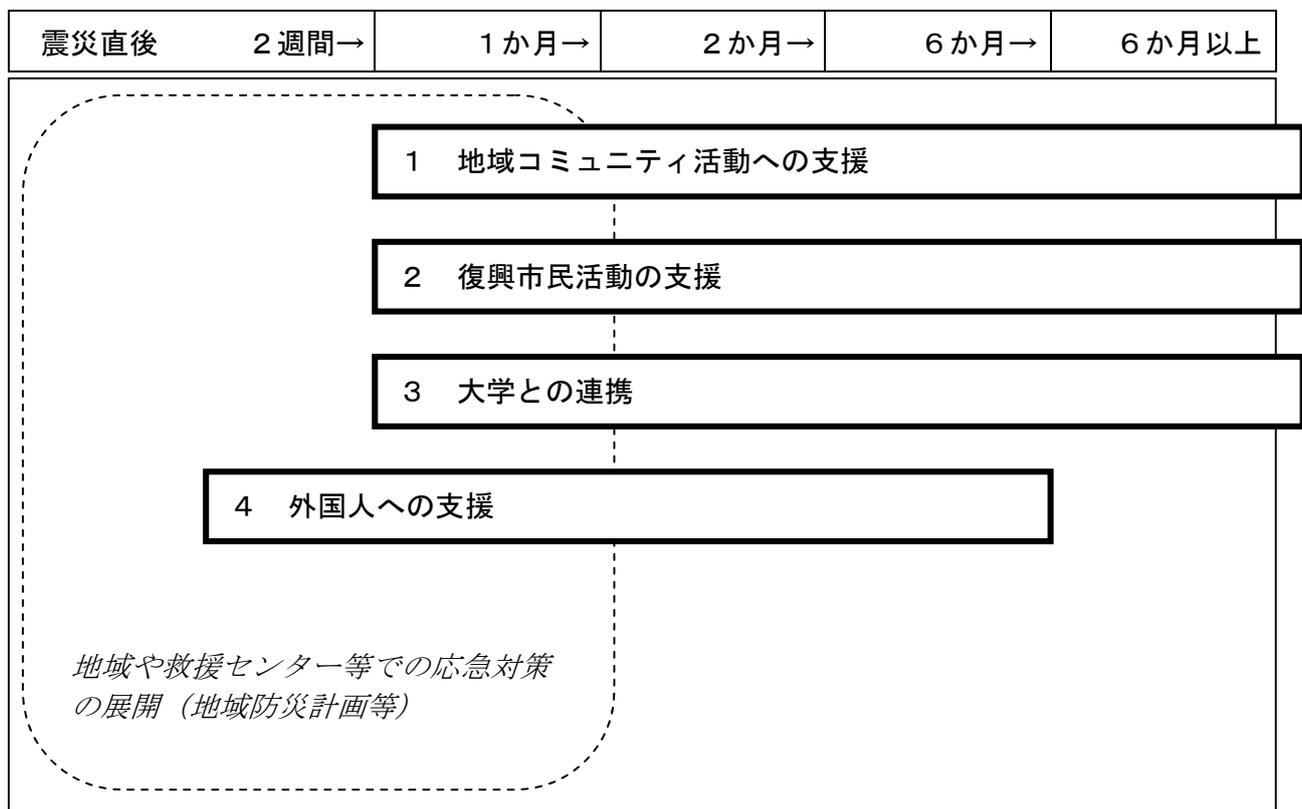
第6章 第3節

コミュニティの復興

生活復興期においては、被災者の自立と生活再建に向けて、地域における共助・協働による取り組みを強化することが重要になる。災害前から地域コミュニティを担ってきた町会・自治会、区民ひろば、まちづくり協議会など地域のコミュニティ活動を支援し、地域の復興を促進する。

また、地域外からのボランティアやNPO等各種市民団体や企業その他が幅広くネットワークを結びながらテーマ型の復興支援活動を展開する傾向も見られる。ボランティアニーズ等に関する情報を収集・提供するとともに、被災地域の復興状況に応じて、地域住民や地域の活動団体に円滑に引き継がれていくよう、調整等を行うこととする。

また、区内には、言語や生活習慣、文化などが異なる外国人が多数あり、震災発生時には、これらの人々は、必要な情報が得られず、被災生活に大きな支障が出る恐れがある。このため、都と連携して、相談や情報提供のための特別窓口等を設置するなどの適切な措置を実施する。



1 地域コミュニティ活動への支援

| | |
|------------|------------------|
| 実施責任担当課 | 区民活動推進課・地域区民ひろば課 |
| マニュアル更新担当課 | 区民活動推進課 |

活動のあらまし

震災から立ち上がるためには、被災者個々の自立を支援するだけでなく、助け合いなど地域の力が重要になる。地域コミュニティの再生と活性化を図る必要から、活動拠点となる区民ひろば・区民集会室等の再開・運営支援を行うとともに、町会・自治会、その他復興に取り組む区民活動グループの活動を支援する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------------|
| 発災から 1か月以降 | 救援センターや町会・自治会等の活動を支援 |
| 2か月以降 | 区民ひろば・区民集会室等を段階的に再開する。 |
| 適宜 | 慰霊祭や復興事業・イベントを実施する。 |

留意事項：テーマ型コミュニティの支援（次項）と連携して行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災と中越地震のコミュニティ支援

◆地域コミュニティ活動の展開

震災前の新長田駅北地区は、自治会活動すらあまり活発でない地区でありイベントもまれであった。しかし、まちづくり協議会の活動とともに同時多発的に自発的な「ふれあい祭」が始まった。（中略）新長田駅北地区の「ふれあい祭」は、行政もコンサルタントもあまり関与をしておらず、ほとんどが住民の自主的なものであるが、その企画力とパワーには驚くべきものがある。住民だれもが喜んで楽しく参加できる場であり、心の連帯の回復の場になっている。〈内閣教訓阪神〉

◆中越地震の復興基金によるコミュニティ支援

地域コミュニティ支援に関連して復興基金で展開された主なプロジェクトは以下のとおり。

- ・地域コミュニティ再建（ソフト事業）
- 自治会などの集落等の復興プラン作成や元気づくりイベントの支援
- ・地域コミュニティ施設等再建支援

---自治会などの集会所、神社等コミュニティ施設の建替または修繕に費用を補助。

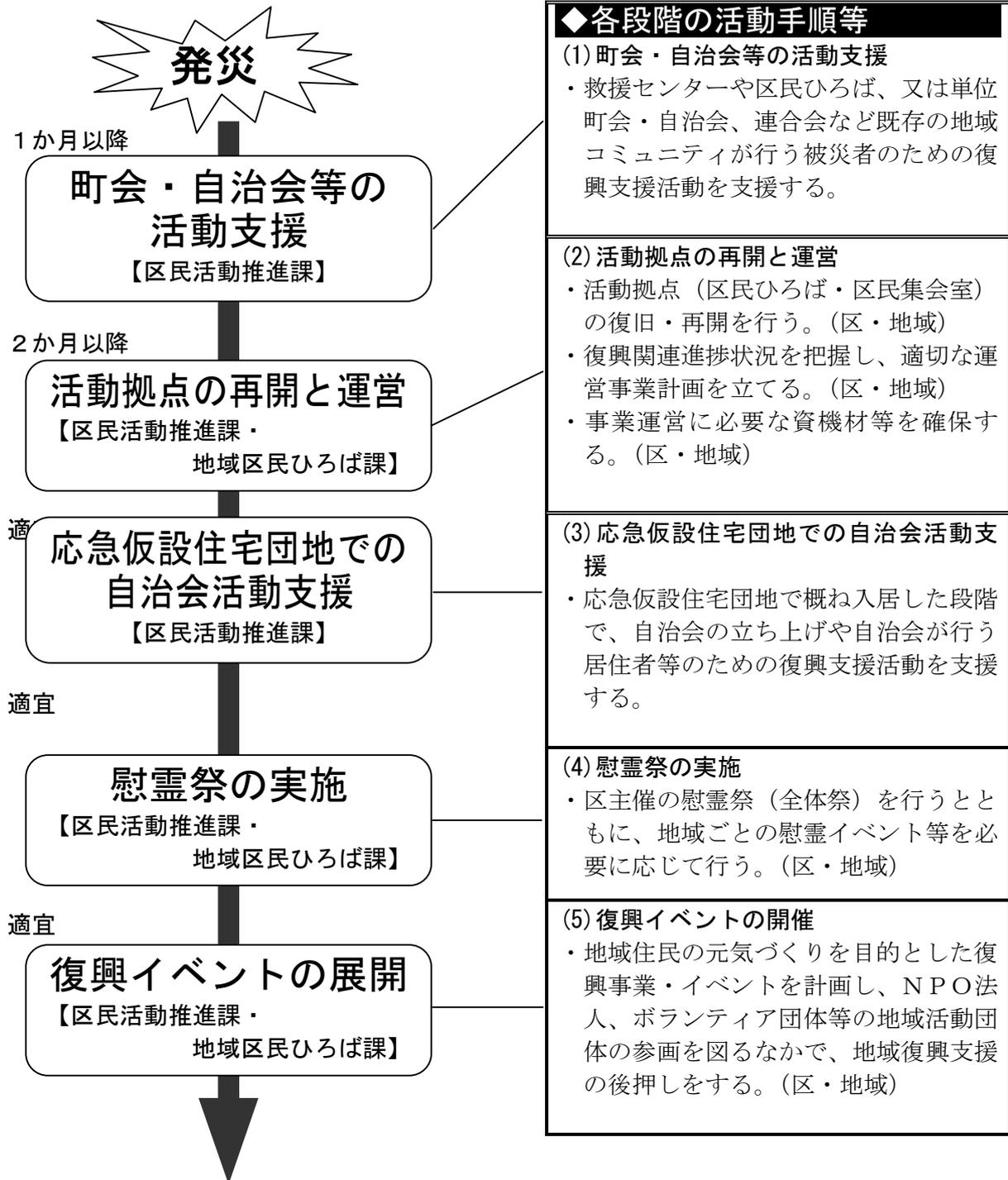
- ・地域共用施設等復旧支援
- 町内会などが設置・維持管理している私有道、消雪パイプなどの復旧に要する経費を補助
- ・集落共用施設等維持管理支援
- 震災により戸数が2割以上減少した集落の集会所などの維持管理や生活環境整備

---中山間地域再生総合支援

---集落環境の整備・保全のため必要な山腹の緑化保全などに要する経費を補助。

- ・地域復興支援員設置支援
- コミュニティ機能の維持、再生や地域復興支援のため、公共的団体等が「地域復興支援員」を設置する経費を補助。被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等「復興に伴う地域協力活動」を通じコミュニティ再構築を図るため、人材を派遣、1～5年間、報酬200万円＋活動費を措置（同基金HP）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 町会・自治会等の活動支援
- ・ 救援センターや区民ひろば、又は単位町会・自治会、連合会など既存の地域コミュニティが行う被災者のための復興支援活動を支援する。
- (2) 活動拠点の再開と運営
- ・ 活動拠点（区民ひろば・区民集会室）の復旧・再開を行う。（区・地域）
 - ・ 復興関連進捗状況を把握し、適切な運営事業計画を立てる。（区・地域）
 - ・ 事業運営に必要な資機材等を確保する。（区・地域）
- (3) 応急仮設住宅団地での自治会活動支援
- ・ 応急仮設住宅団地で概ね入居した段階で、自治会の立ち上げや自治会が行う居住者等のための復興支援活動を支援する。
- (4) 慰霊祭の実施
- ・ 区主催の慰霊祭（全体祭）を行うとともに、地域ごとの慰霊イベント等を必要に応じて行う。（区・地域）
- (5) 復興イベントの開催
- ・ 地域住民の元気づくりを目的とした復興事業・イベントを計画し、NPO法人、ボランティア団体等の地域活動団体の参画を図るなかで、地域復興支援の後押しをする。（区・地域）

留意事項

- 従前の地域コミュニティをベースに新しい運営グループが設立されることも歓迎する
- 被災者の状況をみながら継続的に呼びかけを行う。

今後の課題

- 復興支援における地域コミュニティの「地域単位」の位置づけなどの整理が必要になる。
- 事業、イベントを断続的に実施する資金的裏付けについて検討しておく

必要な物品

2 復興市民活動の支援

| | |
|------------|-----------------------|
| 実施責任担当課 | 区民活動推進課・福祉総務課・社会福祉協議会 |
| マニュアル更新担当課 | 区民活動推進課 |

活動のあらまし

震災で甚大な被害が生じた場合、初期の様々なボランティア活動に続いて、復興期では、芸術文化、福祉など様々なボランティアや区民活動が展開する。地域コミュニティをベースにした活動だけでなく、テーマ型の市民活動が行われることもあり、行政として地域の実情に即した活動を展開する観点から、区内外の市民活動団体と地域との連携を支援する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|---------------------|
| 発災から 2週間以降 | 活動グループ等の状況と意向把握 |
| 1か月以降 | 地域とのマッチング、活動支援態勢の構築 |
| 3か月以降 | 区民活動団体に対する支援 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の復興市民活動例

◆まちづくり会社（TMO）

2000年、長田TMOは、「買い物ん楽ちんバス（無料）」（期間限定実験）運行を行った。次に、長田を「観光のまち・食のまち」に転換しようを提案し、新長田駅南地区商店街を中心にイベント、勉強会、修学旅行の誘致に奔走した。当初、商店主の一部から抵抗があったが説得して実施すると、商店主は実体験を真剣に聞く修学旅行の生徒達に驚き、当初80店ほどから今では300店ほどに広がった<内閣教訓阪神>

◆NPOの活発化

震災を契機に活発化したのは資金面からです。復興基金や阪神・淡路ルネッサンスファンド（HAL基金）とか、コミュニティ基金などの民間の基金でもずいぶん被災地を優先してお金を出してくれました。従来からの共同募金とか震災がらみで兵庫県に集中して投入された金額は相当額になっている。

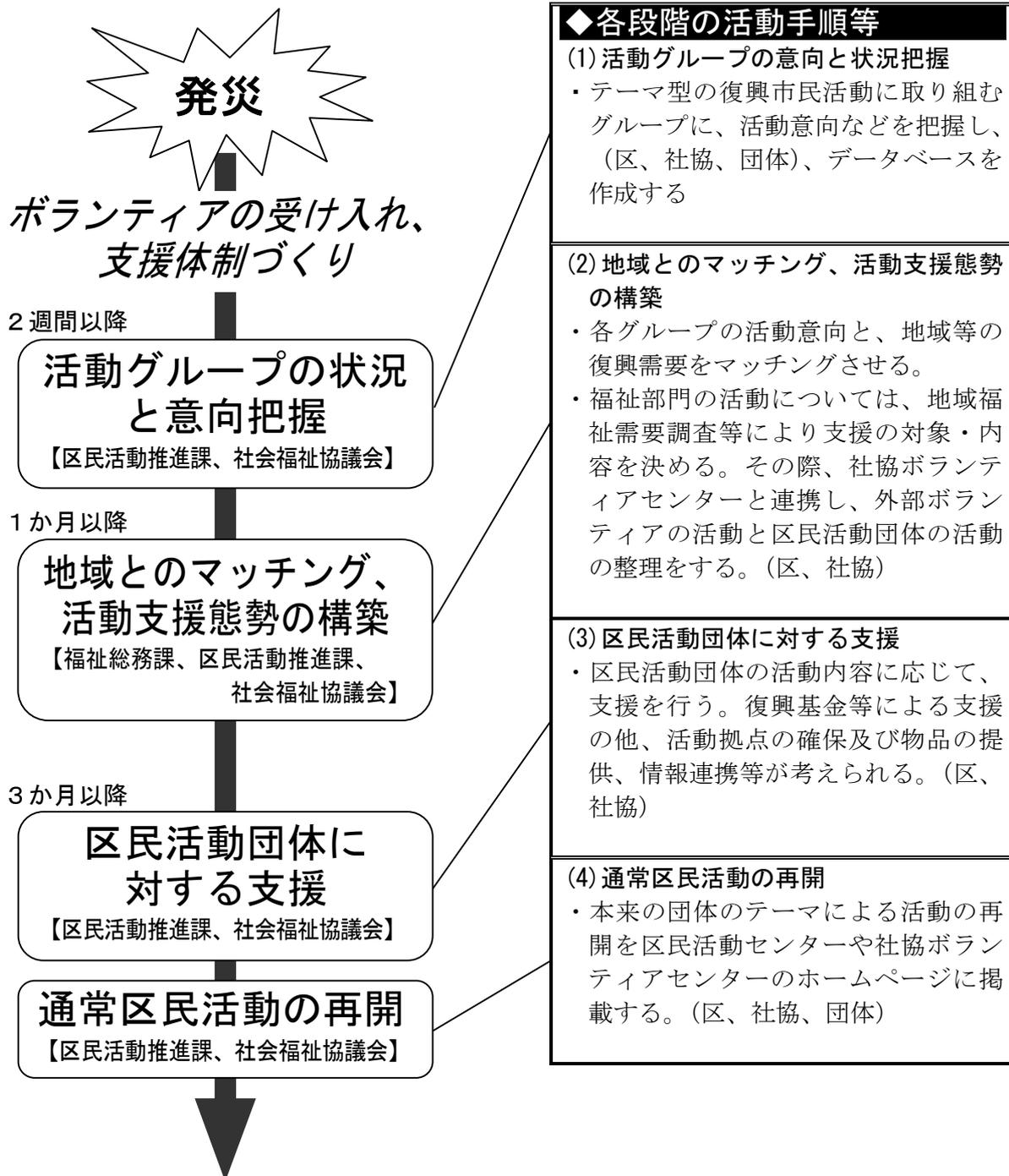
かなりのお金が兵庫県の広義のボランティア分野

に流れ込んできた。それによってさまざまな団体や活動が助けられてきた<内閣教訓阪神>

◆鉄人28号

2009年10月神戸市長田区の若松公園で「鉄人28号」モニュメント像の完成セレモニーが行なわれた。1/1スケール像で、足を伸ばした全長が18mになるように製作された。中は鉄骨、外は耐候性鋼板製。重量はおよそ50トン。両足の下、深さ6mに埋められたおよそ150tの基礎で支えられている。復興・商店街活性化のシンボルとして製作したのは長田区の商店主らによるNPOで、総工費は1億3,500万円。神戸市から補助金4,500万円が拠出され、残りは個人や企業からの寄付・協賛金でまかなった。（RobotWatchHP）なお、2007年、生地である兵庫県神戸市長田区の新長田駅周辺の商店街などでは毎年夏頃に「三国志祭」が開かれていた。原作者の横山光輝氏は1934神戸市生まれ、2004豊島区千早で死去した。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



- 留意事項**
- 区外の団体は、区内活動団体とパートナーで活動を行っていただくことを歓迎する。
- 今後の課題**
- 区内活動団体との日頃からのつながりをつける。
 - 震災前に区内活動団体と震災時の復興支援のための協定を締結する。
 - どのような活動を公的支援の対象にするかについて事前に検討しておく。
 - 貸出物品の確保、調達について検討しておく。

- 必要な物品**

3 大学との連携

| | |
|------------|-----|
| 実施責任担当課 | 防災課 |
| マニュアル更新担当課 | 防災課 |

活動のあらまし

区内には、学習院大学・立教大学・大正大学・東京音楽大学・帝京平成大学・東京福祉大学・女子栄養大学等の大学や短大が位置している。多数集合施設であるため、発災時は混乱防止等の措置など災害対応が重要になるが、復興時には、空間的資源・人的資源を有していることから、持続的に復興支援に取り組んでいただけることが期待できる。日常からの交流をベースにしながら、災害時に情報連絡を確保し、連携する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|----------------------|
| 発災から 1～2週間 | 大学キャンパスの状況把握、連絡体制の構築 |
| 1か月 | 協定等締結等による復興支援体制の確立 |
| 3か月 | 長期的復興支援体制への移行 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災と神戸商船大学の活動

・阪神・淡路大震災の当時、東灘区にある神戸商船大学（現神戸大学海事科学部）での被災後の活動は目を見張るものがあつた。

①寮生による救出活動

；地震から約20分後、乗船実習で使う安全靴や軍手、懐中電灯に身をかためた寮生は、壊滅状態になった近くの商店街に次々と出動した。真っ暗の中、呼びかけ、崩れ落ちた屋根の梁や壁、柱などを手作業で一つひとつ取り除き、老人や子供たちを助け出した。マイカーを持っている寮生は、救出した被災者を芦屋市民病院まで搬送し続けた。

②避難所の提供

近隣の住民が続々と避難した。5日後の時点で体育館・武道館と学生寮に1,060人。市の支援が皆無という状況の中で、大学自身が避難住民を助けざるを得なかった。

③遺体の収容

神戸市の要請で、遺体安置所として3教室を提

供、遺体の数もピーク時には160体にも及んだ。

④近隣の小・中学校への支援

本庄小学校、本庄中・魚崎中の3学期の授業のため11教室を提供した。

④支援団体への支援 自衛隊の支援基地として、テニスコートを提供した。後、本庄小・中学校の仮設教室に提供した。また、大阪ガスの拠点基地として、グラウンドを4月14日まで提供した。

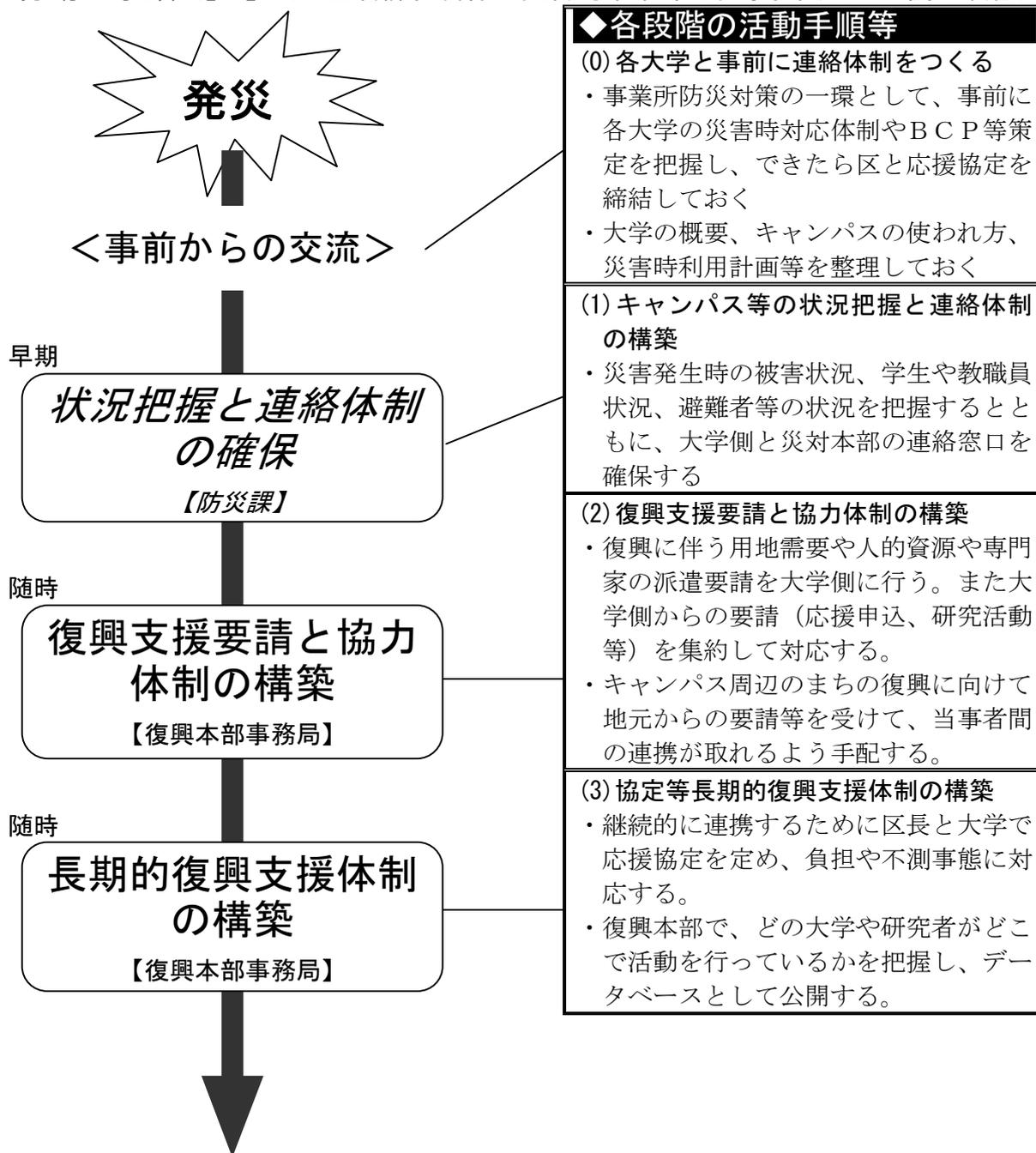
⑤災害救援物資の受け入れ

各国立学校から大量の物資が届き、山積みの救援物資ができた。しかし次々と送り込まれるため音をあげたことも事実である。

⑥災害時の船舶の活用：他大学の練習船も含めて、舟艇で救援物資の荷揚げ、炊き出し支援、仮設宿泊施設の提供、また、日を限って、本学教職員や避難住民にシャワールームを開放し、大変感謝された。

（日本マリンエンジニアリング学会誌 第47巻 第2号 2012）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (0) 各大学と事前に連絡体制をつくる
- ・事業所防災対策の一環として、事前に各大学の災害時対応体制やBCP等策定を把握し、できたら区と応援協定を締結しておく
 - ・大学の概要、キャンパスの使われ方、災害時利用計画等を整理しておく
- (1) キャンパス等の状況把握と連絡体制の構築
- ・災害発生時の被害状況、学生や教職員状況、避難者等の状況を把握するとともに、大学側と災対本部の連絡窓口を確保する
- (2) 復興支援要請と協力体制の構築
- ・復興に伴う用地需要や人的資源や専門家の派遣要請を大学側に行う。また大学側からの要請（応援申込、研究活動等）を集約して対応する。
 - ・キャンパス周辺のまちの復興に向けて地元からの要請等を受けて、当事者間の連携が取れるよう手配する。
- (3) 協定等長期的復興支援体制の構築
- ・継続的に連携するために区長と大学で応援協定を定め、負担や不測事態に対応する。
 - ・復興本部で、どの大学や研究者がどこで活動を行っているかを把握し、データベースとして公開する。

留意事項

- 区外の大学等でも事前からの関連等があれば協力体制を構築する
- 大学との包括的継続的な協力体制だけでなく、研究室単位の活動も混乱をしないように復興本部で窓口を一元化しておく

今後の課題

- 大学との協定書のひな形について検討しておく
- 用地借用（費用、原形復旧等）、ボランティア保険等について検討しておく

必要な物品

- ・大学等のデータ □
（校地の状況、連絡窓口、事業所防災計画等）

4 外国人への支援

| | |
|------------|---------------|
| 実施責任担当課 | 文化観光課・防災課・広報課 |
| マニュアル更新担当課 | 防災課 |

活動のあらまし

豊島区の地域の特性から外国人被災者が多数発生することが予想される。外国人は言語や生活習慣、文化の違いから震災に関する体験や知識をもたない場合も多く、不安解消や行動選択のための情報提供等の支援を実施する。

プロセスのポイント

| | |
|-------------|------------------|
| 発災から 直後～ | 要支援外国人の把握 |
| 1週間以降 | 救援センター等での支援体制の構築 |
| 1か月以降 | 外国人生活再建支援センターの開設 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災と外国人

阪神・淡路大震災や新潟中越地震では、外国人の指定外箇所への避難が多発している。外国人など新規住民にとって指定避難所はなじみがなく、災害時の情報提供は指定外の箇所の対応がポイントとなる。また、在留資格の更新や帰国のための諸手続、健康保険未加入者の治療費などの問題もある。

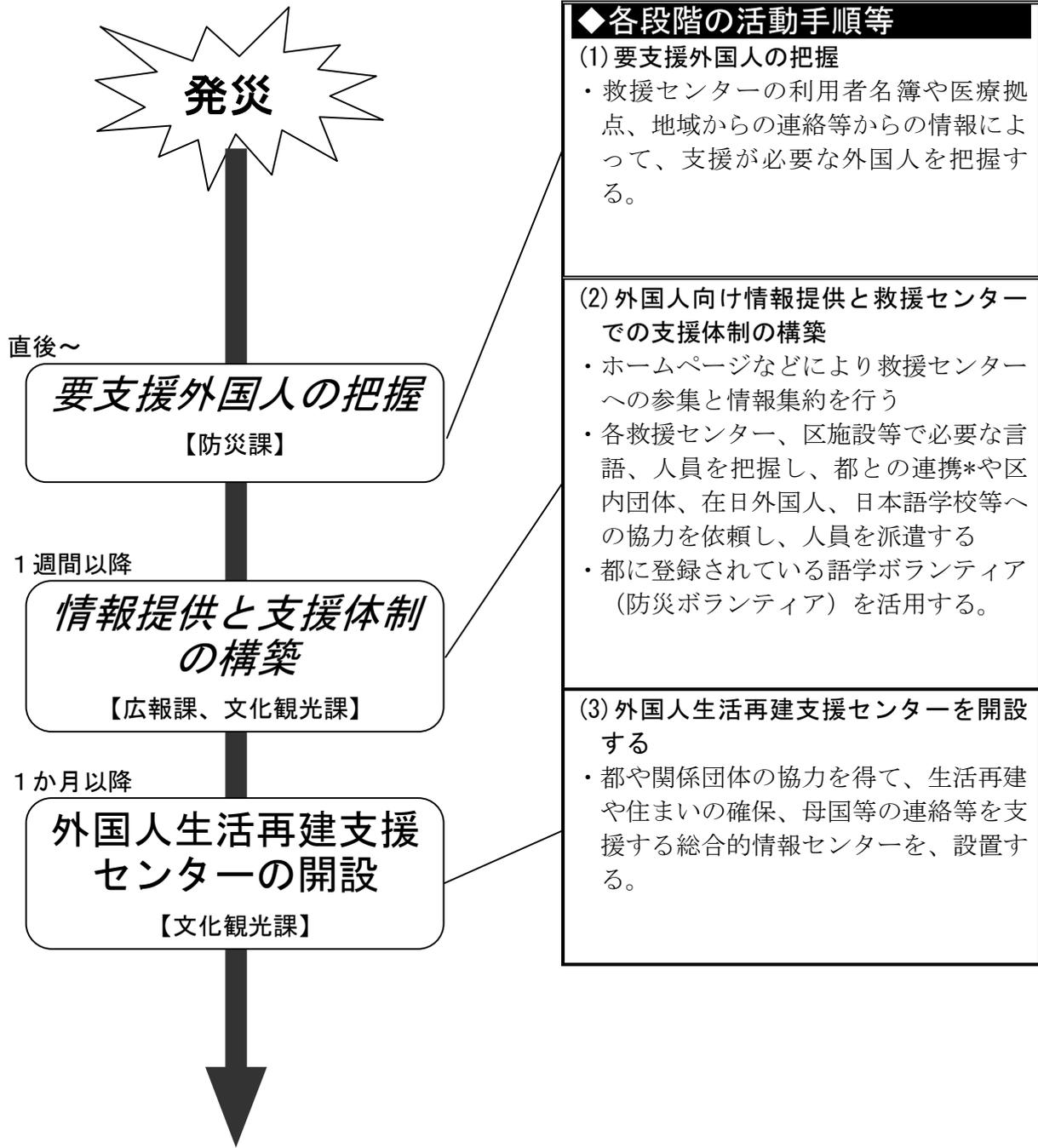
◆神戸市がとった措置

外国人被災者がいる指定外避難所に救援物資を配布、各領事館等への情報提供と諸団体の自国民保護策に対する支援、「こうべ地震災害対策広報」の英訳と領事館・区役所等約60箇所にFAX送信と掲示依頼、翻訳ボランティアの登録制度、外国人電話相談窓口開設、復興計画推進プログラムでの組み込み（外国人用施設や外国人学校等への支援、生活支援、ボランティアの活用、就業機会の確保）などがある。

◆民間等による外国人被災者への支援活動

- マスコミ、CATVによる英語による音声多重放送、居住外国人への情報提供を実施した。
- 被災地域へのNGOの活動を調整する組織として「阪神大震災地元NGO救援連絡会議」が設立された。
- 神戸YMCAクロスカルチュラルセンター、神戸YWCA学院は、被災外国人県民の受入れ、外国語による相談、情報提供、貸付金の支給などを行った。
- 外国人地震情報センターは、多言語によるニュースレターの発行や相談窓口を設置した。
- 神戸市長田区では、定住外国人生活復興センターが開設され、FMわいわいが開局した。
- 被災者とNGOを中心に、「市民とNGOの『防災』国際フォーラム」が1年後に開催され、海外のNGOや外務省が参画した、シンポジウム、音楽、演劇、炊き出しなどのイベントが実施された。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 要支援外国人の把握
- ・ 救援センターの利用者名簿や医療拠点、地域からの連絡等からの情報によって、支援が必要な外国人を把握する。
- (2) 外国人向け情報提供と救援センターでの支援体制の構築
- ・ ホームページなどにより救援センターへの参集と情報集約を行う
 - ・ 各救援センター、区施設等で必要な言語、人員を把握し、都との連携*や区内団体、在日外国人、日本語学校等への協力を依頼し、人員を派遣する
 - ・ 都に登録されている語学ボランティア（防災ボランティア）を活用する。
- (3) 外国人生活再建支援センターを開設する
- ・ 都や関係団体の協力を得て、生活再建や住まいの確保、母国等の連絡等を支援する総合的情報センターを、設置する。

留意事項

- 基本的には外国人コミュニティをベースに支援した方がよいので（仲間同士のサポート）、それらへの支援策を検討しておく
- 事前からの語学ボランティアの確保について都や関係団体等と検討をしておく（大学留学生等も活用出来よう）

今後の課題

- 語学ボランティアの確保
- 救援センターしていない方への外国人把握と情報提供（周知方法：電柱、区掲示板、区施設などに掲示）
- 平常時からの外国人コミュニティの把握

必要な物品

- ・ 救援センター利用者名簿
- ・ 日本語学校のリスト
- ・ 語学ボランティアの名簿

第3編 生活・産業復興編

第7章 仕事と産業の復興

第1節 産業の復興

- 1 被害の把握と産業復興計画の策定
- 2 中小企業の再開・復興支援

第2節 雇用・就業の確保

- 1 雇用・就業の確保

第3節 消費者の保護

- 1 消費者相談等の実施

第7章 第1節

産業の復興

産業部門では、企業や従業員が早期に再建を図れるように、資金制度の紹介等を通じて、事業所再建や経営支援などの中小企業施策、離職者の再就職の促進などの雇用・就業施策などを行う。また、復興過程において自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援などの対策を展開する。

具体的な行動項目としては、東京都の施策と連携して、区内産業の被害状況等の把握、賃貸型共同仮設工場・店舗の設置及び支援、施設再建のための金融支援等の実施等を行う。

なお、近年、事業所ではBCP（非常時の営業継続計画）を作成しているところが増加し、民間独自で営業再開・復旧復興を行うのを支援する。

| 震災直後 | 2週間→ | 1か月→ | 2か月→ | 6か月→ | 6か月以上 |
|-------------------|------|------|------|------|-------|
| 1 被害の把握と産業復興計画の策定 | | | | | |
| 2 中小企業の再開・復興支援 | | | | | |

1 被害の把握と産業復興計画の策定

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 生活産業課 |
| マニュアル更新担当課 | 生活産業課 |

活動のあらまし

地震による豊島区内に存在する事業所の被害について、東京都や関係団体と連携しながら迅速に被害状況を把握する。

また、産業の復旧・復興が円滑かつ発展的に行われる計画を策定する。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|-----------|
| 発災から 3日以降 | 被害状況の把握 |
| 2週間以降 | 産業復興計画の検討 |
| 1か月以降 | 新たな支援策の検討 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の産業被害と復興

◆阪神・淡路大震災の被害把握

兵庫県では、1月18日に商工関係の被害状況調査を開始したが、通信網と交通網の被害や、社屋や工場等の被災により情報収集は進まなかった。

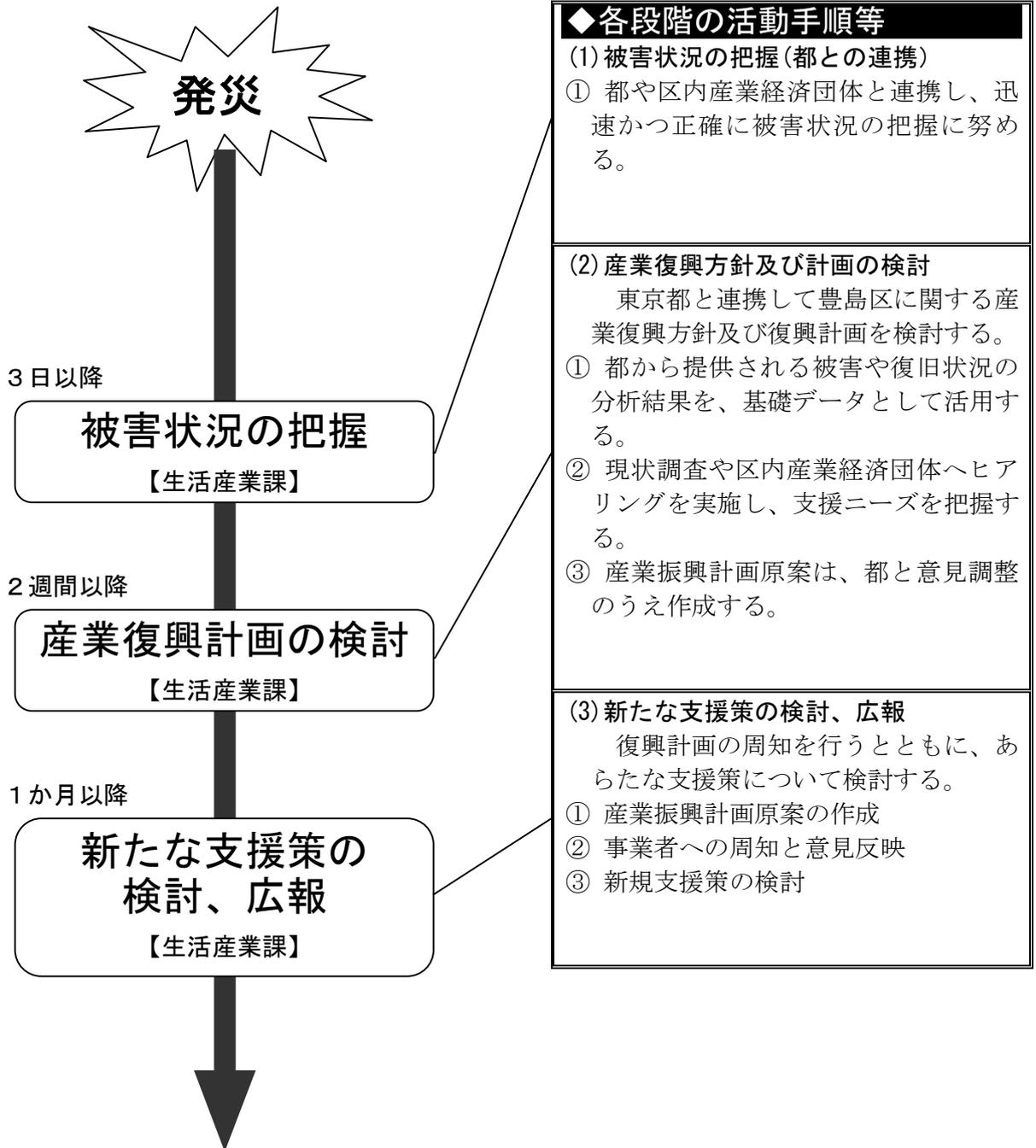
商店街・小売市場については、1月18日に商店街・小売市場の被害状況調査を開始した。1月21日以降、神戸市と連携し、市内の現地調査を実施した。2月6日～2月10日、10市3町の商工会議所・商工会に対し、商店街・小売市場のうち、災害復旧高度化事業及び商業基盤施設等整備事業（復旧関係）の適用可能性のある組合に対し、資産の被害状況、復旧予定等に関する調査を依頼した。災害復旧事業の査定開始期限は、通常発災から60日後となっているため、査定申請のための被害調査を早期に行う必要があった。その調査及び資料の作成は、2月28～3月31日に他府県からの応援職員の協力を得て行われた。

◆産業復興計画の策定

震災翌月に分野別の復興県民会議が動き出した。産業復興会議はもっとも早く2月5日に開催された平成7年6月末に産業復興計画をまとめ、これがその後、県と各市の産業の復興計画のベースとなった。

平成9年8月に、国の阪神・淡路復興対策本部事務局は、「産業復興実務者会議」を設けた。メンバーは産業復興に関係する各省庁の課長クラス並びに兵庫県、神戸市の実務担当者（部・局長クラス）で、詳細な実態調査を実施するとともに、並行して、各業界の要望事項を検討し、被災地における産業別の復興支援ニーズを整理し、施策についての検討を行った。この検討結果を踏まえ、平成9年10月3日に兵庫県、神戸市が産業復興支援の基本的考え方及び具体策を「産業復興支援充実策」として取りまとめた。＜内閣教訓阪神＞

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



◆各段階の活動手順等

(1) 被害状況の把握(都との連携)

- ① 都や区内産業経済団体と連携し、迅速かつ正確に被害状況の把握に努める。

(2) 産業復興方針及び計画の検討

- 東京都と連携して豊島区に関する産業復興方針及び復興計画を検討する。
- ① 都から提供される被害や復旧状況の分析結果を、基礎データとして活用する。
 - ② 現状調査や区内産業経済団体へヒアリングを実施し、支援ニーズを把握する。
 - ③ 産業振興計画原案は、都と意見調整のうえ作成する。

(3) 新たな支援策の検討、広報

- 復興計画の周知を行うとともに、あらたな支援策について検討する。
- ① 産業振興計画原案の作成
 - ② 事業者への周知と意見反映
 - ③ 新規支援策の検討

留意事項

- 都と産業経済団体等への事前周知と緊密な連携を図っておくことが重要である
- 産業復興計画策定のための外部専門員も含めた検討委員会メンバー設定等事前の準備を行う

今後の課題

- 調査項目、調査様式を事前に作成しておく。

必要な物品

- ・ 区内産業経済団体の連絡リスト □

2 中小企業の再開・復興支援

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 生活産業課 |
| マニュアル更新担当課 | 生活産業課 |

活動のあらまし

震災で被災し、一時的な事業スペースの確保を求めている事業者に対して、賃貸借型の仮設店舗、仮設共同工場を設置する。

被災した事業所の再建を図るための金融支援を東京信用保証協会とも連携しながら促進し、区内産業の早期復興を積極的に支援する。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|-------------------|
| 発災から 1週間以降 | 仮設店舗、仮設共同工場等の確保支援 |
| 2週間以降 | 金融支援等への対応 |
| 2か月以降 | 産業再生の支援への対応 |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災の商業の復興

◆商業の復興状況

商店街の店舗の約 1/3、小売市場は約半分が全壊・全焼の被害を受け、震災後に店舗数が約 2/3 に減少した。経営者に高齢者が多く借家が多かったのが原因である。

また、商店主が遠方の仮設住宅に住むことになり、休業せざるを得なかった人も多い。現地に店と住宅が再建されるまでに約1年はかかった。以前から衰退傾向であった上に、顧客が遠方の仮設住宅に入って地域にいなくなった。震災後は商店街を歩く人がめっきり少なくなり、店舗も5年近くを経て半数程度しか再開していない。〈内閣教訓阪神〉

◆全国からの支援

他地域からの支援はほとんど見られなかったが、「神戸新鮮市場」に多くの救援物資が届き、被災商業者を奮い立たせた。背景には、全国8市場(釧路和商市場、東京アメ横等)による有名市場サミットが、神戸市において実施され、そこで交流があった

ためである。また、個店には、取引先のメーカー、系列企業からの支援を受けた事例もあった。〈内閣教訓阪神〉

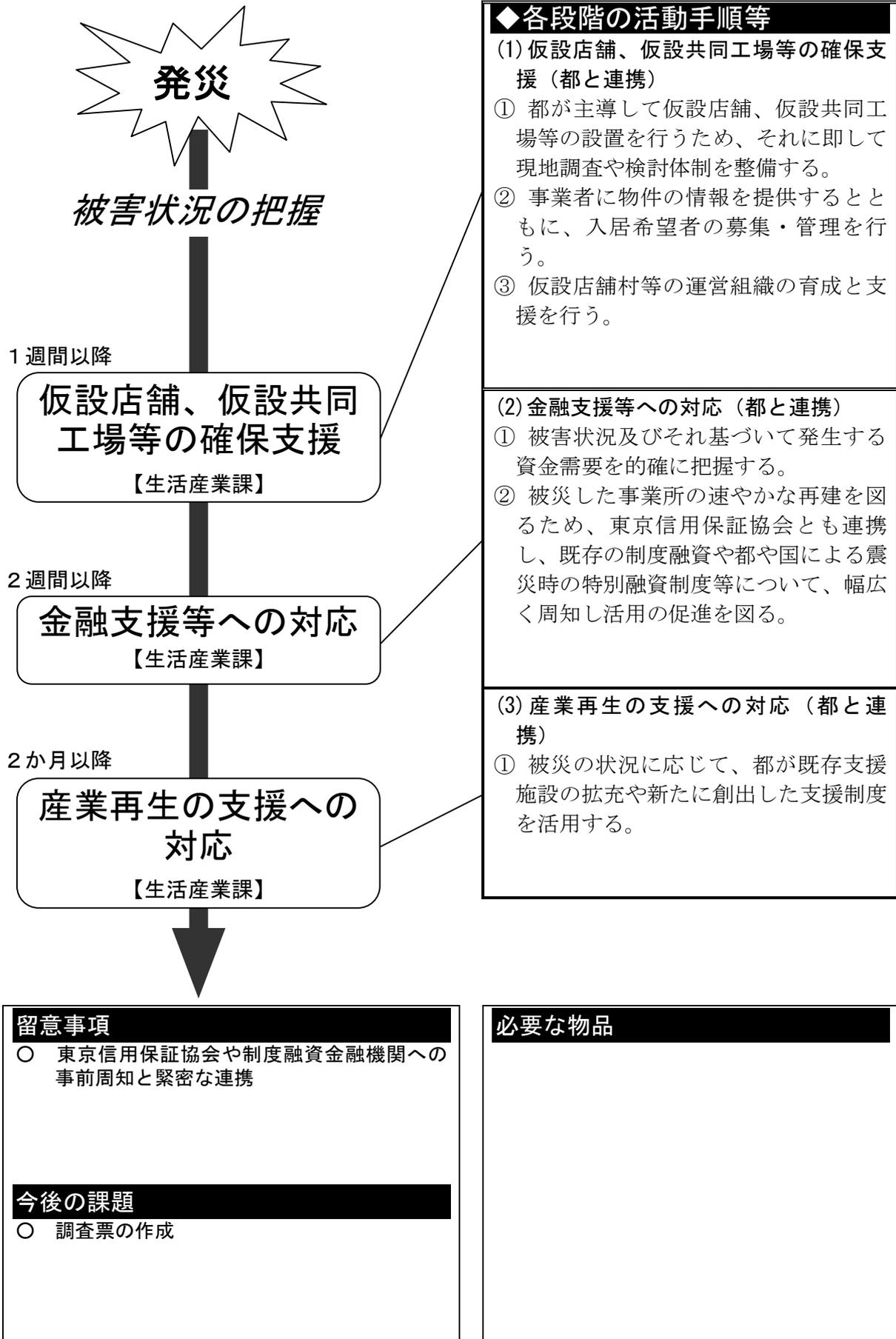
◆共同仮設店舗

共同仮設店舗については復興基金からの補助制度なども用意されることとなった。ただ、助成策には「利用しにくい」という声が被災地の商店主からあがっている。「補助対象が一店あたり 20㎡では、冷蔵庫や洗い場などをつくと売場スペースがわずかしこ取れない」「棟続きのうち一店でも被害が軽いと話がまとまらない」などが紹介されている。

新長田駅南地区では、まちづくり協議会が用地を借り、100店舗規模の大型共同仮設店舗「パラール」を建設し、いち早く復興の気運を盛り上げた。

駅前商業地等では、仮設店舗用地確保が難しい場合が多かった。立地条件が悪化し営業上苦戦したり、適当な用地を確保できず後の工事の支障となった事例が見受けられた。〈内閣教訓阪神〉

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



第7章 第2節

雇用・就業の確保

生活の再建のためには、住まいや生活支援とともに、「職」の維持・確保が重要である。東京都が行う雇用の維持確保の施策と連携して、区でも相談業務、新しい仕事の開発等を通じて被災者の仕事を確保する。

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|-------|
| 震災直後 | 2週間→ | 1か月→ | 2か月→ | 6か月→ | 6か月以上 |
|------|------|------|------|------|-------|

1 雇用・就業の確保

1 雇用・就業の確保

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 生活産業課 |
| マニュアル更新担当課 | 生活産業課 |

活動のあらまし

震災被害によって事業所の廃止や休止が生じると、それに伴って解雇や離職者の増加が発生される。国や東京都と連携して、雇用の維持を促すとともに離職者の再就職支援や、新規雇用の創出に努める。

プロセスのポイント

| | |
|---------------|------------------|
| 発災から 1週間以降 | 国や都と連携して雇用の維持を促す |
| 1か月以降 | 離職者の再就職支援に努める |
| 6か月以降 | 新規雇用の創出を図る |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：災害と雇用問題

◆雇用保険の問題

阪神・淡路大震災の離職者では、雇用保険未加入者がかなり多く、未払い保険料を支払う遡及条件で、失業給付を支給するという対応も実施された。

特に問題になったのは、パート労働者、零細自営業者など雇用保険法の適応を除外されてきた者への救済であったが、この問題は解決しなかった。

一番深刻だったのは、女性の不当解雇の問題だった。母子家庭で何年も真面目にパートで勤めて来たのに電話1本で解雇、震災による事務所の移転で女性のみが解雇、共働きなのに夫は会社へ行ってしまう、余震に怯える子どもを置いては行けず、勤め先からはもう来なくてもいいと言われた、などがあつた。パート労働者は、事業主ときちんと契約を結んでいなかった事も多く不利益をこうむった人も多かった。〈内閣教訓阪神〉

◆阪神・淡路大震災における雇用の促進

仮設住宅団地などへの「一日ハローワーク（出張

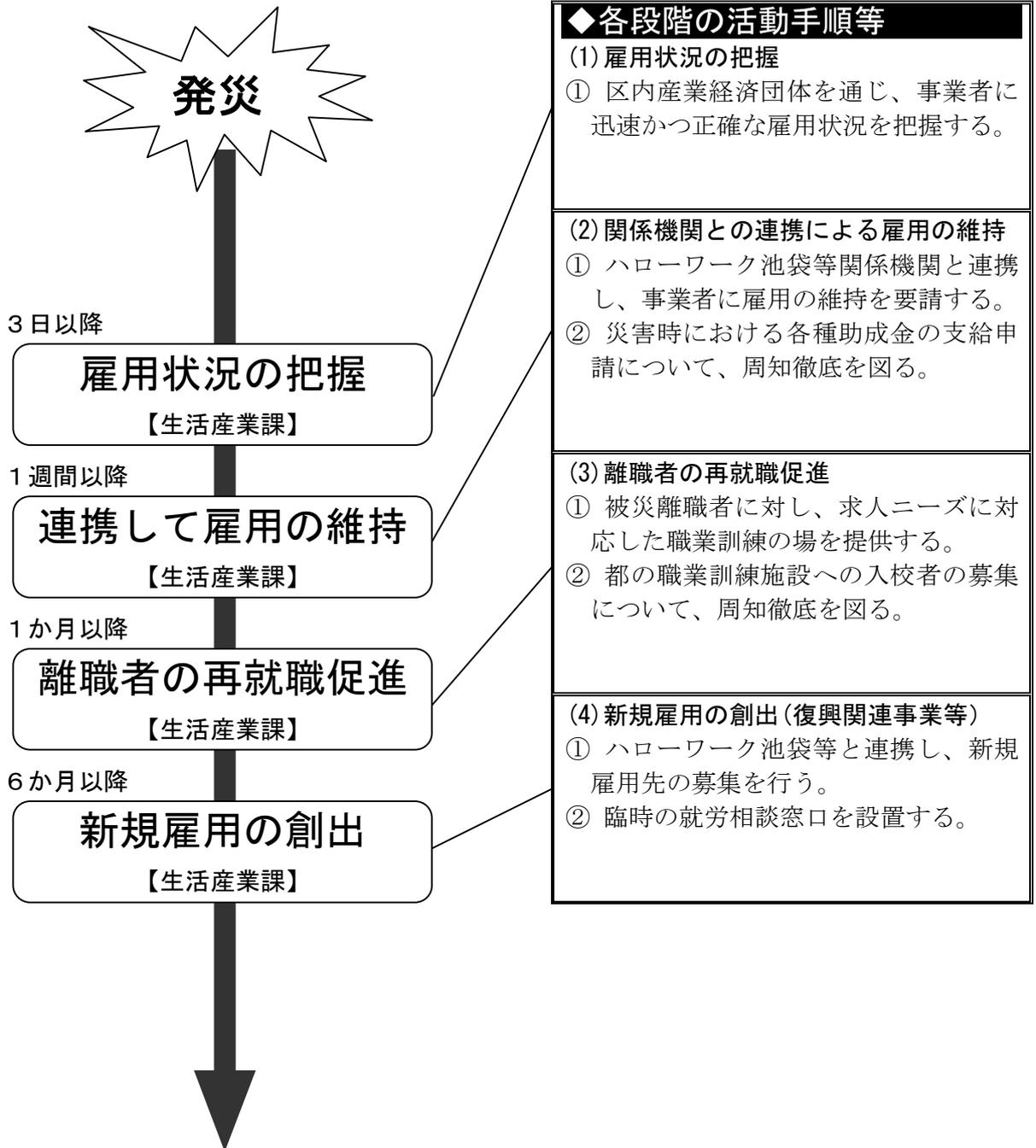
相談）、仮設住宅全居住者対象の「ふれあいハローワーク」では、巡回相談で得た被災者個々のニーズに合わせた求人開拓を行うというそれまでにないやり方もとられた。

平成11年度ころから「生きがいごとサポートセンター」「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」「被災地育児支援グループ助成事業」等、半雇用型ともいふべきビジネス支援が採用された。これらは、震災を経験したボランティア意識の高い人たちの起業支援として重要な役割を果たしている。〈内閣教訓阪神〉

◆東日本大震災の雇用対策

当面の緊急総合対策として①雇用調整助成金の特例措置 ②雇用保険失業給付の特例措置 ③職業紹介、職業訓練④新卒者等の就職支援 ⑤派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保 ⑥未払賃金立替払制度 ⑦雇用創出等 ⑧労働相談などが行われている〈参議院資料〉

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



◆各段階の活動手順等

- (1) 雇用状況の把握
 ① 区内産業経済団体を通じ、事業者迅速かつ正確な雇用状況を把握する。
- (2) 関係機関との連携による雇用の維持
 ① ハローワーク池袋等関係機関と連携し、事業者へ雇用の維持を要請する。
 ② 災害時における各種助成金の支給申請について、周知徹底を図る。
- (3) 離職者の再就職促進
 ① 被災離職者に対し、求人ニーズに対応した職業訓練の場を提供する。
 ② 都の職業訓練施設への入校者の募集について、周知徹底を図る。
- (4) 新規雇用の創出（復興関連事業等）
 ① ハローワーク池袋等と連携し、新規雇用先の募集を行う。
 ② 臨時の就労相談窓口を設置する。

留意事項

- 国への事前周知と緊密な連携

今後の課題

- 就労相談票の作成

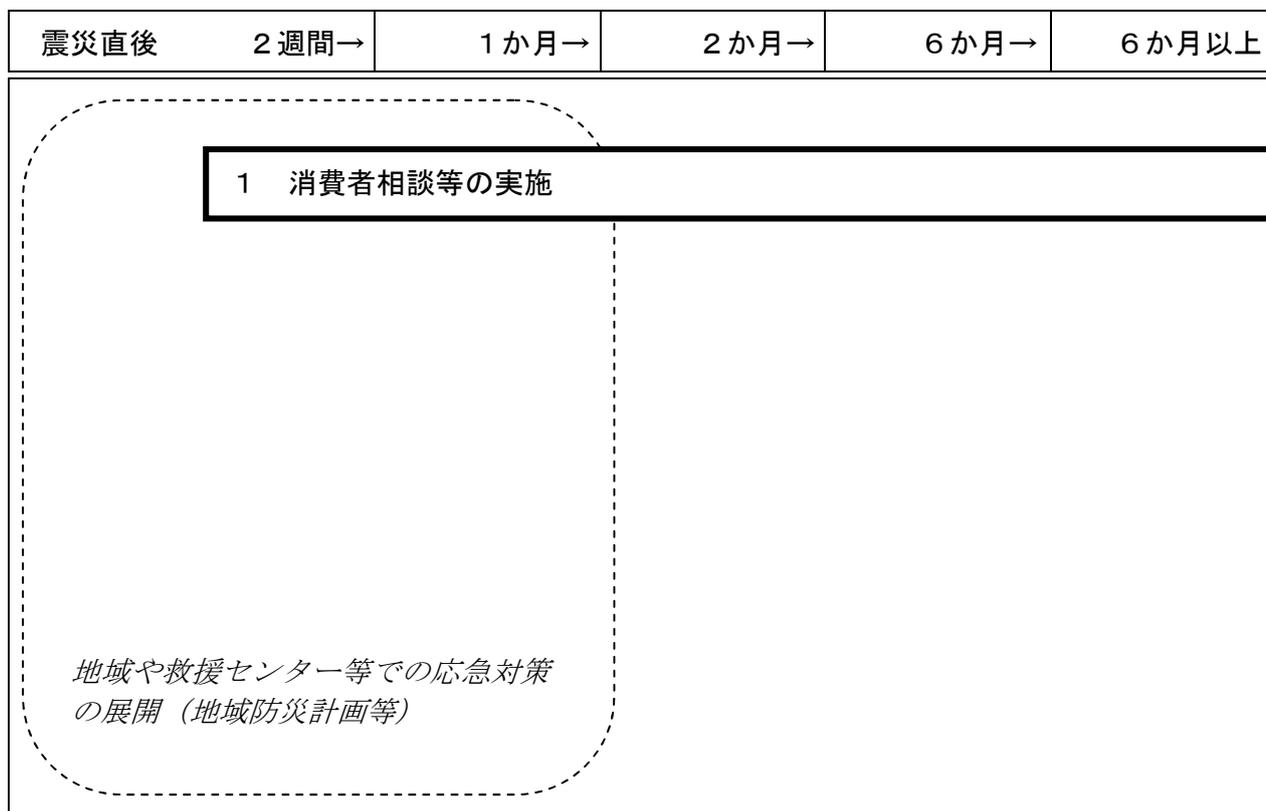
必要な物品

- ・ 看板
- ・ テーブル
- ・ 椅子

第7章 第3節

消費者の保護

震災後の混乱した状況の下においては、物資供給、住まい修理などに関連して便乗値上げや悪質な商法による被害が発生することがありうる。このため、消費者保護の観点から東京都や警察等と連携しながら、注意の喚起・啓発や、相談窓口の設置を行う。



1 消費者相談等の実施

| | |
|------------|-------|
| 実施責任担当課 | 生活産業課 |
| マニュアル更新担当課 | 生活産業課 |

活動のあらまし

消費生活に係る情報を幅広く収集し、広報等を通じて被災者に情報提供する。

区民生活の援護のために消費生活相談窓口を開催し、必要な情報提供や消費生活専門相談員による相談活動を行い、区民の生活再建に寄与する。

プロセスのポイント

| | |
|--------------|----------|
| 発災から 3日以降 | 情報の収集と広報 |
| 2週間以降 | 消費者相談の実施 |
| | |

留意事項：

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

コラム：阪神・淡路大震災と消費者相談

◆消費者相談所の開設

震災直後は、震災に便乗した値上げ等に関する相談が多く、その後住宅の復旧が進むと工事費が高すぎるなどの相談がみられた。このような震災を利用した便乗値上げ、悪質商法等に関しては、兵庫県、兵庫県警、各市が物価ダイヤル、悪質商法110番などの相談所を開設した。

◆情報紙の発行

・兵庫県は、物価ダイヤルに寄せられた相談をもとに、冊子「物価と私たちの暮らし」を作成し配布した。屋根修理の工事費の目安や賃貸住宅の家賃の便乗値上げ、外壁補修の適正価格、修理業者の日当等を記載し、便乗値上げや悪質業者への注意を呼び掛けた。

また、神戸市も、情報紙「暮らしのかわらばん」を作成し、避難所、区役所、駅等で掲示、配布した。

◆賃貸住宅の需要動向と家賃調査

・兵庫県が実施した、被災地及び近郊不動産取り扱

い業者約300社の調査によれば「震災から半年ぐらいの間は、賃貸物件アリと答えた業者は平均2~3割、11、12月になると5割の業者が物件があると答えている。また、空き物件は高額なものやワンルームタイプに限られている」という。

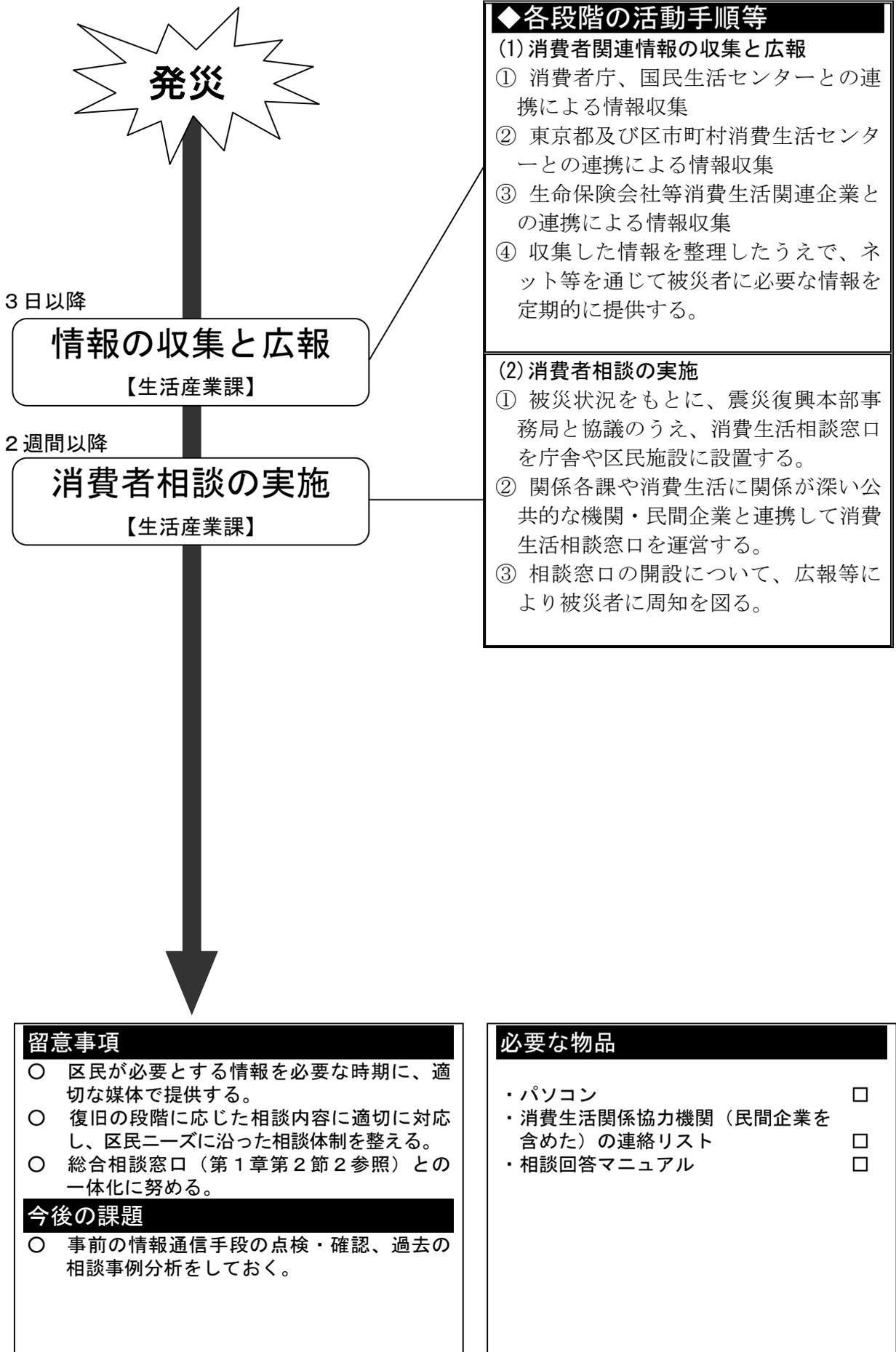
◆消費者相談の内容

兵庫県と県立神戸生活科学センターに2か月間で受け付けた相談は673件となっており、瓦・家屋補修関係が381件(内容は工事価格の相場がわからない、目安の価格を知りたい、というものが主なものである)で、その他、日用品が47件、不動産(家賃)47件、食料品が27件などとなっている。

◆「悪徳商法110番」

・県警の半年間の相談件数は90件で、前年同期の44件からほぼ倍増した。うち、34件が震災関連であり、県警生活経済課が計28事件を摘発し、延べ19人を逮捕、44人を書類送検している。(内閣府復興対策事例集)

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲み無は関連項目）



豊島区震災復興マニュアル

本 編

平成25年3月

《編集・発行》豊島区 総務部 防災課
都市整備部 都市計画課

〒170-8422 東京都豊島区東池袋 1-18-1

TEL 03-3981-1111 (代表)